	位代符が指直寺に保る以来の事前計画書							
1		「の対象とした 」措置等の名称	アジア拠点化のための税制措置					
2	要望の内	1容	アジア本社や研究開発機能の呼び込みを図るため、法的枠組みの下で認定を受けた企業に対する税制上のインセンティブ制度を創設する。具体的には①法人税負担の軽減、②当該企業の経営人材に対するストックオプションの付与に関する特例、③事前照会に対する文書回答手続の特例、④役員報酬の二重課税排除等の措置を講じる。					
3	担当部局	ð	貿易経済協力局貿易振興課					
4	評価実施	西時期	平成 22 年8月					
5		措置等の創設 改正経緯						
6	適用又は	t延長期間	平成 23 年4月~平成 26 年3月					
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠 政策体系	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 税を中心としたビジネスコストの高さを要因として、グローバル企業の海外流出が進む中で、大胆な税制インセンティブを付与することにより、日本の事業環境の魅力を飛躍的に向上させ、高付加価値機能の国内集積、高度外国人材の呼び込み、国内雇用創出等を図る。 《政策目的の根拠》 Ⅲ. アジア展開における国家戦略プロジェクト 7. 法人実効税率引き下げとアジア拠点化の推進等日本を「アジア拠点」として復活させるため、高度人材等雇用への貢献度等と連動したアジア本社・研究開発拠点等の誘致・集積を促す税制措置を含むインセンティブ制度について、2011年度から実施を目指して検討する。 1. 経済産業政策					
		における 政策目的 の位置付 け	02 技術革新の促進・環境整備 05 経営イノベーション・事業化促進 2. 対外経済政策 12 貿易投資促進					
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》グローバル企業の高付加価値機能を有する拠点の国内立地の増加					
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 高付加価値拠点の増加数(法的枠組みによる認定件数)					
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高付加価値拠点が国内に集積することによって、国内雇用創出、高度外国人 材の呼び込み等を促進し、政策目的に寄与する。					

0	有効性		適用数等	ᄹᄜᇲᄮᇫᅕᆚᆋᄺᄷᄳᅡᄼᆉᅅᇹᆂᆚᆝᇴᆓᄜᅅᄤᅡᇰᇰᄖᅸᅩᄹᄝᇄ	
8	等	(1)	週用釵守	年間30件の高付加価値拠点(アジア本社・研究開発拠点)の増加を見込	
	₹			む。	
		(2)	減収額	0	
				(注) 当該措置は今まで日本に存在していない高付加価値拠点を呼び込 むものであり、当該税制措置により減収は生じない。	
		(3)	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度~平成 25 年度)	
			目標の実	年間30件の高付加価値拠点(アジア本社・研究開発拠点)が増加・集積する	
			現状況	ことにより、国内雇用創出、高度外国人材の呼び込み等が実現する。	
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23	
				年度~平成 25 年度)	
				税を中心としたビジネスコストの高さを要因として、グローバル企業	
				の海外流出を阻止するため、大胆な税制インセンティブを付与することにより、日本の事業環境の魅力を飛躍的に向上させ、高付加価値拠	
点(アジア本社・研究開発拠点)の増加が実現する。 アジア本社・研究開発拠点の増加・300社(冬15社×10年)				アジア本社・研究開発拠点の増加:300社(各15社×10年)	
				y v y v v v v v v v v v v v v v v v v v	
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対				
		象期間:平成 23 年度~平成 25 年度)			
		企業の立地判断に業種横断的に影響を及ぼすと指摘			
				を含むビジネスコストについて、韓国、シンガポールが20%前後の	
				法人税率に加え戦略分野にさらなる優遇税制を設けている中、日本が	
				それらに比肩する大胆な税制インセンティブを設けなければ、日本の 立地競争力はさらに低下し、グローバル企業が日本を素通りし、重要	
				立地競争力はさらに低下し、グローバル企業が日本を素通りし、重要 拠点の海外流出に拍車がかかることになる。	
				5年度)	
				当該措置は減収とはならないものの、年間30件の高付加価値拠点が増加・	
				集積することにより、雇用創出、高度人材の呼び込み等が実現する。	
9	相当性	①	租税特別	グローバル企業の重要拠点が他のアジア諸国に流出している要因である	
			措置等に	「日本は税コストが高い」という認識を変える必要があり、税制優遇措置は必	
			よるべき	須。	
			妥当性等	また、韓国、シンガポール等アジア諸国をはじめとする諸外国では、税制優	
遇と補助金を併用して企業誘致を図っており、日本もこれらに比			遇と補助金を併用して企業誘致を図っており、日本もこれらに比肩しうるインセ		
				ンティブを講じるため施策の集中投下を図る必要。	
		2	他の支援	「アジア拠点化促進高付加価値拠点立地推進事業費補助金(20億	
			措置や義	円)」として、高付加価値拠点の国内立地を支援するための補助金を	
			務付け等	要望。国内のリソース・プールに存在しなかった希少な(追加的な)	
			との役割	経営資源をもたらす拠点であることを要件とし、また、その活動を通して国内需要を創出し、国内企業に新たな取引機会をすれる。 まる	
			分担	じて国内需要を創出し、国内企業に新たな取引機会をもたらし、ある	
				いは公共機関や国内企業との連携、交流を通じ日本経済に与える経済 効果等のより高い企業に限定的に付与する。補助金については初期投	
				対来等のより高い正案に限定的に対すする。補助並に づい には初期投 資の段階で、巨額の投資が必要となる拠点に効果的な措置。税制上の	
				措置については、初期段階から収益が発生する拠点を呼び込む際に効	
				果的な措置。また、コスト負担等、収益性の観点から立地選択の検討	

				が行われる際に、税制上の措置が与える影響は大きいと考えられる。
			地方公共 団体が協 力する相 当性	高付加価値拠点(アジア本社・研究開発拠点)が立地された地域については、当該地域の中で国内雇用創出等が図られ、当該地域が裨益することになるため。
10	有識者 <i>0</i>)見	解	
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			

1	政策評価の対象とした	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)
	租税特別措置等の名称	に基づく有限責任事業組合(LLP)への現物出資に係る譲渡益課税の
		繰り延べ
2	要望の内容	(1)対象事業者
		産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」。)
		に係る認定計画にそってLLPの組合員になろうとする事業者。
		(2)税制措置の内容
		認定事業者が計画に基づきLLPを設立するに際して現物出資を行う場合に課
		税繰り延べを認める。
3	担当部局	経済産業政策局産業組織課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設	
	年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日
	у <u>ты</u> о тым п ы	/和작사이사용성도 LUDTEL LSL + 2 TH 성 D 46
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等し、及びその	我が国経済及び産業の行き詰まりが深刻化する中で、我が国企業の生産性
	根拠	の向上と国際競争力の強化を通じた持続的な発展を図る。具体的には、我が
		国企業がグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値
		事業への積極投資・事業転換を行うとともに、新興国市場の成長を取り込むた
		めのグローバル展開を後押しし、その投資規模とスピードの両立を図ることを
		可能にする環境整備を行う。また、これらの積極投資・事業転換に先だって、
		既存で抱える不採算事業や低生産性分野からの脱却を図るため、必要な事
		業再編や産業再編を円滑化することを目的とする。
		《政策目的の根拠》
		産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律
		第131号)
		(目的)
		第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産
		性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施す
		□ る事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑
		化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社産
		業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための
		措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化
		するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進
		することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最
		近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動
		の革新に寄与することを目的とする。
	○ TL Mr IL T	の手利に可サッ心にとは即とする。
	② 政策体系	1. 経済産業政策
	における	05 経営イノベーション・事業化促進
	政策目的	
	の位置付	
	け	

		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産活法の計画認定に基づく政策支援を通じて、企業の自力再生、異業種の連携などを促進することにより、企業の生産性の向上を図る。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 適用見込み数(4件)
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				本措置を講ずることにより、個社で行うよりも効果が高い競合他社との 共同での効率化を進めるのに適した事業体であるLLPの設立がより促
				進され、需要に応じた最適な生産体制構築のための設備集約化が図られ、 結果として我が国産業の生産性の向上に資すると考える。
8	有効性 等	1	適用数等	4件
		2	減収額	11. 5億円
		3	効果ない し達成目	《《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成25年3月)
			標の実現 状況	本措置を講ずることにより、事業再編・産業再編を通じた生産設備の有効活用が促進され、平成25年までに本措置活用企業の適切な生産能力が達成され
				ることにより我が国企業の生産性の向上と国際競争力の強化を通じた持続的な発展の一助となる。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成2 1年3月~平成25年3月)
				本措置を講ずることにより、事業再編・産業再編を通じた生産設備の有効活用が促進され、平成25年までに本措置活用企業での適切な生産能力の達成
				による生産性向上に寄与する。 《租税特別措置等が新設されなかった場合の影響》
				設備集約に係る認定計画の減少が見込まれ、事業再編が停滞することにより生産性の向上を阻害する。
				《税収減を是認するような効果の有無》
				現行産活法において、現在、約9割の計画が目標として設定した生産性の向上の基準を達成しており、産活法の計画認定による事業活動は我が国の生産性向上に大きく貢献している。本税制措置を講ずることにより、LLPの活用に
				おける産活法スキームが更に活用され、計画終了後の利益確保(税収の増大)に大きく寄与することが見込まれる。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編等を行うものについて、一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り講じているため、必要最小限の措置となっており、国民の納得できる措置として妥当である。

		2	他の支援	他の類似制度は存在しない。
			措置や義	
			務付け等	
			との役割	
			分担	
		3	地方公共	
			団体が協	
			力する相	
			当性	
10	10 有識者の見解		 解	

	ı			が行が出しずにはる以外の事的計画自
1	政策評価の対象とした		対象とした	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
	租税特別]措詞	置等の名称	
2	要望の内]容		(免税措置の恒久化)
				① エチレン等石油化学製品の製造のため消費される揮発油について
				は、揮発油税及び地方揮発油税を免除とする措置の恒久化を図る。
				② ①の規定を受けて製造された石油化学製品のうち、特定石油化学製
				品が指定用途以外の用途に消費又は移出された場合には揮発油税法及
				び地方揮発油税法が適用される。
	+0 \/ +0 F			
3	担当部局	<u>י</u>		製造産業局化学課
4	評価実施	時期	胡	平成22年8月
5	租税特別	川措記	置等の創設	昭和32年度 創設
	年度及び	では	E経緯	
6	適用又は			恒久措置
7	必要性		政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等		及びその	ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差
			根拠	別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解
				決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力
				強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図
				<u> </u>
				《政策目的の根拠》
				石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産
				業の存立の観点から国際的なイコール・フッティングを確保することが必要で
				ある。 4-15
				原料用揮発油(ナフサ等)に対する課税状況(2009年8月現在)
				課税対象外∶米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、台湾、シンガポール
				免税:中国、韓国
				(出典:税理士法人プライスウォータークーパーズ及び石油化学工業協会調
				べ)
		2	政策体系	3. ものづくり・情報・サービス産業政策
			における	15 ものづくり産業振興
			政策目的	
			の位置付	5. エネルギー・環境政策
				25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
		-	けった	
			達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される
			指標	石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				イコール・フッティングの確保
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				本税制の効果により、石油化学製品の原料用揮発油に係る揮発油税及び
				地方揮発油税が免税され、国際的なイコール・フッティング及び国際競争力の
				確保、石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られている。
8	有効性	1	適用数等	免税量
	等			平成16年度 72, 566(千 KL)
				平成17年度 73, 652(千 KL)
				平成18年度 72, 667(千 KL)
				1

		-	
	(0)	減収額	平成19年度 73,664(千 KL) 平成20年度 72,032(千 KL)(見込み) 平成21年度 66,800(千 KL)(見込み) (国税庁統計年報、20年度及び21年度は財務省試算) 免税額
		// 《 4 义 合具	平成16年度 39,040億円 平成17年度 39,625億円 平成18年度 39,095億円 平成19年度 39,142億円 平成20年度 38,750億円(見込み) 平成21年度 35,940億円(見込み) (国税庁統計年報、20年度及び21年度は財務省試算)
	3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3月) 本措置により、石油化学製品の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方 揮発油税が免税され、国際競争力の確保及び石油化学製品の低廉かつ安 定的供給が図られている。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成2 0年4月~平成25年3月) 本税制の効果により、石油化学製品の原料用揮発油に係る揮発油税及び 地方揮発油税が免税され、国際競争力の確保及び石油化学製品の低廉かつ 安定的供給が図られている。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3月) 世界に類のない石化原料課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額約1兆円(平成20年度)が、そもそも失われることに加え、石化業界約8万5千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇
			第12日 加え、石化業が約8月3千人を始め、化学関連産業の約70月人の雇用も脅かされる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3月)
			免税措置が廃止された場合の影響は石油化学産業からの税収見込額約1兆円(平成20年度)及び石化業界約8万5千人、化学関連産業の約70万人の雇用の確保が脅かされることとなる。
9 相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。 仮に原料に課税をされた場合、石油化学製品のサプライチェーン上には、 価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。 エチレンは、約12万円/tの値段に対し、±1000円強/t程度の値差でぎりぎりの競争を行っている。仮に現行揮発油税の1%(538円/KL)の課税でも、約300億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去5年平均営業利益820億円)の大半が喪失。
			価格転嫁をしたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。石油化学製品の下流は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。
	2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割	①石油化学製品製造用輸入ナフサに係る石油石炭税の免税措置 ②石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 ③油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 石油化学製品の原料について課税をしない国際的なイコール・フッティング

	分担	を確保するために互いに補完する役割を担っている。
	③ 地方公共	
	団体が協	_
	力する相	
	当性	
10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事	_
	後評価の実施時期	

1	政策評価の対象とした			移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税				
'	租税特別措置等の名称							
2	要望の内容			(免税措置の恒久化)				
_	27.111			ゴムの溶剤等に供される揮発油及びみなし揮発油について、保税地域				
				から引き取る場合、揮発油税及び地方揮発油税を免除とする措置の恒久				
				化を図る。				
3	担当部局	3		製造産業局化学課				
				- Barata -				
4	評価実施 :	西時	期	平成22年8月				
5	租税特別	刂措	置等の創設	昭和32年度 創設(揮発油)				
	年度及び	ひ	正経緯	昭和59年度 創設(みなし揮発油)				
6	適用期間	1		恒久措置				
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等		及びその	ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差				
			根拠	別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解				
				決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力				
				強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図				
				<u>る。</u> 《政策目的の根拠》				
				\ 以成れ日刊の依拠/ ゴム製品、接着剤、塗料等は産業の基盤となる基礎材として幅広い産				
				コム製品、接着剤、塗料等は産業の基盤となる基礎材として幅広い産				
				果に使用されている。当該装品の装造時に活用用、和秋用用すどして使				
				一点からただちには代替が困難であり、多年にわたり広く使用されてきて				
				いる。				
				・				
				揮発油税等が課税された場合に製品価格への価格転嫁が困難であり、当				
				該中小企業の経営にも大きな影響が生じることとなる。				
		(2)	政策体系	3. ものづくり・情報・サービス産業政策				
			における	15 ものづくり産業振興				
			政策目的					
			の位置付	5. エネルギー・環境政策				
			け	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保				
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》				
			及び測定	我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される				
			指標	ゴム製品等の基礎材の低廉かつ安定的な供給を図る。				
				// TO TV 44- DO 1 H - H - PT - 1 - PT -				
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》				
				ゴム製品等の製造に使用する揮発油及びみなし揮発油に係る揮発油税等				
				を免税することにより、当該産業により製造される基礎材の低廉かつ安定的な # **********************************				
				供給を図り、もって国民生活の向上を目指す。				
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》				
				本税制の効果により、ゴム製品等の原料用揮発油及びみなし揮発油に				
				係る揮発油税及び地方揮発油税が免税されゴム製品等の低廉かつ安定的 供給が図られている。				
8	有効性	1	適用数等	免税量(kL)				
	等			│ • 移出揮発油				
				H19 H20 H21				
				ゴムの溶剤用 13,400 10,702 7,584				
				 10,400 10,702 7,504 				

電気絶縁塗料の製造用	100	71	66
接着剤の製造用	2, 000	5, 015	3, 964
合計	15, 500	15, 788	11, 614

- ・引取り揮発油 確認できず。
- ・移出みなし揮発油

	H19	H20	H21
塗料の製造用	65, 313	57, 890	52, 628
ゴムの溶剤用	3, 734	0	0
印刷用インキの製造用	4, 420	3, 934	3, 397
接着剤の製造用	5, 476	171	433
洗浄剤又はプラスチックその他	17, 925	9, 589	9, 289
の離型用			
合計	96, 868	71, 584	65, 747

・引取りみなし揮発油(平成21年度) 11千kl

(国税庁統計、20年度及び21年度は(社)日本塗料工業会、日本ゴム工業会、印刷インキ工業会、日本接着剤工業会、日本オートケミカル工業会調べ)

②:減収額

免税額(百万円)

•移出揮発油

	H19	H20	H21
ゴムの溶剤用	721	576	408
電気絶縁塗料の製造用	5	4	4
接着剤の製造用	108	270	213
合計	834	850	625

- ・引取り揮発油 確認できず。
- ・移出みなし揮発油

	H19	H20	H21
塗料の製造用	3, 514	3, 114	2, 831
ゴムの溶剤用	201	0	0
印刷用インキの製造用	238	212	183
接着剤の製造用	294	9	23
洗浄剤又はプラスチックその他	964	516	500
の離型用			
合計	5, 211	3, 851	3, 537

・引取りみなし揮発油(平成21年度) 約6億円程度

(国税庁統計、20年度及び21年度は(社)日本塗料工業会、日本ゴム工業会、印刷インキ工業会、日本接着剤工業会、日本オートケミカル工業会調べ)

③ 効果・達成 目標の実 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3月)

本措置により、ゴム製品等の原料用揮発油及びみなし揮発油に係る揮発油 税及び地方揮発油税が免税され、ゴム製品等の低廉かつ安定的供給が図ら れる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成2 0年4月~平成25年3月)

本税制の効果により、ゴム製品等の原料用揮発油及びみなし揮発油に係る 揮発油税及び地方揮発油税が免税されゴム製品等の低廉かつ安定的供給が 図られる。

			T WELL SELVE TO THE SELVE TO TH
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対
			象期間:平成20年4月~平成25年3月)
			当該製品の製造事業者は経営基盤が脆弱な中小企業者が多く、揮発油税
			等が課税された場合に製品価格への価格転嫁が困難であり、当該中小企業
			の経営にも大きな影響が生じることとなる。
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月~平成
			25年3月)
			本税制の効果により、ゴム製品等の原料用揮発油及びみなし揮発油に係る
			揮発油税及び地方揮発油税が免税されゴム製品等の低廉かつ安定的供給が
			図られ当該製造事業者の安定的経営に貢献する。
9	相当性	① 租税特別	生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てする
		措置等に	ことは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。
		よるべき	
		妥当性等	
		② 他の支援	他の支援措置との関係はない。
		措置や義	
		務付け等	
		との役割	
		分担	
		③ 地方公共	
		団体が協	_
		力する相	
		当性	
10	1 有識者の見解		
11	前回の事	前評価又は事	_
	後評価の実施時期		

1	政策評価の対象とした	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
	租税特別措置等の名称	STREET WAS ALL AND
2	要望の内容	(免税措置の恒久化)
_	224111	石油化学製品製造用原油(重質NGL)、揮発油(ナフサ)、灯油及び軽
		油、並びにアンモニア等の製造用液化石油ガス(LPG)で保税地域か
		ら引き取られるものについては、石油石炭税を免除とする措置の恒久化
		を図る。
2		製造産業局化学課
3	¦ 担勻마向 ¦	表現性未向化子誌 資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
	== /= == += n+ +=	
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設	昭和52年度 創設
	年度及び改正経緯	石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設
		(1年毎に免税措置を延長)
		昭和59年 石油化学製品等製造用輸入LPGに係る免税措置の創設
		(1年毎に免税措置を延長)
		昭和61年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPGに係る本税を2年間の免
		税措置として延長
		昭和63年 同上
		平成 2年 同上
		平成 4年 同上
		石油化学製品製造用輸入原油(重質NGL)に係る免税措置の 創設
		平成 6年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質NGL)に係る
		本税を2年間の免税措置として延長
		平成 8年 同上
		平成10年 同上
		平成12年 同上
		平成14年 同上
		平成16年 同上
		石油化学製品製造用輸入ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に 係る免税措置の創設
		平成18年 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質NGL)・ガスオー
		イル(粗製灯油、粗製軽油)に係る本税を2年間の免税措置とし
		て延長
		平成20年 同上
		平成22年 同上
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等及びその	ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差
	根拠	別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解
	TIX IX	決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力
		強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図
		る。
		石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産
		業の存立の観点から国際的なイコール・フッティングを確保することが必要で
		ある。
		15 - 5

			原料用揮発油(ナフサ等)に対する課税状況(2009 年 8 月現在) 課税対象外:米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、台湾、シンガポール 免税:中国、韓国 (出典:税理士法人プライスウォータークーパーズ及び石油化学工業協会調 べ)
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	3. ものづくり・情報・サービス産業政策 15 ものづくり産業振興 5. エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図るため、石油化学製品の製造用に使用する原油、石油製品及びガス状炭化水素における、原料調達条件の国際的なイコール・フッティングを確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 石油化学製品の製造等に使用する原油等に係る石油石炭税を免税することにより、我が国の基礎的産業における国際的なイコール・フッティング及び国際競争力を確保し、当該産業により製造される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》本税制の効果により、石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際の石油石炭税が免税され、国際的なイコール・フッティング及び国際競争力の確保、石油化学製品の低廉かつ安定的供給に寄与している。
8	有効性 等	① 適用数等	免税数量
		② 減収額	免税額 平成 18 年度 589 億円 平成 19 年度 556 億円 平成 20 年度 458 億円 平成 21 年度 538 億円 平成 22 年度 414 億円(見込み) (国税庁統計年報、20年度及び21年度は石油化学工業協会及び石油連盟、22年度は財務省調べ)
		③ 効果ない し達成目 標の実現 状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3月)本税制措置により、石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際の石油石炭税が免税され、国際競争力の確保、石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られる。

				《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4
				月~平成25年3月) 本税制の効果により、石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際
				の石油石炭税が免税され、国際競争力の確保及び石油化学製品の低廉かつ
				安定的供給が図られる。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対
				象期間:平成20年4月~平成25年3月)
				輸入ナフサを使用する全ての石油化学企業の事業者が本措置を利用。また、石油化学製品を利用する中小企業にも効果が均霑している。
				た、石油に子袋品を利用する中が正案にも効果が均落している。 免税措置により石油化学産業が存立。世界に類のない石化原料課税により、
				石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額が、そも
				そも失われることに加え、石化業界約8万5千人を始め、化学関連産業の約7 0万人の雇用も脅かされる。
				9757 (477 G A 76
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月~平成
				25年3月)
				石油化学産業からの税収見込額約1兆円(平成20年度)及び石化業界約8万
				5千人、化学関連産業の約70万人の雇用の確保
9	相当性		税特別	生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てする
			置等に	ことは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。
			るべき 当性等	仮に原料に課税をされた場合、石油化学製品のサプライチェーン上には、 価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し、価格転嫁は極めて困難。中小企業
			J 17 '	をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。
				石油石炭税の 2040 円/kLは、エチレン 4400 円/tのコストアップに相当し、
				競争力を喪失。仮に課税されれば、全体で約 500 億円の負担となり、エチレン
				センター全社の合計利益(11 社の過去 5 年平均営業利益 820 億円)の大半が 喪失。
				価格転嫁をしたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置
				き換わる事態が生じる。石油化学製品の下流は広範であり、製品輸入時点で
				課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。
		② 他(の支援	① 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
			置や義	② 石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置
			付け等	③ 石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 石油化学製品の原料について課税をしない国際的なイコール・フッティング
		と0 分割	D役割 ^田	を確保するために互いに補完する役割を担っている。
		23.1		
			方公共	
			体が協 まる知	
		当り	する相 性	_
10			_	_
11				_
	後評価σ	天肔時	F 別	

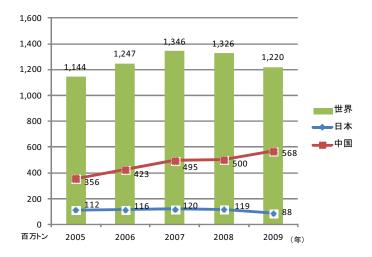
		.111	仇付別拍旦寺にはる以来の争削計画音
1		iの対象とした 措置等の名称	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
2	要望の内容		免税措置の恒久化を図る。
3	担当部局		製造産業局鉄鋼課製鉄企画室
			製造産業局住宅産業窯業建材課
			資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課
4	評価実施	時期	平成22年8月
5		措置等の創設	平成 15 年 創設
	年度及び	[、] 改正経緯	平成 17 年 2年間延長
			平成 19 年 2年間延長
	海田ワけ	延長期間	平成 21 年 2年間延長 恒久措置
6	迎用又Id	严 区别间	但入拍
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	政策目的としては、ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業
		根拠	展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や
			環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の
			国際競争力強化を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を
			│図ることである。 │ 本免税措置は、諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄
			一本元代指置は、昭介国に35°C、原行用述の石灰に対する除代がない中、数 鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除するこ
			とにより、①我が国の基盤的産業における国際的なイコールフッティング及び国
			際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、②我が国製造業
			の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメ
			ントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化を実現
			し、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図るものである。
			《政策目的の根拠》
			国際的なイコールフッティングの確保、 低廉かつ安定的な供給を通じた国際競争力強化の実現
		② 政策体系における	3. ものづくり・情報・サービス産業政策 15. ものづくり産業振興
		: における	15 ものつくり産業振興 5.エネルギー・環境政策
		の位置付	3. エヤルマー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
		け	
		③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及び測定	諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄鋼、コークス及
		指標	びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、①我
			が国の基盤的産業における国際的なイコールフッティング及び国際競争力を確
			保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、②我が国製造業の基盤や社会
			資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉か
			一つ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化を実現し、我が国経
			済の活性化及び国民生活の質の向上を図る。 『知知特別世帯第による達成日標に係る測定指揮》
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

我が国の基盤的産業における国際的なイコールフッティング及び国際競争力を確保するとともに、我が国製造業の基盤や社会資本に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を確保する。

○鉄鋼について

本免税措置により、我が国の粗鋼生産量の2007年水準(1.2億トン)までの回復及び維持を実現する。ただし、製造工業の生産指数、競合関係にある中国の粗鋼生産量を達成状況を評価する際の参考とする。

【我が国と中国、世界の粗鋼生産量について】



出典:(社)日本鉄鋼連盟「鉄鋼統計要覧」等から経済産業省作成

なお、現状は、米国の金融危機に端を発した景気後退の影響を背景として、世界全体の鋼材需要に大きく落ち込みが生じたため、我が国の粗鋼生産量も2007年の1.2億トンから2009年は1億トンを割った水準となっているが、足下の生産動向は回復基調を見せており、本年は1億トンを越える生産ペースとなっている。

【我が国の四半期毎鋼材需要推移】

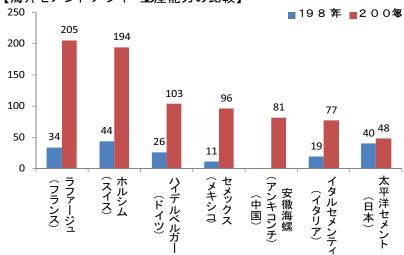


出典:経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」等より作成

〇セメント について

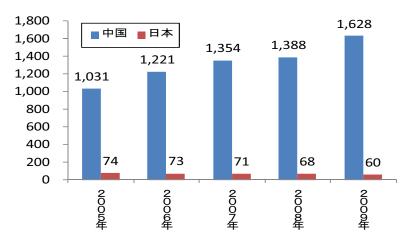
競合関係にある海外セメントメジャーを産能力及びアジア主要国のセメント生産量並びにセメントの輸入依存度を参考指標として、我が国セメントを業の国際的なイコールフッテング及び国際競争力の確保並びにセメントを無かつ安定的な供給の確保の達成状況を評価する。

【海外セメントメジャ―40産能力の比較】



出典:(社セメン 協会提供資料から経済産業省作成

【我が国と中国のセメン性産量】



出典:(社 と メント 協会 「セメント・ンドブック 0 10から経済産業省作成

【我が国の内需に占める輸入依存度】

2005年度:1.8%、2006年度:1.8%、2007年度:1.7%、2008年度:1.8%

2009 年度:1.8%

Oコークスについて

コークスの主要仕向け先である鉄鋼業における粗鋼生産量の回復・維持へ寄与するとともに、我が国製造業への安定供給を実現する。

なお、現状は、米国の金融危機に端を発した景気後退の影響を背景とした世界

全体の鋼材需要の落ち込み等により、2009年の我が国のコークス生産量は平 年の15%減程度となっているが、足下のコークス生産動向は粗鋼生産の回復に 伴い回復基調を見せている。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 諸外国においては、鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料炭に対して、課 税目的の如何に関わらず課税されていないため、本免税措置により、国際的な イコールフッティングが確保されている。また、製品価格に占める原料炭のウェイ トが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいことから、本免税 措置により、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されている。 ○鉄鋼 8 有効性 ① 適用数等 等 2005年度: 17件 2006年度: 16件 2007年度: 16件 2008年度: 15件 2009年度: 13件 2010 年度申請件数は、13件 ※13件の内訳は、高炉メーカー5社、電炉メーカー6社、その他商社等2社 〇セメント 2005年度: 17件 2006年度: 15件 2007年度: 16件 2008年度: 17件 2009年度: 15件 2010年度申請件数は、16件。 ○コークス 2005年度: 12件 2006年度: 12件 2007年度: 12件 2008年度: 12件 2009 年度: 12 件 2010 年度申請件数は、11 件 (出典:用途証明申請者提出の実績報告書) ②減収額 〇鉄鋼 2005年度: 286億円 2006 年度: 290 億円 2007年度: 459億円 2008 年度: 445 億円 2009 年度: 401 億円 (出典:用途証明申請者提出の実績報告書) 〇セメント 2005 年度: 27 億円 2006年度: 26億円 2007年度: 40億円 2008年度: 39億円 2009 年度: 29 億円

〇コークス

2005 年度: 25 億円 2006 年度: 33 億円 2007 年度: 36 億円 2008 年度: 28 億円 2009 年度: 22 億円

※税率: 2005・2006 年度は 460 円/トン、2007 年度から 700 円/トン

2010年度減収額は、445億円程度の見込み。

(出所:財務省調べ)

③ 効果・達成 目標の実 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月~平成24年3月)

諸外国においては、原料炭に対して、課税目的の如何に関わらず課税されていないため、本免税措置により、国際的なイコールフッティングが確保されている。また、製品価格に占める原料炭のウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいことから、本免税措置により、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されている。

(参考:諸外国のエネルギー関係諸税(原料炭への課税状況)

国名	税制	減免措置
ドイツ	エネルギー税	免税(又は還付)
フランス	石油製品税	非課税
7727	石 税	免税
7 / 7	鉱油税	非課税
スイス	CO2税	免税
イタリア	エネルギー製品税	非課税
マルカ	燃料税	非課税
アメリカ	石炭税	褐炭及び輸入炭は免税
中国	消費税	非課税
中国	資源税	輸入炭は免税
辞団	個別消費税	非課税
韓国	交通・エネルギー・環境税	非課税

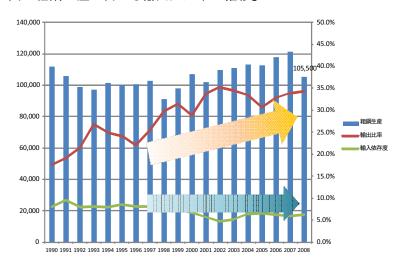
【出典:経済産業省委託調査】

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成23年4月~平成24年3月)

〇鉄鋼

本免税措置により、国際的なイコールフッティングが確保されており、海外市場、国内市場双方において、我が国鋼材が競争力を有しているため、輸出量の伸び及び輸入量の低位安定が確認される。

【わが国の粗鋼生産に占める輸出入比率の推移】



出典:(社)日本鉄鋼連盟「鉄鋼統計要覧」

〇セメント

本免税措置により、国際的なイコールフッティングが確保されており、海外市場、国内市場双方において、我がセメントが競争力を有しているため、輸出量の伸び及び輸入依存度の低位安定が確認される。

【我が国のセメント輸入依存度】

2005 年度:1.8%、2006 年度:1.8%、2007 年度:1.7%、2008 年度:1.8% 2009 年度:1.8%

Oコークス

本免税措置により、国際的なイコールフッティングの確保及び国内での安定的な供給が実現されている。特に、近年では、我が国の主要コークス輸入元である中国からのコークス輸出量が激減しており、国内での安定的な供給の維持は、我が国製造業の発展に大きく寄与している。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月~平成24年3月)

〇鉄鋼

仮に、鉄鋼製造用石炭へ課税された場合、粗鋼1トン当たり500円程度の負担増と試算されるが、国内・海外双方の市場で激しい競争を行っていることから、課税負担分を全額転嫁することは困難。更に、鉄鋼業が課税負担分を吸収することにより、鋼材の価格競争力の喪失や、研究開発費・設備投資費の減少により、中長期的な技術優位性の喪失が予想される。こうした結果、我が国鋼材が市

場シェアを失い、一定の仮定を置いて試算をした結果、鉄鋼業及び関連産業の国内生産額が7,660億円、雇用者数が2.3万人、GDPが2,556億円の減少と重大な影響が生じる可能性がある。更には、我が国鉄鋼業の国際競争力が失われることにより、ユーザー産業の競争力等への悪影響も懸念される。

Oセメント

セメント1トン当たりの価格は1万円程度であるが、国内産のセメントは中国・韓国からの輸入セメントと50円/トン程度の価格差で熾烈な競争を展開している。主要国において、セメントの原料に使用される石炭に対する課税が行われないまま、我が国だけが課税された場合、我が国セメントメーカーは、価格競争力を失い、徐々に市場シェアを失い、これによって設備稼働率が低減することから、更に競争力が低下する事態も考えられる。こうした事態が継続すれば、国内に32カ所存在するセメント工場も徐々に閉鎖されることも考えられ、国内でセメント製造に直接関連する雇用(現時点での業界団体推計約2万人)に影響するのみならず、セメントを材料とする他の多くの産業や国民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。中でも、生コンクリート製造業やコンクリート製品製造業は大半が価格交渉力の弱い中小企業であり影響が大きい。

また、全国で発生する全ての廃棄物のうち約1割を、セメント産業は生産プロセスの中で処理しており、各地で廃棄物処理の中核的役割を担っている。仮に、セメント産業の縮小した場合には、各地の廃棄物処理にも大きな影響を及ぼす可能性がある。

Oコークス

仮に課税された場合、コークス 1トン当たり 900 円程度の負担増と試算されるが、コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高いことから(約 90%)、僅少な利幅に与える影響は非常に大きく、業界の存続問題も生じかねない。また、国際的なコークス市場においては、安価なコークスの流通が見られており、仮に900 円増額した場合、これらコークスとの価格競争力を喪失する恐れがある。仮に、国内コークス業者の存立が困難となれば、雇用(コークス業界約 2200 人及び、関連産業約 6000 人)にも影響が及ぶ。

また、課税の影響等でコークス専業者が廃業すると、我が国の基幹的産業である鉄鋼業における安定的なコークス調達にも大きな支障を生じかねない。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月~平成2 4年3月)

諸外国においては、鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料炭に対して、課税目的の如何に関わらず課税されていないため、本免税措置により、国際的なイコールフッティングが確保されている。また、製品価格に占める原料炭のウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいことから、本免税措置により、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されている。

9 相当性

① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等 諸外国においては、課税目的の如何に関わらず、原料炭に対して課税されておらず、国際的なイコールフッティングと国際競争力確保の観点から必要。

また、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭については、

- ①製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠なこと、
- ②他の原料による代替が事実上困難であること、
- ③製品価格に占めるウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与

	•			
	İ			える影響が大きいこと、
				を踏まえ、国民経済への影響にも配慮し、本特例措置を講じることが必
	ļ			要。
	1			女。
		2	他の支援	原料炭の使用量については、予測は困難であり、予算措置等によるイコールフ
			措置や義	ッティングの確保は不可能。本特例措置は、我が国産業が国際的な活動を行う
			務付け等	上で平等な競争環境を確保することで、当該産業の国際競争力の維持・向上を
			との役割	実現するとともに、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図るもので
			分担	ある。
	İ			
		3	地方公共	_
			団体が協	
			力する相	
			当性	
10	有識者σ)見	解	_
	ļ.			
	!			
	<u> </u>			
11	前回の事前評価又は事		評価又は事	-
	後評価σ)実	施時期	
	104 H 1 154 44	-	,,,,	

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
2	要望の内容	石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税還付措置の恒久化を図る。
3	担当部局	資源エネルギー庁 石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成 元年度 創設(石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設) 平成 2年度 延長 平成 4年度 延長 平成 6年度 延長 平成 10年度 延長 平成 12年度 延長 平成 12年度 延長 平成 14年度 延長 平成 16年度 拡充・延長(対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル (粗製灯油及び粗製軽油)を追加) 平成 18年度 延長 平成 20年度 延長 平成 20年度 延長 平成 20年度 延長
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性 ① 及根 ② に政のけまり である的付き であるのけます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はい	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 石油化学製品製造用輸入ナフサ等については石油石炭税の免税が講じられている。 一方で、国産の石油化学製品製造用ナフサ等(原油を輸入して国内の製油所で精製して得られるナフサ、ガスオイル)については、原油段階で石油石炭税が課税されている。 したがって、輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフッティングを確保する観点から、石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税の還付措置を講じることが必要である。 《政策目的の根拠》 石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となり、石油の安定供給に支障を及ぼすおそれがある。 したがって、輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフッティングを確保するための還付措置を講じることが引き続き重要である。 5. エネルギー・環境政策 25. 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 石油化学製品製造用輸入ナフサ等については石油石炭税の免税が講じられている。 一方で、国産の石油化学製品製造用ナフサ等については、原油段階で

				石油石炭税が課税されている。
				したがって、石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税の還付措
				置を講じ、輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフッティングを確保
				する。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標
				石油化学製品製造用ナフサ等の生産に供される原油等について、石油
				石炭税を還付することにより、原油等を処理して生産される原料用特定
				揮発油等について、輸入品との間でイコールフッティングを確保する。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				本措置により、原油等を処理して生産される国産の原料用特定揮発油
				等は、輸入品との間でイコール・フッティングが確保される。
8	有効性	1	適用数等	還付数量 (90条の5)
Ŭ	等	•	22/1320 13	(ナフサ) (ガスオイル)(千KL)
	₹			平成17年度 25,255 2
				平成 1 8 年度 23,199 26
				平成 1 8 年度
				平成20年度 22,326 64
				平成21年度 22,950 178 (見込み)
				(財務省・石油連盟試算)
		2	減収額	還付額
				平成17年度 5 1 5 億円
				平成18年度 474億円
				平成19年度 497億円
				平成20年度 457億円
				平成21年度 472億円(見込み)
				(財務省・石油連盟試算)
		3	効果ない	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3
			し達成目	月)
			標の実現	本措置により、石油化学製品等に供される原油等について、石油石炭
			状況	税を還付することにより、原油等を処理して生産される原料用特定揮発
			1/1/10	
				油等について、輸入品との間でイコール・フッティングが確保される。
				│ 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20│ │
				年 4 月~平成 2 5 年 3 月)
				本税制の効果により、石油化学製品等に供される原油等について、石
				油石炭税を還付することにより、原油等を処理して生産される原料用特
				定揮発油等について、輸入品との間でイコール・フッティングが確保さ
				れる。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析
				対象期間:平成20年4月~平成25年3月)
				石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産さ
				れる中で、仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生
				じ、国産ナフサ等の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な
				不利となり、競争力低下を招く。
				「一代であり、パックは「とおく。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月
				~平成25年3月)
				当該還付措置について、輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフッテ
				ィングに資することから、同様に有効と考えられる。

9	相当性	① 租税特別	│ 石油化学製品製造用国産ナフサ等の生産量は予測できず、補助金では │
		措置等に	適切な資金を手当て不可能であることから、他の手段での公平な措置は
		よるべき	困難である。
		妥当性等	また、輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフッティングという政
) A D IC T	策目的を達成するため、本措置は的確な政策手段であるとともに、課税
			の公平原則の観点からも、必要最小限の特例措置である。
		② 他の支援	〇石油化学製品原料用輸入ナフサ・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)
		措置や義	に係る関税の免税措置
		務付け等	〇石油化学製品製造用揮発油に係る揮発油税の免税
			0 1 温 1 1 2 温 2 2 1 1 平 2 温 1 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		との役割	
		分担	
		③ 地方公共	_
		団体が協	
		カする相	
		当性	
10	有識者σ		_
10	13 Med 17	, JC/JT	
11	11 前回の事前評価又は事		_
	後評価の実施時期		

1	政策評価の対象と 租税特別措置等の	
2	要望の内容	石油アスファルト等に係る石油石炭税還付制度の恒久化を図る。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の 年度及び改正経約	고 C 4 4 도 C T E
6	適用又は延長期間	間 恒久措置
7	必要性 ① 政策 等 及び 根拠	その 国際的な原油調達環境の悪化に適切に対応するため、分解処理により
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	③ 達成 及び 指標	測定 国産石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されて
		ルフッティングを確保する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本還付措置により、国産アスファルト等と輸入アスファルト等とのイコールフッティングが図られている。
8	有効性 ① 適用	数等 「適用数量】 平成 1 7 年度: 7,052 千 KL 平成 1 8 年度: 6,513 千 KL 平成 1 9 年度: 6,372 千 KL 平成 2 0 年度: 6,092 千 KL 平成 2 1 年度: 6,059 千 KL (見込み)

		平成22年度:5,952千 KL (見込み)
		出典:財務省・石油連盟試算
		国内で原油を精製し、国産アスファルト等を製造する全ての事業者(石油精製業者)が本措置を利用しており、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。
	② 減収額	【租特の適用実績】 平成17年度:144億円 平成18年度:133億円 平成19年度:130億円 平成20年度:124億円 平成21年度:124億円(見込み) 平成22年度:121億円(見込み)
		出典:財務省・石油連盟試算
	③ 効果ない し達成目 標の実現	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成24年3月)
	状況	本還付措置により、国産アスファルト等と輸入アスファルト等とのイコールフッティングが図られる。
		《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20 年4月~平成24年3月)
		国産品について石油石炭税の還付措置により、輸入品と国産品とのイコールフッティングが図られる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析 対象期間:平成20年4月~平成24年3月)
		石油製品は連産品であり、原油からは一定量の割合で石油アスファルト等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入アスファルト等との価格差が生じ、国産アスファルト等の販売が困難となるため、 国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月 ~平成24年3月) 石油製品は連産品であり、原油からは一定量の割合で石油アスファル
		ト等が生産される中で、仮に当該措置がない場合には、輸入アスファルト等との価格差が生じ、国産アスファルト等の販売が困難となるため、 国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低下を招く。
9 相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	国産アスファルト等の生産量は予め予測できず、補助金では適切な資金を手当て不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難であり、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の特例措置である。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割	

		分担	
		③ 地方公共	_
		団体が協	
		力する相	
		当性	
10	有識者σ	見解	-
11	前回の事	前評価又は事	_
	後評価の実施時期		

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置				
2	要望の内容		新設			
		税	租税特別措置等	対象者	概要	
			①共同施設用建		事業協同組合が高度化資金の貸付けを受けて取得	
			物等の不動産取	事業協同組合	した共同施設等については、不動産取得税の課税	
			得税の軽減		標準が軽減。	
			@ * ##\\\		事業協同組合等が、独立行政法人中小企業基盤整	
			②事業協同組合	東業协 戸紹 今	備機構法に基づき都道府県又は当機構から高度化	
			等の取得資産に対する不動産取	事業協同組合 協同組合連合	資金の貸付けを受けて取得する集団化事業等の事	
			科 9 る 小 到 座 収 得 税 の 納 税 義 務	協问租口建口 会	業用の不動産で、5年以内に当該不動産を組合員	
			の免除	五	に譲渡した場合は、当該組合等の当該不動産に係	
		地	0 7.70.6%		る不動産取得税の納税義務を免除。	
		方税			事業協同組合等が高度化資金の貸付けを受けて取	
		150		事業協同組合	得した1台(又は1基)の取得価額が330万円以上	
			③共同利用機械 等の固定資産税	協同組合連合	(かつ、合計取得金額が 500 万円以下)の機会及び	
			の軽減	会	装置について、新たに固定資産税が課されることに	
					なった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税	
					標準額が1/2に軽減。	
				事業協同組合	中小企業者の連携等又は中小企業の集積の活性	
			④事業所税の非	協同組合連合	化に寄与する事業で、中小企業基盤整備機構から	
			課税	会	貸付けを受けて設置する施設に係る事業所税を非	
			@±±"±#"=	~	課税とする。	
			⑤高度化事業の	所有している	個人又は法人が所有している土地を高度化事業の	
			用に供するために土地等を譲渡	土地を高度化	ために譲渡した場合には、所得税又は法人税の特	
			した場合の譲渡	譲渡した個人	例として、土地を譲渡した者の譲渡所得から 1,500 万	
			所得の特別控除	一般版とた個人 又は法人	円を限度として控除又は損金算入を認める。	
			の事業用資産を	事業協同組合	集団化事業へ参加する組合員の移転に伴い、組合	
		国税	買い換えた場合	協同組合連合	員が移転前に事業を行っていた土地・建物等の譲渡	
			の課税の特例	会	で生ずる譲渡益に対して課税の繰延べを認める。	
				(独)中小企業	中小機構が都道府県に対して行う高度化融資は、	
			⑦法人税	基盤整備機構	法人税法上収益事業から除外	
			0	(独)中小企業	中小機構が都道府県に対して行う高度化融資に係	
			⑧印紙税	基盤整備機構	る文書は、印紙税法上非課税文書	
3	担当部局	中小企業庁事業環境部企画課				
4	評価実施時期	平	 成 22 年 8 月			
			1 - / 3			

5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	※現行の都道府県向けの高度化融資について措置されている税制措置と同様の措置を講じる。
6	適用又は延長期間	新設 恒久措置(但し⑥については2年間)を要望
7	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・高度化融資制度は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。・今般、行政課題と密接に関連する集約化の取組において、市区町村がイニシアティブを発揮しやすくするために、法改正により、市区町村向けの高度化融資を設け、我が国の経済活力の基盤である産業集積を維持・発展させるとともに新たな産業の集積による活性化促進を図る。・租税特別措置等により、新たな土地確保を容易にするための土地所有者への税負担の軽減や中小企業の移転等に伴う事業開始直後の多額の資金負担の軽減を行い、生産性の向上を図る。
		《政策目的の根拠》 ・高度化融資制度は、中小企業基本法(昭和38年7月)において、「国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。(第16条)」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。(第17条)」を実施するものと位置づけられている。・また、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月)では、「中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。(第15条)」と定められており、以上のとおり、高度化融資制度は政策的に重要なものとして位置づけられている。・市区町村高度化事業の創設にあたり、法律で一定の要件を付すことを検討している。 ・昭和38年7月に施行された「旧中小企業基本法」では、中小企業構造の高度化(事業の共同化、工場・店舗等の集団化等)が基本政策として位置づけられ、高度化融資制度は、その中核的な施策であった。・平成11年7月に施行された「新中小企業基本法」においても、「中小企業構造の高度化」は「連携・共同化、集積の活性化」に概念が整理され、中小企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。・昭和42年の「中小企業振興事業団」の設立により、当事業団が高度化制度を都道府県と協調し、実施しており、特殊法人の見直し等による事業実施主体

		
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付	4. 中小企業·地域経済産業政策 21 経営革新·創業促進
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 近年、操業環境の悪化や地下の高騰等により、中小企業が大きく減少。これ により集積機能の低下が深刻化しており、中小企業の活力低下が危惧され る。 このため、従来の都道府県向け高度化事業に加え、市区町村単独での高度 化事業を創設し、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は 中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図 る。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業の集約化により、事業環境が整備され中小企業の経営基盤が強化される。 法律による認定を受けた市区町村で実施される高度化事業において、付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)の伸び率による目標を設定し、コスト削減等による新たな投資や雇用の確保等により、集約による中小企業の経営基盤の強化及び地域への貢献を測る指標とする。 中小企業者の将来の経営革新につながる経営基盤の強化のため、組合等の付加価値額が5年で9%増加することを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 複数の中小企業が共同施設及び共同設備の利用等を通じてコストの削減、省
		複数の中小正案が共向施設及び共向設備の利用等を通してコストの削減、有工ネ対応や環境対応等の不可避な課題への対応を図り、経営基盤を強化することで、前向きな事業に資源を集中して投入することが可能となる。
8 有効性	① 適用数等	平成23年度以降、それぞれ毎年5件程度の案件が予定されている。
	② 減収額	都道府県高度化の実績等から平成 23 年度及び平年度減収額を試算 ①共同施設用建物の不動産取得税の課税標準の特例 平成 23 年度 7百万円、平年度 7百万円 ②事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務の免除 平成 23 年度 129百万円、平年度 129百万円 ③共同利用機械等の固定資産税の軽減 平成 23 年度 5百万円、平年度 5百万円 ④事業所税の非課税 平成 23 年度 15百万円、平年度 30百万円 ⑤高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の特別控除 平成 23 年度 14百万円、平年度 14百万円

⑥事業用資産を買い換えた場合の課税の特例 平成23年度90百万円、平年度90百万円

⑦法人税

平成23年度 18百万円、平年度 18百万円

8印紙税

平成23年度 1百万円、平年度 1百万円

③ 効果・達成 目標の実 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月~平成25年3月)・租税特別措置等により、経営基盤が脆弱な中小企業の財務状況の改善に寄与し、前向きな投資により多くの資源を投入することができ、生産性の向上が実現できる。

・また、融資資金の償還財源確保に結びつく。借入金の軽減により資金繰りが 安定し、事業の円滑な実施が期待できる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月~平成25年3月)

市区町村向けの高度化融資においては、法律による認定計画において、市区町村の区域内で、経営基盤強化を図り、将来の経営革新につなげようとする中小企業者が対象である。計画における目標を達成することにより、市区町村において、税収の増加に併せて、雇用の増加等の波及効果が実現できる。

〇税収への効果

市区町村高度化融資において、15億円程度の事業を実施した場合の市区町村における税収効果。

【減収見込】

固定資産税 1百万円 + 事業所税 7百万円 = 8百万円 【増収見込】

高度化実施後5年間の合計

法人市民税 28百万円 + 固定資産税 70百万円 = 98百万円 〇地域における雇用確保

5年間で集積から3.000人の雇用確保を図る。

前提・・・毎年度6件市区町村高度化が利用される。1先あたり、10事業者で組合を結成。1社で10人が雇用される。

6件/年×10事業者×10人×5年=3,000人

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月~平成25年3月)

・自己資金の不足により高度化事業に参加できる中小企業が限定されることで、一定の組合員数の確保が困難になり、高度化事業が実施できず、集積の活性化、地域振興が図られなくなるおそれがある。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月~平成25年3月)

・本特例を適用した場合、15 億円規模の高度化を実施すると仮定した組合の減収見込と増収効果は以下のとおりとなり、軽減額に比して増収の効果が認められる。

【減収見込】

q	相当性		和税特別	 ○ 特例措置により、75百万円の減収(5年間で103百万円の減収)《内訳》 買換特例(2 社) 45百万円 不取税の軽減 1百万円 不取税の免除 21百万円 固定資産税 1百万円 事業所税 7百万円 事業所税 7百万円 【増収効果】 ○ 高度化事業実施後5年間で、国税(法人税)2.3億円、地方税を1.7億円(事業税 0.8億、県民税 0.1億、不動産取得税 0.1億、固定資産税 0.7億)納税 《計算根拠》 都道府県高度化の実績より試算 (下記(i)×(ii)×(iii)) (i)75億円規模の団地における、事業実施後11年間の納税実績法人税 25.1億円、事業税 8.3億円、県民税 1.6億円、不動産取得税 1.3億円、固定資産税 8.2億円 (ii)(i)は75億円規模なので、15億円規模として 1/5とする(iii)(i)は11年間なので、5年間として 5/11とする ・高度化事業の実施にはある程度のまとまった土地を取得する必要がある。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	・高度化事業の実施にはある程度のまとまった土地を取得する必要があるが、取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。租特により、地権者からの土地取得を容易とし、地域振興に貢献しつつ、産業集積の維持に寄与するものである。 ・組合員が専用利用する組合不動産は、当初組合が不動産取得税を払い、後日組合員に譲渡した場合組合員が払うことになる。現実的にはいずれも組合員が負担しているので、二重課税を防ぐ措置は必要である。 ・事業所税は、大都市の都市環境の整備に必要な財源を確保するための目的税であり、中小企業の共同化等を促進する本事業は特例措置として妥当である。 ・(独)中小企業基盤整備機構が行う市区町村向け事業に対する法人税及び印紙税の非課税(本則措置)については、組合向けの非営利事業であり、必要最小限の措置となっている。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	高度化事業独自の補助金や規制等、他の支援措置や義務付け等はない。 税制措置により、事業開始直後の経営が不安定となる時期に、中小企業者の 経済的負担が軽減され共同事業の円滑な実施が図られることにより、前向き な投資に、より多くの資源を投入できる。 また、以下のとおり、高度化事業に関する地方税及び国税の特例があるが、 対象、目的が違い、役割分担がなされている。 (国税) ・土地の譲渡所得の特別控除 →組合に用地を売却する土地の所有者に税負担を軽減することで、土地の 売却の円滑化を図るもの 対象者:高度化事業用に土地等を譲渡した個人・法人 対象施設:土地等 ・事業用資産の買い換え特例

			→移転を伴う事業において、旧資産の譲渡で生ずる譲渡益に対して課税の
			繰延べを認めることで、組合員の生産性向上に向けた投資につなげるもの
			対象者:集団化事業へ参加するために移転した中小企業者
			対象施設:移転に伴い譲渡した土地等、建物構築物、機械及び装置
			<u>(地方税)</u>
			・固定資産税の軽減
			→取得した機械及び装置について新たに課されることになった年度から3年
			度分に限り1/2に軽減し、資金繰りの安定を図るもの
			対象者:共同利用機械を取得した事業協同組合等
			対象施設:共同利用のための機械及び装置
			・不動産取得税の免除・軽減
			→組合不動産を取得した日から5年以内に組合員へ譲渡した場合、組合へ
			の不動産取得税を免除し、二重課税を防ぐもの等
			対象者:(免除)集団化事業の用に供する不動産を、5年以内に組合員へ譲
			渡した事業協同組合等
			(軽減)共同施設用建物を取得した事業協同組合のみ
			対象施設:(免除)集団化事業の事業用の不動産
			(軽減)保管、生産、加工、修理又は展示の用に供する家屋
			試験及び研究の用に供する家屋
			・事業所税の非課税
			→大都市の都市環境の整備に必要な財源を確保するための目的税である
			が、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業で
			あるため、高度化事業は非課税となっている。
			対象者:東京都(特別区の区域)、政令指定都市、人口 30 万人以上の政令
			で指定する市等の事業協同組合等
			対象施設:工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同
			施設並びにこれらの附属設備
		③ 地方公共	高度化事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、
		団体が協	住工混在の解消、集積の活性化、雇用の拡大等地域施策の実現手段であ
		力する相 当性	る。今般、法改正により、市区町村向けの高度化融資を設けるものである。地
		- 11	方公共団体が主体的に参画する地方振興策であるため、地方公共団体にお
			ける中小企業集積の活性化が図れる。
10	 ○ 有識者の見解		-
11	前回の事	新評価又は事	新規要望
	後評価の実施時期		

1	政策評価の対象とした	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(中小企業高度化事業)			
'	租税特別措置等の名称	刊是少县连000000000000000000000000000000000000			
2	要望の内容	適用期限を延長する。(2 年間) (概要) 事業協同組合等が実施する中小企業高度化事業の一形態である集団化事業へ参加する中小企業の移転に伴い、組合員が移転前に事業を行っていた土地・建物等の譲渡・交換で生ずる譲渡益に対して、及び譲渡で生ずる譲渡益を特別勘定により経理した場合に課税の繰り延べ等を認める。対象法人等:事業協同組合、協同組合連合会、組合員対象施設等:土地等、建物構築物、機械及び装置			
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課			
4	評価実施時期	平成22年8月			
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 44 年度 創設 対象事業:集団化事業(工場、店舗、貨物自動車ターミナル、倉庫) 昭和 50 年度 延長			
		平成 13 年度 延長 平成 18 年度 延長 対象から、工場立地法、都市計画区域内の造成 団地、旧環境事業団法、農用地又は干拓地以外 の農用地の造成、低開発地域工業開発地区に係 る措置、特定農山村地域内の所有権移転等促進 計画及び沿道地区計画の区域内の沿道整備権 利移転等促進計画に定める買換えを除外 譲渡資産の土地等面積要件の畜産農業用特例 を廃止 臨港地区等における措置を認定 総合効率化計画に限定船舶の買換え対象を限 定			
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)			
7	必要性①政策目的等及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・高度化制度は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、 個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同			

で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都 道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を 行うとともに、長期・低利の融資を行っている。本措置により、資金繰りが逼迫 している中小企業者にとって、高度化事業開始時において投資に向けられる 自己資金を充実させることなどから高度化事業の効果が高められ、経営基盤 の強化につながる。 (政策目的に係る達成目標) ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的に は、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企 業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図 《政策目的の根拠》 ・高度化制度は、中小企業基本法(昭和38年7月)において「国は、中小企業 者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流 又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小 企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。 (第16条)」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域にお いて、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有 機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策 を講ずるものとする。(第17条)」こととして、位置づけられている。 ・また独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月)では、「中小 企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者 に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。(第15条)」と 定められており、以上のとおり、高度化制度は政策的に重要なものとして位 置づけられている。 ・昭和38年7月に施行された「旧中小企業基本法」では、中小企業構造の高 度化(事業の共同化、工場・店舗等の集団化等)が基本政策として位置づけ られ、高度化事業は、その中核的な施策であった。 ・また、平成11年7月に施行された「新中小企業基本法」においても、「中小企 業構造の高度化」は「連携・共同化、集積の活性化」に概念が整理され、中小 企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。 ・昭和42年の「中小企業振興事業団」の設立により、当事業団が高度化制度 を都道府県と協調し、実施しており、特殊法人の見直し等による事業実施主 体の変遷はあったものの、現在においても同様の仕組みで独立行政法人中 小企業基盤整備機構が行っている。 ② 政策体系 4. 中小企業・地域経済産業政策 における 21. 経営革新・創業促進 政策目的 の位置付 ③ 達成目標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 及び測定 ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中 指標 小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の 活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・移転後(買換特例利用後)活用企業の5年間における経常利益の前 年比増加率を平均1.0%以上とする。

			•	ᄬᄀᅛᇧᆉᆛᆛᄀᄱᄯᆄᇚᆘᄴᄝᄷᇰᅷᅮᄆᄺᅲᄝᇆᆝᄀᆏᅡ
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				・本措置により上記測定指標が実現されることになれば、本措置の利用により
				資金繰りが逼迫している中小企業の自己資金が充実されるとともに事業環境
				の整備がなされることから経営基盤が強化され、中小企業の健全な成長発展
				が図られることとなる。
8	有効性	1	適用数等	年度 H17 H18 H19 H20 H21 H22(見込み)
	等			適用組合数 0 1 0 1 0 1
				(出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)
				高度化事業は中小機構と都道府県が一体となって行う融資制度で
				あり、活用に当たっては都道府県の財政状況に影響を受ける。昨今の
				都道府県の財政逼迫を受けて、活用が落ちこみ、適用件数も伸び悩ん
				でいるが、今後も大型の集団化事業が予定されており、税制活用が見
				込まれる。
		2	減収額	年度 H17 H18 H19 H20 H21 H22(見込み)
				損金算入額 0 108 0 59 0 83 (百万円)
				(出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)
		3	効果∙達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:~平成 21 年度)
			目標の実	・高度化事業の実施状況(平成21年度末時点)
			現状況	高度化事業では、累計で工業団地497、共同店舗630、商店街1,397等、
				合計8,972の組合に貸付けを行い、中小企業の事業環境の整備、経営基盤
				の強化が図られている。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18
				年度~平成 21 年度)
				・平成18年度に移転し、本特例を利用したA協同組合B株式会社の移転後の
				平成21年度までの経常利益の単年度平均増加率は25%。
				・平成19年度に移転し、本特例を利用したC協同組合D株式会社の移転後の
				平成21年度までの経常利益の単年度平均増加率は58%
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対
				象期間∶平成 18 年度~平成 24 年度)
				・自己資金が不足し、借入金が増加する中で、生産性向上のための投資がで
				きなくなる。また、自己資金の不足により高度化事業に参加できる中小企業が
				限定されることで、高度化事業の条件である一定の組合員数の確保ができず
				高度化事業自体の実施が困難になり、中小企業の経営基盤の強化等を図る
				機会が失われる恐れがある。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年度~平成
				24 年度)
				・平成21年度中小企業実態基本調査(平成20年度決算実績)によれば、中
				小企業1社当たりの納税額(税引き前当期純利益一税引き後当期純利益)は
				263万円。他方、高度化事業を実施した組合員数の総計は推計で約20万社
				であることから、高度化事業を実施した組合員による平成20年度の納税額は
				約5260億円と推計される。
				・本特例を適用した組合の中から、適用後の納税額を調査したところ、以下の
				とおりであり、高度化事業の実施により軽減額に比して増収の効果が認めら
				れる。(分析対象期間:平成11~20年度)(但し高度化事業全体の効果)
				ON協同組合(適用:平成11年度)
				•軽減額:28,097千円(推計)
				-11年度~19年度納税額∶3, 184, 934千円

(内訳) 法人税(国税):2,091,537千円 事業税、県民税(県税):823,186千円 市民税(市税):270,211千円 OK協同組合(適用:平成13年度) •軽減額:106,029千円(推計) •13年度~20年度納税額:140,985千円 法人税(国税):87,250千円 事業税、県民税(県税)36,947千円 市民税(市税):16,788千円 〇協同組合S(適用:平成13年度) •軽減額:11.021千円(推計) •13年度~20年度納税額:340,585千円 (内訳) 法人税(国税):229,924千円 事業税、県民税(県税):78.339千円 市民税(市税):32,322千円 ・直近5カ年に本特例を利用し、3カ年を経過している組合の適用年度以後の 平均売上伸び率を、利用しなかった組合員の平均売上伸び率と比較すると、 以下のとおり、利用した組合員の平均伸び率の方が高くなっている。 OA協同組合 18年度に本特例を利用した組合員と利用しなかった組合員の、平均売上 伸び率の比較(18年度→20年度) 利用した組合員:15.1% 利用しなかった組合員合計: -2.0% ・また13年度に適用した5組合のうちデータが確認できた3組合について同様 に比較したところ、利用した組合員の平均伸び率の方が高くなっている。 ○平均売上伸び率の比較(13年度→20年度) 利用した組合員:4.6% 利用しなかった組合員:1.7% ・以上のように、本措置により生産性を向上させるための投資ができ、売上向 上等に結びつくこと、また借入金を軽減させることが可能となることで資金繰り が安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。 ・中小企業者が集団化事業を実施する際には、旧来の事業場等から新たな団 相当性 ① 租税特別 措置等に 地に移転・進出するため、土地、建物、機械等の取得に多額の資金を要す よるべき る。 妥当性等 ・保有資産を売却・交換して団地へ進出する際に、売却・交換時の譲渡益に対 する税負担を繰り延べる本措置は、通常、資金繰りが逼迫している中小企業 者にとって高度化事業開始時における投資のための自己資金を充実させる ことになり、高度化事業の効果を高める。 ・また、中小企業の競争力に資する産業集積の維持等に寄与することから、政 策目的を達成するための政策手段として的確である。 なお、高度化事業は貸付けを受けようとする組合等に対して、国が定めた実 施要領に基づき事業計画の診断・助言が行われるものであるが、事業実施者 をあらかじめ限ることはなく、また、税についても必要最小限の特例措置であ る。

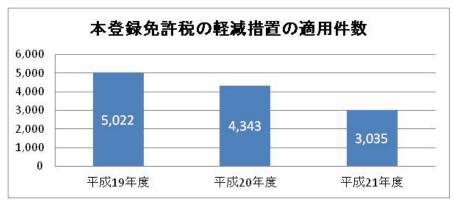
	(2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	・融資は補助金ではなく、返済を伴うものであり、その返済資金等が高度化事業という大規模な事業においては多大の資金となり資金繰りは厳しいものとなる。そのような中、税制特例措置による支援を行うことにより、高度化事業開始時において投資に向けられる自己資金を充実が図られ、また、事業開始直後の資金繰りの安定が図られるなど、高度化事業の効果をより高めている。
			また、以下のとおり、高度化事業に関する地方税及び国税の特例があるが、 対象、目的が違い、役割分担がなされている。 (国税)
			・土地の譲渡所得の特別控除
			→組合に用地を売却する土地の所有者に税負担を軽減することで、土地の 売却の円滑化を図るもの
			対象者:高度化事業用に土地等を譲渡した個人・法人
			対象施設:土地等
			(地方税)
			・固定資産税の軽減
			→取得した機械及び装置について新たに課されることになった年度から3年
			度分に限り1/2に軽減し、資金繰りの安定を図るもの
			対象者:共同利用機械を取得した事業協同組合等
			対象施設:共同利用のための機械及び装置 ・不動産取得税の免除・軽減
			・小動産取得税の光味・軽減 →組合不動産を取得した日から5年以内に組合員へ譲渡した場合、組合へ
			の不動産取得税を免除し、二重課税を防ぐもの等
			対象者:(免除)集団化事業の用に供する不動産を、5年以内に組合員へ譲
			渡した事業協同組合等
			(軽減)共同施設用建物を取得した事業協同組合のみ
			対象施設:(免除)集団化事業の事業用の不動産
			(軽減)保管、生産、加工、修理又は展示の用に供する家屋
			試験及び研究の用に供する家屋
			・事業所税の非課税
			→大都市の都市環境の整備に必要な財件を確保するための目的税であるが、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に客与する事業で
			が、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業で あるため、高度化事業は非課税となっている。
			対象者:東京都(特別区の区域)、政令指定都市、人口 30 万人以上の政令
			で指定する市等の事業協同組合等
			対象施設:工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同
			施設並びにこれらの附属設備
	3	地方公共	_
		団体が協	
		力する相 当性	
10	有識者の見	•	-
10			
11	1	前評価又は事	_
	後評価の実	ミ施時期	

1	政策評価	 の	対象とした	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減
	租税特別	亅措	置等の名称	
2				信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律 1/1,000 に軽減する制度。 当該抵当権の設定登記に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者に対して負担を求めているところ、有担保保証に係る中小企業者の利用負担を軽減し、制度の利用を促すため、一律に軽減措置を講ずるもの。 適用期限の2年延長を要望する
3	担当部局	3		中小企業庁業環境部金融課
4	評価実施		 期	平成 22 年8月
5			<u>///</u> 置等の創設	昭和46年に創設
	年度及び			以後2年ごとに単純延長
6	適用又は	は延	長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等		及びその	中小企業の多様な資金調達手段の確保及び必要かつ十分な資金供給を
			根拠	行うことにより、中小企業の事業活動の活性化を図る。
				※上記政策目的は、本税制措置に係る信用補完制度に加えて、政府系金融
				機関による融資も併せて実施することにより達成を目指すもの。
				(達成目標:保証承諾実績、資金繰り判断DI) 《政策目的の根拠》
				平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針において
				「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが政府の取組の一つの柱として位置
				付けられ、政策的重要性について改めて確認されているところ。
				信用補完制度は、「中小企業信用保険法」及び「信用保証協会法」により、
				中小企業者の資金調達の円滑化を目的として創設された制度であり、中小企
				業者に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の
				補完するセーフティネットの役割を果たしている。
				政府としては、昨今の経済情勢を踏まえ、業況の悪化している業種に属す
				る中小企業を支援するため、平成 20 年 8 月 29 日及び平成 21 年 12 月 8 日
				の閣議決定に基づき36兆円の保証枠を措置し、中小企業の資金繰りを下支
				えしている。
		2	政策体系	
			における	政策名:4. 中小企業・地域経済産業政策
			政策目的	施策名:20.中小企業事業環境の整備
			の位置付	
			けった	ᄽᇷᅅᆎᇚᆘᄲᄝᄷᇅᆫᄔᄓᅕᅷᆝᄔᇹᄔᆉᄀᄆᄺᄥ
		(3)	達成目標 及び測定	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、中小企業者の有担保保証による信用補完制度の利用負担
			及び例定 指標	本指直により、中小正業者の有担保保証による信用補充制度の利用負担
]口]示	で共鳴し、下江正末百∨兵並剛住♡口乃しで囚び。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				本措置の適用件数
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				中小企業者が信用保証協会に担保を差し入れる場合、保証料のほか、登

					について							
					置により、							
					ることか!							利用負
)		し、中小) 貧金調達	室の円滑	化に奇与	している。		L 14L\
8	有効性	1	適用数等		数の推移					1		[件)
	等			年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
				件	4,211	4,000	5,022	4,343	3,035	2,616	2,254	1,942
				※出典:	H17~H2	11(実績			事・訴訟	人権統	計年報」	
						24 (推計) 経済	F産業省i	式算			
		2	減収額	[減収額(の推移 <u>]</u> 「					ı	(単位:百	<u> 万円)</u>
				年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
				金額	312	327	952	823	261	216	178	147
				※出典:	H17~H2	1 (実績) 法務	省「民	事・訴訟	人権統	計年報」	の
							登録	免許税	実績額よ	り経済産	業省試算	拿
					H22∼H2	4 (推計	〉 経済	産業省記	式算			
		3	効果ない		的の実現							
			し達成目		格の高層							
			標の実現		繰りは急激							
			状況		証制度」、 結果、平							
					和来、干点 全繰りのF							
					<u>/ 1</u> 歳 / 00 ,る。(中 /							
				_	´出典:日		X 32 1/K /	110101		20,041. 121	1	
				120-2004 601			#D == 7	z =# +h 4	± 44			
				(兆円)			保証為	张諾実	須観	<u></u> うち?	有担保保証	IE
				20.0	i-			2.1				
				15.0		1.9				2.:	2	-
				10.0		1.5	-			75		=
				5.0	1	3.0		19.6	-	16	.6 —	
				0.0		2.2		86 88		4	- 10	=
					H19	9年度		H20年度		H21年		Marchard Johnson
									出典:全	≧国信用係	?証協会連	合会
						FEWER PART						
							繰り判	断DI(F	日銀短	睍)		
				25	22 21	20 18	10		+	企業		
				20		18	18	5	X			12
				15 –							9	13
				10			CONTRACTOR AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND	7	•	6 6		
				5 _	「楽である」	-「苦しい]:	%ポイント		1			
				0 -	-				-4			
				-5	0 -1	1						
				-10	Wast.	-31 -7						4
				-15 —		-//	-8	1			-	11
				-20	ф	小企業	1	-15	-	-18 -1	6 -14	0.000,000
				-25 —		1 止木			-20	-18		
				-30	10.	SI			-23			
				83	H19/6 H19/9	H19/12 H20/3	H20/6	H20/12	H21/3 H21/6	H21/9	H22/3	H22/6
					丑 丑	H H	¥ £	H2(H H	H H	Ή Ή	主
				l <u>-</u> L								

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成19年度 ~平成21年度)

平成 20 年夏以降の急激な景気の悪化を受け、信用補完制度の重要性が高まる中、景気対応緊急保証制度(保証枠 36 兆円)を措置し、中小企業の資金繰りを下支えしている。当該制度により、平成 20~21 年度の保証承諾実績は、平成 19 年度対比で大幅に増加しているが、当該制度は無担保枠を拡大していることから有担保保証は伸び悩み、本措置の適用件数は減少している。



(出典:法務省 民事・訴訟・人権統計年報)

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度~平成24年度)

信用保証協会は、担保力に乏しい中小企業に対しては無担保で保証を実施しているが、担保を提供することにより、中小企業の更なる資金調達が可能となる。信用保証協会ユーザーは、中小企業の中でも小規模な者や、零細な個人事業主など相対的に経営基盤が脆弱な者が多い(従業員20人以下の小規模事業所が7割強)。

また、時限的措置である「景気対応緊急保証制度」が今年度末で終了予定であることを踏まえると、有担保保証の割合が増加する可能性がある。

このため、本措置が延長されなかった場合、信用補完制度という重要政策について、中小企業の利用負担の実質的な引き上げとなり、中小企業の資金繰りの円滑化という政策目的の阻害要因となる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度~平成24年度)

本措置は、中小企業の信用補完制度の利用負担を軽減し(※)、資金繰り 円滑化に寄与する。(※ 1事業者の複数件利用もありうるが、本措置の適用1 件あたり8万6千円の負担軽減(平成21年度実績)となる。本措置がなかった場合、1千万円の保証付き融資を利用する中小企業者にとっては、金利に換算すると1%近い大きな負担となる。)

信用保証は、小規模・零細事業者や個人事業主など経営基盤が脆弱な者による活用が多い実態を踏まえると、本施策の有効性は高いものとなっている。

9 | 相当性 | ① 租税特別 措置等に

よるべき

妥当性等

補助金と比較した場合、税制措置は、予算の制約を受けず、有担保保証を利用する場合に一律に適用されるものである。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外には無い。また、税制措置の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが小さい。

なお、政府系金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税であることを勘案すると、同じ公的金融を担う信用保証協会の登録免許税を軽減することは、他の政策手段と比較しても、国民の納得できる必要最小限の措置である。

		他の支援 措置や義 務付け割 分担 地方公共 団体が協 力する相	信用補完制度において、政府としては保証料率の引き下げを通じて、制度の利用促進に取り組んでいるが、本措置の第一意義的な目的である「信用保証協会による担保の抵当権の登記に係るコストを軽減する」ことと同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けは存在しないものと認識。
		当性	
10	有識者の見	解	_
11	前回の事前	評価又は事	_
	後評価の実	施時期	

		↑□	祝特別措直等に係る政策の事則評価書					
1		の対象とした 措置等の名称	特定災害防止準備金(採石災害防止準備金)					
2	要望の内	容	岩石採取終了後の跡地処理工事に要する採石災害防止費用を準備金として採石業者が信託財産として積み立てた場合には、その積立額を限度に当該積立額は損金算入ができる。 当該制度について適用期限を2年間延長する。					
3	担当部局		資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課					
4	評価実施	時期	平成22年8月					
5		措置等の創設 改正経緯	昭和62年度 制度創設 (2年間) 平成11年度 延長 (2年間) 平成 元年度 延長 (2年間) 平成13年度 延長 (2年間) 平成 3年度 延長 (2年間) 平成15年度 延長 (2年間) 平成 5年度 延長 (2年間) 平成17年度 延長 (2年間) 平成 7年度 延長 (2年間) 平成19年度 延長 (2年間) 平成 9年度 延長 (2年間) 平成21年度 延長 (2年間)					
6	適用又は	延長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)					
7	必要性等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (目的) 岩石採取場における採掘終了後の跡地処理を確実に実施し、災害の防止を図る。 《政策目的の根拠》 ・採石法の目的が岩石採取に伴う災害防止等と定められている。 ・採石法第33条において、採石業者は岩石採取計画を定め都道府県知事の認可を受けなければならないこととされており、その岩石採取計画に定めるべき事項の一つに「災害防止の方法」(採石法第33条の2)が規定されている。このため、採石業者は岩石採掘後の跡地において災害防止を図る義務がある。 ・岩石採取場における災害の防止を図ることは、当省における施策の一つである「鉱物資源の安定供給確保」に合致。					
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策名 : 5. エネルギー・環境政策 施策名 : 29. 鉱物資源の安定供給確保 政策名 : 6. 原子力安全・産業保安政策 施策名 : 34. 産業保安					
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 岩石採取の跡地処理に必要となる工事資金の円滑な積立てを図るとともに、 採掘終了後の跡地処理工事を確実に行わせ、災害の防止を図る。					

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 期間中、計画的な準備金の積立て及び採掘終了した岩石採取場についての 跡地処理の件数。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を利用して、跡地処理に必要となる工事資金の円滑な積立てを図る ことにより、跡地処理工事を着実に行わせることで、災害の防止を確保。 平成21年度では、約2.9億円の積立てがなされるとともに12ヶ所の採石 場において採取跡地の災害防止工事が行われた。 有効性 ① 適用数等 【適用数について】 (金額単位:百万円) 年度 事業者数 認定件数 積立件数 積立 積立額 取崩額 事業者数 2,983 303 114 109 508 327 17 18 2,910 289 122 117 646 477 19 2.839 277 114 111 339 115 20 2,704 263 98 96 377 708 21 2,585 258 82 80 290 606 22 2,585 258 82 80 324 2,585 258 82 80 304 0 23 ※22・23年度については見込み 経済産業省調べ 【偏り、僅少について】 適用件数は、上記の表のとおり認定件数は3桁以上であることから、僅少で はない。 ②: 減収額 平成17年度: 54 百万円 平成18年度 : 50 百万円 平成19年度: 67 百万円 平成20年度 : ▲ 99 百万円 平成21年度 : ▲ 95 百万円 平成22年度: 97 百万円 (見込み) 平成23年度: 91 百万円 (見込み) ※算出方法 (積立額-取崩額)×法人税率(30%)×黒字法人比率(100%)=減収額 ③: 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和62年4月~平成24年3月) :目標の実 これまで本制度を利用して跡地処理工事を行った岩石採取跡地において、こ 現状況 れまで災害の報告は無い。 今後も本制度を利用し、採取跡地の災害防止工事を確実に実施する予定。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和6 2年4月~平成24年3月) 本制度創設以来(昭和62年度~平成21年度)、これまで459ヶ所の採取 場が当該制度により準備金を積立て、うち203ヶ所の採取場が採取跡地の災 害防止工事を実施している。 今後も本制度を利用し、採取跡地の災害防止工事に要する費用を確保する とともに、災害防止工事を確実に実施する予定。

9	相当性	①	租税特別 措置等に	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成20年4月~平成24年3月) 当該措置が無い場合、岩石採取場の跡地処理工事費用確保のインセンティブ効果がなくなるとともに、工事費用が確保できなくなることから、十分な災害防止工事がなされない可能性が高くなり、政策目標の達成が一層困難となる。したがって、本制度の延長は必要。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 昭和62年4月~平成23年3月) これまで本制度を利用して災害防止工事を行った岩石採取跡地において災害の報告は無い。 今後も本制度を利用し、跡地整備のための資金を準備金として積立て、採取跡地の災害防止工事を確実に実施させることが望ましい。 ・ 採掘跡地の処理費用は、本来、事業者の責任で採掘コストに含める形で確保すべきものであることから、稼業中に当該費用の確保に努めることが重要
			よるべき 妥当性等	保すべきものであることから、稼業中に当該質用の確保に努めることか重要であり、積立金を損金扱いに出来る本制度のような税制上の支援措置が極めて効果的。 ・ 積立金の使途は、採掘跡地処理工事費に限定されており、跡地の災害防止等の重要性に鑑み、当該制度は社会的要請の高いものである。 ・ 本制度は最終的に積立金を取り崩す際に課税されるため減税とは性格が異なっており、更に岩石資源は国民生活に欠かすことのできない基礎物資(コンクリート用骨材、道路用路盤材、建築・装飾用材料、墓石、窯業用原料等)であり、かつ、国内で自給できる数少ない資源であるため、特に9割以上が中小企業といった業種である採石業者の安定経営を考えた場合、国民の理解を得られる必要最小限の制度である。
			他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	岩石採掘終了後の採石場における災害(例えば、たい積場崩壊による道路や河川の閉塞)を防止することは、地域住民の安全やライフラインの維持に直接関わることから、岩石採取計画の認可権限を有する地方自治体においても採掘跡地の処理工事が適切になされる計画を審査し認可している。 跡地処理工事が円滑になされるためには、当該費用の確保が最重要であることから、外部積立形式の本準備金制度により当該費用を確保できることは、地方自治体にとっても大きなメリットがある。
10	有識者の	見	解	該当なし
11	前回の事 後評価の		評価又は事 施時期	該当なし

1	政策評価の対象とし	特定災害準備金(露天石炭採掘災害防止準備金)
	た租税特別措置等 の名称	
2	要望の内容	・露天石炭採掘災害防止費用の見積額のうち当期の採掘に係る金額を信託財産として積み立てた場合には、その積立額を限度に準備金積立額の損金算入ができる。 ・当該制度について適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の 創設年度及び改正 経緯	平成4年度 創設 平成13年度 制度延長 平成5年度 制度延長 平成15年度 制度延長 平成7年度 制度延長 平成17年度 制度延長 平成9年度 制度延長 平成19年度 制度延長 平成11年度 制度延長 平成21年度 制度延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)
7	必要性 ① 政策目 的及び その根 拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・露天炭鉱における採掘終了後の災害防止を確実に実施。そのためには、跡地処理に必要となる資金の円滑な積立てを図る。 《政策目的の根拠》 ・本制度については、法律・閣議決定等の政策体系に明確に位置づけられてはいないが、鉱山保安法第8条に「鉱害の防止」、鉱山保安法施行規則第25条に「掘削による地表の沈下または陥没による鉱害を防止するための措置を講ずること」と記載されている。また、鉱物の採掘及び採掘跡地処理義務に係る規定は、鉱業法第63条第2項及び同法施行規則第27条の規定に基づく施業案に規定されており、石炭の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項や、採取跡における災害の防止のために必要な計画を記載した書面(様式第20の3)の提出を義務付けている。 ・石炭の採掘は、地域社会と調和した開発が不可欠であり、このため、採掘終了後の跡地復元等の工事を確実に実施することが重要。
	② 政系にる目位け 策の付達標測標	5. エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保 6. 原子力安全・産業保安政策 34 産業保安 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・露天炭鉱の跡地処理に必要となる工事資金の円滑な積立てを図るとともに、採掘終了後の跡地処理工事を確実に行わせる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本制度を利用した跡地処理の件数及び、積み立てられた準備金の残高。
		・本制度を利用して、跡地処理に必要となる工事資金の円滑な積立てを図ることに

	·			T , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					÷ c = ' '			
				より、跡地処							+ 🗆 44	
				直近3ヵ年で延べ5ヶ所の露天坑において、約1億円が災害防止を目的とした跡 地処理にあてられている。								
8	有効性	1	適用数	-			华 / วว	年度い	次1十日:	:\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
8	等	U	等	災害防止	年佣金の	利用认为	C寺(ZZ	干及以				
	, v		ग						【百万日		1	
				年度	17	18	19	20	21	22	23	24
				業者数	9	8	7	7	7	7	7	7
				認定件	10	10	11	4.4	1.4	1.0	1.0	1.0
				数	12	12	11	11	14	16	16	16
				積立額	79	94	129	131	146	276	319	386
				取崩額	141	92	23	37	30	219	108	202
				準備金								
					1,018	1,020	1,126	1,220	1,337	1,393	1,604	1,789
					 坐名調べ							
				《偏り・僅少し								
				•対象事業者	は7社と	菫少だが、	7社全で	が当該	制度を利	川用してい	いるため	偏りはな
				い。								
		2	減収額			位:百万日	円)					
				平成17年		17.1						
				平成18年		0.9						
				平成 1 9 年 平成 2 0 年		29.9 26.9						
				干成20年 平成21年		20. 9 30. 5						
				平成22年		14. 2	(見辺	<u>、</u> み)				
				平成23年	度	57.9	(見辺	<u>、</u> み)				
				平成24年	度	51.5	(見込	<u>、</u> み)				
				※ 数字根								
				※ 算出方法					企業:	法人税 3	0%、	中小企業:
				2 /%) *	×黒字法	人比率(1	00%,)				
		<u></u>	効果・	べ 《政策目的 <i>0</i>	つ 宝祖状況	1》(分析な	· 分期問	· 亚成4名	F 4 日 ~	亚成234	年3日)	
		3	達成目	-本制度創設								á該制度に
			標の実	より準備金を								
			現状況	・ 今後も本制	度を利用	し、採取跡	地の災!	害防止エ	事を確	実に実施	重する予算	定。
				↓ 《租税特別指	 #置等によ	る効果・這	成月標	の実現∜	 犬況》(分	·析対象	期間:平月	·····································
				月~平成25			-777 777			17.1 2 2 2 3 4 4	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
				①跡地処理								
				・直近3か年					ける跡地	処理の質	正べ件数	は 20 件、
				実際に要し <i>†</i> ・平成19年				-	ታ ልበ ፫	万円では	えるため	费田色圩
				19年度 1947 割合は 11%		这个千朋	<u></u> ∨2 4X 5	かって行い	5 VV 🗖	7) 1 1 60	IJ.Ø1⊂Œ7.	,只用只让
				②跡地処理		れる額及	び実際に	こ積み立	てられた	:準備金額	額の推移	7
				平成21年					协地処理	費用額は	は 52 億 F	9
				・うち平成21 ・					5.04			
				・したがって、 ・23年度時						きったま	武玄/十	300% L+>
				23年及時	はい付き	ム並 次 同 ケ	ことのは	10限円	このり、	貝丛立廷	- 八半は	20%0とは

			,
			る見込み。
			Ⅰ
			間:平成25年3月)
			1817 7820年3月7 ・当該制度を露天炭鉱事業者全社(7社)利用しているが、1社を除いて中小企業
			であり、収益の中から計画的に資金を積み立てさせない場合、復元工事の着
			実な実施が図れないおそれがある。
			・従って、本制度を利用し、跡地整備のための資金を準備金として積み立てさせる
			ことが必要。
			月)
			^
			は無い。
			│
			「人後も不耐度と利力し、断心を備めための質量と平備量として損めが立て床収断心 の災害防止移行時を確実に実施させることが望ましい。
9	相当性	① 租税特	│ ・採掘跡地処理は、鉱業権者の義務であるとともに、採掘跡地の斜面の崩壊等の災
9	THHIL	別措置	害を防止するという公益性の観点から重要であり、施策を講じる必要がある。
		等によ	・露天炭鉱の採掘終了後の跡地処理には、一度に多額の費用支出を要するが、採
			掘終了後は鉱業権者の石炭販売収入がなくなることから、当該費用の支出に備え
		るべき	て採掘期間中から計画的に跡地処理の所要資金を積み立てさせることが重要であ
		妥当性	り、本制度により、確実な復元費用の確保が可能。
		等	│ │・跡地復元費用は、「費用収益対応の原則」から、本来、採掘を行う年度の当期収益
			 で負担すべきものであることに鑑みれば、鉱業権者の採掘活動の実体に応じて事業
			者自らが採掘期間中に、採掘跡地処理に必要な資金を確保できる本準備金制度が
			最も効果的であり適当。
		②他の支	・同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。
		援措置	
		や義務	
		付け等	
		との役	
		割分担	
		③ 地方公	
		共団体	跡地処理工事が円滑になされることは、地域住民の安全やライフラインの維持に
		が協力	 直接関わり、地方自治体にとっても重要。跡地処理を円滑に進めるには、当該費用
		する相	
		当性	の確保が最重要であることから、外部積立形式の本準備金制度により当該費用を
			確保できることは、地方自治体にとっても大きなメリットがある。
10	有識者の)見解	
11	前回の事	前評価又	
	は事後記	平価の実施	
	時期		
			1

1	政策評価の対象とし 租税特別措置等の名	
2	要望の内容	中小企業者等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に
		ついて適用される法人税の税率(軽減税率)を本則の22%から、2年間の時限
		的な措置として、18%に引き下げられているところ、これを引き下げることを目
		指す。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創	
	年度及び改正経緯	昭和 32 年度 本則(基本税率同上、軽減税率同上、所得区分 100 万円以下)
		昭和33年度 本則(基本税率38%、軽減税率33%、所得区分200万円以下)
		昭和 39 年度 本則(基本税率同上、軽減税率同上、所得区分 300 万円以下)
		昭和 40 年度 本則(基本税率 37%、軽減税率 31%、所得区分同上)
		昭和 41 年度 本則(基本税率 35%、軽減税率 28%、所得区分 36.75%)
		昭和 49 年度 本則(基本税率 40%、軽減税率同上、 <u>所得区分 600 万円以下</u>) 昭和 50 年度 本則(基本税率同上、軽減税率同上、 <u>所得区分 700 万円以下</u>)
		昭和 56 年度 本則(基本税率 12%、軽減税率 30%、所得区分 800 万円以下)
		昭和 59 年度 本則(基本税率 43.3%、軽減税率 31%、所得区分同上)
		昭和 62 年度 本則(基本税率 42%、軽減税率 30%、所得区分同上)
		平成元年度 本則(基本税率 40%、軽減税率 29%、所得区分同上)
		平成2年度 本則(基本税率37.5%、軽減税率28%、所得区分同上)
		平成 10 年度 本則(基本税率 34.5%、 <u>軽減税率 25%</u> 、所得区分同上)
		平成 11 年度 本則(基本税率 30%、軽減税率 22%、所得区分同上)
		平成 21 年度 創設(基本税率同上、軽減税率 18%、所得区分同上)
6	適用又は延長期間	当分の間
7	必要性 ① 政策目	的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等及びそ	
	根拠	業であることから、その活性化や競争力向上を図ることが重要。このため、財
		源確保などと合わせ、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早急に引き
		下げることが必要。
		《政策目的の根拠》
		「平成 22 年度税制改正大綱」(平成 21 年 12 月 22 日)において、「その早急
		な実施に向けて真摯に検討」することとされている。
		また、2009 年衆院選時の「民主党マニフェスト」において、「中小企業の法人 税率を 18%から 11%に引き下げ」、2010 年参院選時の「民主党マニフェスト」に
		祝奉を10%から11%に与さ下り」、2010年参院選時の「民主兄ャーノエスト」に おいて、「中小企業向けの法人率の引き下げ(18%→11%)」とされている。
	② 政策体	
	におけ	
	政策目	
	の位置	
	(†	

			-	
	ļ	3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、
			指標	軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中
				小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、
				日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
	ļ			中小関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図り、その活性化・
				一年小宮建代前寺部池泉を通じて中小正来の村呂女だを図り、その右にに一 競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。その達成度を検討するた
	ļ			
				め、具体的には、「中小企業の資金繰り判断 BSI」(「法人企業景気予測調査」
				(財務総合政策研究所))や実質 GDP の数値等を参考にする。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				本特例による経営基盤の強化により、中小企業の資金繰りは改善の兆しが
				見え始めてきた。しかし、依然として厳しい状況が続いているため、本特例は、
				引き続き必要である。
				※中小企業の資金繰り判断 BSI(「改善」ー「悪化」社数構成比) (全産業・当
				期)
				平成 21 年 1~3 月期 ▲34.1
				平成 21 年 4~6 月期 ▲27.5
	-			平成 21 年 7~9 月期 ▲25.9
				平成 21 年 10~12 月期 ▲23.7
				平成 22 年 1~3 月期 ▲19.3
				平成 22 年 4~6 月期 ▲18.9
				(出典)「法人企業景気予測調査(平成 22 年 4~6 月期調査)」(財務総合政策
				研究所)
8	有効性	1	適用数等	全ての中小企業者等が適用対象となる。(平成 20 年度では、資本金 1 億円
	等			- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
				 利益法人。平成 21 年度以降は、経営環境の若干の改善による黒字法人比率
	ļ			の増加により、平成 20 年度の数字と同程度以上となると見込まれる。)
	}			※過去 5 年間の適用件数
				·平成 16 年度:826,065 件
	ļ			・平成 17 年度:828,816 件
				・平成 18 年度:849,017 件
				・平成 19 年度:831,108 件
				•平成 20 年度:726,325 件
				(出典)「会社標本調査」(国税庁)
		(2)	減収額	平成 21 年度(22%→18%):1100 億円
			AND INCHAS	平成 22 年度(22%→18%):914 億円
				平成 23 年度(22%→11%):2514 億円
				(出典)財務省試算より経済産業省試算
				(四人/約30日晩年の7年7月年入日晩年
				※算出方法
				軽減税率対象所得見込額 × (軽減税率 改正後の軽減税率) = 減収見込額
				•軽減稅率対象所得見込額: 22,840 億円程度
				•軽減税率:18%
	!			- 特例適用後の税率:11%
				·減収見込額: ▲1,600 億円程度
				#***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③ 効果・達成 | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年 4 月~平成 22 年 8 月) 目標の実 サブプライム危機に端を発し、リーマン・ショックを契機とする国際的な金融 現状況 資本市場の混乱に伴って、日本経済においても、景気の下降局面が長期化・ 深刻化するおそれが高まる中、経営環境の変化に特に影響を受けやすい中 小企業者等の経営基盤の強化を図ってきたことにより、中小企業の資金繰り は改善の兆しが見え始めてきた。 しかし、依然として厳しい状況が続いているため、本特例は、引き続き必要 である。 ※中小企業の資金繰り判断 BSI(「改善」ー「悪化」社数構成比)(全産業・当 期)(再掲) 平成 21 年 1~3 月期 ▲34.1 平成 21 年 4~6 月期 ▲27.5 平成 21 年 7~9 月期 ▲25.9 平成 21 年 10~12 月期 ▲23.7 平成 22 年 1~3 月期 ▲19.3 平成 22 年 4~6 月期 ▲18.9 (出典)「法人企業景気予測調査(平成22年4~6月期調査)」(財務総合政策 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21 年 4 月~平成 22 年 8 月) 事業年度の所得の金額が800万円以上の中小企業者等の場合、税率 22%から18%への引下げに伴う法人税の軽減金額は、32万円。 また、30%の税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額 は、96万円となり、当該金額のキャッシュフローが生じるため、客観的に資金 繰りの改善等の効果が確認できる。(なお、事業年度の所得の金額が 800 万 円未満の中小企業者等の場合であっても、所得の金額に比例した法人税の 軽減により、資金繰りの改善等の効果が発生する。) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間: 平成 23 年 4 月~平成 24 年 3 月) 中小企業の経営基盤を強化やその成長力の向上・地域経済の活性化等に 著しい遅れや停滞が生じることが予想される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月~平成 24年3月) 軽減税率の引き下げにより、初年度において、2,200 億円程度の実質 GDP 押し上げ効果が発生する。(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングによる試算) 9 相当性 ① 租税特別 本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業者等の経営 基盤の強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現 措置等に よるべき 状では7割を超える赤字企業に対して、将来黒字化した際に、法人税負担が 妥当性等 軽減され、利益幅が大きくなるという「夢」を与え、企業活動の活性化に資する ものであり、実際、本特例を将来の経営判断を行う上で考慮している税制とし て挙げている欠損法人や利益のない法人が相当割合存在する。このように、 本特例は、政策手段として的確であると言える。 また、租税負担能力に着目して、中小企業者等とそれ以外の法人の法人税 率に差異を設けた制度であることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得 できる必要最小限の特例措置となっている。

		2	他の支援	本特例と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務づけ等は存在しな
			措置や義	l,
			務付け等	
			との役割	
			分担	
		3	地方公共	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業者等の経営
			団体が協	基盤の強化を図るためのものであり、中小企業者等の法人税率に併せて法人
			力する相	住民税法人税割についても同様の効果を適用する(租税特別措置法第 42 条
			当性	の3の2、第68条の8、租税特別措置法施行令第27条の3の2において措
				置された場合、国税との自動連動を図る)ことが相当である。
10	有識者σ)見	解	
11	11 前回の事前評価又は事			
	後評価σ)実	施時期	

		111							
1		5の対象とした 川措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除						
2	要望の内	7容	総額型控除上限の10%引上げ等						
3	担当部局	3	経済産業省産業技術環境局技術振興課						
4	評価実施	西時期	平成22年8月						
5		川措置等の創設 ド改正経緯	 増加型: 昭和42年度創設 中小企業技術基盤強化税制: 昭和60年度創設 特別共同試験研究に係る税額控除制度: 平成5年度創設 総額型: 平成15年度創設 高水準型: 平成20年度創設 						
6		は延長期間	 ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型: 平成23年度末まで ・高水準型: 平成23年度末まで ・経済対策部分: (総額型控除上限 20%→30%については平成 22 年度末まで繰越期間は最長平成 24 年度末まで 						
7	必要性 等	① 及根 政に政治 策けまり (政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・政・	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。」 (新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定) 1. 経済産業政策 02 技術革新の促進・環境整備						
		の位置付 け は 遠び で は は で は は は で は で で で で で で で で で で	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。						
8	有効性 等	① 適用数等	・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度)						

(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発 税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。なお、平成1 8年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されて いない。

②:減収額

・減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成15年度 1,046億円(21億円)

平成16年度 4,242億円(147億円)

平成17年度 5,663億円(307億円)

平成18年度 5,820億円(305億円)

平成19年度 6,269億円(167億円)

平成20年度 2,881億円(246億円)

(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (参考)

平成21年度 2,540億円

平成22年度 2,358億円

(財務省による減収額試算)

③ 効果・達成 目標の実 現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年~平成 19 年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率

(単位:%)

	2003年	2004 年	2005 年	2006年	2007年
日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44
中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49
韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47
アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68
イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	_

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 15年~平成 19年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位:%)

2003年 2004年 2005年 2006年 2007年

日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.6
中国	.7	0.82	0.91	1.01	1.07
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77
イタリア	0.52	0. 2	0.	0 55	0.55

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度~平成31年度)

平成22年度の減税試算額における、総額型控除上限の引上げ効果: 406億円程度

1

後述する研究開発税制による経済波及効果試算に基づき、平成22年度に 総額型控除上限を10%引き上げなかった場合におけるGDPの押し下げ効果 (平成22年度~平成31年度の累計)を減税額割合で按分して試算: 約2,213億円(うち中小企業分:223億円)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成22年度~平成3 1年度)

経済波及効果の試算 (※8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

【①総額型·②特別試験研究税制·③中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

●減税による研究開発投資の押上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成 22 年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成 22 年度中企庁実施)を基に、平成 22 年度1年間の減税による研究開発投資押上げ効果を次のとおり試算。

- ①平成22年度減収額 1,712億円(財務省試算)
- ②平成22年度減収額 1.08億円(財務省試算)
- ③平成22年度減収額 153.87億円(財務省試算)
- ↓ ①・②研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.38 倍
- → ③中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果: 1.7 0倍
- ①研究開発投資押上げ額2,362億円(1,712億円×1.38)
- ②研究開発投資押上げ額: 1. 49億円(1.08 億円×1.38)

- ③研究開発投資押上げ額: 262億円(153.87 億円×1.70)
- ●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記基に、押し上げられた研究開発投資中長期的に及ぼす GDP 押上げ効果を、マクロモデル(平成 16 年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成 22 年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次のとおり試算。

- ①研究開発投資押上げ額: 1. 712億円
- → GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度~平成31年度 までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:

約9,146億円

同様の計算により、平成22年度~平成31年度までの10年間におけるGD P押上げ効果は以下のとおり。

- ②:約60億円
- ③:約1,015億円
- 【④経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

- ・平成22年度減収額(大企業分):372億円(財務省試算を基にした経産省 試算)
- ・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産 省試算)

Ţ

- ・10年間(平成 22~31 年度)累計のGDP押上げ効果(大企業分):約1,9 90億円
- ・10年間(平成 22~31 年度)類型のGDP押上げ効果(中小企業分):約22 3億円

【⑤増加型・⑥高水準型】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

- ⑤ 増加型(大企業分)のGDP押上げ効果
 - •平成22年度減収額:62.76億円(財務省試算)
 - ・10年間(平成 22~31年度)累計で約336億円
- ⑤ 増加型(中小企業分)のGDP押上げ効果
 - •平成22年度減収額:3.01億円(財務省試算)
 - •10年間(平成 22~31年度)累計で約20億円
- ⑥ 高水準型のGDP押上げ効果
 - •平成22年度減収額:19.08億円(財務省試算)

	・10年間(平成 22~31年度)累計で約103億円
9 相当性 ① 租税特 措置等 よるべ 妥当性	①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合 が高く(72.5%。 韓国に次いで2番目)、
② 他の支 他の 措付け と分 地団カ 動力 当性	我 び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階 における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を 幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積 極的な支援が行われている。
10 有識者の見解	_
11 前回の事前評価又 後評価の実施時期	一

1	政策評価の対象とした	技術研究組合の所得計算の特例						
	祖税特別措置等の名称							
2	要望の内容	技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し1円まで圧縮記帳をした場合には減額した金額を損金に算入する措置の2年間の延長						
3	担当部局	産業技術環境局 技術振興課						
4	評価実施時期	平成22年8月						
5	租税特別措置等の創 年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成 元年度 適用期限延長(2年間) 平成 3年度 適用期限延長(2年間) 平成 5年度 適用期限延長(2年間) 平成 7年度 適用期限延長(2年間) 平成 11年度 適用期限延長(2年間) 平成 13年度 適用期限延長(2年間) 平成 15年度 適用期限延長(2年間) 平成 15年度 適用期限延長(2年間) 平成 17年度 適用期限延長(2年間) [平成 21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]						
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)						
7	必要性 ① 政策目的							
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付	1.経済産業政策 02 技術革新の促進・環境整備						
	③ 達成目標 及び測定 指標							
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させる						

こと。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目								
《政策日的に対する和税特別措置等の達成日								
技術研究組合制度の活用を通じて、研究	開発投	と 資の促進	を図る。					
8 有効性 ① 適用数等								
等 区分 FY17 FY18 FY19 F	Y20	FY21	FY22					
			(見込)					
組合数 12 13	12	9	15					
組合員数 217 182 192	182	105	143					
※平成22年7月までに設立された全組合に	対する	る調査より	 算出。					
※適用件数について、技術研究組合法改正	(平成	21年6月	施行)後、					
組合数が大幅に増加(平成18~20年度の	組合数が大幅に増加(平成18~20年度の3年間で5組合新設・12							
組合解散、平成21・22年度(~7月)の1年	組合解散、平成21・22年度(~7月)の1年強で25組合新設・8組合							
解散)しており、今後も一定の増加が見込ま	解散)しており、今後も一定の増加が見込まれることから、税制を利用							
する組合数は増加するものと予想される。								
②減収額	(単位:百万円)							
FY17 FY18 FY19 FY20	FY2	21 F	Y22					
			見込)					
695 996 1, 140 1, 243	2. 6		, 508					
※平成22年7月までに設立された全組合に		L						
X /X = / // 3 S = X = S 3 S = X =	-,,, o	D III. 1 TT O .)	,					
③ 効果・達 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成	20~2	24年度)						
成目標の 技術研究組合を活用した研究開発投資の)促進に	により、オー	ープンイノ					
実現状況 ベーションの促進及び持続的な経済成長に	寄与。							
	\\ (∠\ t∈	5.計免期間	· 亚 of 20					
《個代行別相直等による建成日標の美気状況 ~24年度)	·// \ /J 171	刈 涿 郑 町	. 干,及20					
1組合当たりの事業費の伸び率を見ると、	亚成 2	2○年度 △	S 80%					
平成21年度△14.2%となっており、目標								
がら、平成20年度の落込みは、金融危機の								
たものであり、平成20年度の落込みは、技								
り、設立組合数が飛躍的に増大した結果、総			•					
に該当する組合数の割合が多くなり、このた		-						
なってしまったことによる。 平成22年度以降								
るとともに、平成21年度以降、新設組合の								
から、事業費の増加が見込まれる。	F ~ /U :	3070 ATTL	10 / 0					
がら、手木良の名があたため。								
平成 19 平成 20 平成	21 H	H22 年度						
区分 年度 年度 年度		(見込)						
事業費(百								
万円) 27,137 26,433 31,5	/ מכ	42,793						
組合数 22 23	32	42						
1組合当た 1,234 1,149 9	986	1,019						
り争耒賀	,55	1,010						
対前年度	.2%	3.3%						
※平成22年7月までに設立された経済産	莱省 列	か 官の全糸	自合に対					

				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成
	İ			21~24年度)
				租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備
				投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究
				開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20~30年
				度)
				〇所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果
				を試算した場合、減税額の約1.57倍となる。
				※経済産業省アンケート調査(H22 年度)における、各組合の減税による押し上げ率を加重
				平均するなどして算出。
				〇技術研究組合の所得計算の特例の GDP 押し上げ額をマクロモデル
				により試算すると、平成20年度の単年度の減税(1,243百万円)に
				より、10年間累計で約91億円の GDP 押し上げ効果が見込まれる。
				 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試
				 算。研究開発税制のGDP押上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。
9	相当性	(1)	租税特別	税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財
			措置等に	務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる
			よるべき	措置として適正なものといえる。
			妥当性等	なお、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租
				税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第46条)で、本特例
				と同じ措置が認められている。
		(2)	他の支援	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び
			措置や義	研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段
			務付け等	階における成果の獲得を目指す制度。民間の創意工夫に基づく自主
			との役割	的な研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目
			分担	的と対象が異なる。
		(3)	地方公共	_
			団体が協	
			力する相	
			当性	
10	 有識者σ) 見 f		_
, ,		201	•	
11	前回の事	前	評価又は事	_
	後評価 <i>σ</i> .	実	施時期	

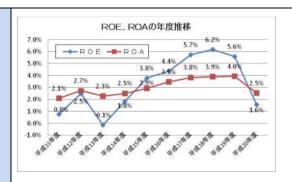
	祖代特別指直寺に徐る政束の争削評価書										
1	1 政策評価の対象とした 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)の改正 租税特別措置等の名称 伴う登録免許税の所要の措置										
	租税特別措置等の名称	伴う登録免許税の									
2	要望の内容	<制度概要>	度概要> 業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活								
		産業活力の再生	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産 」。)に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営								
		法」。)に基づく認定	」。)に基づく認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経 融合計画、認定資源生産性革新計画に従って、会社の設立、増資等を								
		源融合計画、認定	資源生産性革新計画	に従って、会	会社の設	立、増資	賢等を行う				
		場合に登録免許税	合に登録免許税の税率を以下のとおり軽減する。 和税特別措置法 措置の内容 通常の 産活法 軽減率 の特例								
		租税特別措置法 第80条第1項 措置の内容			通常の 税率	産活法 の特例	軽減率				
		1号 会社の設立、資本金の増加		П	0.7%	0.35%	0.35%				
		2号	合併		0.15%	0.1%	0.05%				
		(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の	合併)	0.7%	0.35%	0.35%				
		3 号	分割		0.15%	0.1%	0.05%				
		(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の	分割)	0.7%	0.35%	0.35%				
			不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%				
		4号(売買)		建物	2.0%	1.6%	0.4%				
			船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%				
			合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%				
		5 号	II () = 3	船舶	0.4%	0.3%	0.1%				
			分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%				
			75 64-9	2.8%	1.2%	1.6%					
	· to y to F	来と差が生じることのないよう、所要の措置を講じる。									
3	担当部局	経済産業政策局産業再生課									
4	評価実施時期	平成22年8月									
5	租税特別措置等の創設	平成11年度 創設	ž								
	年度及び改正経緯	平成12年度 税率	≅の引き下げ								
		平成13年度 2年	間延長								
		平成15年度 5年									
		平成13年度 3年 平成18年度 2年									
		平成20年度 2年									
		平成21年度 1年間延長、拡充									
		平成22年度 2年間延長									
6	適用又は延長期間	平成22年4月~平成24年3月(現行適用期間)									
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等)	 により実現しようとする	政策目的》							
	等及びその		圣営資源の効率的な活 2000年		る環境を	₽整備	企業全				
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						. — —				
	根拠		させるとともに、オーフ	-	_						
		仕組みを構築する	ことにより、我が国経済	4の新陳代記	射の能力	を高める	る。また、				
		構造的な資源価格	の高騰に耐えうる新た	-な経済産業	美構造の	構築によ	り、我が				
		国の資源生産性の)向上を図り、持続的・	安定的な経	済成長0	り実現を	目指す。				
		国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す。									

	// // //
	《政策目的の根拠》
	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律 第131号)
	(目的)
	第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生
	性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施
	る事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円
	化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社
	業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるため
	措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑
	するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促
	することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が
	近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活
	の革新に寄与することを目的とする。
② 政策体系	
における	1. 経済産業政策
: 政策目的 : の位置付	05 経営イノベーション・事業化促進
けりは直引	
③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
及び測定	我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現する
指標	とを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。
	具体的には、本措置を活用した企業の ROE、ROA の平均値が、政策目 (ROE、ROA: 平成 22 年度値+2%)を上回ることを目指す。
	(NOC、NOA. 干成 22 平反他 1 270) を工団ることを目相す。
	また、資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長を実現す
	具体的には、本措置を活用した企業の資源生産性を高めるため、3年間 エネルギー生産性の6%以上向上又は炭素生産性の7%以上向上を実
	エネルマー 王屋住の 0%以上向工文は灰糸王屋住の 7%以上向工を美 することを目指す。
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
	認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの
	標について基準を達成するものとする。
	【事業再構築計画、経営資源再活用計画】
	➤ ROE ≥2%ポイント(経営資源再活用計画では ROA)
	▶ 有形固定資産回転率≥5%▶ 従業員一人当たり付加価値額≥6%
	「経営資源融合計画
	▶ 修正 ROA≥3%ポイント
	▶ 有形固定資産回転率≧10%
	▶ 従業員一人当たり付加価値額≥12%
	【資源生産性革新計画】
	➤ エネルギー生産性:+4%(平成 23 年度以降に開始する計画は+6%)

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA

			İ	向上率	 -比較I	. <i>t</i> -場合	 に高く	政策目的	の達成に	大きく学		
				171		77 C 795 LI		М ЖДН.	J 07 Œ /% [, , , , ,	
8	有効性 等	1	適用数等	【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)								
					15	16	17	18	19	20	21	ĺ
					年度	年度	年度		年度	年度	年度	
				件数	72	67	57	26	21	18	24	
				【適用作	+数】		(単位:件)				
					18 年	度 19	年度	20 年度				
	件数 912 458 994											
				出所∶法務省「登記統計」								
				※現在検討中の産活法の一部改正後も、本措置の適用対象計画につい								画について従
						•	•	手当する	ことにより	、法改正	によるi	適用数等の変
				化はないと考えられる。								
		2	減収額	【減収額	i.]				(単	位:百万	円)	
				17 18		19	20	21	<u>,</u>			
					年度	5 年	度	年度	年度	年度	_	
				軽減額			3,789	1,586	4,509	2,609	9	
						こ基づく の産活法			t. 本措置	の適用	対象計派	画について従
												或収額の増減 収額の増減
				はないと	:考えら	れる。						
		3	効果·達成					対象期間				
			目標の実 現状況	·—·-·								促進され我ヵ ショックに端る
			50000					より大幅				
												事業再編をよ
				り円滑1					企業の R	OE, ROA	4の一層	層の向上を図
				/:+ I ^	₩ «★ ᆕ⅃		+3女小小	`				
	: :			(法人企 ①資)		「調査(思 利益率(•				
	:			【制	度創設]平成 1	1 年度	: 2.1% →		年度:2	.5%	
	! !			②自己資本当期純利益率(ROE)の実績 【制度創設】平成 11 年度:0.8% → 平成 20 年度:1.6%								
				₽ ibi	, , , , , ₍₁ , 1) (1)	A 1 7%	· 干/文	. 3.3/0	1 1% 20	112.1	. 5 / 0	



《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年4月~平成24年3月)

平成22年7月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の 基準を達成している。

現在検討中の産活法の一部改正により、抜本的な企業再編・事業再編に取り組む企業に対して本措置を適用することで、本措置適用企業の更なる生産性の向上を後押しする。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成15年4月~平成24年3月)

分析対象期間中に産活法の認定を受けた計画のうち、約9割が本措置を活用しており、本措置が活用できない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る産活法全体の政策目的を阻害することになる。

また、現下の日本経済を取り巻く環境は、内需の減退や新興国の台頭による影響など決して楽観視できるものではなく、我が国企業にはグローバル競争下において競争力を有するコア事業や高付加価値事業への積極投資・事業転換が喫緊の課題である。現在、これらの企業行動を政策的に支援するための産活法改正を検討しているところだが、既存で措置されている現行産活法に基づく企業再編・事業再編行為に伴う登録免許税の軽減措置についても必要不可欠であり、本措置が引き続き手当されない場合には、グローバル経済における我が国企業の競争力低下を招くことになる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成15年4月~平成24年3月)

これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が目標として設定した 生産性向上の基準を達成している。今後も本措置活用により、企業の生産性 向上と計画終了後の利益確保(税収の増大)に寄与。

9 相当性

① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等

本措置は、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、本措置を講じている。本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで、本措置の適用を受ける企業の抜本的な生産性の向上を促すものであり、組織再編等に関する資金面での阻害要因を除去する特例措置として妥当である。

		2	他の支援	類似する他の支援措置は存在しない。
			措置や義	
			務付け等	
			との役割	
			分担	
		3	地方公共	
			団体が協	
			力する相	
			当性	
10	10 有識者の見解		解	
11	前回の事前評価又は事			
	後評価の実施時期			

	-	が行が旧世子に示る以外の手的計画首					
1	政策評価の対象とした	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法等に基づく不動産 取得税の軽減措置の延長					
	租税特別措置等の名称						
2	要望の内容	マ制度概要> 産活法に基づく認定事業再構築、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画及び認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる事業の譲渡及び一定の要件を満たす資産譲渡に伴い不動産を取得し、かつ、当該認定計画に係る事業の用に供したときは当該不動産に係る不動産取得税について、本則(土地、住宅3%、住宅以外の家屋4%)の1/6を軽減する。 <要望の内容> 本措置の適用対象を産活法に基づく認定計画に従って事業の譲渡又は一定の場合の資産の譲渡を受ける場合であって、以下のいずれかに該当するケースに限って不動産の取得に係る不動産取得税の軽減措置を図る旨見直した上で、措置の期限を平成25年3月31日まで延長する。 ①民事再生・会社更生等の法的整理中、私的整理中、債務超過に陥っているなど、認定計画に係る事業が再生局面にある場合 ②認定計画に係る事業が過剰供給構造にあり、その解消を図る場合 ③認定事業者が過剰債務を抱えており、その解消を図る場合 ④認定計画に記載された目標の基準となる年度において、認定事業者が当期純損失を計上している場合 ⑤認定事業者にとって採算性の低い低生産性事業から高生産性事業への転換を図る場合					
3	担当部局	経済産業政策局産業再生課					
4	評価実施時期 	平成22年8月					
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成11年10月 創設 平成13年4月 2年間の延長 平成15年4月 2年間の延長、拡充 平成17年4月 2年間の延長 平成19年4月 2年間の延長、拡充 平成21年4月 2年間の延長、拡充					
6	適用又は延長期間	平成23年4月~平成25年3月					
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国に存する経営資源の効率的な活用が図られる環境を整備し、企業 全体の生産性を向上させ、ベンチャー企業の創出と成長を促すための環境整 備を行うとともに、オープン・イノベーションを推進する新たな仕組みを構築する ことにより、我が国経済の新陳代謝の能力を高める。 また、構造的な資源価格の高騰・変動に耐えうる新たな経済産業構造の構築 のため、我が国の資源生産性の向上を図り、持続的・安定的な経済成長の実 現を目指す。 《政策目的の根拠》 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律 第131号)					

(目的)

第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものとなるための産業活動の革新に寄与することを目的とする。

② 政策体系 における 政策目的 の位置付

1. 経済産業政策

05 経営イノベーション・事業化促進

③ 達成目標 及び測定 指標

け

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

再生局面で多く活用されている事業譲渡に伴う不動産取得税を軽減することにより、個別企業の再生、地域経済の立て直し、我が国全体の生産性の向上に寄与する。

具体的な目標としては、時々の経済状況により目標の達成が困難となる場合があるが、産活法の認定を受けた計画は生産性の向上を全て達成することを目指す。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

認定事業者は、計画(3年以内)の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。

【事業再構築計画、経営資源再活用計画】

- ROE≥2%ポイント(経営資源再活用計画では ROA)
- ▶ 有形固定資産回転率≧5%
- ▶ 従業員一人当たり付加価値額≥6%

【経営資源融合計画】

- ▶ 修正 ROA≥3%ポイント
- ▶ 有形固定資産回転率≥10%
- ▶ 従業員一人当たり付加価値額≥12%

【資源生産性革新計画】

▶ エネルギー生産性:+4%(平成23年度以降に開始する計画は+6%) 炭素生産性:+5%(平成23年度以降に開始する計画は+7%)

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

産活法の認定を受けた企業の ROE、ROA 向上率は日本国全体の ROE、ROA 向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。 (認定を受けた計画における ROE、ROA 向上幅の平均は、それぞれ 7.0%ポイント、3.0 %ポイント。各計画は 3 年以内の計画))

また、本措置は、債務超過であったり、利益が確保できていないなど、企業経営が厳しい局面で利用されるケースが多いが、軽減額と同額の利益を確保するには軽減額の数十倍の売上増が必要なケースもあるなど、厳しい局面での本措置の活用が企業経営に与える影響は相当程度大きく、目標達成への寄与度も高い。

8 有効性

① 適用数等

適用数は僅少ではなく、全ての業種において利用できる制度であり、実績においても幅広い業種で利用されている。

本措置の過去7年間の活用実績は以下のとおり。

[本措置を利用した計画の認定件数] (単位:件)

1	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
1	件数	10	13	2	3	1	3	2	34

業種:19 業種

中小企業者を申請者に含む計画数:20 計画(65%)

※中小企業基本法に基づく中小企業者を申請者に含む計画数

②:減収額

本措置の過去7年間の活用実績は以下のとおり。

(単位:百万)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
件数	93	182	8	419	8	5	104	819

③ 効果・達成 目標の実 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時~平成 20 年度)

産活法を創設した平成 11 年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国の ROA 及び ROE は改善してきたが、平成 20 年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。

(法人企業統計調査(財務省))

①資産経常利益率(ROA)の実績

【制度創設】平成 11 年度:2.1% → 平成 20 年度:2.5%

②自己資本当期純利益率(ROE)の実績

【制度創設】平成 11 年度:0.8% → 平成 20 年度:1.6%



《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年4月~平成25年3月)

平成22年7月現在、約9割の認定計画が目標として設定した生産性向上の 基準を達成している。

今後とも認定基準に基づき、事業者の抜本的な計画に対し支援を行うこと により、生産性向上基準の達成率を10割とするよう運用をしていく。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場象期間:平成15年4月~平成25年3月)本措置の活用計画では、事業の譲渡企業が民事再生過の状況に陥っているなど、再生局面で行われる事業譲仮に本措置が延長されなかった場合には、こうした再生月渡が行われにくくなり、事業の継続やそれに伴う従業員のしくなることが想定される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:至5年3月) これまで本措置を活用した計画のうち、約9割の計画が生産性向上の基準を達成しており、全体として税収の増っている。特に雇用維持効果のインパクトは大きく、本措により本来であれば失われていた経営資源が有効され位の雇用が維持されたケースもあり、税収減額に比してでえる。今後とも認定基準に基づき、事業者の抜本的な計画ににより、税収の拡大、雇用の確保が引き続き期待される。今後とも認定基準に基づき、事業者の抜本的な計画ににより、税収の拡大、雇用の確保が引き続き期待される。全業が行う行為には様々なものがあり得るが、本措置、抜本的な行為に着目し支援を講じている。これらの行為の業規模によらず等しいものであり、また、経済環境など様件数は変化しうるものであるために、補助金よりも税制支他の類似の制度は存在しない。 1 世の類似の制度は存在しない。 1 世の類似の制度は存在しない。 2 他の支援措置や義務付け等との役割分担 3 地方公共団体が協力する相当性 3 地方公共団体が協力する相当性 3 地方公共団体が協力する相当性 3 非業の再編にかかるコスト軽減措置は地方税でも支援なお、本法律に基づく生産性向上支援は、国全体で、べき課題であり、また、事業譲渡は地域経済に大きな影響を対している。 4 社会により、	中の家門とは、大きののでは、は、上ののでは、は、大きののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
	響を与える再生局面
の案件も多いことから、地方自治体にも協力を求めること	l
の来件も多いことから、地方日泊体にも励力を求めること	が適当。
10 有識者の見解	が適当。
	が適当。
	が適当。

1 政策評価の対象とした	グリーン投資減税(旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)
租税特別措置等の名称	
2 要望の内容	(1)制度のコンセプト エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、①今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、②投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要。 新成長戦略の観点からも、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が重要である。こうした観点から、新たな投資促進税制を創設し、環境エネルギー産業・市場の成長といった好循環を形成し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する。
	(2)対象者 青色申告書を提出する法人又は個人のうち、対象設備(エネルギー起源CO 2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備)に対する投資を 実施した者
	(3)対象設備 エネルギー基本計画においては、産業、運輸、業務部門のそれぞれについてCO2削減目標が示されている。本税制は、その目標達成を通じてエネルギーの環境への適合を図るべく、部門ごとに対象設備を設定する。その際、各部門に共通して、①個々の設備ごとにi)エネルギーの使用の合理化に著しく資すること、又はii)使用に際してのエネルギーの消費に係るCO2排出量が著しく低いことを要件とし、かつ、②当該設備を本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化する。また、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、上記とは別に再生可能エネルギー利用設備を対象とする。
	(4)措置の内容 政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、その後1年以内に事業の用を供した場合に、次のいずれか一方を選択し、税制優遇を受けられるものとする。
	①普通償却に加えて、基準取得額の 40%相当額を限度として償却できる特別 償却 ②中小企業者に限り、基準取得価額の 7%相当額の税額控除。ただし、その 限度控除額がその事業年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、そ の 20%相当額を限度とする。
	(5)措置期間 企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対 象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を有することから、 投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。
3 担当部局	資源エネルギー庁総合政策課調査広報室
4 評価実施時期	平成 22 年 8 月

5	和粉件只	 #	置等の創設	平成 23 年度(新設)		
Э	年度及び					
6	適用又は			平成23年度~平成25年度(3年間)		
7	必要性 等	1	政策目的及びその	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの		
	根拠		恨拠	要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。		
				〇 エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月)		
				・エネルギー起源CO2は、2030年に90年比▲30%程度もしくはそれ以上の削減		
				(産業部門)1990 年: 487 百万トン→2030 年: 350 百万トン(▲27%)		
				(運輸部門)1990 年: 217 百万トン→2030 年: 154 百万トン(▲29%)		
				(業務部門)1990 年:164 百万トン→2030 年:104 百万トン(▲37%)		
				・一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 2020 年までに 10%に達することを目指す。		
				〇 新成長戦略(平成 22 年 6 月)		
				(2020 年までの目標)		
				・50 兆円超の環境関連新規市場		
				・140 万人の環境分野の新規雇用		
				・日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当)		
				こうした政府レベルの目標に即し、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長を政策目的とする「グリーン投資減税」を創設する。		
				《政策目的の根拠》 〇エネルギー基本計画(平成 22 年 6 月閣議決定)		
				〇新成長戦略(平成 22 年 6 閣議決定)		
				〇非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(平成 21 年 7 月成立)		
				第7条「政府は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な		
		(2)	政策体系	財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。」 26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用		
			における	27 省エネルギーの推進		
			政策目的 の位置付	28 原子力の推進・電力基盤の高度化		
			け			
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》		
			及び測定 指標	エネルギー起源CO2排出量削減効果: (産業部門)12.2 百万トン		
			不了日	(運輸部門)1.1 百万トン		

	i		•	
				(業務部門)3.6 百万トン
				再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算)
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				・エネルギー起源CO2排出量削減量
				- - 再生可能エネルギー導入量
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				〈平成 23 年度から平成 25 年度におけるエネルギー起源CO2排出削減効果
				1.
				(産業部門) 12.2 百万トン
				※2030 年には 90 年比 27%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年
				排出量の 2%に相当。
				(運輸部門)1.1 百万トン
				※2030 年には 90 年比 29%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年
				排出量の 0.5%に相当。
				(業務部門)3.6 百万トン
				- ※2030 年には 90 年比 37%のCO2削減を目標としているところ、上記は 90 年
				排出量の2%に相当。
				バーニ・・・・・ロー・ <平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギー導入見込み>
				1.5 百万 kl(原油換算)
				1.3 日分 NC原油疾棄/ ※08 年の再生可能エネルギー量の 1%に相当。
	ᆂᆣᅪ	_	` * * * * *	※00 年の母生可能エネルギー量の「%」に指当。 適用事業者数(見込み)
8	有効性	(1)	適用数等	週
	等			産業部門:32,000
				運輸部門:17,000
				業務部門:17,000
				再生可能エネルギー部門: 1,000
				※経済産業省ヒアリング調査を基に推計
				※業種、事業規模を問わず、幅広い事業者による適用が見込まれる。
		2	減収額	平成 23 年度 40,340 百万円
		3	効果ない	《政策目的の実現状況》
			し達成目	今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確
			標の実現	に提示するとともに、投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択
			状況	 適用を可能とすることにより、省エネ・低炭素設備に対する投資が加速化され
				る。そうして省エネ・低炭素設備の普及が拡大することにより、エネルギー起源
				CO2の削減、すなわちエネルギーの環境への適合に資する。
				また、省エネ設備の導入拡大によりエネルギーの使用合理化が進み、再生
				すた、音エイ設備の導入拡入によりエイルイーの使用音楽にが建め、特エー 可能エネルギー利用設備の導入拡大によりエネルギー源が多様化することか
				ら、エネルギーの安定供給の確保に資する。
				さらに、省エネ・低炭素設備に対する投資が促進されることから、環境エネ
				ルギー産業・市場の成長に資する。
				《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度
				~平成 25 年度)
				対象設備の普及拡大により、以下の目標を実現する。
				エネルギー起源CO2排出量削減効果:
				(産業部門)12.2 百万トン
				(運輸部門)1.1 百万トン

				(業務部門)3.6 百万トン
				再生可能エネルギー導入拡大効果:1.5 百万 kl(原油換算)
				※本税制措置が講じられたと仮定して平成23年から25年に導入されることが
				見込まれる対象設備の台数と、設備当たりのCO2削減効果(再生可能エネル
				ギー導入効果)から試算。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対
				象期間: 平成 23 年度~平成 25 年度)
				本税制が新設されなかった場合、対象設備の導入が進まないため、上記の目標数
				値は、以下のように限定的となる見込み。
				エネルギー起源CO2排出量削減効果:
				(産業部門)2.0 百万トン
				(運輸部門)0.3 百万トン
				(業務部門)1.3 百万トン
				(米35円171:3 日771:2 再生可能エネルギー導入拡大効果: 0.3kl(原油換算)
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度~平成 25 年度)
				上記のように、本税制により、省エネ・低炭素設備の普及が加速的に拡大す
				ることにより、相当程度の相当程度のCO2排出削減効果及び再生可能エネ
				ルギー導入拡大効果が見込まれる。これにより、①エネルギー基本計画の目
				標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエ
				ネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定
				供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長という本税制の政策目的の
				実現に大きく寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できると考
				えられる。
9	相当性	1	租税特別	エネルギー基本計画においては、「本基本計画その他の法律等により政策
			措置等に	的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについては、規制・予算・税
			よるべき	制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最
			妥当性等	- 適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である」とされてい
				る。
				本税制は、①個々の設備の性能要件を設け、エネルギーの使用の合理化に
				 著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加え、②本税制措置の対象とする
				ことにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2
				排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化す
				ることとしている。このように、政策目的に照らして効果の高い設備に支援対象
				を重点化し、必要最小限の国民負担で最大限の効果が得られるようにしてい
				る。
				♥。 また、予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階
				よん、アチエの指置は、本代間の対象設備と比して、よりた場合な失能技術 にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発
				を推進するための措置とし、これに対して、本税制措置は、導入段階にありな
				では近するための指置とし、これに対して、本代制指置は、等人は間にめりな がらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導
				入支援を行うこととしている。このようにポリシーミックスを構築し、重複のな
				- 八叉版を打りこととしている。このよりにボック ミックへを構業し、重複のな - い、かつ、連続した施策手段を講じている。
			他の支援	して、から、建械した心泉子段を誦している。 ■省エネ関連・新エネ関連の予算上の措置との関係
		(2)	他の文法 措置や義	■旬エイ関連・利エイ関連のア昇工の指揮との関係 予算上の措置については、本税制の対象設備と比較して、①より先端的な
			相直で報 務付け等	ア昇工の指置については、本代制の対象設備と比較して、小より光端的な 実証段階にある設備の導入支援、②長期的な視点から重要な役割を担う技
				美証段階にのる設備の導入支援、②長期的な税息から里安な役割を担づ技 術開発や実証実験、等を推進するための措置として整理できる。
			との役割	
			分担	(产类如即)
				(産業部門)
				〇グリーン投資減税

市場導入が進みつつあるものであって、相当程度の効果が見込まれ、その普及を促進するもの。

〇エネルギー使用合理化支援事業者支援補助

将来的に技術の普及性が見込まれる先端的な省エネ技術・設備の導入を支援するもの。

〇省エネ財政投融資

市場への導入が進みつつあるものであって、中小企業への導入支援の重点化が必要なもの。

〇低炭素投資促進法(リース保険)

市場への導入が進みつつあるものの、市場形成が不十分な設備について、広く薄く支援することで、その普及を促進するもの。

(新エネルギー部門)

〇グリーン投資減税

キャッシュフローの改善による初期投資の軽減(特別償却)。初期投資コストの低減により、導入対象の裾野を広げるとともに、補助金の動向次第では(下記参照)、投資の前倒し・加速化を進めていく役割は今後高まっていくものと思われる。

〇固定価格買取制度

現在太陽光発電余剰買取に限定。現在検討中の全量固定価格買取制度については、事業期間全体での収入の押し上げによって、事業そのものの経済性向上を図ることを目的とするもの(ランニングコストの軽減)。

○新エネルギー等事業者支援補助金

初期投資に係るイニシャルコストを軽減させる。上記全量固定価格買取制度 の施行に合わせて、対象の見直し等を検討中。

〇太陽光発電設備に係る課税標準の特例

太陽光発電設備設置者の維持費用の軽減を図るもの。

■エコカー補助金・エコカー税制等自動車支援措置との関係

補助制度は、裾野の広い自動車産業の活性化が景気の早期回復のためにも不可欠との観点で、主に一般消費者を対象に、環境性能の良い新車の購入を促進するものである。これに対して、本税制措置は、主に事業者への支援を企図するものである。また、導入段階にありながらも十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。

〇クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業(CEV補助金)

本格的に市場投入されるクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るもの。

〇環境対応社普及促進対策費補助金(エコカー補助金)

環境性能のよい新車の買い換え・購入を促進することにより、環境対策と景気対策の実現を図るもの。

〇自動車重量税・自動車取得税の時限的減免(エコカー減税)

自動車需要の急激な落ち込み等の景気動向を踏まえた内需振興と環境対策 を図ることを目的に、3年間の時限措置をして実施するもの。

〇自動車税グリーン税制

ユーザーの低公害車取得意欲及び企業の開発意欲双方を刺激し、環境性能に優れた 自動車の加速度的な普及を図るもの。

○燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置

低公害車の普及促進を図るうえで、燃料供給設備の整備が必要不可欠なため、設置

				者の維持費用の軽減を図るもの。 〇財投貸付(NOx·PM 法関連) 中小企業等に対して、低利融資による経済的支援を行うことにより、低公害車の普及 促進を図るもの。
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保を実現することは、地方公共団体の活動にも不可欠であり、また、本税制により地方公共団体においても省エネ設備等への投資が促進され、地域経済活性化に資することから、地方公共団体にとってもメリットのあるものである。
10	有識者σ)見	解	_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			

1	政策評価の対象とした	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積
	租税特別措置等の名称	産業用資産の特別償却
2	要望の内容	・適用期限を2年間延長する。
		・本税制は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活
		性化に関する法律」に基づき、自治体により「基本計画」が作成された地域に
		おいて、当該計画の集積業種として指定された業種に属する事業を行う事業
		者が、同法に基づく「企業立地計画」の承認を受け、同計画に沿った新規企業
		立地を行った場合に、新たに取得した機械装置及び建物等に対して特別償却
		(償却率:機械装置 15%、建物等 8%)を認めるもの。
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設	平成 19 年度 創設
	年度及び改正経緯	平成 20 年度 拡充(対象業種(第2項業種)を追加し、同追加業種については
		適用要件を引き下げ)
		平成 21 年度 延長・拡充(対象業種(第1項業種)の拡充)
6	適用又は延長期間	平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日 (2 年間)
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等及びその	地域における産業集積の形成及び活性化の促進により、地域経済の自律
	根拠	的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目
		的とする。
		本税制の対象となる業種のうち、第1項業種では、海外の国々と競争し、国
		内への企業立地促進を図る地方自治体の主体的・戦略的な取組を支援する
		ことにより、地域における産業集積の形成及び経済活性化を実現することを目
		的としている。また、第2項業種では、景気回復の遅れた地域経済の自律的発
		展に向けた基盤強化を図るため、地域の主幹産業と位置づけられる農林水産
		業について関連商工業者の企業立地等を促進することにより、同産業及び同
		地域の活性化を促すことを目的としている。
		《政策目的の根拠》
		・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する
		法律(平成 19 年 5 月 11 日法律第 40 号)
		第 1 条「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性
		化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援す
		るための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図
		り、もって国民経済の健全な発展に資する」
	② 政策体系	・経済産業省における政策体系上の位置付け
	における 政策目的	4. 中小企業・地域経済産業政策
	以來口的	

		の位置付 け	24 地域経	済の活性化	の推進			
	3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措 「基本計画				を図る事業を	者の設備投資を促
		伯保	進することで、地域経済の自律的発展のための基盤を強化することを目標とする。 具体的には、基本計画区域内の企業立地件数、新規雇用者数及び付加価					
			値増加率を、達成を図る目標として設定する。 					
			おいて、企業	立地件数 10),000 件、新			基本計画区域内に付加価値額 5%堆
			を達成するこ。 ・達成目標の →立地件数 ス	実現状況に	ついては次の			産施により測定
			→付加価値額 《政策目的に	頁:5 年経過	侍点におい つ	て工業統計	調査等に基	づき測定
			に関連・下請	け企業が立	地し、既存	工場では能	力増強の記	、基本計画区域内 设備投資が行われ
				雇用や付加	価値の増加	をもたらし、	地域経済(積が形成、活性(I D自律的発展の基 GA
8 有効1	生 ①	適用数等	本税制措置			な光及に良	7 0 - 2 - 2	~~ 0°
等		1		H19 実績	山の中纬	H21 実績	H22 見込	
1		1	適用年度					H23 見込
			適用年度適用件数	0件	29 件	56 件	100 件	100 件
			1211111111	0 件	29 件	56 件		
			適用件数	0件	29件 引利用実績·見 承認件数>	56 件 込調査(経済産	主業省)	
			適用件数 ※出典:企業型 <年度別企業 H19 実績	0件 立地促進法税制 立地計画及 H20実績	29 件 引利用実績·見 承認件数> H21 実績	56 件 込調査(経済産	主業省)	
			適用件数 ※出典:企業型 <年度別企業 H19 実績 75 件	0 件 立地促進法税制 立地計画系 H20 実績 412 件	29 件 利利用実績·見 承認件数> H21 実彩	56 件 込調査(経済度 費 累 件	主業省)	
			適用件数 ※出典:企業型 <年度別企業 H19 実績	0 件 立地促進法税制 立地計画系 H20 実績 412 件	29 件 利利用実績·見 承認件数> H21 実彩	56 件 込調査(経済度 費 累 件	主業省)	
			適用件数 ※出典:企業型 <年度別企業 H19 実績 75 件	0 件	29 件 利利用実績·見 承認件数> H21 実彩	56 件 込調査(経済度 費 累 件	主業省)	
			適用件数 %出典:企業型 <年度別企業 H19 実績 75 件 %出典:承認 () 適用件数 ()	0 件	29 件 引利用実績・見 承認件数> H21 実績 300 -覧(経済産業	56件 込調査(経済を	主業省) 計 787 件	
			適用件数 ※出典:企業型 <年度別企業 H19 実績 75 件 ※出典:承認な ○適用件数の ・企業立地に 承認要件とな	0件 立地促進法税制 (立地計画方 H20実績 412件 主業立地計画一 分析 おける特別 っているが、	29 件 I利用実績·見 A 認件数> H21 実績 G 300 -覧(経済産業	56件 込調査(経済を 集 累 件 省) 請では建物 主実際に利用	主業省) 計 787件 の新増設。 用するのはこ	と着工前の申請か に事完成後の決算
			適用件数 ※出典:企業 で	0件 立地促進法税制 (立地計画を (12 件 注立地計画ー (13 件 (14 件 (15 件) (16 件) (17 件) (17 件) (18 +) (18 29 件 利用実績・見 (記件数 > 300 一覧(経済産業	56件 込調査(経済を 集件 (を注) (を注) (を注) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は	主業省) 計 787件 の新増設を 引するのはこ を超える計	と着工前の申請が に事完成後の決算 画が 6 割を超える	
			適用件数 ※出典:企業型 <年度別企業 H19実績 75件 ※出典:承認 ○適業要件がに 承認となり、対 (21年度	0件 立地促進法税制 (注述地計画を (注述・ (注述) (注述・ (注述) (注述	29 件 利用実績・見 私認件数> H21 実約 300 一覧(経済産業 賞却別償での其 動用まが本格	56件 込調査(経済を 集件 省) 請ではは建物を実際に利用が1年的に利用さ	計 787件 か新増設さ まするのはこ を超える計 れ始めたの	上着工前の申請が 正事完成後の決算 画が 6 割を超える は平成 21 年度が
			適用件数 ※出典:企業型 <年度別企業 H19 実績 75 件 ※出典:承認の ・企業要件数の ・企業要件となり、別 (21 年度である。 らとなっている	0件 立地促進法税制 (主 立地計画	29 件 I利用実績・見 K認 H21 実 300 「覧(経済産業	56件 込調査(経済を 集件 者) 請で際が、1年間のに計画申請	計 787件 の新増設。 用するのはこ を超える計 れ始めたの 前のうち平成	と着工前の申請が に事完成後の決算 画が 6 割を超える

案して今後の利用を予測すると、平成22年度以降は100件/年程度の利用件数での推移が見込まれることから、本税制措置に対する潜在需要は高いものがあると考えられる。

*立地計画申請 787 件のうち、平成 21 年度末までに設備稼働予定の計画 は、490 件であった。しかし、金融危機の影響を問うたアンケート結果による と、「設備投資を中止した」が 28 件、「設備投資時期を先送りした」が 148 件あるなど、平成 21 年度末時点では設備未完成のために施策利用を行っていないケースも多かったと考えられる。

〇適用状況の理由

・企業立地計画は複数の施策の相乗効果により政策目標を達成することを想定している。これまでの利用実績からすると、本税制と低利融資が主な活用施策となっている。

・平成 21 年度末までの本税制の適用件数は 85 件と低利融資制度利用累計数 300 件に比べて少ないものの、税制適用設備投資総額は 1,900 億円(実績累計)と融資実行総額 360 億円(実績累計)を大きく上回る。利用件数に差が大きい要因としては、①低利融資が事業者数の多い中小企業者の資金繰り支援を目的とするのに対し、税制は最低投資単価を設定し、中堅規模以上の投資に対象を限定していること、②税の申告が決算期末であるため利用のタイミングは融資制度が先であること、③金融危機に伴う収支悪化から税制利用を見送ったケースがあること(アンケートでは税制を利用しない理由として「赤字」が 2 割と最大)、等が挙げられる。産業集積が進むにつれて、中小企業者の小規模投資の企業立地計画申請割合が増加したことからも、低利融資制度の利用件数が増加したと考えられる(企業立地計画申請数に占める中小企業割合H19:28.7%、H20:59.8%、H21:66.6%)。

・制度趣旨として、基本計画の核となる比較的規模の大きい設備投資は特別 償却、関連する多数の中小企業等の進出は低利融資によって主に支援することを想定しており、本税制のこれまでの利用実績は、前述の金融危機の影響 と、各支援制度がほぼ制度趣旨通りに利用された結果と判断できる。

②減収額

|<税制適用実績>

(百万円)

適用年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 見込	H23 見込
建物投資額	-	21,124	50,065	123,120	123,120
機械投資額	-	26,319	93,191	191,448	191,448
減収額	_	1,690	5,375	11,570	11,570

※出典:企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省)

③ 効果・達成 目標の実 現状況

│《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年 7 月~平成 22 年 3 月)

平成22年4月までに、47都道府県で177件の基本計画、46道府県124地域で787件の企業立地計画が策定され、これらの計画に基づき、産業集積の形成及び活性化による地域経済の基盤強化が図られつつある。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 19年7月~平成 22年3月)

自治体が策定する基本計画の期間は 5 年が大半であり、政策目標の達成 状況は、当該計画期間経過後に集計し、個別の基本計画毎に評価するものと しているが、現時点での産業集積状況を把握するために企業立地、新規雇用 目標の達成状況について集計した結果は下記のとおりである。

〈平成 19 年度同意基本計画〉

【目標: 立地 5700 件(進捗率 39%)、雇用 234,000 人(進捗率 39%)】

年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	合 計
立地件数	512 件	1,070 件	655 件	2,237 件
雇用人数	16,724 人	41,561 人	34,022 人	92,307 人

^{*}H22/8 進捗確認調査:基本計画 107 地域(未集計 1 地域を除く)

〈平成 20 年度同意基本計画〉

【目標: 立地 1700 件(進捗率 28%)、雇用 75,400 人(進捗率 19%)】

年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	合 計
立地件数	_	175 件	308 件	483 件
雇用人数	_	7,742 人	6,470 人	14,212 人

^{*} H22/8 進捗確認調査:基本計画 51 地域

上記調査の結果によれば、金融危機の影響が表れた平成21年度に実績が伸び悩んだことから、全体としては目標の進捗に遅れがみられる。しかしながら、企業業績が大幅に悪化し、国内GDPがマイナスに転落した状況を考えると、相応の水準の企業立地と雇用を生み、地域の産業集積の維持に貢献したと評価できる。平成22年以降は、企業業績が持ち直しつつあり、企業立地計画の申請件数の増加が見込まれるため、現状の支援施策継続による政策的インセンティブを与え続けることにより目標の達成は可能といえる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月~平成24年3月)

企業立地促進法では、複数施策の相乗効果により政策目標達成を目指しているが、企業立地に対する本税制の直接的効果は、適用件数のうち約65%と推測される(平成22年度税制利用企業に対するアンケート調査より)。

従って、税制が延長されなかった場合の影響は、平成 23 年度の税制適用 見込件数 100 件のうち 65 件程度と見込まれ、下記の直接的な影響が推計さ れる。

<延長されなかった場合の影響見込>

税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額	新規雇用者数
65 件	204,469 百万円	71,564 百万円	3,173 人
	$=314,568 \times 65\%$	$=110,099 \times 65\%$	$=4,882 \times 65\%$

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 23 年 4 月~平成 24 年 3 月)

平成 23 年度以降の税制継続による直接的な効果として総額 314,568 百万円の設備投資が発生し、当該設備の稼働後は減収見込額 11,570 百万円に対し、付加価値増加額 110,099 百万円、新規雇用者数 4,882 人の発生が見込まれる。平成 21 年度に実施した本税制利用企業に対するアンケート調査によると、本税制を誘因として立地する企業は全体の 65%程度と推測され、企業の立地選定に対して本税制が強いインセンティブとなっていることが伺える。

<H23 年度以降の継続による効果(単年度)>

税制適用件数	付加価値増加額	減収見込額	新規雇用者数
100 件	110,099 百万円	11,570 百万円	4,882 人

全国 177 基本計画のうち、本税制を適用した企業立地計画の有無により、平成 21 年度末までの集積の状況を分析すると下記のとおりである。各基本計画の目標に対する進捗率の平均を比較しても、税制適用実績のある基本計画が立地 44.1%、雇用 34.2%であることに対し、税制適用実績のない地域は立地 32.3%、雇用 31.5%と税制により企業誘致に成功した地域の方が明らかに産業の集積が促進されたといえる。

<税制適用実績の有無による各基本計画内の立地、雇用実績>

税制適用実績の有無	地域数	立地件数	雇用人数
税制適用実績あり	42 地域	1,275 件	38,198 人
税制適用実績なし	134 地域	1,457 件	69,223 人
全地域合計	176 地域	2,732 件	107,421 人

< 税制適用実績の有無による各基本計画内の目標に対する進捗率平均>

税制適用実績の有無	地域数	立地件数	雇用人数
税制適用実績あり	42 地域	44.1%	34.2%
税制適用実績なし	134 地域	32.3%	31.5%
全地域平均	176 地域	35.1%	32.2%

また、平成 19 年度から取組を開始した基本計画を中心に、税制適用により 立地した企業に牽引されて、①基本計画地域内に関連・下請け企業が立地し た、②既存工場に能力増強の設備投資が行われた、③地場企業の受注が増 加した、等の具体的な事例が複数報告されている。 以上のように、本税制適用による直接的な設備投資促進効果に加え、基本 計画地域内への波及効果も確認されており、今後本格的に全国で税制が利 用されることにより、産業集積形成促進に対する大きな効果が期待される。 相当性 ① 租税特別 本税制は、一定規模の設備投資を行う事業者に対し、キャッシュフローの増 措置等に 加という立地選定への直接的なインセンティブを与えるものであり、企業立地 よるべき の促進により産業集積を形成・活性化し、地域経済の基盤を強化するという政 妥当性等 策目的の達成のために有効な措置である。 主に、基本計画における産業集積の中核をなす企業の設備投資を促進す ることを目的として投資規模等を限定しているが、制度趣旨通りに投資単価の 高い設備投資を計画する事業者が税制を活用する一定のインセンティブとな っており、相応の経済効果も認められる。また、法施行以降、概ね 5 年間の計 画期間が到来した基本計画は未だなく、まさに今後 2 年間が最も活用が進む 時期と見込まれる。 ②:他の支援 ○企業立地促進法に基づく支援措置との関係 措置や義 企業立地促進法における基本計画に基づく支援措置としては、本税制の 務付け等 他、補助事業、地方税に対する減収補てん措置、財投融資とがあるが、それ との役割 ぞれ下記のような目的の役割にて補完しあい相乗効果を発揮している。 分担 ・企業立地促進法関連補助事業は、企業誘致活動等にかかる人材育成支 援や共用施設整備補助により、主に地域が実施する事業環境整備の取組

を支援するものであり、企業立地計画申請企業を間接的に支援する施策で

・地方税(固定資産税、不動産取得税)の減収補てん措置については、財政 力指数が一定未満の自治体が対象となっており、財政支援余力に劣る自 治体が産業集積を形成するために、他の自治体並みの支援施策を実行で きるよう国が間接支援するものである。

・財政投融資措置は、基本計画内の産業集積に進出する中小企業者に対 する政府系金融機関による低利融資の実行であり、資金繰りの安定が課題 とされる中小企業者が、企業立地に係る設備投資を行う際に長期的な資金 繰りを支援するものである。本税制は、設備投資実施直後のキャッシュフロ 一増加をインセンティブとして一定規模以上の投資を行う企業の立地選定 に直接的に働きかける効果があり、低利融資制度は資金繰り支援により、 形成された産業集積への多数の中小企業の進出を促す効果がある。中小 規模の事業者数が多いことから、企業立地促進法関連施策の中では低利 融資制度の利用件数が最も多くなっているが、税制適用の平均設備投資単 価が 2,243 百万円(実績累計平均)であるのに対し、財政投融資の融資実

			行単価は 109 百万円/件(実績累計平均)と少額であり、それぞれ異なる支援施策として相乗効果を発揮していることが伺える。						
			<財投制度利用実績 >						
			年 度	H20 実績	H21 実績	累計			
			財投利用件数	130 件	202 件	332 件			
			利用総額	12,855 百万円	23,376 百万円	36,231 百万円			
			平均単価	98 百万円	115 百万円	109 百万円			
						_			
			年 度	H20 実績	H21 予定				
			地方税利用件数	32 件	133 件				
		③ 地方公共	_						
		団体が協力する相							
		当性							
10	有識者σ)見解	-						
11		前評価又は事	_						
	後評価σ)実施時期							

1	政等证证	π _ω :	 対象とした	
'	租税特別措置等の名称			中小企業等基盤強化税制(経営革新計画)
	TT 100 14 73	,,,,,		
2	要望の内	容		「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」の承認を受けた中
				小企業者等が取得した機械装置に対して、取得価額の30%の特別償却又は
				7%の税額控除のいずれかの選択適用を認める措置について、適用期限を2
				年間延長する。
	#U VV +V E			ᆂᆚᇫᆇᆮᆥᆍᆇᄱᄽᆖ
3	担当部局	IJ.		中小企業庁新事業促進課
4	評価実施	10時	期	平成 22 年8月
5	租税特別	リ措 [・]	置等の創設	平成11年度 創設(「中小企業経営革新支援法」施行)
	年度及び	/改.	正経緯	平成13年度 適用期限を2年間延長
				平成15年度 適用期限を2年間延長
				平成17年度「中小企業経営革新支援法」改正(「新事業活動促進法」施
				行)に伴う改組
				平成19年度 適用期限を2年間延長
				平成21年度 適用期限を2年間延長
6	適用又に	延	長期間	平成 23 年4月1日~平成 25 年3月 31 日(2年間)
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等		及びその	我が国経済の柱である中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発等に
			根拠	よる新たな事業活動の取組を支援することにより、中小企業の「経営革新」を
				促進し、中小企業者の活性化・健全な発展を図る。
				《政策目的の根拠》
				〇中小企業基本法
				第 12 条において、設備の導入の促進等、国は中小企業の経営の革新を
				促進するため、必要な施策を講ずることを規定。
				O. L. I. A. # # # # # # # # # # # # # # # # # #
				〇中小企業新事業活動促進法第 15 条に基づく措置。
		2	政策体系	政策名:4. 中小企業・地域経済産業政策
			における	施策名:21 経営革新・創業促進
			政策目的	
			の位置付	
			け	
	③ 達成目標		達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	及び測定		及び測定	我が国の経済の柱である中小企業者が創意工夫をして行う新事業活動を
	指標		指標	支援することは重要である。
				一方、中小企業者が、急速に変化する市場に対応した事業を展開するた
				め、消費者ニーズに迅速に対応する必要があり、それに伴う新商品・新サービ
				スの開発段階や事業化段階(生産販売体制の構築等)においても設備投資が
				必要である。
				しかしながら、資金力等の経営資源の弱い中小企業者にとっては、設備投

資の初期負担は重いことから、経営革新の目標を達成させるためには、これらの負担を軽減させることが必要不可欠である。

そこで、本租税特別措置等により、設備投資初年度の負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投資資金の早期回収を図り、中小企業者の積極的な設備投資を促進させ、中小企業者の成長・発展を通じ、我が国経済の活性化を図る。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

本租税特別措置の目的は、経営革新制度で定められた測定指標を達成させることであるため、付加価値額等の年率3%以上の向上を達成とする。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

設備投資は、生産性の向上につながり、売上高の増加が見込まれることから、本租税特別措置の目標である、付加価値額の増加に寄与するものである。

本租税特別措置を利用し、平成 20 年 10 月から平成 21 年9月に計画を終了した企業の付加価値額を計算すると、経営革新計画実施前と比べて付加価値額は 28 社で計約 700 百万円増加している

8 有効性等

① 適用数等

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度 (見込み)
適用件数			84 件			56 件

※ 経済産業省試算(件数は、計画の承認を受けた中小企業者に対するアンケート 調査(各都道府県が実施)により利用の確認できた件数)

22 年度件数見込み(中小企業庁試算)

年間承認件数 × 特別償却利用率

4,615 × 0.17% = 8件…①

年間承認件数 × 税額控除利用率

4,615 × 1.05% = 48 件…②

(1) + (2)

8件+48 件 = 56 件

※年間承認件数:平成17年度から平成21年度の承認件数の平均

※特別償却利用率:平成17年度から平成21年度における利用率

※税額控除利用率:平成17年度から平成21年度における利用率

件数は、中小企業投資促進税制と重複しない本租税特別措置の実質拡張部分の対象となる経営革新承認企業(資本金1億円超(税額控除については、資本金3,000万超))が利用した件数である。

また、近年(平成 17 年度~平成 21 年度)の経営革新の承認件数は、年間 4,600 件程度であり、そのうち本租税特別措置の実質的拡張部分の対象となる資本金1億円超の中小企業者および設備投資を行う可能性のある業種(製造業、建設業、卸売・小売業、運輸業)の件数を踏まえれば、想定外に僅少ではない。

実質的拡張部分の件数(中小企業庁試算)

年間承認件数 × 資本金1億円超の割合

4,615 × 15.7% = 725件

※年間承認件数:平成 17 年度~平成 21 年度の承認件数の平均

		※資本金1億円超の割合: 平成 20 年度と平成 21 年度における割合 ※業種の割合: 平成 19 年度から平成 21 年度における割合							
	}	※業種の割合	∵平成 19 ₫	年度から	5平成 21	年度に	おける割 [・]	合	
② 減収額	額								
			17 左 庇	18 年	. 由 10	左由	20 年度	21 年度	22 年度
			17 年度	10 4	- 及 19	年度	20 平月	21 年度	(見込み)
		減収額	3.6億円	4.4 億	5.1	億円	4.6 億円	1.2 億円	4,2 億円
		※ 経済産	業省試算(減収額	は、計画	の承認	を受けた	中小企業者	に対するアンケ
		一卜調査	(各都道府	県が実	施)により	利用の	確認でき	た金額)	
		上記同様	、中小企業	₹投資 [∙]	促進税制	削と重複	夏してい7	ない租税特別	別措置の実質
									(備投資を行う
						、卸売∙	小売業.	、運輸業)の	件数を踏まえ
	7	れば、想定タ	トに僅少で	はない	١,				
					AUG = 15 Arch	- \			
		22 年度減収					5 + 6 - 6	. + 1 ====	
		22 年度符	別負却利用	見込め	· × 特)	別負却す	を と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	< 法人税率	± m ±n\
			8件		×	68.269 -	£	(資本金1億 30%	8円延)
			OIT		^	00,209		30 <i>9</i> 0 3,846 千円・・・	1
		22 年度税	額控除利用	見込み	・× 税線	額控除3		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· ·
								255,744 千円	···②
		1	+	2					
		163,846 千	円 + 255	5,744 千	円 = 4	119,590	<u>千円</u>		
		※特別償却実							
	}	※税額控除実	[施額 :平]	成 17 年	■度から平	☑成 21 ፟፟	∓度にお!	ける平均額	
③ 効果・	達成	 《政策目的σ) 実現状況	!》(分却		間·亚F	並 21 年	4月~平成:	22 年3月)
目標	. —							のとおりとな	
現状		EACTI	100 E IX C	. X= 1% C	77.2 ш.ж.	,, n, n		0) C 00) C 10	
5.00)	〇達成目	標の実現物	犬況					
			17 年月	芰 .	18 年度	19	年度	20 年度	21 年度
		適用件数	57.3%	, !	59.0%	62.8	8%	53.2%	47.2%
		出典:経産省「終了企業調査」							
		の労士が引走のス型性料は、正式の(たちナナマング・エ・スツーナーフト							
		経営革新計画の承認件数は、平成 21 年度末までで約4万1千件となってお							
		り、近年は年間4,600件が承認されている。また、承認経営革新計画終了企業 の約6割が、経営革新の目標達成の指標としている「年率3%以上の付加価							
									メエの1寸加価
	1	値額または一人当たり付加価値額の向上」を達成している。							

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21年4月~平成 22年3月)

経営革新計画の承認件数は、平成 21 年度末までで約4万1千件となっており、近年は年間4,600件が承認されている。また、承認経営革新計画終了企業の約6割が、経営革新の目標達成の指標としている「年率3%以上の付加価値額または一人当たり付加価値額の向上」を達成している。

なお、目標が達成できなかった4割の企業の要因としては、中小企業者は外部の環境変化(外的要因)に影響を受けやすく、特にリーマン・ショック以降の需要・受注量の減少、販売単価減・コスト削減等による売上不振、資源価格・仕入価格の高騰などによるものである。また、このような外部環境の直接的な影響となったもののほかに、新規の販路開拓や技術開発が予定通りできなかったなど、外部環境の影響を起因とした間接的な要因もある。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年4月~平成 25 年3月)

平成17年度から平成21年度の1社あたりの平均減収額は約670万円であり、当該金額は、中小企業者の新たな事業活動の取組として、雇用の確保や充実した営業活動等に活用され、付加価値額の向上に資するものである。

本租税特別措置が延長されなかった場合、当該金額を借り入れ等で確保しなければならず、資金繰りの厳しい中小企業者にとっては大きな負担となり、 本政策目的である新商品・新サービスの開発等による新たな事業活動の取組 に対する円滑な実施ができなくなる恐れがある。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年4月~平成 25 年3月)

本租税特別措置を利用し、平成 20 年 10 月から平成 21 年9月に計画を終了した企業の付加価値額を計算すると、経営革新計画実施前と比べて付加価値額は 28 社で計約 700 百万円増加しており、本税制により企業活動が活性化したといえる。従って、本租税特別措置は、中小企業者の活性化が図られ、もって我が国経済の活性化に寄与する効果がある。

9 相当性

① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等

本租税特別措置等による政策目的は、我が国経済の柱である中小企業者が行う、新商品・新サービスの開発等による新たな事業活動の取組を支援することにより、中小企業の「経営革新」を促進し、中小企業者の活性化・健全な発展を図ることである。

一方、中小企業者が、急速に変化する市場に対応した事業を展開するため、消費者二一ズに迅速に対応する必要があり、それに伴う新商品・新サービスの開発等による事業化には設備投資等が必要であり、また、事業化段階(生産販売体制の構築等)においても生産設備の投資等が必要である。

しかし、「経営革新」を図るため、研究開発や新たな事業活動への進出等に 係る設備投資を行おうとする中小企業者にとっては、資金力等の経営資源が 弱いもとで計画実施の初期段階の投資負担を軽減することが課題である。

そこで、このような事業者に対して、税額控除あるいは特別償却の適用を措置することで、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となることから、事業者の積極的な設備投資を促進させる上で有効な政策手段である。

		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	政策金融(融資、保証)による支援は、自己資金だけでは設備投資や運転資金の確保が難しい中小企業者に対して、低利融資と信用補完によって新たな事業の円滑な実施に必要な資金の事前供給を目的としている。 一方、本租税特別措置は、計画実施の初期段階における投資負担を軽減させるため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の事後回収を目的としており、役割は異にするもの。 (他の支援措置) ・ 政府系金融機関の特別貸付 ・ 信用保証の特例
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	承認した経営革新計画は、中小企業者の経営が相当程度向上すると都道府県知事が認めた計画であり、本税制特別措置により、中小企業者の新たな事業活動への取組を支援することは、地域経済の活性化につながるものとして、地方公共団体にも有効な措置である。
10	有識者の見解		解	
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			_

1	政策評価の対象とした	中小企業等基盤強化税制(中小卸売、小売及びサービス業)			
	租税特別措置等の名称				
2	要望の内容	対象業種・対象設備の整理を行った上で、適用期限を延長する(2年間) (1)対象業種: 卸売・小売及びサービス業者 (2)対象事業者: 青色申告書を提出する中小企業者等 (3)対象設備等の要件: ①機械・装置 取得価額1台280万円以上 ②器具・備品 取得価額1台120万円以上 (4)特別償却: 取得価額の30% 又は 税額控除: 取得価額の7%			
3	担当部局	中小企業庁経営支援部商業課			
4	評価実施時期	平成 22 年8月			
5	租税特別措置等の創設	昭和62年度制度創設			
	年度及び改正経緯	平成元年度改正 適用期間の2年延長、対象設備の変更(携帯式ターミナル設備追加)			
		平成2年度改正 対象者の拡充(飲食店業を追加)			
		平成3年度改正 適用期間の2年延長、対象者の拡充(中小労確法関係 ※平成15年除外)			
		平成4年度改正 対象者の拡充(中小集積活性化法関係※平成9年産業集積活性化法に改正)			
		平成5年度改正 適用期間の2年延長			
		平成6年度改正 対象者の拡充(中小新分野進出法関係)			
		平成7年度改正 適用期間の2年延長			
		平成9年度改正 適用期限の2年延長、対象者の除外(サービス業のうち特定旅館業を除く大規模法人)、対象設備の取得価額の引き上げ(機械装置240万円→280万円、器具備品100万円→120万円)、対象者の拡充(産業集積活性化法関係※平成12年度除外)、設備要件の変更(電子計算機4メガバイト→32メガバイト)			
		平成11年度改正 適用期間の2年延長、リースの取得価額の引き上げ (機械装置320万円→370万円、器具備品140万 円→160万円)			
		平成13年度改正 適用期間の2年延長、対象者の除外(卸売業、小売業 を営む大規模法人)			
		平成15年度改正 適用期間の2年延長、対象者の除外(飲食店業を営む 大規模法人)			
		平成16年度改正 設備要件の変更(飲食店業の対象設備から機械装置 が除外、器具備品も一定のものに限定)			
		平成17年度改正 適用期間の2年延長			
		平成19年度改正 適用期限の2年延長、飲食店業について適用対象の変更(生活衛生適正振興法関係)、リース税額控除の除外(リース会計基準の変更関係)、適用除外(特定旅館業を営む大規模法人の特別税額控除)			
		平成21年度改正 適用期間の2年延長			
		平成22年度改正 設備要件の変更(特定旅館業を営む大規模法人の対			

		象設備から国際放送受信設備を除外)
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)
7	必要性 ① 政策目的 等 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者が行う、新事業展開の取り組みを支援することにより、中小 企業の経営革新・創業を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。 特に我が国の雇用を下支えし、中小企業全体の付加価値額の約46% を占める中小卸売、小売及びサービス業者について、資本装備率の改善 を通じて事業基盤の強化を図る。
		《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、 中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進す ること」と定められている。 本税制措置は特定の中小企業者及び流通サービス業の経営基盤の 安定・強化を通じて、消費の拡大等による内需の振興、経済の持続的な 成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創 設されたものであり、上記の施策体系のなかで、中小企業の活性化を図 るための重要な手段として位置づけられているもの。
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	4. 中小企業・地域経済産業政策 21 経営革新・創業促進
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小卸売、小売及びサービス業者が競争力の向上や新たなニーズに 柔軟に対応し、また関連新規分野に進出していくために、設備投資を円滑 に行うことを通じて収益の増大を図り、事業基盤の安定・強化を促進する。 具体的には、中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率(従業者 1 人当たりの有形固定資産額)を大企業並みの 700 万円以上(近年の資本 装備率の最高値は平成 7 年度の 510 万円)への引上げを図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 大企業に比して経営基盤が脆弱で、競争も激しい中小卸売・小売及び サービス業者等の設備投資を下支えし、経営基盤の安定・強化、事業の 高付加価値化を図っていく。具体的には、年間平均伸び率 6.5%(資本装備 率の伸びが上昇基調にあった昭和 57 年度から平成 7 年度までの年間平 均伸び率)以上の資本装備率の上昇の実現を図る。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 政策の達成目標として、資本装備率を掲げている。しかしながら、景気低 迷等による事業者の経営環境の悪化により、下記政策目標はいずれも達 成されておらず、引き続き本税制措置の継続による支援が必要。 【政策の目標指標】 中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率(従業員 1 人当たりの有 形固定資産額)の 700 万円以上への引き上げを図る。 〇中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率の推移 平成 16 年度 370 万円 平成 17 年度 350 万円 平成 18 年度 310 万円 平成 19 年度 280 万円

	!			7
				平成 20 年度 300 万円
				※法人企業統計より中小企業庁試算
8	有効性	1	適用数等	(適用実績) (減収額)
	等			平成 17 年度 4,355 件 平成 17 年度 6.4 億円
				平成 18 年度 4,111 件 平成 18 年度 6.2 億円
				平成 19 年度 5,123 件 平成 19 年度 5.7 億円
				平成 20 年度 5,224 件 平成 20 年度 8.1 億円
				平成 21 年度 5,699 件 平成 21 年度 8.9 億円
				(適用額)
				平成 17 年度 391 億円
				平成 18 年度 384 億円
				平成 19 年度 348 億円
				平成 20 年度 401 億円
				平成 21 年度 442 億円
				 ※適用実績は H21 年度中小企業税制に関するアンケート調査から推計
				※適用要換は「21 年度中小正案代制に関するアンケート調査がら推問 ※適用額及び減収額は中小企業庁試算
				本税制は、価格要件が高く設定されており、経営基盤の強化に資するも
				のを想定している。そのため、中長期的な観点で設備の導入を決定するも
				のであり、また、対象業種で導入される機械・設備、器具・備品の耐用年
				数は5年超のものが多く、毎年設備投資が行われるものではない。
				また、卸売、小売及びサービス業は、製造業のように設備投資が生産
				高に直接影響を与えるものでもないため、設備投資の効果は間接的に現
				れる。このため、製造業に比べて設備投資のインセンティブが働きにくい。
				以上のように、設備投資は必要であるものの、製造業ほど積極的に行
				われるという状況ではない。これらの点を踏まえると、5,699 件という数字
				は過少とは言えない。
		2	減収額	
				(減収額)
				平成 17 年度 10 億円
				平成 18 年度 30 億円
				平成 19 年度 30 億円
				平成 20 年度 30 億円
				平成 21年度 18 億円
				平成 22 年度 207 億円
				※財務省による試算(個別法に基づく措置を含めた金額)
		3	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年度)
			目標の実	平成22年度に中小企業庁において実施したアンケート調査によると、よ
			現状況	りグレードの高い設備を導入できた(27%)、設備投資資金が確保できた
				(23%)等の回答が得られ、本税制が設備投資のインセンティブとなってい
				る。また、対象設備を導入したことによる効果として、製品・サービスの品
				質向上が30%、製品納入までの時間短縮、コストの削減がそれぞれ17%
				の回答となっており、経営の効率化が図られ経営基盤の強化が行われて
				いる。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平 は 16 年度 2. 平成 21 年度)
				成 16 年度~平成 21 年度) 〇中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率の推移
				〇中小卸元、小元及びサービス集省の資本表価率の推移 平成 16 年度 370 万円
				千成 10 千度 370 万円 平成 17 年度 350 万円
				「八川 十茂 300 月日

平成 18 年度 310 万円 平成 19 年度 280 万円 平成 20 年度 300 万円 ※法人企業統計より中小企業庁試算 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析 対象期間:平成17年度~平成21年度) 本税制が延長されなかった場合、中小卸売、小売及びサービス業に対 する投資のインセンティブが働かなくなり、設備投資の実施が鈍くなると考 えられる。本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果は本税制 での減収額に対して、3.61 倍であるとの試算がある(注)。 (※上記の試算は、平成22年度に三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株)が実施したもの。 (注)設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて 租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資 額との比較を行って試算したもの。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 17 年度~平 成 21 年度) 本税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値 としては、本税制措置による減収額に対して、3.61 倍の設備投資押し上げ 効果が得られているとの試算がある(注1)。これをもとに、マクロ的な経済 効果を試算した場合、設備投資増加額は、35.7 億円となり(注2)、これに よる GDP 押し上げ効果は 41.4 億円、各産業への生産誘発効果は 75.6 億 円、雇用誘発効果は552人と試算される(注3)。 (※上記の試算は、平成 22 年度に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (株)が実施したもの) (注1)設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて 租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備 投資額との比較を行って試算したもの。 (注2)平成21年度における中小企業等基盤強化税制の減収額をベース に試算している。 (注3)GDP 押し上げ効果の算出にあたっては、代表的なマクロ計量モデ ルにおける公共投資乗数効果を用いた(複数のモデルの平均値を 採用)。生産誘発額については、GDP 押し上げ効果(金額)を産業 別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、 これに産業連関表のレオンチェフ逆行列係数乗じて雇用誘発効果 を算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じ て雇用誘発効果を算出した。 大企業に比して経営基盤の脆弱な中小卸売、小売及びサービス業者等 9 相当性 ① 租税特別 について、当該業種に属する中小企業者全体として経営基盤の安定・強 措置等に 化、事業の高度化・高付加価値化を図っていくためには、一定の要件を満 よるべき妥 たし、かつ、対象者が限定される補助金や財投による措置とは別に、当該 当性等 業種に属する事業者の全般的な設備投資ニーズに対応できる税制による インセンティブを講じることが妥当である。 (株)日本政策金融公庫の貸付 ② 他の支援 <制度概要>中小卸売、小売及びサービス業者等の経営の合理化・共同 措置や義 化等を図るための事業資金ニーズに対して低利融資を実施。 務付け等 との役割

		分担③ 地方公共団体が協力する相当性	上記の政策金融による支援は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して、低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものに対する支援を目的としており、本税制措置とはその役割を異にするものである。 地域経済は厳しい状況にあり、景気は冷え込んでいる。卸売、小売及びサービス業は全国に広く存在し、中小企業の付加価値額の約46%を占めており、設備投資の下支えにより当該業種の活性化・健全化を図ることは地域経済の回復につながる。
10	0 有識者の見解		_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業等基盤強化税制(教育訓練費)			
2	要望の内容	適用期限を延長する。(2年間)			
3	担当部局	中小企業庁経営支援課			
4	評価実施時期	平成22年8月			
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成17年度 創設 平成20年度 1年間延長(中小企業のみを対象とするとともに総額型を導入) 平成21年度 2年間延長			
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)			
7	必要性 の	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が行う人材育成を含めた取組を支援することにより、中小企業の経営革新・創業を促進し、中小企業の生産性を向上させ、中小企業の活性化・健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業憲章(平成22年6月18日閣議決定)では「資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す」とされ、人材に関する支援の必要性がうたわれている。また、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)においても「最低賃金について、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」とされているところであり、特に中小企業においては、最低賃金引き上げに耐え得るよう、労働生産性の向上を図ることが急務。このため、中小企業における人材投資、特に従業員に対する教育訓練投資を促進することは重要。 政策名:1.経済産業政策施策名: 01産業人材			
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の人材投資を加速させることによって、中小企業の生産性の向上や、経営環境の変化への対応を実現し、わが国の中小企業の収益の増加、競争力の強化を図ることを目的とする。 特に中小企業の労働生産性は低水準で推移しており、大企業との比較では約2倍の格差が存在する。また、主要国と比較しても低い水準にとどまっており、全体的に底上げを図っていく必要があることから、中小企業の教育訓練割合を大企業並み(0.42%程度)とすることを目標とする。 〈参考〉 労働生産性(従業員(注)一人あたり付加価値額)の推移 平成17年度 514万円(中小企業)、1,060万円(大企業) 平成18年度 523万円(中小企業)、1,105万円(大企業) 平成19年度 529万円(中小企業)、1,090万円(大企業) 平成19年度 509万円(中小企業)、1,090万円(大企業)			

				(労務費に占める 《政策目的に対す 平成22年度に	よって、平 教育訓練 る租税特 実施したフ	成 24 年度に 費の割合)を 別措置等の達 シケート調査	こおける中小 0.30%とするこ	
8	有効性等	1)	適用数等	用企業 169 社匠による特段の偏り	95,329 件 20,313 件 42,161 件 度に中小① 図答)によ は見られ ⁷	全業庁が実施ると業種別のない。)税制利用 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	ト(平成 21 年度税制利 況は以下の通りで、業種 設業 (気・功*ス・熱供給・水道業 ・報通信業 ・輸業 ・小売業 ・動産業 ・の他が-ビス業 ・の他
		2	減収額		20 年度 約 6,802 百万円	21 年度 約 7,476 百 円	22 年度 約 8,216 百万円	
			効果ない し達成目 標の実現 状況	《政策目的の実現 労働生産性(従 掲) 平成 17 年度 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度	提状況》(分 業員(注) 514 万円 523 万円 529 万円 509 万円 或していな	一人あたり付 (中小企業)、 (中小企業)、 (中小企業)、 (中小企業)、	1,060 万円(1,060 万円(1,105 万円(1,090 万円(924 万円 は、平成20	か推移は以下の通り。(再 大企業) 大企業) 大企業) (大企業) (年度の景気の急激な変

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度 ~平成 24 年度) 平成 22 年度に中小企業庁が実施したアンケート調査の回答企業(税制利 用企業 256 社)データに基づき試算すると、本税制による教育訓練投資の押し 上げ効果は 1.31 倍。 このことから、税制によるインセンティブを考慮すると、中小企業の労務費に 占める教育訓練費割合は、下記のように推移するものと推測される。 〇中小企業の教育訓練費割合の推移 平成 20 年 0.243% 平成 21 年 0.276% 平成 22 年 0.286% 平成 23 年 0.294% 平成 24 年 0.305% (出所:厚生労働省「就労条件総合調査」等により経済産業省試算。平成 17 年以降は税制による教育訓練費の押し上げ効果を考慮した推計値。別紙参 照) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間:平成17年度~平成24年度) 中小企業の教育訓練投資が低い水準にとどまることとなり、大企業と 中小企業との労働生産性の格差は依然大きいままとなることが懸念され る。(平成20年度法人企業統計(労働生産性):大企業924万円、中小企 業 504万円)、また、諸外国と比較しても我が国全体の教育訓練投資比 率は低水準であるあることから、生産性向上に資する教育訓練投資の停 滞により企業の生産性及び競争力の劣後、それに伴うさらなる人材の質 の低下という悪循環に陥る状況が懸念される。 なお、平成22年度に実施したアンケート調査(1,917社回答)においても、 約 98.2%の企業が生産性向上のためには従業員に対する教育訓練は必要で あると回答している。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 17 年度~平成 24 年度) 中小企業が積極的な教育訓練を実施するインセンティブとして、本税制は非 常に効果的。企業にとって生産性向上に寄与する教育訓練について、本税制 の活用によって当該教育訓練を増加させている。 相当性 ① 租税特別 中小企業は一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であり、人材育成が 措置等に 困難な状況にある。特に資金繰りが厳しい状況下では、人材育成への支出を よるべき 抑制しがちな中小企業に対して、一定水準以上の教育訓練費の支出を促し、 妥当性等 中小企業が自らの経営事情に応じて継続的に人材投資を実施することに対し てインセンティブを与える本税制は政策手段として的確である。また、対象者 が限定的となる補助金等の予算措置とは異なり、一定の要件を満たした中小 企業を広く対象とすることが可能となる税制措置による支援が効果的である。 また、教育訓練費割合の達成状況を勘案し、対象とする水準を 0.15%以上 から0.25%以上に引き上げるなど、適切な見直しを図っている。

	② 他の支援	本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措
	措置や義	置、及び財投による融資制度等は経済産業省には存在しない。
	務付け等	<参考>
	との役割	〇 キャリア形成促進促進助成金は、労働者の能力開発機会を確保し、労働
	分担	者のキャリア形成の効果的な促進を目的とするのに対し、本税制措置は、企
	,, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	業自らの経営判断に基づく必要な人材育成を促進し、企業の生産性向上、産
		業の競争力強化を目的としており、両者は制度趣旨が異なる。
		なお、税制の対象となる教育訓練費の内、本助成金を利用して実施した部
		分については、人材投資促進税制の対象とはならない。
		(※本助成金を含め、国等から教育訓練費に充てるために交付を受けた補助
		金を税制措置の対象となる教育訓練費に充てる場合は、補助金に該当する金
		額を教育訓練費の額から控除した上で、控除税額の計算を行うこととしてい
		る。)
		○キャリア形成促進助成金の適用実績
		平成 19 年度(43 億円、12,807 件)
		平成 20 年度(39 億円、11,378 件)
		平成 21 年度(68 億円、13,237 件)
		なお、キャリア形成助成金と本税制の両方を活用している企業は、概ね3千
		社程度と推計される。
		重複利用件数(経済産業省推計値):
		平成 19 年度(2,644件)、平成 20 年度(2,349件)、平成 21 年度(2,733件)
	③ 地方公共	本税制により中小企業の人材投資を加速させることによって、中小企業の
	団体が協	生産性の向上や、経営環境の変化への対応が可能となる。この結果、地域の
	力する相	中小企業の収益の増加、競争力の強化が図られることにより、地域活性化に
1	当性	資することから、地方公共団体による協力は相当。
		X

1	政策評価の 租税特別措		中小企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)
2	要望の内容		・製造業や卸売業、サービス業などの中小事業者が行う情報基盤強化設備 等について、取得額の7%の税額控除又は30%の特別償却を措置する「中小 企業等基盤強化税制(中小企業情報基盤強化税制)」について、対象業種 及び対象設備の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。
3	担当部局		商務情報政策局 情報処理振興課
4	評価実施時	期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措 年度及び改		平成18年度 情報基盤強化税制創設。 平成20年度 同税制について、大企業の利用を制限、中小企業の利用を緩 和し、2年間延長。 平成22年度 情報基盤強化税制を廃止。中小企業等基盤強化税制を拡充し 1年間措置(中小企業情報基盤強化税制の創設)
6	適用又は延	長期間	平成 23 年 4 月 1 日~平成 25 年 3 月 31 日(2年間)
7	等	政及根 取び拠 策おの 体け目置 系る的付	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》中小企業をはじめとする我が国企業の戦略的IT投資を促進し、ITの利活用を通じた生産性の向上等を促進する。 《政策目的の根拠》 「産業構造ビジョン」(平成 22 年 6 月 産業構造審議会産業競争力部会) 「情報セキュリティ2010」(平成 22 年 7 月 情報セキュリティ政策会議) 「情報経済革新戦略」(平成 22 年 5 月 産業構造審議会情報経済分科会) 「新たな情報技術革新戦略」(平成 22 年 5 月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) 「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成 22 年 6 月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定) 政策名:1. 経済産業政策 施策名:06 ITの利活用の促進
	③ 達成目標 及び測定 指標		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業をはじめとする我が国企業の生産性向上を加速化していくためには、セキュリティを確保しつつ、IT投資の中でも特に企業の競争力強化や、経営の最適化実現に資するような戦略的IT投資の拡大を図っていくことが必要であり、このような戦略的IT投資を促進していくことで、我が国の国際競争力強化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》企業経営をITにより最適化する企業の割合を米国並みの50%以上とする。また、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合を2020年度までに40%に引き上げる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》中小企業情報基盤強化税制を2年間措置し、平成24年度末までに、中小企業における企業経営をITにより最適化する企業の割合26%を達成する。

	<u></u> <u></u> 1.1)								
8	有効性	1	適用数等	平成 20 年度、大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下							
	等			げなどの税制改正を行い、中小企業による適用数割合が増加。							
				《情報基盤強化税制の適用件数》							
				平成 19 年度 1,977 件(内 中小企業 1,436 件、その比率 73%)							
				平成 20 年度 1,669 件(内 中小企業 1,317 件、その比率 79%)							
				出典:国税庁「会社標本調査」							
		2	減収額	平成 20 年度、大企業の税制適用額上限設定や中小企業適用可能額の引下							
				ずなどの税制改正を行い、中小企業による適用数割合が増加。							
				《情報基盤強化税制の税額控除適用額》							
				平成 19 年度 763 億円(内 中小企業 44 億円、その比率 6%)							
				平成 20 年度 128 億円(内 中小企業 15 億円、その比率 12%)							
				平成 21 年度 628 億円(内 中小企業 155 億円、その比率 25%)							
				平成 22 年度 319 億円(制度全体の減収額)							
				出典:(平成 19~20 年度)国税庁「会社標本調査」、							
				(平成 21~22 年度)財務省試算							
		3	効果ない	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4 月~平成 25 年 3 月)							
			し達成目	平成 18 年度から措置した情報基盤強化税制によって、企業経営をITにより最							
			標の実現	適化する大企業の割合は目標としている 50%に近付き、生産性の向上や国							
			状況	際競争力の強化が図られたことから、平成 21 年度末で税制による支援は終							
				了。							
				一方、中小企業における企業経営をITにより最適化する割合は依然低位にと							
				であることから、生産性の向上に資する質の高いIT投資を促進し、中小企業の							
				生産性改善、我が国経済の底上げを推し進めていく。							
				《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4							
				月~平成 25 年 3 月)							
				企業経営をITにより最適化する企業の割合は、50%の目標に対し 32.2%。こ							
				企業経営を11により最適化する企業の割合は、50%の目標に対し 32.2%。こ のうち、中小企業について見ると 19.7%となっており、前年同期比 5.9%増加して							
				いる。							
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対							
				象期間: 平成 23 年 4 月~平成 25 年 3 月							
				・中小企業情報基盤強化税制が措置されなかった場合、年間300億円以上							
				IT 投資額が減少することが見込まれる。							
				│ │《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年 4 月~平成							
				25年3月)							
				20 〒 0 717 経済効果として、IT投資の押上げ効果を試算すると、減税額1に対し、約1.5							
				7倍の効果が見込まれる。							
				- 14 WYNW 207 0-11 - 00							
				 (国内中小企業IT投資額(※1)-情報基盤強化税制が措置されていなかった							
				場合のIT投資額(※2))÷減税額=1.57							
				(※1)生産動態統計(機械統計)確報(経済産業省)、特定サービス産業動態							
				統計調査(経済産業省)、業界団体による調査結果等をもとに推計							
				(※2)平成 22 年 7 月「情報基盤強化税制に関するアンケート調査」をもとに推							
				計(n=1,700)							
9	相当性	1	租税特別	・中小企業がIT化によって高度化や効率化を図るべき内容(物流管理、在庫管理、営							
9	10 = II	U	措置等に	*サバ正果がITによって同侵化や効率化を図るべる内谷(初加官壁、任庫官壁、呂 業支援など)は、業種によって異なるとともに、またIT化の進展状況も企業ごとに異なる							
			おるべき	未又振なこ)は、米種によりで乗なることでは、またけれの進展が流で止来ことに乗なる ため、投資対象を限定して支援するような補助金による助成はなじまない。							
			みるべる 妥当性等	一ため、投資対象を限定して文援するような補助並による助成はなしまない。 ・このため、生産性向上が図られ、かつ高度な情報セキュリティを備えるなど、一定の							
			女コに守	・このため、生産性向土が図られ、かり高度な情報でキュリティを備えるなど、一定の 要件は課すものの、各社のIT化の状況やニーズに応じて構築するシステムの内容を選							
				女けは妹りものの、台社の口心の仏流で――人に応して悟業9るン人ナムの内谷を迭							

				がりることが山木る前及政計が可能な、統制による負金国での文族が取過である。	
		2	他の支援	〇企業が戦略的な IT 投資(情報基盤強化税制の対象設備への投資)を進め	
			措置や義	るには、①経営者による戦略的IT投資の重要性の理解、②戦略的IT活用を実	
			務付け等	現する人員の確保、③資金的制約の緩和の3つの要素を備えている必要があ -	
			との役割 分担	る。 ○一方、これら3つの要素のうちどの要素が備わっていないかは企業によって	
			刀担	ひ一方、これら3つの安系のプラとの安系が偏わっていないがは正案によって 状況がまちまちであるため、戦略的IT投資を促進するには、企業がこれら3つ	
				一、状況がようようにめるため、戦闘時代投資と促進するには、正来がこれらして の要素を備えるよう施策を並行的に進めていくことが求められる。	
				《企業の戦略的IT投資促進のための措置》	
				①戦略的IT投資の重要性に対する理解	
				・未だにIT投資の重要性に対する理解が進んでいない中小企業経営者に対す	
				る研修等を実施するための予算を措置。	
				②戦略的IT活用実現のための人員確保	
				・CIO(Chief Information Officer)やITコーディネータなど、中小企業における戦	
				略的IT投資を実践する者を育成するための予算を措置。	
				③資金的制約の緩和	
				・本税制によって資金面から戦略的IT投資を支援。	
		3	地方公共	本税制措置によって、中小企業がIT化によって経営の最適化をし、生産性の	
			団体が協	向上を実現することは、ミクロでは企業の増収増益効果が、マクロではGDPの	
			力する相	成長を促進する効果など、減税額を上回る経済波及効果が期待され、結果的	
			当性	には法人事業税や償却資産税の税収増や、イノベーションの発揮による新た	
10	ち⇒≯の		ል ፓ	なビジネスの創出、雇用の増加など地方経済の活性化に資する。 (平成 22 年 1 月 「ITと生産性に関する日米比較:マクロ・ミクロ両面からの計	
10	有識者の	ノ兄	円牛	(平成 22 年 月 「Hと生産性に関するロボ比較:マグロ・ミグロ両面がらの計 量分析」 東京大学大学院教授 元橋一之)	
				重力が ネポステステが教授 元偏	
				的なITシステムの再構築が必要となる。」	
				「企業における 戦略的なIT投資を推進するための政策も重要 である。平成 20	
				年度税制改正で <u>IT投資減税(情報基盤強化税制)の</u> 対象設備に「連携ソフトウ	
				ェア」(部門間や企業間の壁を超えた情報資産の連携を行うためのソフトウェ	
				ア)が対象となったが、 着実な実施を図っていくことが重要 である。」	
				 (平成 22 年 2 月 産業構造審議会 上野委員発言)	
				(〒)	
				企業のIT環境の接続が十分にできていない、EDIを十分できていない。ものづ	
				くりの技術力があっても、ITと両方相またないと国際競争ではとても勝てな	
				い。」	

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例					
2	要望の内容	期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限					
		度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとさ					
		れているが、事業協同組合等(以下「組合」という。)については、さらに法定繰					
		入率(※)の16%増しとすることが認められているもので、本制度の適用期限					
		の延長を図る。(平成24年度末まで)					
		(※)法定繰入率					
		業 種 法定繰入率					
		卸 小売業 10/1000					
		製造業 8/1000					
		金融·保険業 3/1000 割賦販売小売業 13/1000					
		その他 6/1000					
3	担当部局	中小企業庁経営支援課					
4	評価実施時期	平成22年8月					
5	租税特別措置等の創設	〇昭和25年度 貸倒準備金制度創設					
	年度及び改正経緯	○昭和39年度 貸倒引当金への変更 ○昭和41年度 中小企業の特設創設(割増率20%)					
		○昭和57年度 中小企業の割増率の縮減(割増率20%→16%)					
		〇平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止					
		〇平成17年度 2年延長 〇平成19年度 2年延長					
		○平成19年度 2年延長 ○平成21年度 2年延長					
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)					
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》					
	等 及びその	中小企業の経営基盤の強化を図るため、①中小企業の貸倒引当金の繰入					
	根拠	れに係る事務負担の軽減を図るとともに、②組合における貸倒引当率を増加					
		させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び、組合の健全な取引活					
		動を支援する。					
		《政策目的の根拠》 中小企業組合制度は、中小企業者が経営資源を補完し合い、協同して事業					
		を行うことにより、本来、中小企業者が保有する機動性、柔軟性、創造性等を					
		を行うことにより、本米、中小企業者が保有する機動性、条軟性、創造性等を					
		基本法」において「中小企業の事業の共同化のための組織の整備」(第16条)					
		と、また、「中小企業憲章」の基本原則において、「中小企業組合、業種間連携					
		などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。					
		組合が実施する共同経済事業は、営利性を強く有するものではなく、剰余が					
		発生しにくいものである。共同経済事業の内容に応じて、売掛債権(原材料の					
		共同購入)、貸付債権(資金の貸付)、金銭債権(共同販売)を有することとなり、その取引生は現在の経済情熱の下で倒産する確認が高い中小企業が多					
		り、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多 い。仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害					
		や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及					
		することが懸念される。また、組合員は原材料等の仕入れや製品の販売等に					
		することか懸念される。また、組合員は原材料等の仕人れや製品の販売等に					

おいて共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を 及ぼすおそれがある。

② 政策体系 における 政策目的 の位置付

中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。

- 4. 中小企業・地域経済産業政策
 - 21 経営革新・創業促進

③ 達成目標 及び測定 指標

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図るため、 業種ごとに中小企業(法人全般)よりも低い水準に留まっている組合の貸倒引 当率を、中小企業(法人全般)並の水準まで引き上げる。本税制措置による 組合の経営基盤の強化により、組合の貸倒リスクに対する資金繰りは 改善の兆しが見え始めてきた。しかし、依然として厳しい状況が続い ているため、本特例による中小企業組合の経営基盤の強化は、引き続 き必要である。

【資金繰りDIの推移(前年同月比)】

○平成20年9月期 ▲44.0

○平成20年12月期 ▲53.8

○平成21年3月期 ▲57.4

○平成21年6月期 ▲51.3

○平成21年9月期 ▲49.1

○平成21年12月期 ▲47.7

○平成22年3月期 ▲36.4

○平成22年6月期 ▲29.6

(出典:全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」)

(調査対象:2,700組合の役職員)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

主な業種の貸倒引当率を中小企業と比較すると、卸小売業は組合1.11% 対中小企業1.65%、以下、製造業は組合1.69%対1.71%、割賦販売小 売業は組合1.24%対2.42%と依然として低い水準に留まっている。

なお、割賦販小売業については、平成18年貸金業法の改正に伴い貸倒引 当率は減少傾向にある。

【主な業種の貸倒引当率の比較】

	中小企業	組	合					
	(法人全般)	H20 年度	H21 年度					
卸小売業	1.65%	1.09%	1.11%					
製造業	1.71%	1.67%	1.69%					
割賦販売小売業	2.42%	2.04%	1.24%					
サービス業	1.36%	1.13%	1.25%					
建設業	2.66%	2.41%	2.13%					
運輸業	1.77%	2.09%	2.64%					

(出典:中小企業(法人全般) 民間データベース等の情報をもとに中小企業庁

推計(平成 20 年 11 月)、組合 全国中央会調査)

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

現下の厳しい経済情勢により、組合における貸倒件数は年々増加傾向にあり、未だ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状

況になっていることから、引き続き本税制措置の継続が必要である。

【貸倒発生組合数及び貸倒発生件数】

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
発生組合数	846	754	773	828	911
発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186

(出典:全国中小企業団体中央会調査)

8 有効性 等

① 適用数等

平成22年6月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、平成21年度の本税制利用組合数は全体の約2割(9,204組合)が貸倒引当金を見積もっており、このうち約9割(8,808組合)が本税制措置を利用している。

	H17年度	H18年度	H19 年度	H20	年度	H21 年度
組合総数	40,419	40,054	40,054	39	862 39,165	
繰入実施組合数	6,507	7,851	7,811	6,	896	9,204
(実施割合)	(16.2%)	(19.6%)	(19.5%)	(17	7.3%)	(23.5%)
特例利用組合数	5,115	7,152	7,194	6,420		8,808
	H22 年度	(見込)	H23 年度(見込) H24		H24 4	年度(見込)
組合総数	39,	65	,16		3 ,165	
繰入実施組合数	9,20	04	9,204		9,204	
(実施割合)	(23.	5%)	(23.5%)		(23.5%)	
特例利用組合数	8,80	08	8,808		8,808	

(出典:全国中小企業団体中央会調査)

貸倒引当金の繰入額と取崩額に大きな差異はなく、繰入水準は適正であると考えられる。 単位:百万円

十世:ロガロ								
	H17年度	H18年度	H19 年度	H20	年度	H21 年度		
引当金繰入額	104,763	19,628	18,746	30	,342	45,100		
(1 組合平均)	(16)	(2.5)	(2.4)	(4	4.4)	(4.9)		
引当金取崩額	34,572	15,899	18,933	33	,983	45,551		
特例繰入限度額	9,207	13,589	13,669	22	,470	21,139		
(1 組合平均)	(1.8)	(1.9)	(1.9)	(;	3.5)	(2.4)		
	H22 年度(見込)		H23 年度(見	H23 年度(見込) H24		年度(見込)		
引当金繰入額	45,1	00	45,100		45,100			
(1 組合平均)	(4.9	9)	(4.)	(4.)		(4 9)		
引当金取崩額	45,5	51	45,551		45,551			
特例繰入限度額	額 21,139		21,139	21,139		21,139		
(1 組合平均)	(2.4	1)	(2.4)			(2.4)		

(出典:全国中小企業団体中央会調査)

なお、貸倒引当金繰り入れている組合は全体の2割程度となっているが、平成19年3月の全国中央会「中小企業組合実態調査」によると、組合の重点事業として「共同購買・仕入事業」「共同販売事業」が上位を占め、債権回収リスクが比較的高い事業(原材料の共同仕入れ、共同販売など)を実施している組合は全体の約2割であり、本税制は実質的な適用対象組合にはほぼ利用されている。また、本税制は幅広い業種で利用されている。

【組合の重点事業の割合】

	重点事業としている組合の割合
共同購買·仕入事業	26.9%
共同販売事業	13.5%
事業資金の貸付事業	6.4%
クレジット事業、前払式証票事業	2.8%
金融機関に対する債務保証事業	2.5%

(回答組合母数:13,158組合)

(出典:平成 19 年 3 月全国中小企業団体中央会「中小企業組合実態調査」)

【引当実施組合の業種別割合の推移】

と リコス 地位 ロッネ								
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度			
製造業	29.8%	31.1%	32.2%	27.4%	34.9%			
建設業	15.9%	15.3%	14.8%	16.9%	13.6%			
運輸業	8.1%	8.4%	7.2%	9.0%	7.8%			
卸売業	6.3%	6.9%	6.3%	6.3%	7.5%			
小売業	13.8%	13.5%	14.5%	13.0%	13.9%			
サービス業	16.1%	17.0%	14.5%	17.8%	16.2%			

(出典:全国中小企業団体中央会調査)

②減収額

【減収額の推移及び見込】

(金額単位:百万円)

	H17 :	年度	H18 年度	H19 年度	H20	年度	H21 年度
減収額 2		, 498	548	524		857	1, 310
		H22 :	年度(見込)	H23 年度(身	見込)	H24	年度(見込)
減収額 (見込)		1, 310		1, 310		1, 310	

(出典:全国中小企業団体中央会調査による試算・推計)

③ 効果・達成 目標の実 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年~平成21年)

主な業種の貸倒引当率を中小企業と比較すると、卸小売業は組合1.11% 対中小企業1.65%、以下、製造業は組合1.69%対1.71%、割賦販売小 売業は組合1.24%対2.42%と依然として低い水準に留まっている。

現下の厳しい経済情勢により、組合における貸倒件数は年々増加傾向にあり、未だ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成21年)

現下の厳しい経済情勢により、組合における貸倒件数は年々増加傾向にあり、未だ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。

【貸倒発生組合数及び貸倒発生件数の推移】

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
発生組合数	846	754	773	828	911
発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186

(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計)

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H17年度~H24年度)

組合の貸倒引当率は低い水準にとどまり、中小企業(法人全般)との格差は一層拡大し、その結果、組合員企業の新規事業の展開、新たな社会的貢献・社会的活動への取り組みが低迷し、産地等地域経済までも停滞することが推測される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H17年度~H24年度)

民間における需給ギャップが深刻化する中、中小企業の倒産比率が高水準で推移している。組合の主力事業である共同購買等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。なお、組合は、経済情勢に対応した貸倒引当金を設定している。

本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒 リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避 する。

				【中小企業倒產	全比率の推移 かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かんしょう かんしょう しゅうしゅう しゅう	 3]			
					H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
				倒産比率	1.27%	1.02%	1.16%	1.55%	1.50%
				(出典:中小企業	美白書、法務省	「登記統計」の	情報をもとに算	算出)	
9	相当性	(1)	租税特別	組合の取引	 先が倒産し#		事業の停滞な	こどにより、その	の損害や取
			措置等に	引不安が組合	や組合員は	もとより、組合	うの債権者等	まにまで連鎖的	内に波及す
			よるべき	る。					
			妥当性等	組合員は共	同経済事業	に依存してい	ることから、	そのリスクは個	固々の組合
					員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。				
								の損害や取引	
				減することによ)健全な発展	と組合貝及り	傾て では できる	美栓 呂も継
				続可能となる。		組みが登回さ	坐 仝 太 丄 △)	に繰り入れるカ	トルニナ
				組合員等への					
				祖古貝等への有効である。	影音の入 合の	こに塩のアンコー	立の旅八平	の可占で極例	; y @n,
		_	ルの土垣			的 54 色 雨 1 4	トズガルナね	フせいみなり	ナナナー
		2	他の支援 措置や義	本税利指追い。	.と同一の日	的"刈豕安"	トで文刊され	る補助金等に	よ仔仕しな
			指直や義 務付け等	. •	こ対しては、	その全所得に	こ対して法人	、税が課税さ	れるが、 組
			との役割	合は、営利を					
			分担	あるため、法					
			77 15	金の特例、留	'保所得の特	別控除等各	般の税制上	の支援措置	が講じられ
				ている。		Bank - Land			
								有するが故に	- 内部留保
				の充実が不可			· - · · · -	している。 業が不足する	2. 奴带咨询
								未かか足する むために設立	
								け、共同販売	
								上、新たな影	
				を図るため	の事業等を	そ行うが、これ	らの共同経	済事業は、営	営利性があ
				るものではなく、剰余が発生しにくいものとなっている。また、中小企業					
						オ務基盤が脆			W 1 1 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1
								共同経済事:	
				合が、貸倒れの影響を吐い					
				の影響を防止 繰入率を用い					
				(株人学を用い いる。	・ (弁 山 し/こ	体八队反负(グ 10 70 項 し	こうのここから	心のプライレく
				留保所得の	特別控除は	、出資総額1	億円以下の	財務基盤が肌	危弱な組合
				に限定され、	中でも設立後	ۇ10年以下 0	D組合を中心	に更なる内部	部留保を図
				るため、剰余					
				-	の支援措置に	ま、いずれもレ	内部留保の充	を実に関わる	ものではあ
				るが、	たい しい人 ナ	の個人につい	\ ナ サマルカ	ᆎᇄᄱᄼᅔ	±+∞∪
								部留保の充実	
								のリスクに対り 中小企業全船	
								ナイ・エ・ネェル 共同事業の約	
					ムの保護を図		, , , , ,		_ 170 1 - 121
							ては、留保所	f得の特別控	除により内
				部留保の	充実を加速さ	させる			
	!							ことの対象ス	
				異なり、これら)経営基盤
				の安定、かつ	中小企業の	経営基盤の引	蛍化につなが	る。	

		また、組合が利用できる他の税制として、持分調整金としての加入金の益金不算入(法人税 22 条)、徴収しすぎた賦課金の返還を目的とした事業			
		利用分量配当の損金算入(法人税60条の2)等があるが、これらの措置は			
		いずれも組合の事業遂行上、必要な措置となっている。			
	③ 地方公共	地方では、本制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が			
	団体が協	安定した財政基盤の上で事業を行うことにより稗益されるものである。			
	: 力する相 : 当性				
10	有識者の見解	_			
11	前回の事前評価又は事	-			
	後評価の実施時期				

1	政策評価の対象とした	商工組合等の留保所得の特別控除					
	租税特別措置等の名称						
2	要望の内容	事業年度終了日における出資総額が1億円以下の事業協同組合等(設立					
		後10年以内の組合(その設立が、法の規定により都道府県ごとに1個又は全					
		 国を通じて1個に限定されている法人を除く。))が、その所得の全部又は一部					
		を留保し	た時は、期末利	寺は、期末利益積立金額(当該事業年度で留保した金額を含む)			
		が出資総額の1/4に達するまで、その留保所得の32%を損金算入すること					
			ができるとするもので、本制度の適用期限の延長を図る。(平成24年度末ま				
		で)					
3	担当部局	中小企業	美庁経営支援課				
4	評価実施時期	平成22:	 年8月				
_	和税は別世署等の創む	剑动吐。	いた田大に女です	ころのび 目 . 世 去 . 9	空域の奴結け ツ	ታ ጥ ነጃ ሀ	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	制設時7 税 制	いり近仕に王のま 	₹での延長・拡充・A □ H&	福減の経緯は、彡 総額金1億円超の		
	十反及い以上性性	改正	出資総額1億	積立金額 2,500		積立金額2億円	
		年度	円以下の組合	万円超の場合	円超の場合	超の場合	
		39	毎事業年月	度の留保所得につい	て控除率1/2に。	より損金算入	
		51	_	1/3	<u> </u>	_	
		52	_	_	1/4	4.4	
		54	-	-	-	1/5	
		55 58	40/100 36/100	27/100 24/100	20/100	16/100	
		62	34/100	24/100	18/100	14/100	
		元	34/100	23/100		13/100	
		3	32/100	-	-	-	
		4	_	22/100	16/100	12/100	
		7	_	21/100	15/100	11/100	
		9	_	出資金1億円超の組合については、設立後5年以内の 事業年度に限り適用。			
		11	_	20/100	14/100	10/100	
		16	_		廃止		
		17	2年延長	_			
		19	2年延長				
			2年延長 設立後10年以				
			_{改立後「0年以} 内の事業年度				
		21	に限り適用(商		_		
			工組合、同連				
			合会を除く)				
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)					
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》					
	等及びその	中小企業組合制度は、中小企業者が経営資源を補完し合い、共同して事業					
	根拠	を行うことにより、本来、中小企業者が保有する機動性、柔軟性、創造性等を					
	150,700	活かし、創業、新事業創出、経営革新等を図るための制度であり、事業協同					
		組合等(以下「組合」という。)が共同事業を円滑に実施するためには、内部留					
	保の充実等を図ることによって経営基盤を強化する必要がある。中小企業						
						20013 # 40	

事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図るため、組合における出資総額に 対する累積積立率を引き上げることにより、内部留保の充実と経営基盤の強 化を図る。

《政策目的の根拠》

中小企業組合制度は、中小企業者が経営資源を補完し合い、協同して事業を行うことにより、本来、中小企業者が保有する機動性、柔軟性、創造性等を活かし、創業、新事業創出、経営革新等を図るための制度であり、「中小企業基本法」において「中小企業の事業の共同化のための組織の整備」(第16条)と、また、「中小企業憲章」の基本原則において、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。

さらに、組合の経営基盤を強化するため、「中小企業等協同組合法」において、組合に対し、出資総額の2分の1に達するまで毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てることを義務付けている(法第58条第1・2項)。さらに、その取崩しは、損失の補てんに充てる場合のみに限定している(法第58条第3項)。

② 政策体系における政策目的の位置付け

中小企業組合制度は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業 その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組 むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自 主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的行為の向上を図ることを目的とし て、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しよ うとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を 占めている。

- 4. 中小企業・地域経済産業政策
 - 21 経営革新・創業促進

③: 達成目標 : 及び測定 : 指標

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

出資総額に対する累積積立率が4分の1を超える組合の割合を75%(設立後10年を経過した組合と同レベル)にするとともに、出資総額1億円以下の組合の自己資本比率及び流動比率を出資総額1億円超の組合並とする。

【組合の自己資本比率と流動比率の推移】

	自己資	本比率	流動比率		
	出資総額1億円	出資総額1億円 出資総額1億円		出資総額1億円	
	以下	超	以下	超	
H17 年度	_	_	_	_	
H 8 年度	_	_	_	_	
H19 年度	5.3%	11.8%	90.0%	121.4%	
H20 年度	9.9%	42.6%	152.0%	170.8%	
H21 年度	17.5%	43.2%	148.7%	168.9%	

(出典:全国中小企業団体中央会調査推計 ※H17・H18 年度調査データなし)

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

出資総額1億円以下の組合の自己資本比率を40%に近づけるとともに、流動比率を160%台とすることを目標とする。

【出資総額に対する累積積立率4分の1を超える組合の割合の推移】

	累積積立率 1/4	設立10年以内の	設立10年超の
	超の組合の割合	組合に限った場合	組合に限った場合
H17 年度	57.1%	37.3%	64.2%
H18 年度	59.6%	36.2%	64.0%
H19 年度	63.6%	44.4%	73.6%
H20 年度	64.9%	45.7%	74.8%
H21 年度	64.2%	46.7%	75.2%

(出典:全国中小企業団体中央会調査推計)

				《政策目的に	청궁	ス和粉性	부모네늄	世署笙の	* 幸 成 日	煙宝頂	11- FZ	、安与	
				全国中小企									
				億円超の組合								ررزع	り、内部笛
			\\\	保の措置が終				_				·+	- 1 7 1 11:27
8	有効性	1	適用数等										こよると、出資
	等												分の1未満で
				が適用可能な					及 00,	202 ₁	H 🗖 (1)	生育1/1	存在。本税制
				7. 週刊 印配。	大小口 口	H17年		。 H18年	亩 ⊔1	9年度	Hau	 年度	H21 年度
				組合総数		40,05		40,054		<u>3 千及</u> 0,054	1	十 <u>反</u> 165	39,165
				出資総額1億	· 田 以	38,05		38,05		8,051	•	976	36.940
				下の組合数	.11%	00,00	, ,	00,00	. `	0,001		0,0	00,010
				うち積立実施	組合	24,96	64	26,25	5 2	6,141	24.	737	25,009
				数		,		,		-,	,		
				うち積立金額	が出	8,63	8	7,420	7	7,686	8,6	83	6,202
				資総額の1/4	1未満								
				の組合数							<u> </u>		
						H22 4	F度((見込)	H23 4	年度(見	.込)	H24	年度(見込)
				組合総数		3	39,16	5	;	39,165			39,165
				出資総額1億	円以	3	36,94	.0	(36,940			36,940
				下の組合数	· 40 A)E 00					25.000	
				うち積立実施	租台	25,009		25,009		25,009			
				数うち積立金額	が出		6,202		6,202			6,202	
				資総額の1/4		0,202		0,202			0,202		
				の組合数	. > < / ->								
				(出典:全国中	小企業	 美団体中	央会	調査推計	-)				
				なお、業種	別の記	過去5年	度の	利用状	況は以	下のと	おりでな	あり、	持段の偏りは
				ない。									
					H17	4年度	H1	8 年度	H19 :	年度	H20 4	F度	H21 年度
				製造業	20	0.6%	2	20.5%	24.	5%	29.3	3%	25.1%
				建設業	1	7.6%	1	17.9%	18.		21.0) %	1 .6%
				運輸業		1.8%		10.3%		8%	3.0		3.6%
				卸小売業		3.5%		23.0%	1	0%	16.		21.4%
				サービス業		0.6%		20.5%	17.	9%	16.2	2%	17.7%
				(出典:全国中					-)			.,	*
		2	減収額	【減収額の推					左 庄	110	0 左座		単位:百万円
				H17 年度 899		H18 年		_	<u>年度</u> 325		<u>0 年度</u> 720		H21 年度 731
				_	<u></u>	1,157		H23 年)			,730 '⊔	2/ 年	(見込)
				H22 年度(見) 731		۵)			叉(元之) 31	:)	1 12		31
				L.	中央会課	杏を			業省によ	る試算		51	
				(全国中小企業団体中央会調査をベースに経済産業省による試算)									
				(参考)									
				【損金算入額	の推	移(推計							
				H17 年度		H18 年	变	H19	年度	H20	0 年度		H21 年度
				40 億円		52 億円	9	60 1	億円	79	億円		32 億円
				H22 年月	度(見)	<u>入</u>)		H23 年	度(見込	.)	Hź	24年月	度(見込)
				32 (意円			32 1	億円			32 <u>{</u>	意円
				(全国中小企業	美団体	中央会訓	調査を	ベースに	経済産	業省推調			

③ 効果・達成 目標の実 現状況

│《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成21年)

平成22年6月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、出資総額が1億円以下の組合について、出資総額に対する累積積立率が4分の1超に達している組合の割合は、平成17年度57.1%、平成18年度59.6%、平成19年度63.6%、平成20年度64.9%、平成21年64.2%と推移している。

現下の厳しい経済情勢の影響から、組合員及び取引企業の不振・廃業等により内部留保の充実を図ることが困難な状況になっているが、本制度は、設立 当初期の財政地盤の弱い組合に対して内部留保の充実を加速させるもので あり、一定の効果をあげていると考えられる。

【出資総額に対する累積積立率4分の1を超える組合の割合の推移】(再掲)

	累積積立率 1/4	設立10年以内の	設立10年超の
	超の組合の割合	組合に限った場合	組合に限った場合
H17 年度	57.1%	37.3%	64.2%
H18 年度	59.6%	36.2%	64.0%
H19 年度	63.6%	44.4%	73.6%
H20 年度	64.9%	45.7%	74.8%
H21 年度	64.2%	46.7%	75.2%

(出典:全国中小企業団体中央会調査推計)

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成21年)

全国中小企業団体中央会の調査によると、出資総額1億円以下の組合と1 億円超の組合との格差は流動比率をみると縮小しつつあることから、内部留 保の措置が組合の経営基盤の強化に結びついている。

【出資総額規模別流動比率の比較】

	出資総額1億円以下の組合			出資総額1億円超の組合		
	事協	商工	計	事協	商工	計
H17 年度	1	ı	1	_	1	_
H18 年度	I	I	I	_	I	_
H19 年度	78.7%	94.1%	90.0%	130.1%	120.5%	121.4%
H20 年度	159.9%	141.5%	152.0%	189.2%	144.1%	170.8%
H21 年度	145.5%	177.2%	148.7%	185.4%	144.1%	168.9%

(備考 事協:事業協同組合・同協同組合連合会、商工:商工組合・同連合会) (出典:全国中小企業団体中央会調査推計 ※H17・H18 年度調査データなし)

【出資総額規模別自己資本比率の比較】

E - >C 110 HXC						
	出資総額1億円以下の組合			出資総額1億円超の組合		
	事協	商工	計	商工	事協	計
H17 年度	_	_	_	_	_	_
H18 年度	_	_	_	_	_	_
H19 年度	7.0%	4.7%	5.3%	11.1%	11.9%	11.8%
H20 年度	9.7%	10.6%	9.9%	37.7%	47.9%	42.6%
H21 年度	18.3%	15.3%	17.5%	38.9%	47.9%	43.2%

(備考 事協:事業協同組合・同協同組合連合会、商工:商工組合・同連合会) (出典:全国中小企業団体中央会調査推計 ※H17・H18 年度調査データなし) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 17 年~平成 24 年)

平成22年6月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、出資総額1億円以下であって、かつ、利益積立金額が出資金の4分の1未満の組合数は平成21年度で6,202組合(推計)存在しており、これら未達成組合の財務基盤強化が著しく遅れ、また未達成の組合が増加することが推測される。

【過去5年度の本税制利用組合】(再掲)

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
8,638 組合	7,420 組合	7,686 組合	8,683 組合	6,202 組合

(出典:全国中小企業団体中央会調査推計)

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21~平成24年) 平成21年度において積立金額が出資総額の4分の1に満たない組合が全体の約35%にのぼる点を踏まえると、本税制は、組合支援ひいては小規模零細企業者支援の観点から、引き続き措置が必要である。

また、内部留保が出資総額の1/4に満たない組合の設立年数別分布を見てみると、設立後10年以内の組合が52.5%ある。加えてここ数年、新規に設立される組合数は600件程度で推移しており、設立時の自己資本(出資総額)は少額なものが多いことから、これらの設立後間もない経営基盤の強化のためのインセンティブ付与が必要である。

組合が内部留保を充実させることにより、組合員の教育・訓練に資する研修を行うことや、組合資産となる会館、倉庫等の共同施設の建設が可能となる。

組合を核として新連携、地域資源活用、農商工連携等の異分野への新たな事業創出や後継者育成、産業集積地の技能継承を支え、各種国等の施策を提供するなど地域の基盤と言ってもよい存在である。組合の内部留保の充実と経営基盤の強化を図ることで、組合が安定的な運営ができるようになるため、組合員企業ひいては地域・業界が発展し、地域経済の貢献につながる。

また、組合が組合員のための各種事業を安定的かつ円滑に実施できるよう組合の内部蓄積を高めることは、取引先や金融機関等極めて多くの関係者に対する信用力を保持することとなり、地域経済の安定化に資する。

留保所得の特別控除を利用して内部留保(出資総額の1/4(25%))が達成された組合は、25%未満の設立後10年以内の組合に比して流動比率、自己資本比率及び借入金比率のいずれの指標も優れ、財務体質が安定しており、本税制措置が寄与しているものと考えられる。

【出資総額1億円以下の組合の流動比率等の比較】

	自己資本比率	流動比率	借入金比率
25%未満(設立後	16.7%	143.2%	38.9%
10 年以内)			
25%以上	17.8%	149.7%	29.1%
平均	17.5%	148.7%	30.4%

(出典:全国中小企業団体中央会調査推計)

9 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき

妥当性等

組合が内部留保を充実し経営基盤の強化を図ることは、組合の活性化・健全な発展だけでなく、300万中小企業及び取引先である債権者等の利益の保護を図る観点からも重要。未だ多くの組合では内部留保が十分でなく、経営基盤が脆弱な状況にあることから、引き続き本税制措置の継続が必要である。

また、積立て限度額や、損金算入の額についても設立後早い段階で内部留保の強化を図るため、本税制措置は極めて有効である。

② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担

出資総額1億円以下の財務基盤の脆弱な組合に限定され、中でも設立後1 0年以下の組合を中心に更なる内部留保を図るものとしており、本税制措置と 同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。

なお、組合に対する主な支援措置として法人税率の軽減、貸倒引当金の特例措置がある。軽減税率(法人税率の22%)により全ての組合について共通に内部留保の充実を図り、特に設立初期等の財務基盤の弱い組合に対しては、本制度により内部留保の充実を加速させるものである。

法人税率の22%の軽減税率は、以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。

- (1)組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。
- (2) 組合は、具体的には、共同購入、資金の貸付け、共同販売、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、これらの共同経済事業は、営利性があるものではなく、剰余が発生しにくいものとなっている。また、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。

貸倒引当金の特例については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の16%増しとすることが認められている。

留保所得の特別控除は、出資総額1億円以下の財務基盤が脆弱な組合に限定され、中でも設立後10年以下の組合を中心に更なる内部留保を図るため、剰余金の32%を損金算入することが認められている。

以上の3つの支援措置は、いずれも内部留保の充実に関わるものではあるが、

- (1) 軽減税率により全ての組合について共通に内部留保の充実を図り、
- (2) 貸倒引当金の特例により、組合が行う事業のリスクに対応した形での引当の上積を認めるものであり、その結果、中小企業全般の連鎖倒産を防止する効果をもたらし、組合が実施する共同事業の継続性と組合員の利益の保護を図り、
- (3) 特に財務基盤の弱い組合に対しては、留保所得の特別控除により内部 留保の充実を加速させる

こととしており、それぞれ、内部留保の充実を図ることの対象又は目的が異なり、これらの3つの特例措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。

また、組合が利用できる他の税制として、持分調整金としての加入金の益金不算入(法人税 22 条)、徴収しすぎた賦課金の返還を目的とした事業利用分量配当の損金算入(法人税 60 条の2)等があるが、これらの措置はいずれも組合の事業遂行上、必要な措置となっている。

	③地方公共団体が協力する相当性	地方では、本制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する事業協 同組合等の財政基盤の健全化が図られ、事業が活性化されることにより稗益 されるものである。
10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事	_
	後評価の実施時期	

進を図るため、バイオ 、当該混合分に係る揮 発油を製造した場所以 なされる場所(数量管 めるもの。
室
行から、バイオ由来燃行) 大を義務づける見込み。 エネルギー源の利用促 を講ずるよう努めるこ 供給や経済性の確保を 以上の違入を目指す。」 広大のために必要となる 図る。」
R)高度利用
約束期間における我が 50万 KL のバイオエタ 。(「京都議定書目標達 給や経済性の確保を前 の導入を目指す。(「エ

				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 〇 バイオ由来燃料の導入量
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 〇 バイオ由来燃料は原料が割高であるため、混合したガソリンの販売価格に 転嫁される可能性もあるが、本措置により、バイオ由来燃料混合ガソリン は、揮発油税等が最大約 1.6 円/L控除され、最終的には消費者への負 担が軽減されることにより、バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及が 図られる。
8	有効性	1	適用数等	○ 適用件数(適用事業者数) 平成 20 年度の適用件数 6 件(3 社)※ 平成 21 年度の適用件数 80 件(13 社) 平成 22 年度の適用件数見込み 約 100 件(10 社以上となる見込み) 平成 23 年度の適用件数見込み 約 100 件(10 社以上となる見込み) (平成 23 年度については、22 年度と同程度の導入量と仮定。) ※本税制措置の創設は平成 21 年 2 月 25 日からであり、平成 20 年度の減税額は約 1 ヶ月間のもの。 適用を受ける可能性のある事業者(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」において揮発油特定加工業者として登録されている事業者)は 20 社程度。 ○ 適用数量 <経済産業省調べ> 平成 20 年度 約 0. 7 万 K L 平成 21 年度 約 8. 3 万 K L
		2	減収額	 ・平成20年度の減収額 約3.7億円※ ・平成21年度の減収額 約 45億円 ・平成22年度の減収見込み 約195億円 ・平成23年度の減収見込み 約195億円 (平成23年度については、22年度と同程度の導入量と仮定。) ※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の減税額は約1ヶ月間のもの。 〈算出式〉減収額=適用数量×揮発油税(53.8円/L)
		_	効果ない し達成目 標の実現 状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年 4 月~平成 23 年 3 月) ○ バイオ由来燃料の導入については、平成 21 年度から本格的な導入が開始されたばかりであり、平成 21 年度の導入量は原油換算約 5 万 K L 。本税制措置の活用により、平成 22 年度は原油換算 21 万 K L の導入が見込まれており、平成 23 年度以降は更に導入が拡大される見込み。これにより、バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及が図られている。 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 21 年 4 月~平成 23 年 3 月) ○ バイオ由来燃料の導入量平成 21 年度 約 5 万 K L (原油換算)平成 21 年度 約 5 万 K L (原油換算)平成 22 年度見込み 約 21 万 K L (原油換算)平成 23 年度見込み 約 21 万 K L (原油換算)

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間: 平成 23 年 4 月~平成 24 年 3 月) ○ 2009年のガソリンの平均価格は45.1円、エタノールの平均価格は 101.0円(熱量等価)であり、バイオ由来燃料の原料となるエタノ-ルはガソリンと比較して、55.9円割高である。更に追加的な設備費用 (製造設備、混合設備、タンク設備等) によりコスト高となるため、 バイオエタノールを混合したガソリンは、通常のガソリンと比較して、 混合後のガソリン1 L 当たり約2円程度のコスト高となる。 バイオ由来燃料を主に導入している石油業界の産業構造にはコスト 高分を回収する仕組みがないため、バイオエタノール混合ガソリンを 通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利 用する際の負担が大きくなり、導入目標の達成に影響が出る可能性が ある。 ○ また、今回の拡充措置がなされなかった場合、製油所間での転送が しにくい状況が続くため、現状の関東圏中心の導入だけに止まることと なり、バイオ由来燃料混合ガソリンの全国への普及が進まなくなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月~平成 24年3月) ○ 本税制措置を講じなければ、事業者はバイオエタノール混合ガソリ ンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者 が利用する際の負担が大きくなり導入が進まなくなる。 本措置により、バイオエタノール混合ガソリンは、揮発油税等が最 大約1.6円/L控除され、最終的には消費者への負担が軽減されること となり、バイオ由来燃料混合ガソリンの普及が進むと考えられるため、 税収減を是認する効果が認められる。 9 相当性 ① 租税特別 ○ 本税制措置を講じない場合、事業者はバイオ由来燃料の原料コスト 措置等に 高分、導入時の追加の設備投資分をバイオ由来燃料混合ガソリンの価 よるべき 格に上乗せし、通常のガソリン価格よりも高い価格で販売せざるを得 妥当性等 ない。加えて、ガソリンは生活必需品であるため、消費者は高価格の バイオ由来燃料混合ガソリンよりも低価格の通常ガソリンを選択する ことが予想される。環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現さ せるためには、バイオ由来燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度 の価格にすることが必要であり、コスト差を低減することに寄与する 本税制措置は的確である。 ○ 欧米においても、割高なバイオ燃料の栽培・製造コストに対し、ガ ソリンの販売価格と同等の価格となるように税控除等を行い、価格競争 力を持たせている。 ②: 他の支援 【規制措置】 措置や義 〇「エネルギー供給構造高度化法」 務付け等 石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づける見込みであり、今 との役割 後、導入量自体は増加することが予想されるが、目標達成に向けては引 分担 き続き、通常ガソリンとの価格差を本税制措置等で是正する必要がある。 ・ 法律では、導入義務を課すのと同時に、バイオ燃料の利用を促進するた

	めに必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとしている(同法第 13 条)。
	【通常ガソリンとの価格差の是正】 バイオ燃料については、原料が割高であること、追加のインフラ整備が必要であることから通常ガソリンよりコスト高となる。バイオ燃料を通常ガソリンと同程度の価格にするために、本税制措置に加え、以下の措置を組み合わせることで価格差を是正。
	<予算>「新エネルギー等事業者支援対策事業」 → 環境対策としてバイオ燃料を円滑に導入するために、事業者に対しインフラ(貯蔵タンク、配管等)整備にかかる費用について支援を行うもの。 <関税>「バイオ ETBE 関税の無税化措置」 → 環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるために、ガソリン税の免税措置と併せて、バイオ ETBE 関税についても無税化し、原料の割高分を低減させるもの。 (仮に関税無税化措置を講じない場合、バイオ由来燃料混合ガソリンと通常ガソリンの価格差が拡大し、ガソリン税の免税措置による効果を打ち消すこととなる。)
③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	_
10 有識者の見解	_
11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

T	
政策評価の対象とした租 税特別措置等の名称	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置
要望の内容	金融所得に対する課税について、多様な金融商品を幅広く捉え、金融所得に係る課税関係の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算及び損失繰越を広く可能とするため、所要の措置を講じる。 ・上場株式等の譲渡損益と配当の間で認められている損益通算について、特定口座の活用等の実務に配慮しつつ、我が国企業の発行する社債に係る利子及び譲渡損益等を損益通算の対象に含めることを前提に、社債に係る利子及び譲渡所得等の課税方式の見直しを行う。 ・先物取引(取引所取引及び店頭取引)の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、所要の課税方式の見直しを行ったうえで、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、損益通算の対象に含める。
担当部局	経済産業政策局 産業資金課、商務情報政策局 商務流通グループ 商務課
評価実施時期	平成22年8月
租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	新設要望
適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
必要性 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。 《政策目的の根拠》 平成22年度税制改正大綱において、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討」と明記されるなど、政府として金融所得の損益通算の拡充を当面の方針として位置づけている。 また、新成長戦略(平成22年6月)において、「新金融立国に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。」と明記され、政府として商品を証券等と同じ制度の下で取り扱っていく方向性が示されている。
② 政策体系における政策目的の位置付け ③ 達成目標及び測定指標	1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進 《租税特別措置等により達成しようとする指標》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・資金循環統計(日銀)による社債市場及び家計資産の状況(21 年末) 社債発行残高のうち家計(個人事業主を含む)の保有割合:1.9% 個人金融資産に占める社債の保有割合:0.1% ・日本商品先物振興協会のアンケート等による個人投資家の参加状況 商品先物市場における個人投資家数:約82,000人(20年12月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとし、投資リスクの軽減を図ることによって、社債及び商品先物に対する個人投資家の投資インセンテ
	刊書である称 要望の内容 おおりではできます。 おいまではできます。 おいまではできます。 おいまではできます。 おいまではできます。 おいまではできます。 はいまではできます。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

				 ィブが増し、証券・商品市場への個人投資家の参加が拡大する。
8	有効性	1	適用数等	・「証券投資に関する全国調査」(平成21年度;日証協)によると、公社債の保
Ĭ	等		27,320	有者(推計約 537 万人)のうち、社債保有者が約 7.9%との結果が出ていること
				から、現状、社債を保有している個人は約42万人と推計される。
				・「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関するアンケート調査」
				(平成 21 年度;商品先物振興協会)によると、商品先物取引を行う投資家(約8
				万2千人)のうち、本措置の利用者は約3万6千人と推計される。
		2	減収額	・個人投資家によって保有されている社債に係る利子課税所得は約 210 億円
				(日銀資金循環、日証協公表データより推計)。上場株式等の譲渡損との損益
				通算の結果、これが全て減少してしまうとすれば、最大で約 31 億円(地方税は
				約 10 億円)の減収となる。 - ロ大奈日生物に関わるによるマンケー 4 世 (01 年度)から - 奈日生物や奈
				・日本商品先物振興協会によるアンケート結果(21 年度)から、商品先物や商品ファンドで損失を出した者の損失総額を算出すると、約 117 億円。これが全て
				ロンアントで損失を出した者の損失総額を昇出すると、利 117 億円。これが主 (損益通算による課税所得の減少要因になるとすれば、約 18 億円(地方税は約
				6 億円)の減収が発生する。
		3	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 1 月~平成 25 年 3 月)
			目標の実現	・現状、個人金融資産に占める社債の保有割合は 0.1%と僅少、社債発行残高
			状況	に占める家計の保有割合も1.9%にとどまっており、我が国企業は、個人金融
			1000	資産を活用した社債による市場からの資金調達を活用しきれていないが、本措
				置の導入により、証券市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化
				を図る。
				゜ロ ° ° ° ・商品先物については、個人投資家が年間 万人ずつ減少して、平成 20 年末
				時点では約8万2千人にまで落ち込み、商品市場が縮小したことにより、原材
				料等のために購入する商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企
				業の価格のヘッジニーズに答えられていない状況であるが、本措置の導入によ
				り、商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。
				《租税特別措置等による達成目標の実現状況》
				(分析対象期間:平成 21 年 1 月~平成 25 年 3 月)
				・株式について配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち、
				これまで社債への投資を行っていなかった投資家は、本措置による損益通
				算の可能化をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され、
				こうした投資家は、少なくとも約39万人は存在すると推定される。
				一・低迷する我が国の商品先物市場が、多様な参加者が豊富に存在する流動
				性の高い商品先物市場となるためのアクションプログラムを策定し、官民
				をあげて取り組んでいるところである。本税制措置を、資産運用の場とし
				て使いやすい市場を実現するための項目として位置付けており、株式の配
				当・譲渡損益等との損益通算が可能となることをインセンティブとして個
				人投資家が増加し、少なくとも商品市場の取引が平成 19 年度並みに回復
				することが期待されるところである。これに伴い、少なくとも約2万人程
				度の新たな投資家が呼び込まれることが推定される。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》
				(分析対象期間:平成 21 年 1 月~平成 25 年 3 月)
				・我が国企業の資金調達に資する金融商品に対する個人の投資インセンティ
				ブが促されないほか、金融所得にかかる簡素で中立的な税制が実現されない
				結果となる。
				- **ロベニ・る。 ・商品先物市場が機能不全に陥ることによって、企業のヘッジニーズに応えるこ
				とができなくなるほか、商品の価格の指標が無くなることにより、わが国経済が
				混乱するおそれがある。
				《税収減を是認するような効果の有無》
				、
			!	[(万州对象别的 干规 21 井 1 万十 干规 23 井 3 万)

			・我が国企業が、株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の
			実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。 ・個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、
			商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となること
			で、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。
9	相当性	① 租税特別措	本措置は、個人投資家一般に、同じ税率を以て公平に適用されるものであり、
		置等による	租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
		べき妥当性	
		等	
		②他の支援措	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割
		置や義務付	分担は適切かつ明確といえる。
		:け等との役 ・割分担	
		③ 地方公共団	金融所得については、地方税としても課税対象となるものであるため、地方公
		体が協力す	共団体が協力することは妥当である。
		る相当性	ス国神が別がすることは女当である。
	1 - 11 - 11	J	
10	有識者の)見解	「〇 金融所得課税については、理念的には総合課税が望ましいが、金融資産
			│の流動性、グローバル化等を考慮すると、分離課税が適切。その上で、一体化 │ │を目指す方向で検討すべき。।
			この
			中間的な整理」の(別添)個別税目の各論的な論点に関して出された主な
			意見 中、(1)個人所得課税 ①所得税 の箇所より抜粋。
11	前回の事	事前評価又は事	
	後評価の	D実施時期	

T	
政策評価の対象とした租 税特別措置等の名称	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置
要望の内容	金融所得に対する課税について、多様な金融商品を幅広く捉え、金融所得に係る課税関係の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算及び損失繰越を広く可能とするため、所要の措置を講じる。 ・上場株式等の譲渡損益と配当の間で認められている損益通算について、特定口座の活用等の実務に配慮しつつ、我が国企業の発行する社債に係る利子及び譲渡損益等を損益通算の対象に含めることを前提に、社債に係る利子及び譲渡所得等の課税方式の見直しを行う。 ・先物取引(取引所取引及び店頭取引)の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益について、所要の課税方式の見直しを行ったうえで、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、損益通算の対象に含める。
担当部局	経済産業政策局 産業資金課、商務情報政策局 商務流通グループ 商務課
評価実施時期	平成22年8月
租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	新設要望
適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
必要性 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給が円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。 《政策目的の根拠》 平成22年度税制改正大綱において、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討」と明記されるなど、政府として金融所得の損益通算の拡充を当面の方針として位置づけている。 また、新成長戦略(平成22年6月)において、「新金融立国に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。」と明記され、政府として商品を証券等と同じ制度の下で取り扱っていく方向性が示されている。
② 政策体系における政策目的の位置付け ③ 達成目標及び測定指標	1. 経済産業政策 05 経営イノベーション・事業化促進 《租税特別措置等により達成しようとする指標》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・資金循環統計(日銀)による社債市場及び家計資産の状況(21 年末) 社債発行残高のうち家計(個人事業主を含む)の保有割合:1.9% 個人金融資産に占める社債の保有割合:0.1% ・日本商品先物振興協会のアンケート等による個人投資家の参加状況 商品先物市場における個人投資家数:約82,000人(20年12月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとし、投資リスクの軽減を図ることによって、社債及び商品先物に対する個人投資家の投資インセンテ
	刊書である称 要望の内容 おおりではできます。 おいまではできます。 おいまではできます。 おいまではできます。 おいまではできます。 おいまではできます。 はいまではできます。 では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

				 ィブが増し、証券・商品市場への個人投資家の参加が拡大する。
8	有効性	1	適用数等	・「証券投資に関する全国調査」(平成21年度;日証協)によると、公社債の保
Ĭ	等		27,320	有者(推計約 537 万人)のうち、社債保有者が約 7.9%との結果が出ていること
				から、現状、社債を保有している個人は約42万人と推計される。
				・「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関するアンケート調査」
				(平成 21 年度;商品先物振興協会)によると、商品先物取引を行う投資家(約8
				万2千人)のうち、本措置の利用者は約3万6千人と推計される。
		2	減収額	・個人投資家によって保有されている社債に係る利子課税所得は約 210 億円
				(日銀資金循環、日証協公表データより推計)。上場株式等の譲渡損との損益
				通算の結果、これが全て減少してしまうとすれば、最大で約 31 億円(地方税は
				約 10 億円)の減収となる。 - ロ大奈日生物に関わるによるマンケー 4 世 (01 年度)から - 奈日生物や奈
				・日本商品先物振興協会によるアンケート結果(21 年度)から、商品先物や商品ファンドで損失を出した者の損失総額を算出すると、約 117 億円。これが全て
				ロンアントで損失を出した者の損失総額を昇出すると、利 117 億円。これが主 (損益通算による課税所得の減少要因になるとすれば、約 18 億円(地方税は約
				6 億円)の減収が発生する。
		3	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 1 月~平成 25 年 3 月)
			目標の実現	・現状、個人金融資産に占める社債の保有割合は 0.1%と僅少、社債発行残高
			状況	に占める家計の保有割合も1.9%にとどまっており、我が国企業は、個人金融
			1000	資産を活用した社債による市場からの資金調達を活用しきれていないが、本措
				置の導入により、証券市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化
				を図る。
				゜ロ ° ° ° ・商品先物については、個人投資家が年間 万人ずつ減少して、平成 20 年末
				時点では約8万2千人にまで落ち込み、商品市場が縮小したことにより、原材
				料等のために購入する商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企
				業の価格のヘッジニーズに答えられていない状況であるが、本措置の導入によ
				り、商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。
				《租税特別措置等による達成目標の実現状況》
				(分析対象期間:平成 21 年 1 月~平成 25 年 3 月)
				・株式について配当・譲渡益を超える譲渡損失を抱える個人投資家のうち、
				これまで社債への投資を行っていなかった投資家は、本措置による損益通
				算の可能化をインセンティブとして新たな投資家となることが期待され、
				こうした投資家は、少なくとも約39万人は存在すると推定される。
				一・低迷する我が国の商品先物市場が、多様な参加者が豊富に存在する流動
				性の高い商品先物市場となるためのアクションプログラムを策定し、官民
				をあげて取り組んでいるところである。本税制措置を、資産運用の場とし
				て使いやすい市場を実現するための項目として位置付けており、株式の配
				当・譲渡損益等との損益通算が可能となることをインセンティブとして個
				人投資家が増加し、少なくとも商品市場の取引が平成 19 年度並みに回復
				することが期待されるところである。これに伴い、少なくとも約2万人程
				度の新たな投資家が呼び込まれることが推定される。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》
				(分析対象期間:平成 21 年 1 月~平成 25 年 3 月)
				・我が国企業の資金調達に資する金融商品に対する個人の投資インセンティ
				ブが促されないほか、金融所得にかかる簡素で中立的な税制が実現されない
				結果となる。
				- **ロベニ・る。 - ・商品先物市場が機能不全に陥ることによって、企業のヘッジニーズに応えるこ
				とができなくなるほか、商品の価格の指標が無くなることにより、わが国経済が
				混乱するおそれがある。
				《税収減を是認するような効果の有無》
				、
			!	[(万州对象别的 干规 21 井 1 万十 干规 23 井 3 万)

9	相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他のも義務のはけいませいは 間がませい はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいま	・我が国企業が、株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達を実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。 ・個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。本措置は、個人投資家一般に、同じ税率を以て公平に適用されるものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。 現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。 金融所得については、地方税としても課税対象となるものであるため、地方公共団体が協力することは妥当である。
	る相当性	
10	有識者の見解	「〇 金融所得課税については、理念的には総合課税が望ましいが、金融資産の流動性、グローバル化等を考慮すると、分離課税が適切。その上で、一体化を目指す方向で検討すべき。」 一 平成22年6月22日に公表された政府税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」の(別添)個別税目の各論的な論点に関して出された主な意見 中、(1)個人所得課税 ①所得税 の箇所より抜粋。
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
2	要望の内容	下記現行制度の適用期限を2年延長する。
		ローンを組まずに、既存住宅の省エネルギー改修等をした場合、改修費と 当該改修に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない額(200万円を 上限。窓の改修工事と併せて太陽光発電設備を設置した場合は300万円を 上限。)の10%を所得税額から控除する。
3	担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成21年度創設
6	適用又は延長期間	2年間(平成24年)
7	必要性 の	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「エネルギー基本計画」(平成22年6月18日閣議決定)における「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の推進(家庭・業務部門対策)」という目標を達成するため、既築住宅の省エネルギー性能の一層の向上を図る。 《政策目的の根拠》 ◆「エネルギー基本計画」(平成22年6月18日閣議決定) 第3節. 低炭素型成長を可能とするエネルギー需要構造の実現 1. 基本的視点 (2)住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の推進(家庭・業務部門対策) ①目指すべき将来像 民生部門のエネルギー消費に長期にわたり大きな影響を与える、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を更に進める。住宅については、2020年までにZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を標準的な新築住宅とするとともに、既築住宅の省エネリフォームを現在の2倍程度まで増加させる。2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現する。(中略) ②具体的な取組上記のような目標を実現するため、経済産業省と国土交通省は、住宅・建築物の省エネ基準の適合義務化に向けて、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、2010年内を目途に取りまとめる。住宅については、省エネ法の執行強化を行い、新築住宅における平成11年基準の達成率の向上を図る。また、断熱のみならず、設備(高効率給湯器、照明、太陽光発電等)も含めた住戸全体のエネルギー消費の基準を検討する。さらに、上記の規制強化とあわせて、予算・税制上の政策的インセンティブの
		第2節 (1)目指すべき姿 2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。(中略)

				(2)具体的な取組 一層の普及拡大を図るべき太陽光発電・・・について、・・・、導入可能性調査 や初期コストの低減や導入インセンティブを高める普及拡大のための措置等 を実施する。(中略)
			政策体系 における 政策目的 の位置付 け	5.エネルギー・環境政策 27 省エネルギーの推進
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住宅については、2020年までにZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を標準的な新築住宅とするとともに、既築住宅の省エネリフォームを現在の2倍程度まで増加させる。 太陽光発電設備については、京都議定書目標達成計画(平成20年3月全部改定)の導入目標である原油換算73万kL(300万kW)から118万kL(482万kW)を実現する。その上で、設備の導入量が平成32(2020)年に平成17(2005)年度比で20倍になることを目指し、平均で年2割程度の拡大を維持する。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・省エネリフォーム件数 ・太陽光発電導入量 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既築住宅の省エネルギー性能の一層の向上を図るには、省エネリフォーム の件数を倍増させ、太陽光発電設備の導入を拡大させることが必要であるた め、租税特別措置等の達成目標の実現は政策目的に寄与する。
8	有効性 等	1	適用数等	21年度:2,538件 22年度:2,571件(見込み) 23年度:2,604件(見込み) 24年度:2,638件(見込み)
		2	減収額	21年度: 1. 97億円 22年度: 2億円(見込み) 23年度: 2. 02億円(見込み) 24年度: 2. 05億円(見込み)
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成24年12月) 本税制措置により、既築住宅の省エネリフォーム件数を増加させることによって、我が国全体の既築住宅の省エネルギー性能の向上を図ることができ、 住宅のネット・ゼロ・エネルギー化を推進することができる。
				《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成24年12月) エネルギー基本計画(既築住宅の省エネリフォームを現在の2倍程度まで増加)より、2020年までに省エネリフォーム件数を年間約29.6万件まで増加させる(現在は年間14.8万件)。それを達成するために、2011年に約17.5万件、2012年に約18.8万件まで増加させる。 太陽光発電については、平均で年2割程度の導入拡大を維持する。

省エネリフォーム件数の推移(経産省調べ) 2006年度 12.7万件 2007年度 12.3万件 2008年度 13.1万件 2009年度 14.8万件 太陽光発電導入量の推移(発電出力:kW)(「IEA/PVPS」より) 2005年度 142.2万kW 2006年度 170.9万kW 2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 255.4万kW 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間: 平成21年4月~平成24年12月) 住宅・土地統計調査(平成20年度)より、増改築・改修工事等に占める省エネ リフォームの割合は5.3%。 一方、補助金受給者へのアンケートより、10%の税制優遇(本措置)があれば 改修を行う人の割合は9.8%。 上記から、本措置は4.5%の押し上げ効果がある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月~平成 24年12月) 本税制措置の費用対効果は約5,400円/t-CO2(注1) 一方「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業」(高効率エネ ルギーシステムの導入に対して、その導入に係る費用の3分の1を助成)は、 約61,000円/t-CO2(注2)、「住宅太陽光発電導入支援対策費補助金」 (既存住宅及び新築住宅への一定額以下の太陽光発電システムの導入に対 して、1kWあたり7万円を助成する制度)は約6,390円/t-CO2(注3)であ り、本税制措置の費用対効果は高い。 (注1) 省エネ改修実施者の省CO2効果は約2.8t-CO2/件(国土交通省及び資源エネ ルギー庁試算)。30万円/(2.8t-CO2/件×20年)=約5,400円/t-CO2 (住宅の償却年数は構造によって異なるが、約20年で大規模な改修を行うと仮 (注2) (補助金額総額(5,260 百万円)/補助事業による CO2 削減量(12,228t-CO2))/耐 用年数(7年)=約61,000円/t-CO2 (注3) (補助金額総額(38,050 百万円)/補助事業による CO2 削減量(350,291t-CO2))/ 耐用年数(17年)=約6,390円/t-CO2 9 相当性 ① 租税特別 我が国における民生家庭部門のエネルギー消費及びCO2排出量は、近年 高い伸びを示しており、住宅においても省エネルギー性能の一層の向上を促 措置等に よるべき 進することが必要不可欠である。 そこで、省エネ法に基づく「省エネ基準」の適合率を引き上げるため、経済 妥当性等 産業省と国土交通省が合同で「省エネ基準の適合義務化に関する検討会」を 設置し、義務化の対象等について検討を進め、平成22年中に成案を得ること

	としている。ただし、その前段階として、現在10~20%程度と見込まれる適合率を50%以上にまで引き上げていくことが課題となっており、また、規制の対象となる住宅(新築住宅及び一部の大規模改修を行う既築住宅)以外のものについて省エネルギー性能の向上を促進するためには、税制措置や補助金等のインセンティブ付与が不可欠。また、家庭部門のエネルギー消費のうち電力のウエイトが大きいことから、太陽光発電の設置は省エネ促進に寄与。そのため、省エネ促進をさらに加速化するためには、省エネ意欲の高い本税制利用者を対象とした太陽光発電設備の設置による控除限度額引上げの追加的な設備投資インセンティブが必要。 他方で、当該措置の支援対象は、補助金で支援するのが適当な「リスクの高い先端的・モデル的な設備」ではなく、「投資の前倒し、加速的普及が必要な設備」であることから、税制措置でその普及を図ることが適当である。
② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業」は、2030年の住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、「リスクの高い先端的・モデル的な設備」である高効率エネルギーシステム(年間エネルギー消費量を25%程度削減できるもの)を補助対象とするものであり、「普及段階にある設備の加速的普及」を図る本税制との重複は生じない。 「住宅太陽光発電導入支援対策費補助金」は、既存住宅及び新築住宅に太陽光発電システムを導入する者に対して、一定額以下の補助を実施することにより、設備の導入を加速するとともに、価格の低下を図るもの。一方、本税制の上乗せ措置は、省エネ意欲の高い本税制利用者に対して、太陽光発電設備の設置による控除限度額引上げのインセンティブを付与することにより、追加的な投資を促し、当該税制による省エネ促進の一層の押し上げを図るものであり、補助金とは目的及び要件を異とするものである。
③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	エネルギー基本計画において掲げている「2020年までに(中略) 既築住宅の省エネリフォームを現在の2倍程度まで増加させる」という目標を達成するためには、国をあげて省エネ改修の促進に取り組むことが必要であり、既築住宅は全国各地にあることから、その促進を図る上でも地方公共団体の役割が重要となる。地域においても、省エネ改修の促進に取り組むことは、省エネ化やCO2削減だけでなく、地域の雇用創出につながるメリットがある。
10 有識者の見解	_
11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

格が油業漁の業税は多調者業下の番増
はが多 油調業者 漁業で、 きるので、 きるので、
油調 業者 漁業の !の下、 業者の
油調 業者 漁業の !の下、 業者の
業者 漁業の 別の下、 業者の
漁業の
見の下、 業者の
業者の
税措置
IV 1日 IE
価格
全コスト
確保及
こしてい iめる割
このの剖 日に係る
11-11-0
大きく依
重油の
いる。
農林漁 政策目
·=/III/
色税•還

		2	政策体系	〇農林水産省
			における	Ⅲ一⑤国産農畜産物の競争力の強化
			政策目的	Ⅷ一⑭水産業の健全な発展
			の位置付	
				│ ○経済産業省
			け	5.エネルギー・環境政策
				25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
		(3)	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	農林漁業用A重油の安価な調達を促進し、農林漁業用A重油の安定的
			•	一般が漁業が高量温の英温な調度で促進し、展が漁業が高量温の支足的
			指標	な供和の唯体及の長外温未有の柱呂の女と化を凶る。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				農林漁業用A重油の安価な調達を促進し、農林漁業用A重油の安定的
				な供給の確保及び農林漁業者の経営の安定化を図る。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				本税制措置により、輸入農林漁業亜重油にかかる石油石炭税を免税し、農
	1			林漁業者の燃料調達コストを低減することにより、農林漁業用 A 重油の低廉
				かつ安定的な供給が確保されるとともに、農林漁業者の経営の安定、ひいて
				は我が国の食料の安定供給確保に寄与している
8	有効性	1	適用数等	免税数量(農林漁業用A重油)(千KL)
	等			平成 17 年度 284
				平成 18 年度 84
				平成 19 年度 38
				平成 20 年度 108
				平成 21 年度 108
				(国税庁統計年報、平成 21 年度は農林水産省見込み)
		2	減収額	免税額
				平成 17 年度 5.8 億円
				平成 18 年度 1.7 億円
				平成 19 年度 0.8 億円
				平成 20 年度 2.2 億円
				平成 21 年度 2.2 億円
				 (国税庁統計年報、平成 21 年度は農林水産省見込み)
	ļ		ᄊᄪᄷᅷ	
		(3)	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3月)
			目標の実	マーケットの国際化により農林水産品の価格が下落し、さらに燃油の
			現状況	│価格が高止まりする中で、本制度により、A重油を引き取る際の石油石 │
				炭税が免税され、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び
				農林漁業者の生産コストの低減を図り、ひいては農林漁業者の経営の安
				定化が図られる。
				《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年4
				月~平成25年3月)
				マーケットの国際化により農林水産品の価格が下落し、さらに燃油の
				価格が高止まりする中で、本制度により、A重油を引き取る際の石油石
				炭税が免税され、農林漁業用A重油の低廉かつ安定的な供給の確保及び
				農林漁業者の生産コストの低減を図り、ひいては農林漁業者の経営の安
				定が図られる。
				J. 2

	!			//扣袋针DI供黑佐珍女司, 护力可决在后上上上, 上, 10 人名巴娜 / 八足上
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対
				象期間: 平成20年4月~平成25年3月) 当該措置がない場合には、農林漁業用国産A重油の石油石炭税還付措置
				ヨ該領値がない場合には、長林漁業用国産A里油の石油石灰税場刊指値 の根拠が失われ、同様に措置されないおそれがある。その場合、農林漁業用
				ため、農林漁業者の経営が悪化し、食料の安定供給に支障を及ぼすととも
				に、石油製品市場にも大きな影響を与える。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月~平成
				25年3月)
				農林漁業用A重油はわが国施設園芸における光熱動カコストの7~9割、漁
				業用燃料費の約2割を占める。したがって、農林漁業者の生産コストが低減さ
				れることにより、農林漁業用A重油の安定供給及び我が国農林漁業者の経営
				安定が図られ、ひいては食料安定供給の実現に資する。
9	相当性	1	租税特別	農林水産品分野ではマーケットの国際化等に伴って経営環境が厳しさを増
			措置等に	しており、零細経営体が多い農林漁業者にとって、農林漁業用A重油調達に
			よるべき	伴う燃料コストは依然として経営上の大きな負担となっている。このため、我が
			妥当性等	国農林漁業者の経営安定化を図るためには、石油石炭税の免税制度により
				農林漁業者の経営負担を軽減する方法が最も適当な方法であり、補助金によ
				る補填等に比べて効率的である。
		2	他の支援	①農林漁業に供される輸入A重油に係る関税の無税措置 施設園芸をはじめとする農業及び漁業経営の負担軽減を通じて農業・
			措置や義 務付け等	漁業の経営の安定に資し、国民への野菜等農産物及び水産物の安定供
			との役割	給を図るための措置
			分担	
				②農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税の還付措置
				輸入農林漁業用A重油について石油石炭税の免税措置が講じられて
				いることから、国産品と輸入品のイコールフッティングを図るための
				措置。
		3	地方公共	-
			団体が協	
			力する相	
10			当性 一	
10	- 右辫子の			
	i 有識者σ	兄	万午	
	: 有識者 <i>の</i>	兄	万千	
11			が 評価又は事	_

1				特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
	租税特別	刂措	置等の名称	
2	要望の内容			農林漁業用国産A重油の石油石炭税還付措置の適用期限を2年間延長する。
3	3 担当部局			資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施	西時	期	平成 22 年8月
5	5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯			平成 元年度 創設(石油税2,040円/KL(従量税)) 平成15年度 (石油石炭税2,040円/KL(従量税)) 平成16年度 拡充(対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル(粗製 灯油及び粗製軽油)を追加) 平成18年度 同上 平成20年度 同上 平成22年度 同上
6	適用又は	は延	長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)
7	必要性 等	1	政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業用輸入A重油については石油石炭税の免税措置が講じられている。 一方で、国産の農林漁業用A重油については、原油段階で石油石炭税が 課税されている。 したがって、輸入品と国産品のイコールフッティングを確保するため、国産品 に対する還付措置を講じることが必要である。 《政策目的の根拠》 農林漁業用輸入A重油については石油石炭税の免税措置が講じられてい る。 一方で、国産の農林漁業用A重油については、原油段階で石油石炭税が 課税されている。 したがって、輸入品と国産品のイコールフッティングを確保するため、国産品 に対する還付措置を講じることが必要である。
			政策体系 (政策) (政策) (政策) (政策) (対策) (対策) (対策)	○農林水産省 Ⅲ-⑤国産農畜産物の競争力の強化 Ⅶ-⑭水産業の健全な発展 ○経済産業省 5. エネルギー・環境政策 25. 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農林漁業用 A 重油の国産品と輸入品の間のイコールフッティングの維持を図り、農林漁業用 A 重油の安定的な供給を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農林漁業用 A 重油の国産品と輸入品の間のイコールフッティングの維持を図り、農林漁業用 A 重油の安定的な供給を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、課税済みの原油等から国内において製造されたA重油で

			:				
	•			農林漁業の用に供するものについて、石油石炭税を還付し、原料調達条件			
				の国際的なイコール・フッティングの確保することにより我が国への農林漁			
				業用 A 重油の安定供給が図られている。			
8	有効性	1	 適用数等	□ 還付数量			
0	1	U	迎 用奴守	巫門妖皇 平成 17 年度			
	等						
	!			平成 18 年度 2,201千 KL			
	!			平成 19 年度 2,180千 KL			
	ļ			│平成 20 年度 1,685千 KL			
	!			平成 21 年度 1,685千 KL(見込み)			
				平成 22 年度 1,561千 KL(見込み)			
	ļ			出典:財務省•農林水産省試算			
	}	(2)	減収額	還付額			
	-			- - - 平成 17 年度 48億円			
	-			平成 18 年度 45億円			
	į			平成 19 年度			
				千成 13 千度			
				平成 21 年度 34億円(見込み) 34億円(見込み)			
	!			平成 22 年度 32億円(見込み)			
				出典:財務省•農林水産省試算			
		3	効果ない	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3月)			
			し達成目	本制度により、農林漁業用 A 重油の国産品と輸入品の間のイコールフ			
			標の実現	ッティングの維持が図られ、農林漁業用 A 重油の安定的な供給が図られ			
	ļ		状況	ている。			
	1人元 (いる。						
	}			《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20			
	-			4月~平成25年3月)			
				本還付措置により、農林漁業用 A 重油の国産品と輸入品の間のイコー			
				ルフッティングの維持が図られ、農林漁業用 A 重油の安定的な供給が図			
	ļ			られている。			
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対			
	}			象期間:平成20年4月~平成25年3月)			
				石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合で A 重油等が生産される			
				中で、仮に当該措置がない場合には、輸入品との価格差が生じ、国産品等			
				の販売が困難となるため、国内企業にとって不合理な不利となり、競争力低			
	}						
	-			下を招く。			
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月~平成			
				25年3月)			
				国内で原油を精製し、国産の A 重油を製造する事業者(石油精製業者)			
				が本措置を利用しており、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。ま			
				た、輸入A重油と国産A重油のイコールフッティングを図ることは、公平な競争			
				条件の確保に資すると評価できることから、本措置は有効と考えられる。			
	+D 214 144	_	千口 千兴 井士 口山	輸入 A 重油と国産 A 重油のイコールフッティングという政策目的を達			
9	相当性	(1)	租税特別	·····			
			措置等に	成するため、本措置は的確な政策手段であるとともに、課税の公平原則			
			よるべき	の観点からも、必要最小限の特例措置である。			
			妥当性等				
		(2)	他の支援	〇租税特別措置法第90条の4:農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税相			
		٠	措置や義	当額の免税措置			
				○関税暫定措置法第2条:農林漁業用輸入A重油に係る関税の無税措置			
			務付け等 との役割				

	分担	
	③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	_
10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

	位抗行が相直守にはる以来の手削計画音				
1		の対象とした 措置等の名称	電気供給業の課税標準の算定にあたって特定規模需要向けの託送料金を控 除する特例措置		
2	要望の内	容	法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、特定規模需要に電気を供給するために必要な託送料金相当額を控除する。		
3	担当部局		資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課		
4	評価実施	時期	平成 22 年8月		
5	1		平成 12 年度 創設(3年間の特例措置) 平成 15 年度 2年間の延長 平成 17 年度 2年間の延長 平成 19 年度 2年間の延長 平成 21 年度 2年間の延長		
6	適用又は	延長期間	平成23年4月1日~平成26年3月31日(3年間)		
7	租年		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、電力の自由化市場の公平弦競争環境を整備するとともに、課税の公平性を確保することを目標とし、電力政策を着実に推進する。 《政策目的の根拠》 今般見直されたエネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)において、基本的な視点として、エネルギーを基軸とした経済成長を実現するために、魅力ある事業環境を整備し、税制等の政策措置を導入することの必要性がうたわれている。また、国民生活の安定や我が国産業の競争力を強化するために、効率的かつ透明な市場の整備を通じて、経済効率的なエネルギー供給を実現することの重要性も位置づけられている。 そして、政策手法のあり方として、安定供給の確保、環境への適合、経済効率性の確保を基本としつつ、基本計画その他法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについて、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことを基本とすることが明記されている。 〈参考〉 エネルギー基本計画(平成19年3月 閣議決定)において、上記制度改革が自由化分野において、電気料金が低下し、規制分野において、か事化の効果が均てん化されたと評価している。そのような評価や、電気の安定供給を図ることを目指して行ってきた制度改革に関し、期待した効果等につき注視しつつ、新たに課題が顕在化してきた場合には、必要に応じ的確に対応することとしている。 政策名:5. エネルギー・環境政策 施策名:28. 原子力の推進・電力基盤の高度化		

				《租税特別措置			系る測定排	 旨標》		
				年度ごとの新規	見参入者数の	の推移				
				《政策目的に対 近年、特定規 措置の必要性	見模需要にな が高まってを	おける新規 きている。新	参入がさた f規参入を	かんに行れ	つれている	ことから、
				き公平な競争理					= \	
8	;有効性 :等	1	適用数等	適用件数:29 適用事業者:一 適用額:)
					1=	1			1	単位:百万円)
				年度	H17 (実績)	H18 (実績)	H19 (実績)	H20 (実績	H21 (実績)	H22 (見込)
				控除託送料	47,538	51,764	61,250	58,165	59,236	59,415
				うち、PPS分	32,144	41,027	50,281	47,827	49,656	49,656
				※一般電気事業 ※控除託送料は PPSの控除記	、一般電気		実績がない	\沖縄電力	(株)を除く	()の合計値と
				本措置は、特	÷定規模需 ³	要に応じて	電気の供給	給を行う事	業者に対	して措置さ
				れるものである						
				足りるものであ	り、適用事業	業者となる	ことに縛り	を設けてし	いるもので	はない。
				平成21年度末時点において、適用件数は一般電気事業者を含めて					めて29件	
				となっている。特	寺定規模電	気事業に参	▶入するに	当たっては	は、特定規	関標需要の
				需要家に対して、安定的に電気を供給することが求められるため、発電事					発電事業	
				者から供給電						
				を維持しなけれ						
				成り立たないこ	とから、新た	別に電気争	兼に 変人	するには、	多少のリ	人 クかめる
				といえる。 本措置により	1	·リフクが同	遊できる	- レかに き	€ ス の伊⊋	生効 里 た 仕
				み出していると		• • • • • • •				
		2	減収額	0,Щ0 со «0с	*カバング (0 ()		がルシハ	16.71 m		<u>~⊌。</u> 单位∶百万円)
			/ // / / / / / / / / / / / / / / / / /	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
					(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)
				減税額	618	673	796	756	770	772
				うち、PPS分 ※減税額(百万)	118 中 118	533	654	622	646	646
		2	効里, 達成						~亚成 26	年3日)
③: 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間 目標の実 <特定規模需要における販売電力量に占め 現状況						(単位:%)				
				年度	H17	H18	H19) [H20	H21
				販売電力 量シェア	1.96	2.35	5	2.57	2.54	2.82
				出典:電力調査を課税の公平	性が図られて	_				
				ェアは着実に作						
				度に行われた!						
	1			ノハ州亚寺の	ペコニル・千土/火・	_10//	ノン、フル	こうらのに	- こ ′ / / / / 寸	C1000

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年4月~平成26年3月) (単位:社) 年度 H17 H18 H19 H20 H21 新規参入者数 1 11 累計算入者数 23 22 25 26 35 出典:資源エネルギー庁電力市場整備課調べ 上記推移にもあるとおり、直近での新規参入者数は増えており、電気事業 者間における競争が見られる。検証中ではあるが、上述した、平成20年度に 行われた第四次電気事業制度改革の影響により、平成21年度は増加してい ると考えられ、今後も新規参入者は増加することが見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間: 平成 17 年4月~平成 22 年3月) 本措置が無い場合、一般電気事業者計で1~2億円、PPS計で5億円強の 影響があり、PPSによっては億円単位の収支影響を与えている。これら影響 額は、事業者によって差はあるものの、経常損益の1~2割を占めるほどにな り、PPSが特定規模電気事業を行っていく上でかなりの影響があるものと考え られる。既に参入しているPPSにとっては、事業からの撤退あるいは事業範囲 の縮小という選択肢も出てくるものと思われる。これは、新たに参入しようとす る事業者にとっても、大きな参入障壁となる。 また、措置がなされないとなると、特定規模電気事業を行う際の送電に要す る費用について、送電線を保有する他の一般電気事業者の託送収入と、特定 規模電気事業者の販売収入(送電に要する費用を含む)での二重課税とな り、同一の電気について重複して事業税を課税することを回避するという地方 税法施行令第22条第6号の主旨に反することとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 17 年4月~平成 22年3月) PPSの中には、本措置による税収減が認められることによって、初めて事 業に参入できる社もあることから、本措置が企業に与える影響は非常に大き また、本措置による減収分については、需要家の料金にも反映されることか ら、特定規模需要の需要家は、必要コストを最小限に抑えて、資金を有効利 用することができる。PPSが市場に参入後、自由化部門の料金に競争が働 き、導入前と比較して 1.8 円/kWh(約 10%)程度下がっている。PPSの参入が 無くなった場合、事業者間での競争が働かず、電気料金が上がる懸念もある。 以上より、税収減とすることの有用性が認められる。 税制の原則(二重課税の排除)を適用することによって、電気事業者間の課 9 相当性 ① 租税特別 税の公平性を図り、公平なコスト環境の下での競争を実現することが妥当。特 措置等に 定規模電気事業における課税環境の問題を二重課税の問題として取り扱うか よるべき 否かにかかわらず、政策上、税制による特例措置を講ずることが適切。 妥当性等 ② 他の支援 他の支援措置との関係はない。 措置や義

務付け等 との役割 分担

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となりうるものであるが、PPS及び他社の供給区域内の特定規模需要に電気を供給する一般電気事業者は、必ず他社の送電線により振替供給又は接続供給を行ってもらい、電気を供給しなければならないため、当該振替供給又は接続供給の料金としての託送料にかかる事業税が控除されない場合、当該供給区域内の電源により供給を行う一般電気事業者に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高となるという競争上不利な条件下におかれることとなり、その結果として事業機会が損なわれる可能性が生じる。したがって、事業機会が損なわれることのないよう、地方税法において競争の公平性を確保することが重要である。
10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	

	•	
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置
2	要望の内容	不動産取得税の軽減措置について、適用期限を延長する。 不動産取得税の軽減措置は、第二会社方式による再生計画(「産業活力の 再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)」に おける「中小企業承継事業再生計画」。以下同じ。)の認定を受けた中小企業 者が対象。軽減措置内容は以下のとおり。 ・事業譲受による不動産の所有権の取得 (土地) 3.00%→2.50% (建物) 4.00%→3.33%
3	担当部局	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	創設年度:平成21年度(「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」) 改正経緯:なし
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)
7	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しに より再生が可能な中小企業について、債務超過の解消、収益性の向上等 に向けた再生計画の策定を、地域の関係機関や専門家等が連携して支援 することにより、地域の中小企業の再生を図るとともに、雇用を確保す る。 《政策目的の根拠》 産活法において、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業 再生を円滑化するための措置を講じ、我が国産業活力の再生を図ることとさ れている。 当該軽減措置(不動産取得税の軽減措置)は、第二会社方式による再生計 画の認定を受けた者に対する支援措置。
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	4. 中小企業·地域経済産業政策 21 経営革新·創業促進
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業再生支援協議会への相談件数を年間3,000件(※)とし、再 生計画完了件数を年間500件(※)とする。
		※件数の根拠:過去6年間の相談件数平均が2,802件、同じく過去6年間の 再生計画完了件数は413件であるため、それよりも多い件数を設定。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」の認定目標を、当該軽減措置の延長期間中は年間80件程度とする。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

債権放棄を伴う再生計画には直接放棄方式と第二会社方式がある。実質的には同じように債権放棄を行うにも係わらず、第二会社方式には直接放棄方式には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社方式においては登録免許税や不動産取得税(一定の要件をみたす会社分割を除く)の負担が発生する。

また、同じ第二会社方式においても、会社分割では一定の要件をみたせば不動産取得税を課することができないとあるが、事業譲受においては不動産取得税が課されてしまうといった格差が生じている。中小企業の再生においては、中小企業の実態や金融機関その他の利害関係者の意向も踏まえる必要があることから事業再生の選択肢を狭めることになる。特に個人事業主においては、第二会社方式の手法は事業譲渡に限られるため、本措置が無い場合、政策目的の達成に大きな足かせとなる。このことから、当該措置により再生手法間におけるイコールフッティングを図ることにより、政策目的の達成を寄与することになる。

8 有効性

① 適用数等

適用件数の実績 | 0件(22年7月末現在)

	22年度	23年度	24年度
将来の見込み	17件	18件	19件
件数			

※将来の見込み件数の算出根拠は別紙1のとおり。

【適用数が僅少である理由】

第二会社方式による再生計画の認定実績は、22年7月末現在で3件ある。しかし、そのうち不動産取得税軽減措置の適用件数は0件である(3件とも吸収分割方式によるため、事業譲受のみに適用される不動産取得税に係る軽減措置を適用できない。)。これは、当該認定制度が平成21年6月に運用を開始し、約1年を経過したところであるが、制度発足後すぐに中小企業承継事業再生計画の認定申請が可能となるものではなく、そのベースとなる再生計画の策定には早い場合でも6ヶ月程度要することから、昨年度は残された期間が少なかったこと、また、リーマンショック以降、事業や収益改善の見通しが立てにくく時間を要するような難しい案件が増加していることよるもの。

② 減収額

|減収額の実績 | 0円(22年7月末現在)

	22年度	23年度	24年度
将来の見込み 減収額	25. 67百万円	27. 18百万円	28. 69百万円

※将来の見込み減収額の算出方法は、別紙2のとおり。

③ 効果・達成 目標の実 現状況

│《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年6月~平成25年3月)

不動産取得税軽減措置の適用件数は0件であるため、本租特によって政策目的が達成されたことを定量的に示すことは現時点では出来ない。しかし、7. ③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》に記載したとおり、多様な再生手法を用意し、選択肢を広げることで相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与すると考えられ、もって地域の中小企業の活力の再生を図り、雇用の確保に繋がると考える。

なお、第二会社方式による再生手法は年間40~70件程度あり、今後は認 定申請が増加することが考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成2 1年6月~平成25年3月)

上記《政策目的の実現状況》のとおり、不動産取得税軽減措置に係る適用件数はO件であり、現状は「租税特別措置等により達成しようとする目標」に直接的に寄与してはいない。しかし、第二会社方式による再生計画の認定制度により、多様な再生手法を用意し、選択肢を広げることで相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与する。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成21年6月~平成25年3月)

不動産取得税の軽減措置が無くなった場合、直接放棄方式と第二会社方式、さらには会社分割と事業譲受において、税負担という側面で格差が生じてしまい、中小企業にとって事業再生の選択肢を狭めることになる。特に、中小企業者が個人事業主の場合、第二会社方式の手法としては事業譲渡(受け皿会社からみれば事業譲受)に限られるため、不動産取得税の軽減措置が無くなると、第二会社方式自体が使えなくなる可能性があり、より事業再生の選択肢を狭めることになる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年6月~平成25年3月)

現状で、本措置の適用実績は無いため、効果は上がるのはこれからという 状況。これは、制度としての発足は1年を経過しているものの、制度発足後す ぐに中小企業承継事業再生計画の認定申請が可能となるものではなく、その ベースとなる再生計画の策定には早い場合でも6ヶ月程度必要であるため。ま た、制度創設から間もない中で、リーマンショック以降、事業や収益改善の見 通しが立てにくく時間を要するような難しい案件が増加していることによるも の。

9 相当性

① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等

再生計画を策定する場合、再生計画の策定・実行に要する処理費用(トランザクションコスト)が発生する。しかし、過剰債務状態にある中小企業が再生計画を策定するにあたっては、キャッシュフローが満たされる計画としなければならない。そのためトランザクションコストの負担を最小限度に抑える必要がある。

このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲受に伴う登録免許税や不動産取得税(一定の要件を満たす会社分割を除く)の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くかかる。

さらに、「第二会社方式」については会社分割と事業譲受に分けられるが、 会社分割については地方税法の中で一定の要件を満たす場合には不動産取

		② 他の支援 措付け等 との役割 分担	得税を課することができないという規定があるが、事業譲受にはそのような規定がなく、同じ第二会社方式による再生計画の中でも事業譲受による場合は、税制面でのコストが他の再生手法よりも多くなる可能性がある。よって、「第二会社方式」における事業譲受の際の不動産取得税を軽減することにより、イコールフッティングを図り、キャッシュフローが必要な中小企業に対して多様な再生手法を用意し選択肢を広げることで、第二会社方式において事業譲受による再生計画を策定する場合でも再生計画が策定されやすくなるため、政策目的を達成するための政策手段として的確である。 中小企業の再生を支援するための政策手段として的確である。 中小企業の再生を支援するための予算措置として中小企業再生支援協議会事業(21fy 予算額:約49億円)を実施している。当該事業では、各都道府県に一カ所ずつ配置した中小企業再生支援協議会に窓口専門家を配置し中小企業から相談に応じるとともに、必要な場合には外部専門家を配置し中小企業から相談に応じるとともに、必要な場合には外部専門家を活用し再生計画の策定支援を行っている。当該予算は再生計画策定段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。また、第二会社方式の認定制度については、税の軽減措置とは別に融資がある。融資は事業譲受の対価の支払いや事業承継後の事業運営に当てることを目的としているが、税の軽減措置は再生計画の実行段階におけるトランザクションコストの負担緩和により直接放棄方式とのイコールフッティングを図ることを目的としている。税の軽減措置は、これらの理由から中小企業再生における手法が多様化されるため非常に有効である。
		③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	事業性はありながら過剰債務で苦しんでいる企業に対し、当該措置を適用 することによりキャッシュフローが生まれ事業再生が図られる。それにより雇用 確保が達成され地域が活性化する。
10	有識者の)見解	_
11	11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		-

不動産取得税軽減措置に係る適用見込数の推計資料

1. 適用見込数の推計(将来3年間分)

2 2 年度 : 1 7 件 2 3 年度 : 1 8 件 2 4 年度 : 1 9 件

2. 根拠

①22年度:17件

中小企業再生支援協議会における19年度から21年度の過去3カ年の相談件数の平均伸び率は4%。21年度相談実績に伸び率を乗じた相談件数2,988件から、完了件数に至る割合(21年度の割合17%)を乗じて完了件数を算出すると、508件の完了が見込まれる。

完了案件のうち、第二会社方式が採用される同3カ年平均は15%。15%を22年度 想定完了件数508件に乗じると、22年度における第二会社方式は76件と見込まれ る。認定見込み件数(事業譲受のみ)は、76件に現時点(22年5月時点)で申請の可 能性がある案件のうち、事業譲渡を採用する割合(23%)を乗じることによって17件~ になると想定。

②23年度:18件

2. ①で算出した22年度想定相談件数に伸び率4%を乗じた相談件数3, 107件から、完了件数に至る割合(21年度の割合17%)を乗じて完了件数を算出すると、528件の完了が見込まれる。

完了案件のうち、第二会社方式が採用される3カ年平均15%を23年度想定完了件数528件に乗じると、23年度における第二会社方式は79件と見込まれる。認定見込み件数(事業譲受のみ)は、79件に現時点(22年5月時点)で申請の可能性がある案件のうち、事業譲渡を採用する割合(23%)を乗じることによって18件になると想定。

③24年度:19件

2. ②で算出した23年度想定相談件数に伸び率4%を乗じた相談件数3,232 から、完了件数に至る割合(21年度の割合17%)を乗じて完了件数を算出すると、 549件の完了が見込まれる。

完了案件のうち、第二会社方式が採用される3カ年平均15%を24年度想定完了件数549件に乗じると、23年度における第二会社方式は83件と見込まれる。認定見込み件数(事業譲受のみ)は、82件に現時点(22年5月時点)で申請の可能性がある案件のうち、事業譲渡を採用する割合(23%)を乗じることによって19件になると想定。

○22年度減収見込額合計(①+②) 25.67百万円

①土地に係る分

4. 60百万円 × 17件 × 1/6 = 13. 03百万円 【A】 【C】 【D】

②家屋に係る分

4. 46百万円 × 17件 × 1/6 = 12. 64百万円 【B】 【C】 【D】

○23年度減収見込額合計 27.18百万円

①土地に係る分

4. 60百万円 × 18件 × 1/6 = 13. 8百万円 【A】 【C】 【D】

②家屋に係る分

4. 46百万円 × 18件 × 1/6 = 13. 38百万円 【B】 【C】 【D】

〇24年度減収見込額合計 28.69百万円

①土地に係る分

4. 60百万円 × 19件 × 1/6 = 14. 57百万円 【A】 【C】 【D】

②家屋に係る分

4. 46百万円 × 19件 × 1/6 = 14. 12百万円 【B】 【C】 【D】

- 【A】中小企業再生支援協議会が支援を行った第二会社方式案件のうち、事業譲渡を採用した計画の1件 当たりの不動産取得税(土地に係るもの)の平均額(税率は3.0%で計算)
- 【B】中小企業再生支援協議会が支援を行った第二会社方式案件のうち、事業譲渡を採用した計画の1件 当たりの不動産取得税(家屋に係るもの)の平均額(税率は4.0%で計算)
- 【C】別紙1参照
- 【D】特例による減額措置

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称			再生可能エネルギーに係る課税標準の特例措置の拡充				
2	要望の内容			・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)				
				<現行制度>				
				政府の補助(※1)を受けて取得された太陽光発電設備(同時に設置する専用				
				の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統は採用の表表を				
				連携用保護装置を含む。)				
				(※1)新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助 <要望>				
				ヘ安宝/ ①対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充す				
				る。(対象設備:太陽光発電設備、風力発電設備、太陽熱利用装置、大気中				
				の熱その他の自然界に存する熱(冷熱を含み、地熱及び太陽熱を除く。)を利				
				用するための装置、バイオマスエネルギー利用設備)				
				②政府の補助を受ける設備への限定を解除する。				
				# M# # a + c				
				・特例措置の内容 固定資産税の課税標準を最初の3年間2/3に軽減する。				
3	担当部局	 3		回た負産代の味代標準を取物の3年間2/3に軽減する。 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課				
			## n					
4	評価実施時期		期 —————	平成22年8月				
5	租税特別措置等の創設			平成21年度 創設				
	年度及び改正経緯		正経緯	平成22年度改正において、本税制の対象について、現状の「新エネルギー等 東業者主援対策事業」の対象事業に加え「地域等エネルギー等道入促進対				
				事業者支援対策事業」の対象事業に加え「地域新エネルギー等導入促進対 策事業」の対象事業の追加を要望したが見直し年度に当たらないとして改正				
				ならず。				
6	適用又は	延	長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)				
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等		及びその	エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進とい				
			根拠	った、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネ				
				ルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつ				
				つ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。				
				 エネルギー需給に関する以下の施策目標を達成する。				
				① 再生可能エネルギーについては、一次エネルギー供給に占める再生可能				
				エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。(2005年度5.				
				9%)				
				② 新エネルギーについては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月全部				
				改定)により2010年度までに、1,560万 kl~1,910万 kl(原油換算)、長期				
				エネルギー需給見通し(平成21年8月再計算)により2020年度までに2,45 5万 kl、2030年度までに3,213万 kl の導入を目指す。(2008年度1,292				
				5万 kl、2030年度までに3, 213万 kl の導入を日指す。(2008年度1, 292 万kl)				
				3 太陽光発電は、経済財政改革の基本方針2009~安心・活力・責任~				
				(平成21年6月23日閣議決定)の導入目標である2020年頃に現状の20倍				
				程度(2005年度比)を目指す。(2005年度142. 2万 kW、2009年度255.				
				4万 kW)				

	1
	《政策目的の根拠》
	エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)において、「一次エネ
	ルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とす
	ることを目指す。」と記載。
	京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定)において、「新工
	ネルギーについては、2010年度までに、1,560万 kl~1,910万 kl(原油換
	算)導入することを目指す。」と記載。
	経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日閣議決定)において、
	「太陽光発電は、2020年頃に現状の20倍程度を目指す。」と記載。
② 政策体系	政策名:5. エネルギー・環境政策
における	施策名:26. エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
政策目的	
の位置付	
け	
③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
及び測定	○京都議定書目標達成計画
指標	新エネルギーについては、2010年度までに、1,560万 kl~1,910万 kl
	(原油換算)導入することを目指す。
	〇長期エネルギー需給見通し
	新エネルギーについては、2020年度までに、2, 455万 kl(原油換算)、20
	30年度までに3, 213万kl(原油換算)導入することを目指す。
	〇経済財政改革の基本方針2009
	太陽光発電は、2020年頃に現状の20倍程度を目指す。
	Oエネルギー基本計画
	一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに
	10%とすることを目指す。
	現状
	新エネルギー導入量の推移 (原油換算: 万kl)
	2004年度 1, 119万kl
	2005年度 1, 160万kl
	2006年度 1, 262万kl
	2007年度 1, 293万kl
	2008年度 1, 292万kl
	太陽光発電導入量の推移(発電出力:kW)
	2005年度 142. 2万 kW
	2006年度 170.9万 kW
	2007年度 191. 9万 kW
	2008年度 214. 4万 kW
	2009年度 255. 4万 kW
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
	新エネルギー導入量 (原油換算: 万kl)
	再生可能エネルギー導入割合(一次エネルギー供給に占める再生可能エネル
	ギーの割合:%)
	太陽光発電導入量(発電出力:kW)
	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
	平成22年度においては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月全部改
	定)の新エネルギー導入目標である原油換算1,560万klから1,910万klを

				目指す。その上で、平成32(2020)年に2, 455万kl導入することを目指す。
				また、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年
				までに10%とすることを目指す。
				太陽光発電設備については、導入量が平成32(2020)年に平成17(200
				5)年度比で20倍になることを目指し、平均で年20%程度の拡大を維持する。
8	有効性	1	適用数等	本税制は平成21年度税制改正で措置されたため、実際に固定資産税の軽
	等			減措置が受けられるのは平成22年からとなる。本税制の対象となる、新エネ
				ルギー事業者支援対策補助金を受ける太陽光発電は、平成21年度は、中小
				企業から大企業まで幅広く513件となっている。このうち課税対象となる平成
				21年12月までに取得された太陽光発電設備は32件、さらに実際に本税制を
				利用した件数は平成22年7月時点で22件確認されている。
				課税対象の件数が少ないのは、補助金の交付決定が平成21年7月以降と
				なったため、年内の設備取得が困難であったことによるもの。したがって、平成
				23年は、平成21年度及び平成22年度に補助金を受けた事業者が課税対象
				となることから、税制の大幅な利用増が見込まれる。
				なお、本制度の拡充により適用件数は平成23年度以降、毎年、823件見
				込まれる。
		②	減収額	本制度による平成22年度の固定資産税軽減額を推計すると520万円とな
		ı)	//X 1/X 1/X	る。
				また、本制度の拡充により見込まれる固定資産税軽減額は、初年度である
				平成23年度で1億3千万円、平年度で9億5千万円が見込まれる。
		②	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月~平成25年3月)
		3	目標の実	新エネルギー導入量 (原油換算: 万kl)
			現状況	現状:2008年度 1, 292万kl
			501人の	目標:2010年度 1,560万kl~1,910万kl
				2020年度 2, 455万kl
				2020年度 2, 433万KI
				太陽光発電導入量(発電出力:kW)
				現状:2008年度 214.4万 kW
				2009年度 255. 4万 kW
				目標:2020年度 2,800万 kW
				口标: 2020 中皮 2, 000万 KW
				太陽光発電は前年度比約19%で伸びているため、引き続き税制及びその
				他制度の総合的な投入によれば、目標達成は可能である。
				『温明度の『過日19は1271に619は、日標度度1816円能でのる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間∶平成2
				○ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
				044月~十成2545月) 産業用太陽光太陽光電池出荷量(太陽光発電協会調べ)
				平成20年度:38,740kW(税制導入前)
				平成21年度:74, 396kW(税制導入後)
				新エネルギー事業者支援対策補助金実績(太陽光発電設備)
				平成20年度:13,000kW(税制導入前)
				(太陽光発電導入量に占める割合0.61%)
				平成21年度:52,000kW(税制導入後)
				(太陽光発電導入量に占める割合2.04%)
				平成22年度:40, 292kW
				<u> </u>
				今後も本措置の利用が増加することが期待される。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間:平成20年4月~平成25年3月) アンケート調査によると、本税制の利用者の29.4%が、固定資産税の軽減 措置により太陽光発電設備のランニングコストが30~40%削減したと回答。 本税制が拡充又は延長されなかった場合は、導入当初の固定資産税負担が 投資判断に大きく影響を与えることになる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月~平成 25年3月) 平成21年度に設備を取得した事業者は3年間の軽減措置により176百万 円のキャッシュが生じ資金繰り等が改善。 176百万円のキャッシュが次の設備投資に向けられたとすると、323百万 円の生産波及効果。 なお、アンケート調査によると、太陽光発電設備を導入した効果として「企業 イメージの向上など環境への取組が評価された」と回答した者が46.6%お り、太陽光発電設備の導入は、経済的な効果以外に企業のCSRにも貢献。 9 相当性 ① 租税特別 再生可能エネルギーは、経済性や自然条件等における制約から普及が十 措置等に 分に進んでおらず価格が高いのが特徴。そのため、導入当初は資産額が大き よるべき く、収入が安定しない中で固定資産税支払いのために経営が圧迫される。した 妥当性等 がって、導入当初の固定資産税について、軽減措置を講ずることによって設置 者のキャッシュフローが改善され、投資判断に大きく影響を与えることとなる。 なお、アンケート調査によると、運用又は保守費用の課題を解決するために有 効な支援制度として回答者の約30%が「固定資産税の軽減措置」を求めてい る。 また、政府の目標である2020年までに再生可能エネルギーの割合を10% に達するために、価格の高い再生可能エネルギー利用設備を積極的に導入し ようとする事業者に対する支援であるので、課税の公平原則に照らし必要最 小限の特例措置となっている。 ② 他の支援 【関連する他の支援措置の内容】 措置や義 補助金:新エネルギー等事業者支援対策事業 税制:エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 務付け等 との役割 融資:日本政策金融公庫の低利融資 制度:太陽光発電の余剰電力買取制度 分担 【他の支援措置との役割の違い】 固定資産税の課税標準特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年 以降(主に設備導入後2年目以降)の税負担を3年間軽減し、導入初期(導入 後2年目以降)のキャッシュフローを改善させるもの。 他の支援措置の目的等は以下のとおり。 〇新エネルギー等事業者支援対策事業(補助金) 新エネルギー設備を導入しようとする事業者に対して、その導入費用を補助 することで、導入時にかかる費用負担を軽減し、キャッシュフローを改善させる なお、平成23年度においては「全量固定価格買取制度」の検討を踏まえ、 新規分の採択は実施しない予定。 〇エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(税制) 太陽光発電等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又 は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負

	47 ± 3. ± 3. ± 5.
	担を改善させるもの。
	〇日本政策金融公庫の低利融資(融資)
	資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導
	入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及
	び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。
	〇太陽光発電の余剰電力買取制度(制度)
	太陽光発電の余剰分について、固定価格で買い取ることで、事業性を向上
	させ、買取制度適用期間中(導入から10年間)のキャッシュフローを改善させ
	るもの。
③ 地方公共	エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対
団体が協	応するため国をあげて再生可能エネルギーの導入促進に取り組むことが必
カする相	要。さらに、再生可能エネルギーは、エネルギー源が各地域に分散しているこ
当性	とから、その導入促進を図る上では地方公共団体の役割が極めて重要。地域
	においても、再生可能エネルギーの導入促進に取り組むことは、エネルギー源
	の確保やCO2削減だけでなく地域の雇用創出につながるメリットがあり、地域
	の積極的な取り組み姿勢は、経済産業省で実施している次世代エネルギーパ
	一クの認定においてもうかがい知れるところ。
	また、再生可能エネルギーを導入しようとする事業者にとって、導入当初の
	財務状況に最も大きな影響を与えるのが固定資産税であることから、地方公
	共団体の協力による全国一律の固定資産税の軽減措置が必要。
	なお、本制度は対象設備の要件が明確に設定されているため、無制限に適
	用を受けるものではなく、自治体による執行は可能。
10 有識者の見解	
11 前回の事前評価又は事	
後評価の実施時期	

1	政策評価の対象とした	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置				
'	租税特別措置等の名称	TIT THE TWO WILLIAM WINDS				
2	要望の内容	【新設】				
		現在検討している再生可能エネルギーの全量買取制度は、平成22年7月23				
		日に発表した「大枠」においてその概要が示されているが、金銭の流れについ				
		ては、次のとおり。				
		①再生可能エネルギー発電事業者から、電気事業者が一定の価格で発電				
		された電気を購入すること				
		②①の購入に要する費用は、全ての電気の需要家が、電気料金に上乗せ				
		する方式で公平に負担すること				
		③各電気事業者が①の購入に要する費用と、②によって電気の需要家から				
		回収した額に不当な差額が生じないよう、地域間調整を行うこと				
		上記②で電気事業者が徴収する再生可能エネルギー電気サーチャージ(仮				
		称。以下「サーチャージ」という。)の収入金と、上記③の地域間調整で各電気				
		事業者が受領する調整のための金銭収入については、再生可能エネルギー				
		の全量買取制度の趣旨にかんがみ、国民負担の増加要因とならないよう、こ				
		れらの収入について、事業税(収入割)の課税対象外とすること等所要の措置				
		を講ずる。				
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課				
4	評価実施時期	平成22年8月				
5	租税特別措置等の創設	平成24年度(予定)				
	年度及び改正経緯					
6	適用又は延長期間	 再生可能エネルギーの全量買取制度の実施期間				
7	必要性 ① 政策目的 ・	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの全量買取				
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国民負担をくさる版が抑えりり、最大版に再生可能エネルギーの主量負取				
	,					
		《政策目的の根拠》				
	- The the 11-T					
	② 政策体系 における	「地球温暖化対策」のみならず、「エネルギーセキュリティの向上」、「環境関連 産業育成」の観点から、低炭素社会と新たな成長の実現に大きく貢献するもの				
	政策目的	産来育成」の観点から、低灰系社会と新たな成長の美現に入さく貢献するもの として、再生可能エネルギーの導入拡大が必要。その実現のための全量買取				
	の位置付	制度の設計に当たっては、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「国民負担」、				
	lt	「系統安定化対策」の3つのバランスを取ることが極めて重要であり、国民負担				
		をできる限り抑えつつ、最大限に導入効果を高めることを基本方針としている。				

		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果を 高めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 -
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
8	有効性 等	1	適用数等	一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を対象(計40社 程度)。
		2	減収額	平成24年度(見込) 3,314百万円
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇〜 〇〇) -
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇) 国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能エネルギーの導入効果を高めることへの悪影響が想定される。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇) -
9	相当性		租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	何ら措置を講じない場合、国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能 エネルギーの導入効果を高めることへの悪影響が想定される。
			他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	
		3	地方公共 団体が協 力する相	何ら措置を講じない場合、国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に再生可能 エネルギーの導入効果を高めることへの悪影響が想定される。

	当性	
10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事	_
	後評価の実施時期	

	/上	祝行別指直寺に徐る以東の事則評価書			
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	低公害車の燃料供給設備に係る特例措置			
2	要望の内容	電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車の燃料等供給設備(電			
		│ │気充電設備、天然ガス充てん設備、水素充てん設備)に係る固定資産税の課			
		税標準について、取得から3年間に限り2/3の額とする特例措置を2年間延			
		長する。			
		(対象設備)			
		電気充電設備(300万円以上)			
		天然ガス充てん設備(2,000 万円以上)			
		水素充てん設備(2,000 万円以上)			
		※()内は対象となる設備の取得価格要件			
3	担当部局	製造産業局自動車課			
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月			
5	租税特別措置等の創設	・平成9年度 創設			
	年度及び改正経緯	·平成 11 年度 延長			
		・平成 13 年度 延長			
		・平成 15 年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充			
		・平成 17 年度 延長			
		·平成 19 年度 延長			
		・平成 21 年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を 2,000 万円以上から			
		300 万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充			
6	適用又は延長期間	平成 23 年 4 月 1 日~平成 25 年 3 月 31 日(2 年間)			
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》			
	等 及びその	自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応、地球温暖化対策に			
	根拠	向けた政府目標を達成するためには、電気自動車をはじめとする低公害車の			
		普及促進を図る必要がある。			
		低公害車のうち電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車は、我が国			
		自動車産業が強みを有する次世代自動車にも位置づけられており、「エネル			
		ギー基本計画」(平成 22 年 6 月閣議決定)において、乗用車の新車販売に占			
		める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大			
		で 70%とすることを目指すとともに、その具体的な戦略のひとつとして 2020 年			
		までに普通充電器を 200 万基、急速充電器を 5,000 基設置する等、燃料供給			
		インフラの整備を推し進めるという目標を掲げている。また、燃料供給インフラ			
		の整備については、「新成長戦略」(平成 22 年 6 月閣議決定)においても同様			
		に目標を掲げている。			
		これらの目標を踏まえ、充電設備をはじめとする燃料供給設備の普及を支			
		援することにより、低公害車の普及促進及び地球温暖化防止を図る。			

《政策目的の根拠》

〇京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)

運輸部門におけるエネルギー消費の大半を自動車部門が占めていることから、自動車単体対策として、世界最高水準の燃費技術により燃費の一層の改善を図るとともに、燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進する。

〇低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月閣議決定)

我が国の自動車産業の技術力・競争力の強化にもつなげつつ、排出量のうち約2割を占める運輸部門からの二酸化炭素削減を行うため、現在、新車販売のうち約50台に1台の割合である次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。

〇エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)

エネルギー消費効率の高い自動車の普及は、消費者の効用をできる限り変えずに行える有効な省エネルギーの手段の一つである。このため、必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指す。同様に、先進環境対応車(ポスト・エコカー)について、2020年において乗用車の新車販売に占める割合を80%とすることを目指す。また、商用車の更なる高効率化、電動化等を積極的に推進する(中略)

特に、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車は市場化が始まり世界的な競争が激化している。このため、蓄電池の性能向上とコスト低減に向けた研究開発や2020年までに普通充電器を200万基、急速充電器を5,000基設置することを目指したインフラ整備を進める。

(中略)

中長期的には、航続距離等の様々な外的要素により、多様な車種の用途・役割に応じた棲み分けが進展する可能性も踏まえ、CNG 自動車(天然ガス自動車)、LPG 自動車、燃料電池自動車等に対する燃料供給インフラ等の利用環境整備を図る。

〇新成長戦略(平成22年6月)

【成長戦略実行計画(工程表)】 I 環境・エネルギー大国戦略

- ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進及びロードマップの作成
- ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与、ビジネス環境を支える充電インフラの整備等による普及の促進
- ・普通充電器 200 万基、急速充電器 5000 基設置。新車販売に占める次世代 自動車の割合を最大で 50%に

② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け

3. ものづくり・情報・サービス産業政策

15 ものづくり産業振興

5. エネルギー・環境政策

26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用

③ 達成目標 及び測定 指標

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

○電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車等に対する燃料供給インフラを整備することにより、利用環境の整備を図る。

〇2020 年までに普通充電器を 200 万基、急速充電器を 5,000 基設置することを目指したインフラ整備を進める。

〇乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020 年までに最大で50%、2030 年までに最大で70%とすることを目指す。同様に、先進環境対応車(ポスト・エコカー)について、2020 年において乗用車の新車販売に占める割合を80%とすることを目指す。

ONOx·PM 法に基づく大気汚染に係る環境基準の達成。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

- ○燃料供給設備の設置状況
- 〇低公害車·次世代自動車の普及状況

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

電気自動車等の次世代自動車については、燃料供給設備の整備が十分でないことが普及の障害となっており、燃料供給設備の整備が進むことにより、 次世代自動車の普及を促進することができる。

また、燃料供給設備の取得者に対して、税制上の特例措置による維持費用の負担を軽減することにより、燃料供給インフラの整備が進むことが期待できる。

8 有効性

① 適用数等

〇適用件数(試算)

(単位:件)

	H17FY	H18F	H19F	H2 FY	H21FY
充電設備	0	0	0	1	141
天然ガス充てん設備	42	24	8	19	5
水素充てん設備	0	2	1	0	3

(注)燃料供給設備の設置状況、業界団体等へのヒアリング結果等から試算

<参考>燃料供給設備の設置数の推移(単位:件)

	H17FY	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY
充電設備	55	55	47	260	158
うち 急速充電器	ı	10	4	60	158
うち 普通充電器	I	45	43	200	I
天然ガス充てん設備	311	32	327	344	342
水素充てん設備	12	1	10	11	15
合 計	378	391	384	615	-

(注)低公害車ガイドブック、日本ガス協会 HP 等から作成

<参考>低公害車の普及状況(単位:台)

	H17FY	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY
電気自動車	1	1	1	1	1,600
天然ガス自動車	27,605	31,462	34,203	37,117	38,861
燃料電池自動車	65	61	51	66	64

(注)日本ガス協会 HP、JHFC 資料等から作成

<参考>新車販売に占める次世代自動車の割合

H19FY	H20FY	H21FY
2.63%	3.90%	14.30%

②減収額

〇減収額見込み

H17FY	H18FY	H19FY	H20FY	H21FY
19 百万円	19 百万円	11 百万円	11 百万円	5 百万円

(注)H17FY•H18FY 経済産業省試算、H19FY~H21FY 総務省試算

H22FY	H23FY	H24FY	H25FY
19 百万円	31 百万円	42 百万円	53 百万円

(注)経済産業省試算

③ 効果・達成 目標の実 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 19 年度~平成 24 年度)

〇充電設備については平成 20 年度末の普及が 260 基にとどまっており、平成 21 年度も普及が進んでいない。「エネルギー基本計画」における 2020 年に新車販売の最大 50%という目標及び 2020 年までに急速充電設備を 5,000 基、普通充電器を 200 万基とする目標のためには、引き続き支援が必要。

〇新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成 19 年度 2.63%、平成 20 年度 3.90%、平成 21 年度 14.30%と増加傾向にあるものの、目標の達成には引き続き燃料供給インフラの整備が必要。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 19 年度~平成 24 年度)

燃料供給設備の設置数等は順調に増加しており、本特例措置による負担 の軽減は効果をあげている。

〇対象となる燃料供給設備の設置数は、平成 19 年度 384 件から、平成 20 年度 615 件に増加。

〇新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成 19 年度 2.63%、平成 20 年度 3.90%、平成 21 年度 14.30%に増加。

ONOx·PM 法に基づく大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成 20 年度において二酸化窒素:95.5%、浮遊粒子状物質:99.3%と全体的に改善傾向にある。

〇本措置を継続することにより、引き続き燃料供給設備の設置数増加が見込まれる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間:平成 19 年度~平成 24 年度)

次世代自動車の普及目標(乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%。)及び燃料供給設備の普及目標(2020年までに普通充電器を200万基、急速充電器を5,000基設置する。)は、自動車メーカーの販売計画等を基に、政府が必要な政策支援を積極的に講じた場合に達成可能な数値を目標として掲げたものであり、これまで実績を上げてきた本特例措置が延長されず、支援が後退した場合、事業者の自主的な努力だけでこれら目標の達成は困難。

				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度~平成
				24年度)
				○燃料供給設備の設置数が増加することにより、次世代自動車の普及が進
				むと考えられることから、大気汚染対策、CO2 排出量の抑制等に大きな効果
				が期待できる。
				Oまた、次世代自動車に位置づけられる電気自動車等の普及が進むことによ
				り、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。
9	相当性	1	租税特別	燃料供給設備の整備が十分でないことなどが低公害車の普及の障害となっ
			措置等に	ていることから、固定資産税の特例措置により、設置者の維持費用を軽減す
			よるべき	 ることで、燃料供給インフラを整備するインセンティブを与えることが必要。
			妥当性等	O = C T T T T T T T T T T T T T T T T T T
		2	他の支援	燃料供給設備の取得に係る初期費用を支援するため、クリーンエネルギー
			措置や義	自動車等導入促進対策費補助事業を実施。さらに、本特例措置により維持費
			務付け等	用を軽減することにより、燃料供給設備を設置する者に対してより大きなイン
			との役割 分担	 センティブが働く。
			<i>7</i> 11 <u>E</u>	燃料供給設備の設置は次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる
				社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要不可欠。
		3	地方公共	大気汚染問題への対応、地球温暖化対策は、地域を問わず取り組んで行く
			団体が協	べき課題。
			力する相	
			当性	燃料供給設備は低公害車を使用する際に必要不可欠なものであり、全国
				一律に設置することで自動車ユーザーの利便性が高まり、低公害車の普及が
				進むと考えられることから、地方税においても支援することが妥当。
10	有識者の)見	解	
11	前回の事前評価又は事		評価又は事	平成 19 年度事後評価書
	後評価の実施時期			(26. エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化)
				平成 20 年度事後評価書
				(15. ものづくり産業振興)

1	政等証価	あの対象とした	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
' '		引措置等の名称	「「「正木日寺の成城が九兵に休る市が旧世
			- 4
2	要望の内	7谷	・制度概要
			法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を
			行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の
			税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税
			┃標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税 ┃
			標準となる。)
			・要望内容
			総額型控除上限の10%引き上げ等
3	担当部局		中小企業庁経営支援部創業·技術課
4	評価実施	西時期	平成22年8月
5	租税特別	川措置等の創設	昭和60年度 創設(税額控除率6%)
	年度及び	が改正経緯	昭和63年度 2年間延長
			平成2年度 3年間延長
			平成5年度 2年間延長
			平成7年度 2年間延長
			平成9年度 1年間延長
			平成11年度 1年間延長
			平成12年度 1年間延長
			平成13年度 1年間延長
			平成14年度 1年間延長
			平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)
			税額控除率の 3%上乗せ措置の拡充(12%→15%))
			平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充
			税額控除率 3%上乗せ措置の廃止(15%→12%))
			平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)または売上高の
			10%超過に係る税額控除の選択制の追加
			平成22年度 2年間延長
6	適用又は	は延長期間	恒久措置
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP4%以上にする。
		根拠	
			《政策目的の根拠》
			「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を GDP 比4%以上にする。」
			(新成長戦略:平成22年6月18日閣議決定)
		② 政策体系	
		における	4. 中小企業・地域経済産業政策
		政策目的	21. 経営革新・創業促進
		の位置付	2 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		け	
		17	

,		
	③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	及び測定	我が国の優れたものづくりの基盤となっているものづくり中小企業をはじめ、
	指標	様々な付加価値を生み出す中小企業が、将来にわたって競争力を維持・強化
		していくことが重要である。このため、中小企業が研究開発投資を持続的に行
		えるような環境を整備し、国税と合わせて民間研究開発投資の GDP 比率を
		4%以上にする。
		また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金
		の確保が困難である。そのため、中小企業が高い付加価値を生み出す試験
		研究に対して、特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営
		革新・新規創業や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持
		続的な経済成長を実現する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
		民間研究投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準に維持する。
		氏間切え及員の外GDF比平と主要ル延昭国の中で取同小平に権持する。
		 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		2009 年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場
		合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差
		はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれ
		る。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基
		盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更には GDP の引き上げ効
		果につながる。
8 有効性	① 適用数等	以下に示すように、国税における税制利用企業は中小企業の割合が高いこ
等		とから、地方税における措置についても、多数の中小企業が利用しているとい
		える。
		 国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分)
		平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度)
		平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度)
		【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】
		(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータ
		が表記されていない。
	② 減収額	平成22年度の本税制措置による減収額試算は、33億円(国税:191億円)
		地方税における減収額
		減収額実績
		【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】
		平成16年度 25億円
		平成17年度 53億円
		平成17年度 55億円 平成18年度 53億円
		1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
		平成19年度 29億円
		平成20年度 43億円
		減収額試算
		平成21年度 10億円 【総務省減収額試算】
		(参考)国税における減収額
		減収額実績(うち、税法上の中小企業分)
		【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】
		平成16年度 4, 242億円(147億円)
		平成16年度 4, 242億円(147億円) 平成17年度 5, 663億円(307億円)

平成19年度 6,269億円(167億円)

平成20年度 2,881億円(246億円)

減収額試算【財務省減収額試算】

平成21年度 2,540億円(70億円)

③ 効果ない し達成目 標の実現 状況 |《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年~平成 19 年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 研究開発投資比率を維持しているが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004 年	2005 年	2006年	2007年
日本	3.20	3.17	3.32	3.40	3.44
中国	1.13	1.23	1.33	1.42	1.49
韓国	2.63	2.85	2.98	3.22	3.47
アメリカ	2.66	2.59	2.62	2.66	2.68
イギリス	1.75	1.69	1.73	1.76	1.79
カナダ	2.04	2.08	2.05	1.98	1.88
ロシア	1.28	1.15	1.07	1.07	1.12
フランス	2.17	2.15	2.10	2.10	2.08
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 15 年~平成 19 年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68
中国	0.71	0.82	0.9	1.01	1.07
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65
アメリカ	1.8	1.79	.83	1.89	1.93
イギリス	1.11	.06	1.06	1.0	1.15
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05
ロシア	0.87	0. 8	0.79	0.73	0.7
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度)

総額型控除上限を20%から30%に引き上げた際の10%相当分:

1. 7億円 (平成21年度:63社)

2. 0億円 (平成22年度:51社)

2. 1億円 (平成23年度:51社)

【中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中小企業庁実施) より算出】

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度)

経済波及効果の試算 (※8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく)

【①総額型・②中小企業技術基盤強化税制(控除限度額20%)】

●減税による研究開発投資の押上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果(平成22年度経産省実施、以下、「利用実態調査」)及び中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中企庁実施)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押上げ効果を次のとおり試算。

- ①平成22年度減収額(大企業分): 1,712億円(財務省試算)
- ②平成22年度減収額(中小企業分): 153.87億円(財務省試算)
 - → ①研究開発税制による研究開発投資押上げ効果: 1.38 倍
 - → ②中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果: 1.70 倍
- ①研究開発投資押上げ額(大企業分): 2,362億円(1,712億円×1.38)
- ②研究開発投資押上げ額(中小企業分): 262億円(153.87 億円×1.70)
- ●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算上記を基に、押し上げられた研究開発投資が中長期的に及ぼす GDP 押上げ効果を、マクロモデル(平成 16 年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成 22 年度経産省調査等を基に最新化して利用)により次のとおり試算。
- ①研究開発投資押上げ額: 2,362億円
 - → GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度~平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:約9,146億円
- ・同様の計算により、平成22年度の中小企業技術基盤強化税制による減税が、平成22年度~平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果: 約1,015億円
 - ※地方税部分における経済波及効果の試算
 - ②平成 22 年度減収額 153.87億円(財務省試算)
 - → 地方税に換算:0.173 倍

平成 22 年度での地方税減収額: 26. 6億円 → 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果: 1.70 倍 研究開発投資押上げ額:45億円 10年間(平成 22~31 年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分): 約175億円 【③経済対策(総額型等控除上限の10%引上げ)部分】 上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得ら れた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。 ・平成22年度減収額(大企業分):372億円(財務省試算を基にした経産省試 ・平成22年度減収額(中小企業分):34億円(財務省試算を基にした経産省 試算) ・10年間(平成22~31年度)累計のGDP押上げ効果(大企業分): 約1.990億円 ・10年間(平成22~31年度)累計のGDP押上げ効果(中小企業分): 約223億円 ※地方税部分における経済波及効果の試算 経済対策における経済波及効果(地方税分)を次のとおり試算。 平成22年度減収額(中小企業分):34億円 (財務省試算を基にした経産省試算) → 地方税に換算:0.173 倍 平成22年度での経済危機対策による地方税減収額:5.9億円 → 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果: 1.70 倍 研究開発投資押上げ額:10億円 10年間(平成 22~31 年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分): 約38億円 相当性 ① 租税特別 我が国においては、 措置等に ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が 高く(72.5%。この値は米、英、独、仏、露、中、韓、日の8ヶ国中、韓国に よるべき 妥当性等 次いで2位) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.5%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(0.9%、上記8ヶ国中最低)。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自 らの負担で推進しているということができる。そのため、企業の創意工夫のあ る自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から 極めて重要である。 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あ ふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言え る。

	②他の支援	予算上の措置(補助金)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及
	措置や義	び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階に
	務付け等	おける成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広
	との役割	く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。
	分担	また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積
		極的な支援が行われている。
	③ 地方公共	我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業に
	団体が協	よって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。
	力する相	本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇すること
	当性	により、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、
		地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の
		実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、
		取り組むに値する特例措置となっている。
10 有識者の)見解	
		_

	むな証件の せ あしま	サルギュセルが甘油に済入した社内社の方も末に広て部段標準の社例世界
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置 の創設
2	要望の内容	(新設)
		・特例措置の対象
		「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、平成 23 年排
		出ガス新基準を満たし、基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフ
		ロード車)のうち、固定資産税のかかるもの。
		(ただし、定格出力帯毎の規制開始日前の取得分に限る。
		定格出力 130kW 以上 560kW 未満のものは規制開始日から 1 年後までの
		取得分に限る。)
		・特例措置の内容
		固定資産税の課税標準を最初の5年間1/3とする。
3	担当部局	製造産業局 産業機械課
4	 評価実施時期	平成 22 年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	(「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」施行時の特例措置) 「排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措
	千皮及び以上性神	では、13年にある。
		(平成 18 年度創設(法律施行時)→平成 20 年度廃止(早出し期間終了))
		一般自動車類の排出ガス規制の強化に伴い、相対的に特殊自動車類の排
		出寄与率が高まったことを受け、中央環境審議会第6次答申に基づき、平成
		18年より「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(オフロード法)が
		施行された。排出ガス量削減効果の発現にあたっては、基準適合車の早期市 場投入と未規制車からの円滑な更新が重要であり、基準適合車への買い換え
		が円滑に進むよう金融・税制面での支援措置を検討することとされた同法附帯
		決議対応も考慮し、平成 18 年度税制改正において、規制適合車の取得に関
		する支援施策として、固定資産税の課税標準の特例措置(3年間1/2に軽
		滅)を創設した。特例措置内容について、自動車取得税の排出ガス規制適合
		車に係る特別措置との並びを考慮し、規制開始日前に取得した場合に適用する早出し特例とした。ただし、定格出力 130kW 以上 560kW 未満にあっては、法
		の施行から規制開始日までの期間が半年と短いため、適用期間を規制開始
		日の1年後までとした。平成20年10月1日をもって全ての規制対象出力帯が
		規制適用となったため、平成 20 年度に特例措置をいったん廃止とした。
	第87 11 77 E #188	東岸 00 左 4 日 4 日 4 2 4 2 5 五 岸 05 左 0 日 2 2 日 4 2 2 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
6	適用又は延長期間	平成 23 年4月1日から平成 25 年9月 30 日までの取得分について適用。(ただ
7	必要性 ① 政策目的	し、定格出力帯毎に適用期限日が異なる。)
7	・	特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに供送環境を保全する
	根拠	健康を保護するとともに生活環境を保全する。
		《政策目的の根拠》
		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第1条

			政策体系	・経済産業省における政策体系上の位置付け
			における	5. エネルギー・環境政策
			政策目的	32 環境経営・競争力の強化
			の位置付	
			け	
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	(1)新基準適合車の早期開発・早期市場投入の促進
			指標	(2)新基準適合車への更新需要誘発
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				(1)測定指標: 新基準適合車の型式届出状況
				(2)測定指標: 新基準適合車型式の出荷状況
				(2/例と11億・利季年週日半至300円10次次 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				《政衆日的に対する忸怩行が指置等の達成日標実現による哲学》 (1)自動車類に占める特定特殊自動車の排出ガス寄与率は NOx約 25%、
				PM 約 12%(平成 12 年推計)と高い。
				(2)NOx・PM 地域である3大都市圏を含む関東、中部、近畿地方に主要建設
				機械の約 49%が集中。
				→排出ガス規制強化による基準適合車の早期普及が、大気汚染物質のバッ
				クグラウンド値低下による大気環境基準の達成・維持にとって重要な要素
				となっている。
				(参考)新規制導入による特殊自動車排出ガス量低減効果試算値
				(中環審9次答申)
				PM:1.0 万t/年(H17)→0.4 万t/年(H32)
				NOx:25 万t/年(H17)→9.4 万t/年(H32)
8	有効性	1	適用数等	対象件数 5,123 件
	等			【推計モデル】
				①建設機械業界団体による年間生産台数統計(H21)及び平成 23 年
				規制対応状況アンケートから、定格出力帯毎の月別生産台数を設定。
				②月別生産台数をベースに、定格出力帯毎の規制開始日及び経過措置期
				間との関係から月毎の新旧規制対応車台数を案分し、適用見込み台数モ
	1			
			>は UD 夕百	デルを推計。
		2	減収額	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年)
		2	減収額	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】
		2	減収額	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年)
		2	減収額	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】
		2	減収額	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢
		2	減収額	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。
			減収額	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率 1.4%)
				デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率 1.4%) ③税制優遇措置:最初の 5 年間課税標準を 1/3 とする(2/3 軽減)
			効果ない	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1 台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率 1.4%) ③税制優遇措置:最初の5年間課税標準を1/3とする(2/3軽減) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成21年3月)
			効果ない し達成目	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率 1.4%) ③税制優遇措置:最初の5年間課税標準を1/3とする(2/3 軽減) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成21年3月) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、PM9割削減となる新基準車
			効果ない し達成目 標の実現	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率 1.4%) ③税制優遇措置:最初の5年間課税標準を1/3とする(2/3 軽減) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成21年3月) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、PM9割削減となる新基準車 の早期普及による大気環境基準の達成状況の改善が特に期待できる。
			効果ない し達成目 標の実現	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率 1.4%) ③税制優遇措置:最初の5年間課税標準を1/3とする(2/3軽減) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成21年3月) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、PM9割削減となる新基準車 の早期普及による大気環境基準の達成状況の改善が特に期待できる。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。
			効果ない し達成目 標の実現	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率 1.4%) ③税制優遇措置:最初の5年間課税標準を1/3とする(2/3軽減) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成21年3月) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、PM9割削減となる新基準車 の早期普及による大気環境基準の達成状況の改善が特に期待できる。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)オフロード法規制適用前と適用後の環境基準達成・維持状況 大気汚染防止法に基づく常時監視局の環境基準達成・維持状況 (H17→H20)
			効果ない し達成目 標の実現	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率 1.4%) ③税制優遇措置:最初の5年間課税標準を1/3とする(2/3 軽減) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成21年3月) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、PM9割削減となる新基準車 の早期普及による大気環境基準の達成状況の改善が特に期待できる。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)オフロード法規制適用前と適用後の環境基準達成・維持状況 大気汚染防止法に基づく常時監視局の環境基準達成・維持状況 (H17→H20) 二酸化窒素(NO2):一般局99.9%→100%、自排局91.3%→95.5%
			効果ない し達成目 標の実現	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率 1.4%) ③税制優遇措置:最初の5年間課税標準を1/3とする(2/3軽減) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成21年3月) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、PM9割削減となる新基準車 の早期普及による大気環境基準の達成状況の改善が特に期待できる。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)オフロード法規制適用前と適用後の環境基準達成・維持状況 大気汚染防止法に基づく常時監視局の環境基準達成・維持状況 (H17→H20) 二酸化窒素(NO2):一般局99.9%→100%、自排局91.3%→95.5% (NOx・PM 法対策地域:一般局99.8%→100%、自排局85.1%→92%)
			効果ない し達成目 標の実現	デルを推計。 減収総計 1,363 百万円(平成 23 年~平成 30 年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢 販売価格に新規制対応用コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率 1.4%) ③税制優遇措置:最初の5年間課税標準を1/3とする(2/3 軽減) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成21年3月) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、PM9割削減となる新基準車 の早期普及による大気環境基準の達成状況の改善が特に期待できる。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)オフロード法規制適用前と適用後の環境基準達成・維持状況 大気汚染防止法に基づく常時監視局の環境基準達成・維持状況 (H17→H20) 二酸化窒素(NO2):一般局99.9%→100%、自排局91.3%→95.5%

			-	
				光化学オキシダント(Ox):一般局 0.3%→0.1%、自排局 0%→0%
				光化学オキシダント注意報等発令都道府県数(?→25 都府県)、発令延日
				数 185 日→144 日
				ᄽᇷᄙᅪᇜᄲᄝᅉᇩᇈᄼᆂᇊᄆᄺᇰᇚᇽᄮᄓᄽᄼᄮᄼᆋᄼᆇᄪᄜᅟᇎᇎᄼᇬᄼᄼ
				《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年 4
				月~平成 22 年 3 月)
				新基準適合車の早期開発・早期市場投入について、少なくとも6ヶ月程度市場
				投入を前倒しさせる効果を期待。
				なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。
				(1)基準適合型式車の型式届出数
				・継続生産車の経過措置期間内に型式届出された大型特殊自動車 492 型
	}			式。そのうち、経過措置期間前に型式届出されたもの 227 型式(46%)。
				D5 レンジの延長措置期間分を含めると 285 型式 (58%)。
				(なお、H21 年度末までの型式届出数 853 型式、うち大型特殊 712 型式)
				(2)基準適合車普及台数
				主要建設機械推定保有数 92 万台のうち普及台数 34 千台
				(H19 建設機械動向調査)
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対
				象期間: 平成 23 年 4 月~平成 25 年 9 月)
				(1)新基準適合型式届出ペース後退による新基準適合車普及展開の遅れ。
				特例措置がない場合、早出し特例効果がないため、規制適用日直前の 10
				月あるいは経過措置期間中に新基準適合車を市場投入することを選択す
				るメーカーが増え、全体的に6ヶ月以上市場投入が遅れると推定。
				(2)規制対象となる特定特殊自動車約 105 万台(H21 推計)のうち.5千台が更
				新しなかったとすると、更新率約0.5%減。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月~平成
				25 年 9 月)
				一般自動車類の排出ガス規制の強化進捗に伴い、特殊自動車類の排出ガス
				寄与率は今後も高まる傾向にあり、確実に大気環境改善を図るためには、特
				定特殊自動車の排出ガス規制の強化を円滑に進め、新基準適合車の普及促
				進策を規制適用当初に速やかに講じていくことが極めて重要となる。平成 20
				年度秋のリーマンショック以降の出荷量の急激な落ち込みが回復しない状況
				下、規制強化対策により車両価格の値上がりも見込まれ、主力機種の早期開
				発・早期市場投入と、使用者の新基準適合車取得へのインセンティブを高める
				ためには、高額商品である特殊自動車取得の初期負担を軽減することが重要
				であり、これを効果的に行うには、本税制の支援措置を創設することが極めて
				有効である。
				また、平成 23 年からの PM9 割削減の規制強化に続き、平成 26 年からは NO
				x9 割削減の規制強化を予定しており、円滑な規制強化を実現する上でも、平
				成 23 年規制に適合した新基準適合車の早期普及が重要である。
9	相当性	(1)	租税特別	国民の健康に係わる大気の汚染に関し、汚染物質の排出寄与率が相対的に
			措置等に	高まっている特定特殊自動車の中で、排出寄与率の高い大型特殊自動車に
			よるべき	係る固定資産税について、最新の規制適合車に対象を限定し、かつ早出し期
			妥当性等	間のみの時限的措置として特例措置を設け、最新の規制適合車の早期普及
			ᆺᅴᄔᅗ	促進を図ることにより、特に当該車両の使用地域の大気環境の改善に資す
				る。
		2	他の支援	(1)中小企業投資促進税制(所得税、法人税)(機械購入支援)
			措置や義	実績)H16~H20 減税見込額計 1565 億円
			務付け等	
			との役割	(2)環境エネルギー対策貸付制度(オフロード法基準適合車購入支援)
	1			

	分担	((株)日本政策金融公庫による低利融資)
	715	実績)H18~H21 融資実績
		①中小企業: 47 億円(103 件)
		②国民生活事業:21 億円(216 件)
		<u> </u>
		【他の支援措置との役割の違い】
		(1)の当該税制は、特定特殊自動車に限らず、中小企業が機械購入する
		際の投資への優遇措置であり、広く更新需要喚起を下支えするもの
		である。
		(2)の当該融資施策は、期間を限定せず特定特殊自動車購入需要に
		対する資金調達を容易にし、更新需要喚起を下支えするものである。
		(1)(2)とも、特定特殊自動車の確実な更新を進めることとなるが、時限的な
		措置により新基準適合車の早期市場投入を誘発し、新基準車への早期更新
		需要喚起と切替加速を目的とする地方税制特例制度とはその役割が異なる。
	③ 地方公共	国際商品である特定特殊自動車については、国による国内統一基準での排
	団体が協	出ガス規制が適当であり、その規制強化に当たっては、新基準適合車への更
	カする相	新が円滑に行われるよう国が施策展開を行うことが重要である。一方で、新基
	当性	準適合車の早期普及は、当該車両が使用される地域の大気環境の改善に特
		に資するため、地方税・地方公共団体の協力による支援が適当である。
	:	
10 有i	識者の見解	(法制定時衆参国会附帯決議平成 17 年5月)
		「排出ガス基準に適合する公道を走行しない特殊自動車への買換が
		円滑に進むよう金融・税制面への支援措置を検討すること。」
		(中央環境審議会(第9次答申)平成 20 年1月)
		「ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス対策については、平成15年10月から
		公道を走行する特殊自動車に対して規制が導入され、平成 18 年 10 月から車
		種により排出ガスの規制の強化、公道を走行しない特殊自動車に対する規制
		が導入されたところであるが、今後、自動車全体に占めるディーゼル特殊自動
		車の PM、NOxの寄与割合が増加すること、また、今後、ディーゼル特殊自動
		車についても PM、NOx後処理装置の導入が可能になることが考えられること
		から、ディーゼル特殊自動車の排出ガス対策の強化を行うことが必要であ
		る。」

			.144	祝行別拍直寺にはる以来の事別計画音
1	1		対象とした 置等の名称	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置
2	要望の内	P容		新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が、平
				 成 19 年 7 月 16 日の発災日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、当該滅失し、
				 若しくは損壊した家屋に代わる家屋を取得等した場合、これを取得等した日の
				属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分の当該家屋に
				係る固定資産税、都市計画税について、従前の家屋の床面積に相当する部
				分に係る固定資産税、都市計画税の2分の1を減額する措置について、その
				取得等の期限を2年間延長する。
3	担当部局			経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施	時	期 —————	平成 22 年 8 月
5	!		置等の創設	平成 20 年度 創設
	年度及び	改	正経緯	
6	適用又は	+ 7.T.	三	 2年(平成 25年3月31日取得等分まで)延長を要望
0	迎用入 16	一	区	2 年(十)次 20 年 3 月 31 日取付寺刀よで/ 延衣を安主
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等		及びその	新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が
			根拠	当該被災家屋に代わる家屋を取得等する場合における固定資産税、都市
				計画税について、特例措置を延長することにより、当該家屋の取得等を促
				進し、新潟県中越沖地震の被災者支援と被災地の復興を図る。
				《政策目的の根拠》
				防災基本計画
				第2編 震災対策編
				第3章 災害復旧・復興
				第4節 被災者等の生活再建等の支援 〇国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予
				〇国及び地方公共団体は、必要に応じ、慌にういての朔略の延長、徴収猶予 及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の
				減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。
		2	政策体系	・経済産業省における政策体系上の位置付け
			における	4. 中小企業·地域経済産業政策
			政策目的	24 地域経済の活性化の推進
			の位置付	
			け	WATER AND THE THE TANK AND THE
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建
			指標	
				 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				新潟県中越沖地震災害により全壊した家屋(住家のみ)の再建率

				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》				
				被災家屋の代替取得等により被災者の生活再建が促進されることで、被災				
				地全体の復興につながる。				
8	有効性	1	適用数等	平成 20 年度 87 件 (うち、19 年新規取得分 87 件)				
	等			平成 21 年度 1,957 件 (うち、20 年新規取得分 1,870 件)				
			減収額 効果・達成	平成 20 年度 固定資産税 1,684 千円 都市計画税 127 千円 (うち、19 年新規取得分 固定資産税 1,684 千円 都市計画税 127 千円) 平成 21 年度 固定資産税 54,392 千円 都市計画税 2,664 千円 (うち、20 年新規取得分 固定資産税 52,766 千円 都市計画税 2,541 千円) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 19 年度~24 年度)				
			目標の実 現状況 	被災地は未だ復興途上にあり、個人所得の低迷等から被災地の生活再建が十分に進んでいない状況にあることから、早期の生活再建の促進を図るため、特例措置の適用期限の延長が必要不可欠である。				
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 19年度~24年度) 平成 19年 2.1% 平成 20年 37.9% 平成 21年 47.7%				
				中成 21 年 47.7% 今後とも特例措置により被災地の復興が期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度~24 年度) 特例措置が延長されないことにより、住宅再建をさらに延期若しくは断念せざるを得ない被災者が増加することが考えられ、被災地全体の復興が一層遅れることになる。				
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 19 年度~24 年度) 被災者の生活再建が促進され、被災地全体の復興に寄与しており、今後とも 復興に寄与することが期待される。				
9	相当性	(1)	租税特別	被災者にとって、固定資産税(都市計画税)の減税特例措置は、生活再建				
			措置等に よるべき 妥当性等	のため多大な出費を強いられる中、住宅再建後の負担軽減措置として必要不可欠である。				
		2	2	2	2	2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	本特例措置により、被災地域の復興に寄与することとなる。				
10	有識者の)見	解					
11	前回の事 後評価の		評価又は事 施時期	_				

				仇付別拍直守にはる以来の争伐計画音			
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称			特別修繕準備金(連続式溶解炉(ガラス))			
2			<u> </u>	 ガラス製造用連続式溶解炉の修繕に要する費用を準備金として積み立てたと			
				きは、その一定限度額(3/4)以下の積立額の損金算入を認める。			
3	担当部局	3		製造産業局住宅産業窯業建材課			
4	評価実施	時	期	平成 22 年 8 月			
5	租税特別	亅措	置等の創設	昭和 25 年度 船舶修繕引当金の創設			
	年度及び	心	正経緯	│ │昭和 26 年度 対象資産に銑鉄製造用の溶鉱炉・ガラス製造用の連続溶解炉			
				 が追加され、特別修繕引当金に名称変更			
				 昭和 61 年度 対象資産に球形ガスホルダーが追加			
				平成元年度 対象資産に石油の貯油槽が追加			
				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
				設			
				 平成 14 年度 特別修繕引当金経過措置の廃止			
6	適用期間	1		恒久措置			
7	必要性	1	政策目的	 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》			
	等		及びその	○ ガラスは、建物、液晶テレビ、自動車、太陽電池からガラスビンに至るま			
			根拠	で、多様な製品の素材となり、我が国製造業の基盤的原料の一つである			
				が、こうしたガラスの製造用連続式溶解炉の修繕が定期的かつ確実に実施			
				されることにより、ガラスの高品位で安定的な供給につなげ、ものづくり産業			
				の強化を図る。			
				○ 1000℃以上の溶けたガラスを扱うガラス製造用連続式溶解炉は、修繕を			
				施される環境を整備し、作業現場の安心・安全を図る。			
				他に行いの味光と正明し、IFネ列物の文化 文王と囚る。			
		2	政策体系	 政策名:3. ものづくり・情報・サービス産業政策			
			における	施策名:15. ものづくり産業振興			
			政策目的				
			の位置付 け				
		3	達成目標	 《租税特別措置等により達成しようとする目標》			
			及び測定	ガラス製造用連続式溶解炉の修繕が、定期的かつ確実に実施される事業			
			指標	環境を整備する。			
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 - 税制を活用し、実期的な修理のなめにきみ立てられた準備会の残官、また。			
				税制を活用し、定期的な修理のために積み立てられた準備金の残高、また 			
				それを活用して修繕されたガラス製造用連続式溶解炉の数。			

	1			 					
						別措置等の達成目		"	
				本制度により	ノ、溶解炉の	修繕に係る費用を	平準化させ	ることで、ガ	ラス製造
				用連続式溶解	用連続式溶解炉の修繕が定期的かつ確実に実施される環境を整備すること				
				により、炉の整	により、炉の整備不良による事故等、供給面・安全面の問題を極力排除するこ				
				とで、ガラス等	の安定供給 [.]	やものづくり現場の	安全確保な	や品質向上に	寄与す
				る。					
8	有効性	1	適用数等						_
	等				件数	準備金積立額	取崩額	期末残高	
				平成 17 年度	20 社	44 億円	29 億円	159 億円	
				平成 18 年度	20 社	63 億円	26 億円	203 億円	
				平成 19 年度	20 社	56 億円	33 億円	225 億円	
				平成 20 年度	20 社	66 億円	14 億円	276 億円	
				平成 21 年度	20 社	72 億円	38 億円	310 億円	
				平成 22 年度	20 社	64 億円	47 億円	328 億円	
				(見込み)					
				(出所)ガラスス	ー ノーカー等へ		<u> </u>		
				※対象設備を	保持する事業	美者 30 社のうち、2	0 社が本制	度を利用。当	当該 20 社
				のうち 3 社に	は中小企業。				
		2	減収額						
				17 年度: 6	億円				
				18 年度:11	億円				
				19 年度: 7	億円				
				20 年度:15	億円				
				21 年度:10	億円				
				22 年度: 5	億円				
				※経済産業	省調べ				
				減収額:(積	立額一取崩	額)×黒字比率(10	00%で試算)×30% で	:算出
		3	効果·達成	《政策目的の多	ミ現状況》(分	♪析対象期間:平成	17年4月	~平成 22 年	₹3月)
			目標の実	本制度によ	J、ガラス製)	造用連続式溶解 炉	の修繕が定	≅期的かつ確	実に実
			現状況	施され、炉の割	産備不良によ	る事故等、供給面	・安全面の	問題を極力技	非除され
				たことで、高品	質∙高付加個	話値のガラスを幅広	い需要家に	安定的に供	禁給し、我
				が国産業の国	際競争力を ⁻	下支えするとともに	、ガラス製造	造現場の安全	全確保に
				寄与した。					
	!								
				<参考>主要	品目出荷額	推移			
					板ガラス	無アルカリ	ガラス		
					(注 1)	ガラス 注 2)	(注:		
				平成 17 年	4,988 億	円 567 億円	1,691	億円	

				_	,			
				平成 18 年	5,211 億円	520 億円	1,807 億円	
				平成 19 年	5,088 億円	2,177 億円	1,740 億円	
				平成 20 年	4,699 億円	2,050 億円	1,639 億円	
				平成 21 年	3,484 億円	1,532 億円	1,273 億円	
				制度利用 企業比率	100%	67%	78%	
				注1)建築や自	自動車向けに使用	引される板状のガ	ラス(安全ガラス	、複層ガラスを
				含む)。				
				注 2)液晶パオ	トル等に使用され	<i>、</i> るガラス。		
				注 3)断熱材に	に使用されるグラ	スウールや、FRF	に使用される骨	材など。
				注 4) 平成 20	~21年は、金融が	危機影響による出	出荷減。	
				《租税特別措	置等による効果・	達成目標の実現	状況》(分析対象	期間:平成 17
				年4月~平成	は22年3月)			
				制度創設以	人降、多くの事業 を	当が本制度を利 月	用しており、現在1	は対象設備を
				持つ事業者3	0 社のうち 20 社に	こおいて 141 基の	溶解炉の修繕の	ために本制度
				が活用され、た	ガラスの安定供給	は、ものづくり現場	の安全が確保さ	れている。
				《税収減を是詞	認するような効果	の有無》(分析対	象期間:平成17	年4月~平成
				22年3月)				
				本制度は、	ガラス製造用連絡	売式溶解炉の定期	朝的な修繕に係る	る措置として、
				巨額な修繕費	開計上の平準化	を通じて、溶解り	■の定期的な修繕	善を確実なもの
					様々な分野で使り			
				よる事故の防	止等、供給面·安	⋮全面の問題発生	Eの未然防止に貢	[献している。
9	相当性	1	租税特別	〇 本制度は	 、ガラス製造用連	 !続式溶解炉の修	 §繕に係る多額の	 費用を平準
			措置等に	化させること	とにより、企業の見	財務基盤の平準 ^の	化を通じて、幅広	い分野で活用
			よるべき 妥当性等	される基礎	物質であるガラス	の安定供給に資	でするものである。	また、事業者
			уэцт	の機械、器	具その他設備等	の危険を防止すん	るための必要な抗	昔置に関して、
				定期的に修	を く に を に を に に を に に に に に に に に に に に	ある。		
				〇 さらに本制	制度は、ガラス製造	造用連続式溶解:	炉の修繕費の費	用計上を平準
				化している	ものであり、実質ロ	的な財政負担は	なく、ガラスの安気	定供給という公
				益的な目標	を達成するための	の措置として的確	であると考える。	
		2	他の支援		が必要となる修			
			措置や義 務付け等		、その費用負担を			
			との役割	効果を予算措 	i置等の他の政策	支援によって行	うことはできない。	
			分担					
		3	地方公共 団体が協		る企業負担の平			
			回体が協 力する相		:援を講じることは :寄与している。	、心以柱がの先	成及い払が国製	但未の国际別
			当性					
10	□ 有識者の見解		解	特になし。				

11	評価結果の反映の方向	特になし。
	性	
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

	<u></u>		
1		「の対象とした」 」措置等の名称	特別修繕準備金(銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉)
2	要望の内]容	鉄鉄製造用の溶鉱炉・熱風炉の修繕に要する費用を準備金として積み立てたときは、その一定限度額(3/4)以下の積立額の損金算入を認める。
3	担当部局	j	製造産業局鉄鋼課
4	評価実施	時期	平成22年8月
5		措置等の創設 改正経緯	昭和25年度 船舶修繕引当金の創設 昭和26年度 対象資産に銑鉄製造用の溶鉱炉・ガラス製造用の連続溶解炉 が追加され、特別修繕引当金に名称変更 昭和61年度 対象資産に球形ガスホルダーが追加 平成 元年度 対象資産に石油の貯油槽が追加 平成10年度 特別修繕引当金の廃止(経過措置有り)、特別修繕準備金の創 設 平成14年度 特別修繕引当金経過措置の廃止
6	適用期間]	恒久措置
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 高炉設備の修繕が定期的かつ確実に実施される環境を整備することにより、幅広い産業で活用される基礎物資である鋼材の安定供給を確保し、我が 国製造業の国際競争力の強化を実現する。また、ものづくり現場の安心・安全 を確保する。 《政策目的の根拠》
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策名:3. ものづくり・情報・サービス産業政策 施策名:15. ものづくり産業振興
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銑鉄製造用の溶鉱炉・熱風炉の修繕が、定期的かつ確実に実施される事業環境を整備する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			本制度を活用している企業数及び溶鉱炉・熱風炉の基数、また、定期的な修繕のために積み立てられた準備金の残高。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			本制度は、高炉設備の特別修繕に係る巨額な費用を平準化させ、期間損益計算を適正に行うための制度であり、企業の財務基盤を安定化させるために措置されている。これにより、高炉設備の定期的かつ確実な修繕を確実なものとすることで、幅広い産業で活用される基礎物資である鋼材の安定供給及びものづくり現場の安心・安全に寄与している。

8	有効性		適用数等								
8	等		迎用奴守		件数	準備金積立額	期末残高				
				平成 18 年度	4 社	57 億円	241 億円				
				平成 19 年度	4 社	67 億円	308 億円				
				平成 20 年度	4 社	68 億円	376 億円				
				平成 21 年度	4 社	73 億円	448 億円				
				平成 22 年度	4 社	85 億円	533 億円				
				(見込み)	,-	-	 日本鉄鋼連盟調べ				
			\h. I +T								
		2	減収額	平成 18 年 17.1	倍 田						
				平成 18 年 17.1 平成 19 年 20.1							
				平成 19 年 20.1							
				平成 21 年 11.0							
				平成 22 年 21.7		7 4)					
				(※)日本鉄鋼連		,,					
						額)×黒字比率×30)%で試算				
				(小////////)							
		3	効果·達成	《政策目的の実現状況	记》(分析対	象期間:平成 10 年 4	月~平成 22 年 3 月)				
			目標の実	制度創設以降(平成10年以降)、4社において、19基の溶鉱炉(修繕費用平							
			現状況 均:約90億円、修繕期間平均:約15年)、12基の熱風炉(修繕費用								
						ト制度を利用しており、					
				鋼材の安定供給及び	ものづくり現	見場の安心・安全が確	保されている。				
					る達成目標	景の実現状況》(分析	対象期間:平成 10 年 4				
				月~平成22年3月)	化 古版訊	供の業用中で幅けん	利用されてかり 桐皮い				
							利用されており、幅広い の安心・安全の確保に				
				産業で活用される鋼を 寄与している。	の女正供	に及びもの J くり現場	iの女心・女主の傩休に				
				ы у о с о «о «							
				《税収減を是認するよ	うな効果の	有無》(分析対象期間	引: 平成 10 年 4 月~平月				
				22 年 3 月)							
				本制度は、高炉設備の	の定期的か	つ確実な修繕に係る	措置として、巨額な修繕				
				費用の平準化を通じて	て、幅広い産	業で活用される鋼材	†の安定供給、ものづく!				
				現場の安心・安全に答	が与している	0					
9	相当性	1	租税特別	 本制度は、特定業界M	句けの措置:	であるが、高炉設備の	の特別修繕に係る巨額				
			措置等に	な費用を平準化させ、	期間損益計	十算を適正に行 う ため	の制度であり、企業の				
			よるべき	財務基盤を安定化させ	せるために指	昔置されている。また	、鋼材の安定供給という				
			妥当性等	公益的な目標を達成す	するための打	昔置となっている。以	上を踏まえ、政策手段と				
				して妥当である。							
		2	他の支援	<u> </u> 多額の費用が必要と	なる修繕に	関し、本制度をもって	、課税の繰り延べを認				
			措置や義	めることにより、その	貴用負担を	平準化することが可能	能となっているが、同様				
			務付け等	の効果を予算措置の	他の政策支	援によって行うことは	はできない。				
			との役割								
			分担								

		③ 地方 団体 カす 当性	が協 る相	高炉設備を有する製鉄所は、各地域に立地しており、地理的・経済的にも大規模なものであるため、地域産業や雇用など地域経済に密接に関わり合っている。そのため、本制度による企業負担の平準化を通じて、企業の財務基盤の安定化に資する政策的支援を講じることは、地域経済の発展及び我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。
10	有識者の見解			
	!			
11	評価結果	の反映の)方向	存置
	性			
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			_

1	政策評価の対象とした	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控
	租税特別措置等の名称	除(中小企業高度化事業)
2	租税特別措置等の内容	(概要) 個人又は法人が所有している土地を、中小企業高度化事業を実施する事業協同組合等に譲渡した場合、土地を譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除又は損金算入を認める。 対象:高度化事業用に土地等を譲渡した個人、法人
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 49 年 創設 控除額:500万円 要件:施行区域の面積10ヘクタール以上 昭和 50 年 改正 控除額:1,500万円 要件:都市計画その他の土地利用に関する国又は地方 公共団体の計画に適合した計画に従って行われるも のであること
6	適用期間	恒久措置
7	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・高度化制度は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、 個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同 で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都 道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を 行うとともに、長期・低利の融資を行っている。本措置により、高度化事業を実 施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対し、譲渡所得の特 例措置を認めることにより、売却時の税負担が軽減されることで土地売却の円 滑化が図られ、事業の円滑な実施が期待できる。 (政策目的に係る達成目標) ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的に は、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企 業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図 る。
		《政策目的の根拠》 ・高度化制度は、中小企業基本法(昭和38年7月)において「国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。(第16条)」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。(第17条)」こととして、位置づけられている。 ・また独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月)では、「中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。(第15条)」と定められており、以上のとおり、高度化制度は政策的に重要なものとして位

				置づけられている。
			政策体系におけるの位置付	・昭和38年7月に施行された「旧中小企業基本法」では、中小企業構造の高度化(事業の共同化、工場・店舗等の集団化等)が基本政策として位置づけられ、高度化事業は、その中核的な施策であった。 ・また、平成11年7月に施行された「新中小企業基本法」においても、「中小企業構造の高度化」は「連携・共同化、集積の活性化」に概念が整理され、中小企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。 ・昭和42年の「中小企業振興事業団」の設立により、当事業団が高度化制度を都道府県と協調し、実施しており、特殊法人の見直し等による事業実施主体の変遷はあったものの、現在においても同様の仕組みで独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている。 4. 中小企業・地域経済産業政策 21. 経営革新・創業促進
			け	
8	有効性 等		達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「他、では、では、では、では、では、では、では、できる。」 「は、では、では、できる。」 「は、できる。」 「は、いってきる。」 「は、いっ
				(出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査) 高度化事業は中小機構と都道府県が一体となって行う融資制度であり、活 用に当たっては都道府県の財政状況に影響を受ける。昨今の都道府県の財 政逼迫を受けて、活用が落ちこみ、適用件数も伸び悩んでいるが、今後も大型 の集団化事業が予定されており、税制活用が見込まれる。
		2	減収額	年度
		3	効果・達成 目標の実 現状況	(出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査) 《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ~平成 21 年度) ・高度化事業の実施状況(平成21年度末時点) 高度化事業では、累計で工業団地497、共同店舗630、商店街1,397等、合計8,972の組合に貸付けを行い、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化が図られている。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 —

				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 16 年度~平成 21 年度)
				・平成21年度中小企業実態基本調査(平成20年度決算実績)によれば、中小企業1社当たりの納税額(税引き前当期純利益一税引き後当期純利益)は263万円。他方、高度化事業を実施した組合員数の総計は推計で約20万社であることから、高度化事業を実施した組合員による平成20年度の納税額は約5260億円と推計される。
				・平成16年度に本特例が活用され、工場団地建設を行った協同組合Fの県内 波及効果(分析対象期間:平成16~21年度) 平成16年度~20年度の生産誘発額:20.5億円 平成16年度~20年度の雇用誘発人数:160人
				・また、高度化事業を実施した組合に土地を譲渡し、本措置の適用を受けた元 土地所有者にヒアリングを実施したところ、以下の通り、土地の譲渡にあた っては本措置が有効であったことが確認できる。 〇A氏のコメント: 本特例措置は、当該組合へ土地を売却する際の大きなポイ ントだった。他にも売却を求められた先があったが、本特例措置の存在が決 め手となり、当該組合へ売却した。
9 1	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	・高度化事業は貸付けを受けようとする組合等に対して、国が定めた実施要領に基づき事業計画の診断・助言が行われるものであるが、事業実施者をあらかじめ限ることはなく、また、税についても必要最小限の特例措置である。 ・中小企業が事業を実施するにあたっては、ある程度の規模のまとまった土地を取得する必要がある。仮に取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態となったりするため、本措置は必要不可欠の措置である。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	・中小企業が高度化事業を実施するには、ある程度の規模のまとまった土地を取得する必要がある。仮に、取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要したり、事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。本措置は、地権者からの土地取得を容易とし、高度化事業推進の円滑化に資するものであり、また、公害対策、都市過密対策や地域振興に貢献しつつ、中小企業の競争力に資する産業集積の維持に寄与するものである。
				・また、以下のとおり、高度化事業に関する地方税及び国税の特例があるが、対象、目的が違い、役割分担がなされている。 (国税)
				・特定事業用資産の買い換え特例→移転を伴う事業において、組合員が移転前に事業を行っていた土地・建物等の譲渡で生ずる譲渡益に対して課税の繰延べを認めることで、組合員の生産性向上に向けた投資につなげるもの
				対象者:集団化事業へ参加するために移転した中小企業者 対象施設:移転に伴い譲渡した土地等、建物構築物、機械及び装置 (地方税) ・固定資産税の軽減
				→取得した機械及び装置について新たに課されることになった年度から3年度分に限り1/2に軽減し、資金繰りの安定を図るもの対象者:共同利用機械を取得した事業協同組合等
				対象施設:共同利用のための機械及び装置 ・不動産取得税の免除・軽減

			→組合不動産を取得した日から5年以内に組合員へ譲渡した場合、組合へ
			の不動産取得税を免除し、二重課税を防ぐもの等
	ļ		対象者:(免除)集団化事業の用に供する不動産を、5年以内に組合員へ譲
			渡した事業協同組合等
			(軽減)共同施設用建物を取得した事業協同組合のみ
			対象施設:(免除)集団化事業の事業用の不動産
			(軽減)保管、生産、加工、修理又は展示の用に供する家屋
			試験及び研究の用に供する家屋
			・事業所税の非課税
	ļ		→大都市の都市環境の整備に必要な財件を確保するための目的税である
			が、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業で
			あるため、高度化事業は非課税となっている。
			対象者:東京都(特別区の区域)、政令指定都市、人口 30 万人以上の政令
	!		で指定する市等の事業協同組合等
			対象施設:工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同
			施設並びにこれらの附属設備
		③ 地方公共	
	}	0, 0,, 0,,	・高度化事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、
	団体が協 力する相 当性	力する相	住工混在の解消、集積の活性化、雇用の拡大等地域施策の実現手段であ
			る。地方公共団体が主体的に参画する地方振興策であるため、地方公共団体
		における中小企業集積の活性化が図れる。	
10	有識者の見解		_
11	評価結果の反映の方向 性		中小企業の経営基盤の強化を図る目的の政策誘導手段として、引き続き同
			措置を継続する。
12	- 前回の事前評価又は事		_
12	後評価の実施時期		
		✓ VIE # 1 VVI	

1	政策評価の対象とした	保険会社等の異常危険準備金
	租税特別措置等の名称	
2	租税特別措置等の内容	損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積み立てにあたり、火災保険等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入保険料等を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、この積立額の損金算入を認める。この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後 10年を経過した場合にはその積立額と[(異常危険準備金の金額+当期の積立額)-当年度正味収入保険料等×洗替保証率]のいずれか少ない金額を取り崩して益金に算入する。 ※異常災害損失:保険等の種類ごとに各事業年度において支払った又は支払うべきことの確定した保険金の総額が、(正味収入保険料等×異常災害損失率)を超える場合に、その超える金額に対応する損失をいう。 ※積立限度額:保険等の種類に応じ当年度正味収入保険料等に積立率を乗じて計算した金額。火災共済協同組合にあっては、積立率4%を適用(ただし、無税積立残高が当該年度の正味収入共済掛金の60%(連合会は75%)を越えた場合には、無税積立率は2%)。 ※洗替保証率:異常危険準備金残高のうち、その正味収入共済掛金に対する割合が一定割合を超過した場合は、その超過部分に対応する金額が益金算入となる、当該一定割合のことをいう。 (火災共済協同組合 60%、火災共済協同組合連合会 75%)
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成 22 年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 28 年度 創設 昭和 34 年度 火災共済協同組合についても適用 昭和 36 年度 火災共済協同組合連合会についても適用 ・無税積立率の変遷 平成 5 年度 5年間の延長(積立率5%(本則2.5%)) 平成 10 年度 3年間の延長 平成 13 年度 3年間の延長 平成 16 年度 3年間の延長 平成 19 年度 3年間の延長 平成 19 年度 3年間の延長 平成 22 年度 3年間の延長、積立率4%(本則2%)に引き下げ ・洗替保証率の変遷 昭和 36 年度 火災共済協同組合 75%(火災共済協同組合連合会 90%)、 昭和 53 年度 72%(87%)、昭和 54 年度 69%(84%)、 昭和 55 年度 66%(81%)、昭和 56 年度 63%(78%)、 昭和 57 年度 60%(75%)
6	適用期間	本則2%は恒久措置、上乗せ2%は平成22年4月1日~平成25年3月31日 (3年間)

	N 11	·	// ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》中小企業の活性化・健全な発展を実現するための環境整備を行う。特に、契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災共済協同組合及び同連合会の経営基盤の安定を図る。中小企業等に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、火災共済協同組合等が異常危険準備金を確実に積立てることにより、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保させる。 《政策目的の根拠》中小企業等協同組合法は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、また、その自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている。同法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金のつつである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積立てなければいけないことが明記されている。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策名: 4. 中小企業・地域経済産業政策 施策名: 21. 経営革新・創業促進
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業等に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、火災共済協同組合等が異常危険準備金を確実に積立てることにより、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保させる。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準まで積立てる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			中小企業等に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図り、火 災共済協同組合等の財務基盤が強くなることで、契約者たる中小企業者の保 護が確保され、中小企業の活性化・健全な発展に寄与する。
8	有効性 等	① 適用数等	○適用状況 2 組合(平成 21 年度) 2 組合(平成 20 年度) 3 組合(平成 19 年度) 45 組合(平成 18 年度) 45 組合(平成 17 年度) (出所:火災共済協同組合決算書等) 本措置の対象は、火災共済協同組合及び連合会となっている。 平成 21 年度において、本税制措置の対象となる火災共済協同組合及び連合会3組合のうち2組合が特例措置を利用している。 なお、平成 19 年度より、広島県及び三重県以外の各都道府県の協同組合に係る異常危険準備金の積立てについて、全日本火災共済協同組合連合会に一元化されたことに伴い、対象法人数が減少(45 組合→3組合)している。

			Selt des de∓	〇洗替保証率との関係について 洗替保証率については、無税積立残高が正味収入共済掛金の右記割合 (火災共済協同組合 60%、火災共済協同組合連合会 75%)相当額に達してい る火災共済協同組合等は 20 年度実績で1組合、21 年度実績で2組合となって いる。
		2	減収額	○減収額 6,019 万円(平成 21 年度) 6,254 万円(平成 20 年度) 6,573 万円(平成 19 年度) 9,185 万円(平成 18 年度) 1 億 0,507 万円(平成 17 年度) (出所:火災共済協同組合決算書等から中企庁において計算)
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度~平成21年度)本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。 〇異常危険準備金積立残高 10,231百万円(平成21年度) 9,981百万円(平成20年度) 9,689百万円(平成19年度) (出所:火災共済協同組合決算書等) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度~平成21年度) 本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、異常危険準備金が取り崩されており、積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のもの(伊勢湾台風級の自然災害で想定される支払共済金の額)を下回っている。引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度~平成21年度) 本措置により、火災共済協同組合等の税負担を軽減することで、契約者た
				る中小企業者の保護を目的として、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保するため、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。 本措置における損金算入の特例4%は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が組合60%、連合会75%以下の低水準の場合に限り認められるものであり、適切な措置となっている。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	他の支援措置はない。

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。
10	有識者の)見解	なし
11	評価結果の反映の方向 性		引き続き本税制措置の実施により、適正な水準までの異常危険準備金の 積立てを促進していく。
12	·-		平成 22 年度改正要望時

	位抗行が旧旦守に床る以来の争後計画音				
1 政策評価の対象。 租税特別措置等(
2 租税特別措置等(一般ガス事業の用に供される球形ガスホルダー(最高使用圧力が 0.1 メガパ スカル以上のもの)について、一定の開放検査に係る修繕費に充てるため必要となる積立金の一定割合(3/4)に相当する額について、積立時点で損金算入を認める制度。				
3 担当部局	資源エネルギー庁 ガス市場整備課				
4 評価実施時期	平成22年 8 月				
5 租税特別措置等 年度及び改正経結	昭和26年度 対象資産に銑鉄製造用の溶鉱炉・ガラス製造用の連続溶解炉が追加され、特別修繕引当金に名称変更 昭和61年度 対象資産に球形ガスホルダーが追加 平成 元年度 対象資産に石油の貯油槽が追加 平成10年度 特別修繕引当金の廃止(経過措置有り)、特別修繕準備金の 創設				
6 適用期間	■ 平成14年度 特別修繕引当金経過措置の廃止 ■ 恒久措置				
の要性 ① 及び 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ガス事業者は、ガス事業法及び関連法令の下、公益事業として国民生活・ 産業活動に不可欠なエネルギーである都市ガスの安定供給及び保安の確保 を図ることが求められている。 本制度を通じて、定期的な開放検査の実施を確実なものとする事業環境を 整備し、球形ガスホルダーの不具合を原因とする事故や供給支障の発生を未 然に防止することにより、都市ガスの安定的な供給及び保安の確保を実現す る。 《政策目的の根拠》 球形ガスホルダーは、供給ガスを貯蔵し、需要のピーク変動や一時的な供 給支障に対応してガスを送出する設備であり、都市ガスの安定供給を確保す るために極めて重要な設備である。 しかし、その修繕費用は、経常利益の約4割を占める程多額なものであり、 当該費用を検査実施年度に全額負担させることは、期間損益を大きく歪め、 企業の財務状況への影響も極めて大きいことから、税負担均衡の面からも合理的ではない。 このため、本制度により、球形ガスホルダーの修繕費用の平準化及び税負担の均衡を図り、球形ガスホルダーの不具合を原因とする事故や供給支障の 発生を未然に防止する必要がある。 なお、ガス事業法第36条の2の4において、球形ガスホルダーを含む一部 のガスエ作物については、公共の安全を確保するため、定期的な自主検査を 行うことを義務づけている。また、同法施行規則第58条において、定期自主 検査については、各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十 分な方法で検査すべきとしている。 また、これらを達成するための具体的な検査方法として、ガス事業者は、(社) 日本ガス協会が策定した「球形ガスホルダー指針」を参照して、定期的な開放 検査を実施している。				

		2	政策体系	政策名:5 工	ネルギー・環	環境政策			
			における	施策名:25 7	石油·天然力	`ス・石炭の安	定供給確保		
			政策目的						
			の位置付						
			け						
		3	達成目標	《租税特別措記	置等により達	成しようとす	る目標》		
			及び測定	都市ガス事	業の健全な	発達(安定供	給、保安の確	保等)や、公	共の安全の
			指標	確保を図る観	点から、球形	彡ガスホルダ-	-の不具合を	原因とする事	故や供給支
				障の発生を未	然に防止す	る。			
	}			《租税特別措施	置等による遺	を成目標に係	る測定指標》		
				一般ガス事	業の用に供	される球形ガ	`スホルダーの	開放検査が	確実に実施
				されているかと	ごうかを測定	指標とする。			
				《政策目的に対	対する租税特	特別措置等の	達成目標実現	見による寄与	»
				本措置(当語	該修繕費用(の平準化及び	が税負担の均 律	衡)を通じて、	定期的な開
				放検査の実施	を確実なもの	のとし、もって	、球形ガスホ	ルダーの不具	具合を原因と
				する事故や供	給支障発生	の未然防止に	こ寄与している	5.	
8	有効性	1	適用数等	本制度の利	用事業者は	私営都市ガ	ス事業者の約	4割にあたる	74 社(20 年
	等			度)となってい	る。				
				本制度は、	業界の公益	性を勘案した	特定業界向け	ナ措置であり。	、その適用数
				は想定外に僅	少ではない	0			
		2	減収額		H18	H19	H20	H21	H22
				適用社数	70 社	72 社	74 社	72 社	72 社
				減収額	1 億円	1 億円	1 億円	-*	-*
				出典;日本ガス	ス協会調べ	H22 は見	.込み。 ※H2	1 及び H22 l	は取崩額が多
				いため増収とな	なる。				
		3	効果·達成	《政策目的の	実現状況》(:	分析対象期間	引: 平成 18 年·	4月~平成 2	2 年3月)
			目標の実	球形ガスホ	ルダーの不。	具合を原因と	する事故や供	に給支障は発	生していな
			現状況	い。					
				《租税特別措制	置等による欬	カ果∙達成目ホ	票の実現状況	》(分析対象:	期間:平成 18
				年4月~平成					
						いる球形ガス	ホルダーにつ	いては、100	%開放検査
				を実施している					
				《税収減を是詞	忍するような	効果の有無》	(分析対象期	間:平成 16:	年4月~平成
				21 年3月)					
									旦の均衡を通
				じて、都市ガス		で係る負担	軽減や都市ガ	スの広域的	な安定供給
				に貢献している					
							務状況が著し		スの安定的
				な供給や保安	の確保に大	きな影響を及	ばす可能性が	がある。	
				◆経常利益に	占める開放	検査費用の語	割合		
					H16	H17	H18	H19	H20
				全私営	36.1%	44.2%	41.8%	44.4%	54.9%
				資本金	05.00	05.50	05.00	07.70	0.4.00/
				1 億円超	25.3%	25.5%	25.2%	27.7%	34.2%
				資本金	EO 40/	00.5%	70.00/	04.00/	00.00/
				1億円以下	59.4%	83.5%	78.9%	81.8%	98.8%
							•	•	
				社会全体の	規制緩和、	競争原理導力	へという大きな	流れの中で	. 平成7年よ
				り都市ガス事		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
						10	<u> </u>		

9 相当性 ① 租税特別 措置べき 妥の 世 援 務付け割	全体の6割強に拡大しているが、非自由化部門はもとより、自由化部門についても供給義務が課されている。(例:供給区域内の大口需要家と新規参入者との交渉が不調に終わった場合など) 都市ガス事業者は、製造設備の合理化、腐食によるガス漏れの危険性のないポリエチレン管への入れ替えなど合理的な保安施策の推進に取り組んでおり、他燃料との競合が激化する中で供給義務を負いながら安定供給や保安の確保を維持していくことは容易ではない。そのため、引き続き本制度による支援が必要である。また、本措置は都市ガス事業者に対するものだが、その効果は公共の安全の確保として広く国民に還元されており、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。 多額の費用が必要となる修繕に関し、本制度(課税の繰り延べ)により、その費用負担を平準化することが可能となっているが、同様の効果を補助金などの予算措置等のほかの政策支援によって行うことはできない。
をの役割 分担 ③ 地方公共 団体が協 力する相	本措置は、各地域に根ざした都市ガスの安定供給や保安の確保を通じて、地域住民の快適な生活や、地域企業の産業活動を支えている。
当性	
10 有識者の見解	
11 評価結果の反映の方向 性	開放点検の実施により球形ガスホルダーの不具合を原因とする事故や供給 支障の発生をO(ゼロ)件に維持することを通じて、国民生活・産業活動に不可 欠なエネルギーである都市ガスを供給している都市ガス事業の健全な発達 (安定供給、保安の確保等)を図っており、租税特別措置等の特例措置を今後 とも、引き続き維持していくことは適切かつ重要である。
12 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	-

		<u>.</u>	
1		の対象とした	特別修繕準備金(石油の貯蔵の用に供する貯油槽)
		措置等の名称	
2	租税特別	川措置等の内容	石油の貯油槽(石油タンク)の開放点検を受けるための修繕に要する費用に
			充てるため、一定限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積
			立額を所得の計算上損金に算入し、修繕時に益金算入する。
3	担当部局評価実施時期		資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課
4	評価実施	西時期	平成 22 年8月
5	<u>租税特別措置等の創設</u>		昭和25年度 船舶修繕引当金の創設
	年度及び	「改正経緯	昭和26年度 対象資産に銑鉄製造用の溶鉱炉・ガラス製造用の連続溶解炉
			が追加され、特別修繕引当金に名称変更
			昭和61年度 対象資産に球形ガスホルダーが追加
			平成 元年度 対象資産に石油の貯油槽が追加
			平成10年度 特別修繕引当金の廃止(経過措置有り)、特別修繕準備金の創
			設
			平成14年度 特別修繕引当金経過措置の廃止
6	適用期間	1	恒久措置
7	必要性	① 政策目的	 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
,	等	及びその	石油に係る安定供給・保安を確保するため、消防法に規定されるタンクの開放
	,,	根拠	点検等、企業による保安確保の確実な実施が可能となる事業環境整備を図
		TKIZ.	る。
			- 9°。 《政策目的の根拠》
			、
			における石油の安定供給のための安全確保を目的とする。
		② 政策体系	政策名:5. エネルギー・環境政策
		•	政衆石∶5. エイルヤー・環境政策 施策名∶25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
		における 政策目的	
		の位置付	
		け	
		③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及び測定	国内における石油の円滑な供給に不可欠である石油精製・流通部門につい
		指標	て、石油安定供給・緊急時対応体制・保安確保の維持に適切に対応する。
		1117	具体的には、法令上義務付けられている石油タンクの開放点検が確実に実施
			される事業環境を整備する。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			本制度を活用している企業数、修繕基数、準備金の積立て残高。
			【修繕基数】/【準備金積立率】
			平成 18 年度 291 基/99.9%
			平成 19 年度 276 基/99.8%
			平成 20 年度 321 基/99.9%
			平成 21 年度 437 基/99.5%
			平成 22 年度(見込) 493 基/99.7%

				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				国内石油需要の減少等により石油産業の経営環境が悪化する中、保安確保
				のための事業環境整備の重要性は従来にも増して高まっている。本制度によ
				り石油タンク補修費用の負担が平準化され、経営の安定化に資することで確
				実な修繕の実施に寄与している。
8	有効性	1	適用数等	 件数/準備金積立額/取崩額/期末残高
	等			 平成 18 年度 17 社/58 億円/52 億円/318 億円
				- - 平成 19 年度 17 社/73 億円/54 億円/337 億円
				平成 20 年度 17 社/76 億円/61 億円/352 億円
				平成 21 年度 17 社/88 億円/69 億円/371 億円
				平成 22 年度(見込) 15 社/94 億円/80 億円/385 億円
				(出所:経産省調査)
				対しては、
				査等を対象としており、タンクを保有する石油業界向けの措置となっている。同
				制度は石油の安定供給を目的とし業界内で幅広く利用されており、想定外の
				偏りは無いものと考えられる。
		(2)	減収額	【減収額】 【利益法人割合】
			"5V 17 11.2	平成 18 年度 1.5 億円 82%
				平成 19 年度 5.7 億円 100%
				平成 20 年度 2.4 億円 53%
				平成 21 年度 3.4 億円 60%
				平成 22 年度(見込) 4.2 億円 100%
				算出方法:(積立額一取崩額)×利益法人割合×法人税率 30%
				(出所:経産省調査)
		3	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年4月~平成 22 年3月)
			目標の実	原油価格の高騰や他燃料との競合等に伴う国内石油需要の減少により、石
			現状況	油産業の経営環境が悪化する中で、安定供給や保安の確保を維持していくこ
				とは容易ではない。そのような中、本制度(当該修繕費用の平準化及び税負
				担の均衡)を通じて、石油タンクの不具合を原因とする供給支障の発生を0(ゼ
				口)件に維持している。
				《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年4
				月~平成 22 年3月)
				本措置により、今後2年間で必要とされる修繕費335億円に対して、直近2年
				間の内に、164 億円の積立てがなされた。また、758 基の修繕のために 130 億
				円の取り崩しがなされている。
				定期的に大規模な修繕費が必要となる石油タンク保有事業者の財務基盤の
				安定化が図られ、確実な修繕の実施が確保されることにより、石油の安定供
				給が図られる。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年4月~平成
				22 年3月)
				== + 5777 実際の修繕費全てを積み立てられた準備金で賄える状況になく、追加的な企
				業負担により、平時における石油製品の安定供給及び緊急時に備えた70日
				分の石油備蓄が確保されている状況。積立時に損金算入された金額は取崩
				時に益金算入されるため、税の減収額は僅少であるが、企業がタンク開放点
				検を円滑に遂行することに貢献している。
9	相当性	1	租税特別	本制度は特定業界向けの措置であり、消防法により義務付けられている石油
			措置等に	タンクの定期的な開放点検・検査に係る措置として、主に石油元売・精製会社
			よるべき	が利用している。巨額な検査費用を平準化させることにより、石油会社の保安
1				

	-		
		妥当性等	に係る負担を軽減させ、さらには石油の安定供給に資するものである。本制度
			において積立時に損金算入された金額は取崩時に益金算入されることになる
			ため、補助金や純減税による政策措置と比較すれば実質的な財政負担は僅
			少であり、石油の安定供給という公益的な目標を達成するための措置として的
			確と考える。
	2	他の支援	多額の費用が必要となる修繕に関し、本制度により、課税の繰り延べを認める
		措置や義	ことにより、その費用負担を平準化することが可能となっているが、同様の効
		務付け等	果を補助金などの予算措置等の他の政策支援によって行うことはできない。
		との役割	
		分担	
	3	地方公共	貯油槽に係る特別修繕準備金制度は、消防法の規定により市長村長等が
		団体が協	行う保安に関する定期的な検査等を対象としている。
		力する相	
		当性	
有識者の	見 見	———— 解	無し
評価結果	lの)		存置
性			
	>		<u></u>
			無し
後評価の	(天)	施時期	
	評価結果 性 前回の事	有識者の見が 評価結果の性 前回の事前	② 他の支援 措置や表 務付け割 分担 ③ 地方公が相 力当性 有識者の見解 評価結果の反映の方向

		111	がおからは、
1		面の対象とした 引措置等の名称	原子力発電施設解体準備金
2		川措置等の内容	電気事業法に規定する一般電気事業又は卸電気事業を営む法人が、各事業年度において、特定原子力発電施設の解体費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
3	担当部局	3	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施	拖時期	平成 22 年8月
5		川措置等の創設 ᡭ改正経緯	平成2年度 創設 平成8年度 設備利用率見直し(70%→73%、平成8年度は71%) 平成10年度 設備利用率の見直し(73%→75%) 平成12年度 対象に解体放射性廃棄物処分費用を追加し、解体費用総額に占める原子力発電所固有の比率を見直し(85→90%)たうえ、年数を見直し(27年→40年) 平成15年度 設備利用率の見直し(75→76%)
6	適用期間		恒久措置
7	必等	① 及び 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、供給安定性に優れ、発電の過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源として推進するとともに、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。また、「原子力政策大綱(平成17年10月閣議決定)」を受け、全電源に占める原子力発電の発電電力量の比率を、2030年以降も30~40%程度以上を目指す。 現時点において、全原子力発電施設の約4割が運転開始から30年を超えており、高経年化が進む原子力発電施設については、リプレースも考えられる。円滑にリプレースを行うために、世代間の費用負担を平準化し、必要費用を着実に積立てていく。 《政策目的の根拠》 原子力発電施設設置者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」において、原子力発電施設を廃止するときは、廃止措置を講ずるよう義務づけられており、また、「電気事業法」において、方法もしくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てることを命じることができるとしている。平成元年に電気事業法第35条に基づき省令を制定し、積立てを命じるとともに、その目的外取崩しを禁じており、厳格に定めている。また、今般、閣議決定された「エネルギー基本計画(平成22年6月)」において、「事業者は、高経年化対策を着実に実施するとともに、既設炉の将来的な廃止措置や代替炉建設の必要性も踏まえた計画的な新増設・リプレースを進め、国はこのための投資環境の整備に努める。」とされており、国として、原子力政策を過不足無く行えるよう位置づけていることからも、措置を継続することの合理性が認められる。

	1		政策体系	政策名:5. エネル	ギニュ 理接収	, <i>5</i> / -			
		(2)		政泉石:5. エベル 施策名:28. 原子			古舟ル		
			における 政策目的	加泉石: 28. 原丁 	川の推進・ 电	リカを盗り	同 及化		
			以来日的 の位置付						
		_	けった。	/1014+ DI ++ E2 55	ー しいませし	トミレナフ			
		(3)	達成目標	《租税特別措置等				****	31 - F. 7
			及び測定	上記政策目的の					
			指標	一力発電所の廃炉費					
				スに備えることで、	以東日信で.	元足しづつ	、国民程済0)	EIC 台 子9つ
				ことを目的とする。	in トフキポロ	1 4声 / - / 5 フ :			
				《租税特別措置等				+ エク TL ッド フ ィ	りほうて中体
				原子力発電施設 <i>σ</i>)辨1本1〜安 9	る貧用(総	兄傾徴)の指	Ε移及ひて0	り傾立し美領
				《政策目的に対す	5和税特別‡	#置等の達	成日煙宝現	による客与り	»
				我が国において					
				原子力発電施設の					
				いる。		, 2000	X1-7-11 10 C		
				,)リプレース(± 2030£	E以除丸全雷	源に占める	原子力発雷
				の発電電力量の出			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
				なるものであり、そ	–				
				的にも資する。	101011 1111	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	. 11	- 1, 2, 2, 3	
				一部の原子力発	修電施設につ	いては、本	格的に廃炉	を行う時期』	が近づいて
				おり、円滑なリプレ	ースのために	こ、適切な	責立てが必要	な状況。し	たがって、そ
				のための費用負担					
			\ 	- 11 M					
8	有効性	1	適用数等	適用件数∶10社、					
8	有効性 等	1	適用数等	適用件数∶10社、 適用対象者∶一般	電気事業者	、卸電気事	業者		
8		1	適用数等		電気事業者	、卸電気事	業者		
8		1	適用数等	適用対象者:一般	電気事業者	、卸電気事	業者		(単位:億円)
8		1	適用釵等	適用対象者:一般適用額:	電気事業者	、卸電気事 H18	業者 H19	H20	(単位:億円) H21
8		1	適用奴等	適用対象者:一般		1	T		
8		1	適用奴等	適用対象者:一般適用額:	H17	H18 (実績)	H19 (実績)	H20	H21 (実績)
8		1	適用奴等	適用対象者:一般適用額:	H17 (実績)	H18 (実績) 498	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績) 654
8			適用奴等	適用対象者:一般適用額: 年度 積立額(損金)	H17 (実績) 747	H18 (実績) 498	H19 (実績) 3 633	H20 (実績) 618	H21 (実績) 654
8			適用奴等	適用対象者:一般 適用額: 年度 積立額(損金) 取崩額(益金) ※適用事業者 10:	H17 (実績) 747 ー 社より聴取。	H18 (実績) 498	H19 (実績) 3 633	H20 (実績) 618	H21 (実績) 654
8			適用奴等	適用対象者:一般 適用額: 年度 積立額(損金) 取崩額(益金) ※適用事業者 10:	H17 (実績) 747 ー 社より聴取。	H18 (実績) 498	H19 (実績) 3 633	H20 (実績) 618 14	H21 (実績) 654 14
8			適用奴毒	適用対象者:一般 適用額: 年度 積立額(損金) 取崩額(益金) ※適用事業者 10: 【僅少・偏りがある。 租税特別措置。	H17 (実績) 747 一 社より聴取。 場合の説明 ま57条の4に	H18 (実績) 498 はおいて、本	H19 (実績) 3 633 1 -	H20 (実績) 618 14	H21 (実績) 654 14
8		1	適用剱等	適用対象者:一般 適用額: 年度 積立額(損金) 取崩額(益金) ※適用事業者 10: 【僅少・偏りがある。 租税特別措置没 般電気事業者及び	H17 (実績) 747 一 社より聴取。 場合の説明 57条の4に が卸電気事業	H18 (実績) 499 よおいて、本	H19 (実績) 3 633 I - 本準備金の対 いており、現在	H20 (実績) 618 14 象とされる シェスカ発	H21 (実績) 654 14 事業者は一 き電施設を有
8		1	適用剱等	適用対象者:一般 適用額: 年度 積立額(損金) 取崩額(益金) ※適用事業者 10: 【僅少・偏りがある。 租税気事業である。 報電気を表している。 をはないである。 をはないである。 をはいる。 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 と、 をは、 をは、 と、 を、 と、 を、 と、 を、 と、 を、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と と と と	H17 (実績) 747 一 社より聴取。 場合の説明 は57条の4に が卸電気事業 者9社、卸電	H18 (実績) 498 よおいて、本 者と規定し 気事業者	H19 (実績) 3 633 1 - 本 本 は でおり、現在 1社の計10	H20 (実績) 618 14 象とされる ^薬 ま、原子力発	H21 (実績) 654 14 事業者は一 電施設を有 ている。これ
8		1	適用剱等	適用対象者:一般 適用額: 年度 積立額(損金) 取崩額(益金) ※適用事業者 10。 《値少・偏りがある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	H17 (実績) 747 一 社より聴取。 場合の説明 ま57条の4は が卸電気事業 番9社、卸電 基づく積立	H18 (実績) 498 はおいて、本 者と規定し 意気事課され	H19 (実績) 3 633 1 - 本 な準備金の対 ており、現在 1社の計10 れる法人に対	H20 (実績) 618 14 象とされる シミスカ発 はが適用して認める	H21 (実績) 654 14 事業者は一 き電施設を有 ている。これ ものであるの
8		1	適用数等	適用対象者:一般 適用額: 年度 積崩額(損金) ※適用事 4 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	H17 (実績) 747 一 社より聴取。 場合の説明 ま57条の4は が卸電気事業 番9社、卸電 基づく積立	H18 (実績) 498 はおいて、本 者と規定し 意気事課され	H19 (実績) 3 633 1 - 本 な準備金の対 ており、現在 1社の計10 れる法人に対	H20 (実績) 618 14 象とされる シミスカ発 はが適用して認める	H21 (実績) 654 14 事業者は一 き電施設を有 ている。これ ものであるの
8		1	適用剱等	適用対象者:一般 適用額: 年度 積立額(損金) ※適用事 (損金) ※適用事 (場別 (4年) ※適用事 (4年) ※適比表 (4年) ※可能 (4年)	H17 (実績) 747 一 社より聴取。 場合の象の4は は57条の事業 は57条気気が事業 者づく 表事業 表事業	H18 (実績) 498 よおいて、本 は者と事業で で、本 で、本 で、本 で、本 で、本 で、本 で、本 で、本 で、本 で、	H19 (実績) 3 633 1 - 本準備金の対 ておの計10 1社の計10 1る法人に対 1る法人に対	H20 (実績) 618 618 14 象とされる ま、原・のののでは、 ま、原・ののでは、 までいるのでは、 はでいい。 まないのでは、 またいのでは、 はいでは、 もいでは、 はいでは、 もいでは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 も。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もったも。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も	H21 (実績) 654 14 事業者は一 き電施設を有 ている。これ ものであるの に限定して
8		1	適用数等	適用対象者:一般	H17 (実績) 747 一 社より聴取。 場合ののののののののののでは、 は一のののののでは、 は一ののののでは、 は一つののでは、 は一つでは、 は一つでも、 は一つでも、 は一つでも、 は一つでも、 は一つでも、 は一つでも、 は一つでも、 は一つでも、 は一つでも、 は一つでも、 は一つでも、 ものでも、 は一つでも、 もっでも、 は一つでも、 は一つでも、 は一つでも、 もっでも、 は一つでも、 もっと。 は一つでも、 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。	H18 (実績) 498 498 は おと は は は は は は は は は は は は は は は は は	H19 (実績) 3 633 1	H20 (実績) 618 618 14 象とされる ま、原適用のる して認業者	H21 (実績) 654 14 事業者は一 き電施設。これ ものであるの に限定して い。
8		1	適用数等	適用額: 年度 積 取 (損金) ※適用額 (損金) ※適用 (損金) ※適用 (損金) ※適用 (負別 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10)	H17 (実績) 747 上より聴い説のの4に を57電社積法 が卸第3で業 が対するででは、 が対するでは、 が対するでは、 が対するでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	H18 (実績) 499 499 499 499 499 499 499 499 499 49	H19 (実績) 3 633 は 633 は 633 は 633 は 2 は 2 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3	H20 (実績) 618 618 14 象とされる ま、がで記事ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	H21 (実績) 654 14 事業者は一 き電施設。これ ものであるの に限定して い。
8				適用対象者:一般	H17 (実績) 747 上より聴い説のの4に を57電社積法 が卸第3で業 が対するででは、 が対するでは、 が対するでは、 が対するでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	H18 (実績) 499 499 499 499 499 499 499 499 499 49	H19 (実績) 3 633 は 633 は 633 は 2 は 2 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3	H20 (実績) 618 618 14 象とされる ま、がで記事ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	H21 (実績) 654 14 事業者は一 き電施設。これものであるのに限定している。 にんされるた
8			適用	適適 年 積 取 (損 金) ※ (量 和 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	H17 (実績) 747 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	H18 (実 498 498 498 いて規業課電 いた規業課電 数 が 大記事を の 事 は 家 の 事 は 家 の り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	H19 (実績) 3 633 1 633 1 633 1 7 2 備金の現石 1社の別では 1社の別では 1は、1日ので 1は、1日ので	H20 (実績) 618 618 14 象とされる語 とさ子通める語 社で記事業者 を変に切る。	H21 (実績) 654 14 事業者は一 者能設を有 ている。これ ものであるの に限定して い。 てんされるた (単位:億円)
8				適適 年 積 取 (損 金) (損 金) (損 金) (損 金) (損 金) (損 金) (単) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型	H17 (実績) 747 一 社より聴取。 がかかりでは はち7電社ででできる。 がおかりでは がある。 がはままででできる。 はち1年までできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はないのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	H18 (実績) 499 499 499 499 499 499 499 499 499 49	H19 (実績) 3 633 1 633 1 633 1 7 2 4 3 4 4 4 4 5 5 4 7 7 7 8 7 8 7 9 7 8 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9	H20 (実績) 618 618 14 象とされる ま、がで記事ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	H21 (実績) 654 14 事業者は一 き電施設。これものであるのに限定している。 にんされるた
8				適適 年 積 取 (損 金) (損 金) (損 金) (損 金) (損 金) (損 金) (単) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型	H17 (実績) 747 一 社より聴取。 がかかりでは はち7電社ででできる。 がおかりでは がある。 がはままででできる。 はち1年までできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はなりできる。 はないのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	H18 (実績) 498 498 498 498 いて規業課電 が規業課電 数に 乗は家 H18	H19 (実績) 3 633 1 633 1 633 1 7 2 4 3 4 4 4 4 5 5 4 7 7 7 8 7 8 7 9 7 8 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9	H20 (実績) 618 618 14 象とされる 発にして、 を子のではないで、 を子のではないで、 を表して、 を子のではないで、 を表して、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	H21 (実績) 654 14 事業者は一 き電かる。これ ものであるの に限定して 、。 てんされるた (単位:億円) H21

③ 効果・達成 目標の実 現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成17年4月~平成22年3月) 解体に着手した原子力発電施設: 3基(うち1基は解体撤去中) <参考>

(単位:基、%)

原子力発電施 設運転開始か らの経過年数	1年以上 年未満	20年以上30 年未満	30年以上3 5年未満	35年以上4 0年未満	40年以上
基数	18	16	11	8	1
全 基 数 (54 基)に占める 割合	33	30	20	15	2

※電気事業者からの報告を基に作成。

原子力発電施設のリプレースに当たっては、原子力発電施設の新・増設と運転を終了した原子力発電施設の解体が同時期に進められることが想定される。これが本格化すると、リプレース時期の集中を緩和するための工夫や廃炉に伴う原子炉の停止後、解体を開始するまでの期間を柔軟化する等の工夫を最大限行ったとしても、原子力発電施設の新・増設に係る初期投資負担と廃止措置に係る費用負担が相当程度集中することとなる。

現在、解体に着手している3基については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、新たな負担を生じることなく円滑に解体を行っている。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成22年3月)

(単位:億円)

	H17	H18	H19	H20	H21
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
総見積額	25,935	25,839	29,710	30,387	29,710
積立残高(有税込み)	11,449	11,935	14,087	14,666	15,294
積立残高(無税分)	8,203	8,700	9,333	9,937	10,577

- ※総見積額は原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき算定。
- ※平成19年度の大幅増は、制度見直し(クリアランスレベル変更等)により、積立対象となる項目が増加したためであり、過年度分も積立て(有税)たことによる。
- ※平成21年度より、総見積額から運転を停止した原子力発電施設2基分を除いている。

現在の総見積総額約3兆円のうち、有税分込みで約1.5兆円積み立てており(積立額には運転を停止しているプラント分を含む、以下同様)、全体の5割超を積み立てている(設備利用率76%で40年間発電を行った場合に総見積額の90%が積み立てられる制度設計)。これによって、解体にかかる費用を将来世代のみに負担させるのではなく、現在実際に電気の供給を受けている需要家が費用負担することになり、世代間負担の公平性が図られている。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年4月~平成 22年3月)

準備金の積立金額の損金算入を認めることにより、発電を行うことによって 生ずる解体費用について、発電時点で収益と費用を対応させることになる。

すなわち、解体に必要となる費用については、発電期間を40年とした上で発電電力量に応じて期間配分しているため、費用を発生時に支出するよりも事業者及び需要家の負担の平準化を図ることが可能となり、着実に将来のリプレースのための費用(解体費用)の一部を積み立てることができる。

また、発電時の需要家の料金に反映させることにより、需要家における世代間の負担の公平性が確保され、電気料金の適正化を図ることが可能となる。 平成21年度では、原子力発電電力量に応じ、654億円の積立てを行って

9	相当性	① 租措よ妥税 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日	おり、発電時の費用として取り扱うことにより世代間の負担の公平を図っている。なお、上記にも記載しているとおり、総見積額約3兆円のうち、有税分込みで約1.5兆円を積み立てており(平成21年度末時点)、着実に必要費用の積立てが行われている。 〇本制度がない場合との比較 I.需要家の費用負担(分析対象期間:平成2年4月~平成87年3月) 当該措置による支援がなく、負担の平準化が図られない場合、需要家の料金負担は、解体のピーク時で0.06円/kWh(現世代が負担)が0.12円/kWh(将来世代が負担)となり、世代間負担の公平が図られないとともに、2倍程度の負担増。標準家庭(300kWh/月)の電気料金は20円/月程度、産業界全体(300億kWh/月)では20億円/月程度の負担増となる。 ※上記標準家庭の電気料金は6.500円/月程度。昨年11月に導入された太陽光発電の新たな買取制度にかかる家庭の負担純増額は月額30円程度(2011年度見込)。 II.事業者側の費用負担(分析対象期間:原子力発電施設解体準備金の算定式上の積立期間40年間) 運転開始後1年目から約40年間に亘って損金経理の方法によって積立てを行う場合と、解体費用が発生した時点でその費用を損金算入していく場合、それぞれの損金算入額を現在価値に換算して比較した結果、後者の(制度がない)場合の方が、約58億円(110万kW規模のブラント1基当たり)余分に負担しなければならなくなる。 原子力発電施設の解体費用については、①当該費用が多額(平成21年度末総見積額は約3兆円)であり、発電時点と廃止措置時点との間に相当なタイムラグがあること、②解体が発電を行うことによって生ずる費用であること、③解体時点で費用計上するのではなく、収益・費用対応原則に基づいて発電時点の費用として表がしまのではなく、収益・費用対応原則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で適切である。上記の考え方の下、平成元年に原子炉等廃止措置引当金に関する省令(現・原子力発電施設解体引当金に関する省令)を定め、積立対象者を指定し、発電電力量に応じて積力額を定りまでは扱われなくなるため、発・電力量に応じて積立額は費用としては扱われなくなるため、税・会計・料金としては扱われなくなるため、税・会計・料金としては扱われなくなるため、税・会計・料金のパランスが崩れ、また、世代間負担の公平が必ずしも図れないものとなる。のパランスが崩れ、また、世代間負担の公平が必ずしも図れないものとなる。のパランスが崩れ、また、世代間負担の公平が必ずしも図れないものとなる。のパランスが崩れ、また、世代間負担の公平が必ずしも図れないものとなる。のパランスが崩れ、また、世代間負担の公平が必ずしも図れないものとなる。のパランスが崩れ、また、世代間負担の公平が必ずしも図れないものとなる。のパランスが崩れ、また、世代間負担の公平が必ずしも図れないものとなる。のパランスが崩れ、また、世代間負担の公平が必ずしも図れないものとなる。のパランスが崩れ、また、世代間負担の公平は関ロのでは、第2000円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いでは、第200円に関いを対しては、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しては、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しないでは、第200円に関いを対しまりは、第200円に対しないでは、第200円に関いを対しないでは、第200円に対しないでは、第200円に関いでは、第200円に対しないでは、第200円に対しないでは、第200円に対しないでは、第200円に対しないでは、第200円に対しないでは、第200円に対しないでは、第200円に対しないでは、第200円に対しないでは、第200円に対しないでは、第200円に対しないでは、200円に対しないのでは、200円に対しないのは、200円に対しないのでは、200円に対しないのでは、200円に対しないのでは、200円に対しないのは、200円に対しないのは、200円に対しないのは、200円に対しないのは、200円に対しないのは、200円に対しないのは、200円に対しないのは、200円に対しないのは、200円に対しないのは、200円に対しないのは、200円に対しないのは
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、収益・費用対応原則に基づいて解体にかかる費用を発電時点の 費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で極めて重要な措置で あることから、租特法において措置されている。課税時期の適正化を図る本措 置は、地方公共団体との関係においても認められるべき相当性を有する。
10	有識者の)見解	過去昭和62年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告において、廃止措置費用については、発電を行うことに伴う費用であって将来発生することが確実であり、また、費用の見積が理論的に可能となったことから、世代間負担の公平を図るため、発電を行っている時点で引当金を積み立てることによって料金原価に算入することが適当、この場合、企業会計及び税制上の取扱との整合性が図られることが望ましいとされた。その後、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第2次報告(平成21

	•	
		年8月)において、次のような見解が示された。原子力発電施設の廃止措置
		は、(i)長期にわたること、(ii)多額の費用を要すること、(iii)発電と費用発
		生の時期が異なること等の特徴を有することに加え、合理的な見積りが可能で
		あることから、その費用を解体時点で計上するのではなく、収益・費用対応原
		則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る
		上で適切であることから、電気事業法に基づいて、電気事業者が積立てを行っ
		ている。当該費用は、受益者である現時点の需要家に対して、電気料金を通
		じて回収しており、世代間及び需要家間の負担の公平性が図られている。原
		子力発電施設の廃止措置に要する費用は、関連制度、経済状況、技術の進
		展状況等を踏まえ、見積りの見直しが必要となった時点で、電気事業分科会
		等における検証の上、反映させている。
11	評価結果の反映の方向	本準備金が認められることによって、解体時点で費用計上するのではなく、
	性	収益・費用対応原則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが可能とな
		ると同時に、世代間負担の公平を図ることが可能となっており、その重要性か
		ら引き続き措置が必要である。
12	前回の事前評価又は事	-
	後評価の実施時期	

		1仇付別拍旦守にはる以来の争後計画音
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	使用済燃料再処理準備金
2	租税特別措置等の内容	「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年法律第48号。以下「法」という。)に規定する特定実用発電用原子炉設置者(電気事業者)が、原子力発電に伴って生じる使用済燃料の再処理等に要する費用を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業 課放射性廃棄物等対策室
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成17年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性 等 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場 原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、供給安定性に 優れ、発電の過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源として推進するとともに、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を 確保するための電力政策を着実に推進する。また、「原子力政策大綱(平成17年10月閣議決定)」を受け、我が国の原子力発電とそれに必要な核 燃料サイクル事業を長期にわたって着実に推進する。 日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場竣工の40年後(2050年度末)まで に原子力発電によって生じる使用済燃料(約3.2万トン)の再処理等に要する費用を着実に積み立てる。 《政策目的の根拠》 平成17年5月、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための 積立金の積立て及び管理に関する法律」(再掲)が成立し、同年10月から 施行されている。また、今般、閣議決定された「エネルギー基本計画」(平成22年6月)において、「核燃料サイクルは、原子力発電の優位性をさら に高めるものであり、「中長期的にブレない」確固たる国家戦略として、引き続き、着実に推進する。」とされている。
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策名:5. エネルギー・環境政策 施策名:28. 原子力の推進・電力基盤の高度化
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 上記の政策目的の下、世代間負担の公平性を図り、再処理等事業に要する将来費用を確実に確保し、再処理等事業を着実に実施する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 使用済燃料の再処理等に要する費用(総見積額)の推移及びその積立 て実績

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現在、我が国では、54基の原子力発電施設が稼働しており、原子力発 電により毎年約1,000トンの使用済燃料が発生している。六ヶ所再処理 工場における再処理は、六ヶ所再処理工場竣工の40年後までに原子力 発電に伴って生じた使用済燃料約3.2万トンを再処理するものである。 使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウランを有効利用す る、核燃料サイクルは、供給安定性等に優れているという原子力発電の特 性を一層向上させるとともに、原子力が長期にわたってエネルギー供給を 行うことを可能にするものであり、これに取り組むことは、「エネルギーの安 定供給の確保」、「核燃料サイクル事業を長期にわたって着実に推進する」 という政策目的に資する。 適用件数:10社、 有効性 ① 適用数等 等 適用対象者:一般電気事業者、卸電気事業者 適用額: (単位:億円) H17 H18 H19 H20 H21 年度 (実績) (実績) (実績) (実績) (実績) 積立額(損金) 10,067 6,740 5,676 5,267 5,510 取崩額(益金) 9.323 6.683 5.524 5.601 5.662 ※適用事業者 10 社より聴取。 ※積立額及び取崩額は、旧再処理準備金(注)の残高移行分を含む。 (注)「旧再処理準備金」とは、昭和57年度に、電気事業法第35条の実 施省令として「使用済核燃料再処理引当金に関する省令」が制定され、 実用発電用原子炉を設置する一般電気事業者等は同省令に基づき平 成16年度まで引当金(準備金)の積立てが義務付けられた。 【僅少・偏りがある場合の説明】 本制度は、法に基づき積立て義務を課される法人に対して認めているも のであり、対象法人を特定実用発電用原子炉設置者として、一般電気事 業者9社、卸電気事業者1社の計10社が法に基づき積立てが義務付けさ れている。したがって、「10社」という適用事業者数は想定外に僅少ではな い。 (単位:億円) ② 減収額 H17 H18 H19 H20 H21 年度 (実績) (実績) (実績) (実績) (実績) 減収額 223 17 -100 -46 ※減収額:(積立額-取崩額)×30% ③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成22年3月) 目標の実 核燃料サイクルの状況 現状況 平成17年に閣議決定した原子力政策大綱において、使用済燃料の再 処理を含む核燃料サイクルを「長期にわたって着実に推進していくこと」と されている。日本原燃(株)六ヶ所再処理工場は、2006(平成18)年3月 にアクティブ試験(実際の使用済燃料を用いた試験)を開始し、現在、最終 段階の第5ステップの段階。使用済燃料からプルトニウム・ウランを抽出す

る工程等の試験は順調に完了し、残る高レベル放射性廃液をガラス固化 する工程で技術的課題やトラブルに直面し、その解決に向けて取り組んで いるところ。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月~平成22年3月)

(単位:億円、%)

				· · · · ·	
	H17	H18	H19	H20	H21
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
総見積額(a)	126,850	126,873	127,038	118,958	121,308
積立て累計額(b)	10,432	17,468	23,410	28942	34,730
総見積額に対する 積 立 て 率 (b)/(a) (%)	8.2	13.8	18.4	24.3	28.6

※総見積額は法に基づき算定

当該再処理等費用は、法に基づき原子力発電による使用済燃料の発生の状況、再処理施設の稼働状況等により毎年度算定しており、平成21年度における再処理等費用の総見積額は、約12.1兆円である。

また、平成21年度末までに、特定実用発電用原子炉設置者は使用済燃料の発生に応じて、約3.5兆円(累計額)を積み立てており、総見積額(12.1兆円)に対する積立て率は「28.6%」であり、使用済燃料の再処理等に要する費用は着実に積み立てられている。

これにより、再処理等に要する費用を将来世代の需要家のみに負担させることなく、発電時の受益者が負担することで、世代間負担の公平性が図られる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成17年4月~平成22年3月)

再処理等積立金制度は、使用済燃料の再処理等に要する費用を発電による使用済燃料の発生時に認識し、その費用を電気料金として回収することにより世代間負担の公平性を担保するものである。

具体的には、2034年までの発電において発生する使用済燃料「3.2 万トン」の再処理等に要する費用が2082年まで発生するため、発電時に再処理等費用として認識し、その時点において税制上においてもその費用を損金算入することで、世代間負担の公平を図るものであり、平成21年度では、原子力発電によって発生する使用済燃料に応じて、5510億円の積立てを行っている。

平成21年度末現在の準備金の残高(約2.7兆円)は、これまで世代間の公平を税制上も措置してきた結果生じた課税の繰延べであり、この準備金制度は再処理等積立金制度の趣旨を担保する措置として有効に機能している。

9 相当性

① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等 再処理等積立金制度は、核燃料サイクルの推進の観点から、再処理等に要する将来費用を合理的かつ確実に確保し、これにより、再処理等事業の着実な実施を図るものである。

また、再処理等事業は、発電、すなわち受益と実際の費用発生の時期が大きく異なるという特徴を有しており、このため、本措置により、受益者負担の原則の下、使用済燃料が生じた時点において、当該使用済燃料の再処理等費用を負担することにより、世代間負担の公平性を担保するもので

			他の支援 番 かり 地団 カック 地団 から から から から から から から から から から から から から	あり、積み立てられた費用について税制上損金算入を認めることは、収益・費用の適切な対応に基づく課税時期の適正化を図るための重要な措置である。 他の支援措置との関係はない。 本措置は、収益・費用対応原則に基づいて再処理等にかかる費用を発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で極めて重要な措置であることから、租特法において措置されている。課税時期の適正化を図る
			当性	本措置は、地方公共団体との関係においても認められるべき相当性を有する。
10	有識者σ	D 見	角召	平成16年8月の電気事業分科会(中間報告)において、次のような見解が示された。①コスト等検討小委員会で将来発生する費用について見積もられたことも踏まえれば、今回の経済的措置としては、引当金という形で、電気事業者が、受益者負担の原則の下、予め少しずつ積み立てる仕組みを整備することが必要。②積立金の管理・運営については、今回の措置の性格を考えた場合には、透明性・安全性という点に重点を置くべきであることから、内部留保という形ではなく、外部への積立てという形での管理・運営が適当。③原子力発電を行った時点で費用として手当てし、手当てされた資金を適切に外部の法人で運用し、必要に応じて取り崩して支払いに充てる制度を運用するに際しては、企業会計上の取扱いと税制上の取扱いとの整合性が図られることが望ましい。
11	11 評価結果の反映の方向 性		反映の方向	使用済燃料の再処理等事業は、①極めて長期に亘る事業であること、②費用が極めて巨額であること、③発電と費用の発生の時期が大きく異なること、といった特徴を有している。こうした点に鑑み、使用済燃料の再処理等事業を円滑に推進するためにも、当該事業にかかる費用を確実に確保することが重要であり、また、世代間負担の公平性を担保するという観点から、受益者負担の原則の下、使用済燃料が発生した時点で、当該使用済燃料の再処理等費用を負担することが適切であり、本措置は、費用・収益の適切な対応に基づく課税時期の適正化を図るうえでも重要な措置であり、引き続き措置することが必要である。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			-

1		の対象とした	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例
		J措置等の名称 - 中	措置
2	要望の内	1谷	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)
			が国の資金のみで行う事業において、取得した償却資産に係る固定資産税の
			課税標準を、最初の5年間は3分の1、次の5年間は3分の2の金額に減免する。
3	担当部局	3	産業技術環境局技術振興課新エネルギー・産業技術総合開発機構室
4	評価実施	西時期	平成 22 年8月
5	租税特別	措置等の創設	平成 15 年度 創設
	年度及び	[、] 改正経緯	国の資金のみで行う事業か否かという観点から、毎年、対象事業の見直しを行っている。
6	適用期間		恒久措置
7	 必要性	① 政策目的	我が国における研究開発の促進・環境整備
,	等	及びその	pto E. Co., C., Solling C. A. Solling
		根拠	
			•独立行政法人通則法
			•新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
			「2020年度までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上」
		② 政策体系	1. 経済産業政策
		における	02 技術革新の促進・環境整備
		政策目的	
		の位置付	
		け	
		③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及び測定	2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行う。(新成
		指標	長戦略 平成22年6月18日閣議決定) 現状:3.78%(2008年度、総務省「科学 技術研究調査」)
			IX 에 자메요 1/
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比率
			現状: 3.78%(2008 年度、総務省「科学技術研究調査」)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		N	NEDOを通じたイノベーション創出に寄与。
8	有効性	① 適用数等	17年度 19, 289件
	等		18年度 21, 116件
			19年度 20,980件
			20年度 14,662件
		②: 減収額	21年度 12, 255件 17年度 355百万円
		❷ //吹斗 X 合只	17年度 355日万円 18年度 491百万円
			19年度 526百万円
			20年度 561百万円
	:		21年度 454百万円
		③ 効果ないし	
	<u> </u>	達成目標	NEDO を通じた研究開発投資の促進により、官民合わせた研究開発投資の対

		の実現状	GDP 比率向上に寄与。
		況	(参考)我が国の研究開発投資の対 GDP 比率(総務省「科学技術研究調査」)
			17年度 3.55%
			18年度 3.61%
			19年度 3.67%
			20年度 3.78%
			《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度~
			平成 20 年度)
			NEDO を通じた研究開発投資の促進により、官民合わせた研究開発投資の対
			GDP 比率向上に寄与。
			(参考)我が国の研究開発投資の対 GDP 比率(総務省「科学技術研究調査」)
			17年度 3.55%
			18年度 3.61%
			19年度 3.67%
			20年度 3.78%
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 17 年度~平成 20
			年度)
			我が国の官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比率は確実に向上しており、
			NEDO を通じた研究開発もその一端を担っていることから、新成長戦略に掲げら
			れた目標の達成に寄与していると考えられる。
9	相当性	① 租税特別	国の予算措置により取得した償却資産について課税を行うと、それに係る金額
		措置等に	を当該法人が負担することとなり、本来の予算措置の目的が阻害されることとな
		よるべき妥	るため。
		当性等	
		② 他の支援	なし
		措置や義	
		務付け等	
		との役割	
		分担	
		③ 地方公共	NEDOの研究開発事業を通じた技術発展による経済成長の促進は、地域振興
		団体が協	にも資するため。
		力する相	
		当性	
10	10 有識者の見解		なし
11	1 評価結果の反映の方向		対象事業の見直しを毎年、適切に行っていく。
	性		

1	政策評価の対象とした	中小企業高度化事業
	租税特別措置等の名称	①事業所税の非課税
		②事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務の免除
		③共同利用機械等の固定資産税の軽減
		④共同施設用建物の不動産取得税の課税標準の特例
2	租税特別措置等の内容	①中小企業基盤整備機構法の規定に基づき、中小企業者の連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で、都道府県又は中小企業基盤整備機構から貸付けを受けて設置する施設に係る事業所税を非課税とする。 対象法人:事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合、由業組合、合併会社、出資会社対象施設:工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備 ②事業協同組合等が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき都道府県又は当機構から高度化資金の貸付けを受けて取得する集団化事業の事業用の不動産で、5年以内に当該不動産を組合員に譲渡した場合は、当該組合等の当該不動産に係る不動産取得税の納税義務を免除する。対象法人:事業協同組合、協同組合連合会対象施設:不動産
		③中小企業基盤整備機構法の規定に基づき、中小企業者の連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で、都道府県又は中小企業基盤整備機構から貸付けを受けて取得する機械及び装置に対して課される固定資産税の課税標準を1/2に軽減する。対象法人:事業協同組合、協同組合連合会、商工組合、協業組合対象施設:機械及び装置
		受けて取得した共同施設の家屋等に係る不動産取得税の課税標準を軽減する。 対象法人:事業協同組合 対象施設: ・保管、生産、加工、修理又は展示の用に供する家屋 ・試験及び研究の用に供する家屋・共同店舗 課税標準額=価格ー価格×(貸付額/取得価格)
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	①事業所税の非課税 昭和50年度:事業所税創設 昭和51年度:課税団体の範囲の拡大(人口50万人→人口30万人) 平成15年度:新増設に係る事業所税の廃止

②事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務の免除 昭和37年度創設 猶予期間:2年以内 昭和38年度改正 猶予期間:2年以内→3年以内 昭和40年度改正 猶予期間:3年以内→5年以内 ③共同利用機械等の固定資産税の軽減 昭和49年度創設 課税標準=取得後3年度間価格の1/2 (1台150万円以上の機械及び装置) 昭和58年度改正 適用価格が1台190万円台以上 平成 2年度改正 適用価格が1台220万円台以上 平成 8年度改正 適用価格が1台240万円台以上 平成11年度改正 適用価格が1台300万円台以上、 合計取得額500万円以上 平成14年度改正 適用価格が1台330万円台以上、 合計取得額500万円以上 ④共同施設用建物の不動産取得税の課税標準の特例 昭和37年度創設:課税標準額=価格-貸付を受けた額 昭和54年度改正:課税標準額=価格-価格×貸付を受けた額/施設の取 得価格 (経過措置) 課税標準額=価格ー(4/5(A)(注1)+1/5(B)(注2)) ※昭和54年度改正以降平成8年度改正まで経過措置の見直し と延長が行われている。 昭和59年度改正(経過措置の見直し): 課税標準額=価格-(3/5(A)+2/5(B)) 昭和61年度改正(経過措置の見直し): 課税標準額=価格-(2/5(A)+3/5(B)) 昭和63年度改正(経過措置の延長): 平成 2年度改正(経過措置の延長): 平成 4年度改正(経過措置の見直し): 課税標準額=価格-(1/5(A)+4/5(B)) 平成 6年度改正(経過措置の見直し): 課税標準額=価格-(1/10(A)+9/10(B)) 平成 8年度改正(経過措置の廃止) (注1)(A)=貸付を受けた額 (注2)(B)=価格×貸付を受けた額/施設の取得価格 平成18年度改正:対象団体から、協同組合連合会、商工組合を削除 適用期間 恒久措置 必要性 ① 政策目的 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 等 及びその ・高度化制度は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、 根拠 個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同 で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都 道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を 行うとともに、長期・低利の融資を行っている。本措置により、資金繰りが逼迫 している中小企業者にとって、高度化事業開始時において投資に向けられる 自己資金を充実させることなどから高度化事業の効果が高められ、経営基盤 の強化につながる。

			(政策目的に係る達成目標)
			・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中
			小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の
			活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。
			《政策目的の根拠》
			┃・高度化制度は、中小企業基本法(昭和38年7月)において「国は、中小企業
			者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流
			又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小
			企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。
			(第16条)」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域にお
			いて、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有
			機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策
			を講ずるものとする。(第17条)」こととして、位置づけられている。
			・また独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月)では、「中小
			企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者
			に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。(第15条)」と
			定められており、以上のとおり、高度化制度は政策的に重要なものとして位
			置づけられている。
			│ ・昭和38年7月に施行された「旧中小企業基本法」では、中小企業構造の高
			度化(事業の共同化、工場・店舗等の集団化等)が基本政策として位置づけ
			られ、高度化事業は、その中核的な施策であった。
			・また、平成11年7月に施行された「新中小企業基本法」においても、「中小企
			業構造の高度化」は「連携・共同化、集積の活性化」に概念が整理され、中小
			企業の経営基盤の強化のための施策として位置づけられた。
			・昭和42年の「中小企業振興事業団」の設立により、当事業団が高度化制度
			を都道府県と協調し、実施しており、特殊法人の見直し等による事業実施主体
			の変遷はあったものの、現在においても同様の仕組みで独立行政法人中小企
			数ととはありたものの、現在においても同様のは組みて独立行政法人中が正 業基盤整備機構が行っている。
	_	政策体系	朱墨魚豆脯機構が引うている。 4. 中小企業・地域経済産業政策
	(2)	以来体示における	21. 経営革新・創業促進
		政策目的	
		の位置付	
		けるより押	│ │《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	(3)	達成目標	
		及び測定 比博	・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中 小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の
		指標	小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の
			活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			2- 2***********************************
			③適用後5年間における経常利益の前年比増加率を平均1.0%以上とする。
			│④適用後5年間における経常利益の前年比増加率を平均1.0%以上とする。 │《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
			①事業所税においては、課税の目的等を考慮し、高度化事業は中小企業の
			共同化を支援するものであることから、非課税として措置されている。この措
			置により、企業集積の進んだ都市部における住工混在を解消し、同一都市
			内に立地することが容易となり、既存の取引関係を解消するといった競争力
			の低下防止に貢献する。
•			

②本措置は、集団化事業において、組合員が不動産取得税を二重に負担す ることを防ぐものである。また、利用の結果、事業開始時に投資等に向けら れる自己資金が確保され、売上向上につながるなど、より効果的な事業実 施に寄与している。 ③本措置は、中小企業者が共同利用する機械及び装置への課税を軽減する ことで事業実施を促進し、また、中小企業者の経済的負担を軽減すること で、事業開始直後の資金繰りの安定を図ることに貢献する。 ④本措置は、融資を受けて取得した共同施設への課税を軽減することで、中 小企業者の経済的負担を軽減し、事業開始直後の資金繰りの安定に寄与 している。 有効性 ① 適用数等 等 H20 適用数 H17 H18 H19 H21 (組合員数) (388)(416)(465)(474)(502)①事業所税の非課税 組合数 100 103 118 116 116 (組合員数) (77) (51)(8) (0)(0)②不動産取得税の免除 組合数 0 10 6 3 0 9 7 3 4 ③固定資産税の特例 先数 9 4 不動産取得税の軽減 組合数 2 0 0 0 (出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査) ② 減収額 (金額単位:千円) 非課税額 H17 H18 H19 H20 H21 ①事業所税の非課税 712.580 715,103 886.347 885,299 950.045 ②不動産取得税の免除 236,345 130,714 39,955 0 ③固定資産税の特例 6.486 7.290 6.434 4.087 2.857 4)不動産取得税の軽減 2,584 1,320 0 (出所:独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査) ③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:~平成21年度) 目標の実 高度化事業の実施状況(平成21年度末時点) 現状況 高度化事業では、累計で工業団地497、共同店舗630、商店街1,397等、 合計8,972の組合に貸付けを行い、中小企業の事業環境の整備、経営基盤 の強化が図られている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度~平成21年度) **1**)-**(2)**— ③平成17年度に本措置を利用した5つの組合の平成21年度までの経常利 益の単年度平均増加率は以下のとおり。 5% A 組合 B 組合 -7%35% C組合 D組合 1531% E組合 -105% ④・平成17年度に本措置を利用した2つの組合の平成21年度までの経常利

益の単年度平均増加率は以下のとおり。 F組合 35% G 組合 -7%・平成18年度に本措置を利用した H 組合の平成21年度までの経常利益の 単年度平均増加率は194%。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 16 年度~平成 21 年度) ・平成21年度中小企業実態基本調査(平成20年度決算実績)によれば、中 小企業1社当たりの納税額(税引き前当期純利益-税引き後当期純利益)は 263万円。他方、高度化事業を実施した組合員数の総計は推計で約20万社 であることから、高度化事業を実施した組合員による平成20年度の納税額は 約5260億円と推計される。 ①事業所税の非課税(分析対象期間:平成21年度) 平成20年度法人企業統計によれば、資本金1億円未満の企業の「営 業キャッシュフロー設備投資比率」は約50%となっており、平成21 年度の事業所税の推計非課税額(速報値)は9.3億円であることから、 事業所税の非課税により、設備投資が4.65億円増加したと考えられ ②事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務の免除 (分析対象期間:平成16年度~平成20年度) 平成16年度に集団化(工場団地建設)し、17年度に本特例措置を適用(軽 減額推計 27,446 千円)した、協同組合 F について •県内経済波及効果 平成16年度~20年度の生産誘発額:20.5億円 平成16年度~20年度の雇用誘発人数:160人 ※同組合の組合員全体の売上高と県工業統計の差額を高度化事業実 施による生産性向上によるものとし、産業連関表により誘発効果を算 ・推計軽減額 27,446 千円に対し、平成16年度~20年度に組合員全体で、 292.018 千円を納税。 (内訳) 法人税:193,475 千円 事業税、県民税:75,131 千円 市民税:23,412 千円 ③共同利用機械等の固定資産税の軽減 (分析対象期間:平成15~20年度) 平成14年度に共同利用機械等を設置し、平成15~17年度に本特 例措置を適用(軽減額1,134千円)したK協同組合の県内経済波及効果 平成15年度~20年度の生産誘発額:109億円 平成15年度~20年度の雇用誘発人数:885人 ④共同施設用建物の不動産取得税の課税標準の特例 (分析対象期間:平成15~20年度) 平成14年度に共同物流棟を設置し、平成15年度に本特例措置を適 用(軽減額 15, 751 千円)したK協同組合の県内経済波及効果

9 相当性 ① 租税特別 措置等に

よるべき

①事業所税においては、課税の目的等を考慮し、用途非課税の一つとして中 小企業の共同化等の事業に係るものが措置されているところであり、高度 化事業は中小企業の共同化を支援するものであることから、非課税として

平成15年度~20年度の生産誘発額:109億円 平成15年度~20年度の雇用誘発人数:885人

妥 ② (② (② (② (② (② (② (○ <td< th=""><th>措置されているものであるが、本措置により生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、事業実施後の資金繰り安定化に貢献するため、より円滑な事業実施が期待できる。 ②本措置は、組合員への二重の課税負担を防ぐだけでなく、集団化当初の課税が猶予されることで、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、借入金の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。 ③本措置により、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、固定資産税の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。 ④本措置により、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、不動産取得税の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。 ④本措置により、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、不動産取得税の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。 本さまた、以下のとなり、変を伴うものであり、その返済資金等が高度化事業という大規模な事業においては多大の資金となり資金繰りは厳しいものとなる。そのような中、税制特例措置による支援を行うことにより、高度化事業開始時において投資に向けられる自己資金を充実が図られ、また、資金繰りの安定が図られるなど、高度化事業に関する国税の特例があるが、対象、目的が違い、役割分担がなされている。 「国税) ①土地の譲渡所得の特別控除 →組合に用地を売却する土地の所有者に税負担を軽減することで、土地の売却の円滑化を図るもの対象者:高度化事業用に土地等を譲渡した個人・法人対象施設:土地等 ②特定事業用資産の買い換え特例 →移転を伴う事業において、組合員が移転前に事業を行っていた土地・建物等の譲渡で生ずる譲渡益に対して課税の線延べを認めることで、組合員の生産性向上に向けた投資につなげるもの対象者・集団化事業へ参加するために移転した中小企業者教施設・移転に伴い譲渡した土地等、建物構築物、機械及び装置高度化事業は、集積の活性化、雇用の拡大、住工混在の解消等地域施策の実現手段であり、また、高度化事業に参加した企業の成長による税収の増加も期待できることから、高度化事業を実施する者に対し一定の税負担の軽減を認めることは、地方公共団体にとって妥当な措置である。</th></td<>	措置されているものであるが、本措置により生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、事業実施後の資金繰り安定化に貢献するため、より円滑な事業実施が期待できる。 ②本措置は、組合員への二重の課税負担を防ぐだけでなく、集団化当初の課税が猶予されることで、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、借入金の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。 ③本措置により、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、固定資産税の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。 ④本措置により、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、不動産取得税の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。 ④本措置により、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、不動産取得税の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。 本さまた、以下のとなり、変を伴うものであり、その返済資金等が高度化事業という大規模な事業においては多大の資金となり資金繰りは厳しいものとなる。そのような中、税制特例措置による支援を行うことにより、高度化事業開始時において投資に向けられる自己資金を充実が図られ、また、資金繰りの安定が図られるなど、高度化事業に関する国税の特例があるが、対象、目的が違い、役割分担がなされている。 「国税) ①土地の譲渡所得の特別控除 →組合に用地を売却する土地の所有者に税負担を軽減することで、土地の売却の円滑化を図るもの対象者:高度化事業用に土地等を譲渡した個人・法人対象施設:土地等 ②特定事業用資産の買い換え特例 →移転を伴う事業において、組合員が移転前に事業を行っていた土地・建物等の譲渡で生ずる譲渡益に対して課税の線延べを認めることで、組合員の生産性向上に向けた投資につなげるもの対象者・集団化事業へ参加するために移転した中小企業者教施設・移転に伴い譲渡した土地等、建物構築物、機械及び装置高度化事業は、集積の活性化、雇用の拡大、住工混在の解消等地域施策の実現手段であり、また、高度化事業に参加した企業の成長による税収の増加も期待できることから、高度化事業を実施する者に対し一定の税負担の軽減を認めることは、地方公共団体にとって妥当な措置である。
11 評価結果の反映の方向 性 12 前回の事前評価又は事	中小企業の経営基盤の強化を図る目的のための政策誘導手段として、引き続き同措置を継続する。 -
後評価の実施時期	

1			対象とした 置等の名称	固定資産税の課税標準等の特例措置				
2	租税特別措置等の内容			独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ、直接独立行				
				 政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成 14 年法律第 94 号)第 11 条				
				第1項第5号に規定する石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並				
				びに当該技術の海外における実証の用に供する家屋及び償却資産で政令で				
				定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該固定資産に対して				
				新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に				
				一ついては、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分				
				の2の額とし、その後5年度分の固定資産税については、当該固定資産に係				
				る固定資産税の課税標準となるべき価格の5分の4の額とする。				
3	担当部局			資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課				
4	評価実施時期							
5	租税特別措置等の創設			創設年度:平成15年度				
	年度及び改正経緯			改正:なし				
6	適用期間			本則恒久				
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等		及びその	エネルギーの安定供給確保、石油開発技術力の向上 				
			根拠					
				「未来開拓戦略」(平成21年4月)				
				「資源確保指針」(平成20年3月)				
				「エネルギー基本計画」(平成19年3月)				
				「新・国家エネルギー戦略」(平成18年5月)				
		2	政策体系	政策:5. エネルギー・環境政策				
			における	施策∶25. 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保 				
			政策目的 の位置付					
			け					
		3		 《租税特別措置等により達成しようとする目標》				
			及び測定	2030年までに国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を4				
			指標	0%以上に引き上げる。				
				石油開発技術の技術水準の向上、技術者の養成				
				 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》				
				国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率				
				JOGMECは、民間のみでは実施が難しい長期間かつ所要資金の大きい研究				
				開発を実施しており、その円滑な遂行を図るためには、大規模研究設備や高				
				額な実験装置等の整備が不可欠。				
				このような研究開発資産の整備を円滑に実施するためには、固定資産税の軽				

				減が有効である。
8	有等	1	適用数等	特例対象償却資産 平成 22 年度 1,151 件 平成 21 年度 1,126 件 平成 20 年度 1,075 件 平成 19 年度 984 件
		2	減収額	減免額 平成 22 年度 5,214,700 円 平成 21 年度 6,314,900 円 平成 20 年度 4,933,600 円 平成 19 年度 5,912,700 円
		3	効果・達成目状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成19 年度~平成22 年度) 平成21年度 国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率 23.1% (租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成19 年度~平成22 年度) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証の用に供する償却資産について適用。 〇平成22年度固定資産税の課税標準額は、減免前1,173百万円余(標準税率1.4%16.4百万円)→減免後801百万円余(標準税率1.4%11.2百万円)となり、納税額で約5百万円の経費削減効果。 〇平成21年度固定資産税の課税標準額は、減免前1,356百万円余(標準税率1.4%18.9百万円)→減免後904百万円余(標準税率1.4%12.6百万円)となり、納税額で約5百万円の経費削減効果。 自主開発比率23.1%(注) 〇平成20年度固定資産税の課税標準額は、減免前1,089百万円余(標準税率1.4%15.2百万円)→減免後736百万円余(標準税率1.4%10.3百万円)となり、納税額で約5百万円の経費削減効果。 自主開発比率15.8% 〇平成19年度固定資産税の課税標準額は、減免前1,267百万円余(標準税率1.4%17.7百万円)→減免後845百万円余(標準税率1.4%11.8百万円)となり、納税額で約6百万円の経費削減効果。 自主開発比率15.8% 〇平成19年度固定資産税の課税標準額は、減免前1,267百万円余(標準税率1.4%17.7百万円の経費削減効果。 自主開発比率15.8% 〇平成19年度固定資産税の課税標準額は、減免前1,267百万円余(標準税率1.4%17.7百万円)→減免後845百万円余(標準税率1.4%11.8百万円)となり、納税額で約6百万円の経費削減効果。 自主開発比率は、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直 しにともない平成21年度よりこれまでの原油に加え、天然ガスを追加。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度~平成22年度)

9	相当性	① 租税特別	研究開発用資産の整備を円滑にし、石油開発技術力の一層の向上を図るた
		措置等に	めには、研究開発に対する予算措置に加えて、固定資産税の軽減が不可欠
		よるべき 妥当性等	である。
		② 他の支援	我が国の石油開発技術力の向上を図るため、JOGMECに対して石油開発技
		措置や義	
		務付け等	術の研究開発及び教育訓練の実施に必要な予算措置を行っている。
		との役割	
		分担	
		③ 地方公共	JOGMECの技術センターが立地する地方公共団体には経済的波及効果が
		団体が協	見込まれると考えられる。
		力する相 当性	また、エネルギーの安定供給確保は地方公共団体も裨益するものである。
		= 11	
10	有識者σ	 D見解	なし
11		県の反映の方向	特例措置継続
	性		
12	前回の事	事前評価又は事	<u> </u>
	後評価の	D実施時期	